

野村DC運用戦略ファンド

愛称：ネクスト10

追加型投信

内外

資産複合

【投資信託説明書（請求目論見書）】

（2023年11月17日）

この目論見書により行なう野村DC運用戦略ファンドの募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社（委託会社）は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を2023年5月16日に関東財務局長に提出しており、2023年5月17日にその効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資家の請求により交付される請求目論見書です。

【発行者名】	: 野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	: CEO兼代表取締役社長 小池 広靖
【本店の所在の場所】	: 東京都江東区豊洲二丁目2番1号
【縦覧に供する場所】	: 該当事項はありません。

NOMURA 野村アセットマネジメント

目次

目次	2
第一部【証券情報】	3
(1)【ファンドの名称】	3
(2)【内国投資信託受益証券の形態等】	3
(3)【発行（売出）価額の総額】	3
(4)【発行（売出）価格】	3
(5)【申込手数料】	4
(6)【申込単位】	4
(7)【申込期間】	4
(8)【申込取扱場所】	4
(9)【払込期日】	4
(10)【払込取扱場所】	4
(11)【振替機関に関する事項】	5
(12)【その他】	5
第二部【ファンド情報】	6
第1【ファンドの状況】	6
1【ファンドの性格】	6
2【投資方針】	12
3【投資リスク】	33
4【手数料等及び税金】	37
5【運用状況】	40
第2【管理及び運営】	70
1【申込（販売）手続等】	70
2【換金（解約）手続等】	71
3【資産管理等の概要】	72
4【受益者の権利等】	75
第3【ファンドの経理状況】	76
1【財務諸表】	79
【中間財務諸表】	327
2【ファンドの現況】	363
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	366
第三部【委託会社等の情報】	367
第1【委託会社等の概況】	367
1【委託会社等の概況】	367
2【事業の内容及び営業の概況】	369
3【委託会社等の経理状況】	370
4【利害関係人との取引制限】	406
5【その他】	406
約款	407

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

野村 DC 運用戦略ファンド

(以下「ファンド」といいます。また、ファンドの愛称を「ネクスト 10」とします。)

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)

なお、当初元本は1口当たり1円です。

■信用格付■

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

1兆円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額^{*}とします。

なお、午後3時までに、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

※「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(5) 【申込手数料】

ありません。

(6) 【申込単位】

1円以上1円単位（当初元本1口＝1円）とします。

(7) 【申込期間】

2023年5月17日から2024年5月16日まで

*なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(9) 【払込期日】

取得申込日の翌々営業日までに申込金額を申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、野村アセットマネジメント株式会社(「委託者」または「委託会社」といいます。)の指定する口座を經由して、野村信託銀行株式会社(「受託者」または「受託会社」といいます。)の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(1 1) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(1 2) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

「確定拠出年金法」に基づいて、個人又は事業主が拠出した資金を運用するためのファンドです。

※受益権の申込みを行なう投資者は、確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて受益権の取得の申込みを行なう資産管理機関および国民年金基金連合会等に限るものとします。

◆国内および外国（新興国を含む）の株式、国内および外国（新興国を含む）の公社債、国内および外国の不動産投資信託証券（REIT）を実質的な主要投資対象*とし、また為替予約取引等を主要取引対象とし、信託財産の成長を目標に運用を行なうことを基本とします。

※ ファンドは、「国内株式マザーファンド」、「国内債券マザーファンド」、「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、「新興国債券マザーファンド」、「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」、「J-REIT インデックス マザーファンド」、「海外 REIT インデックス マザーファンド」、「野村マネー マザーファンド」を親投資信託（「マザーファンド」といいます。）とするファミリーファンド方式で運用します。「実質的な主要投資対象」とは、マザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

■信託金の限度額■

受益権の信託金限度額は 5,000 億円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

<商品分類>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。
 なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

(野村 DC 運用戦略ファンド)

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券
		不動産投信
追加型	内外	その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (日本を含む)		
一般				
大型株	年2回			
中小型株	年4回	日本		
債券			ファミリーファンド	あり (適時ヘッジ)
一般	年6回 (隔月)	北米		
公債		欧州		
社債				
その他債券	年12回 (毎月)	アジア		
クレジット属性 ()		オセアニア		
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (資産複合 (株式、債券、 不動産投信) 資産配分変更型))	その他 ()	アフリカ		
		中近東 (中東)		
		エマージング		
資産複合 ()				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。(2023年1月19日現在)

<商品分類表定義>

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1) 単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1) 国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産による区分]

- (1) 株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1) MMF(マネー・マネジメント・ファンド)…MRF 及び MMF の運営に関する規則(以下「MRF 等規則」という。)に定める MMF をいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…MRF 等規則に定める MRF をいう。
- (3) ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1) インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分表定義>

[投資対象資産による属性区分]

株式

- (1) 一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2) 大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1) 一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。

- (2) 公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4) その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5) 格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1) 資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2) 資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

- (1) 年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2) 年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3) 年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4) 年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5) 年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6) 日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7) その他…上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1) グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2) 日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) 欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5) アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6) オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7) 中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9) 中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1) ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1) 為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1) 日経 225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

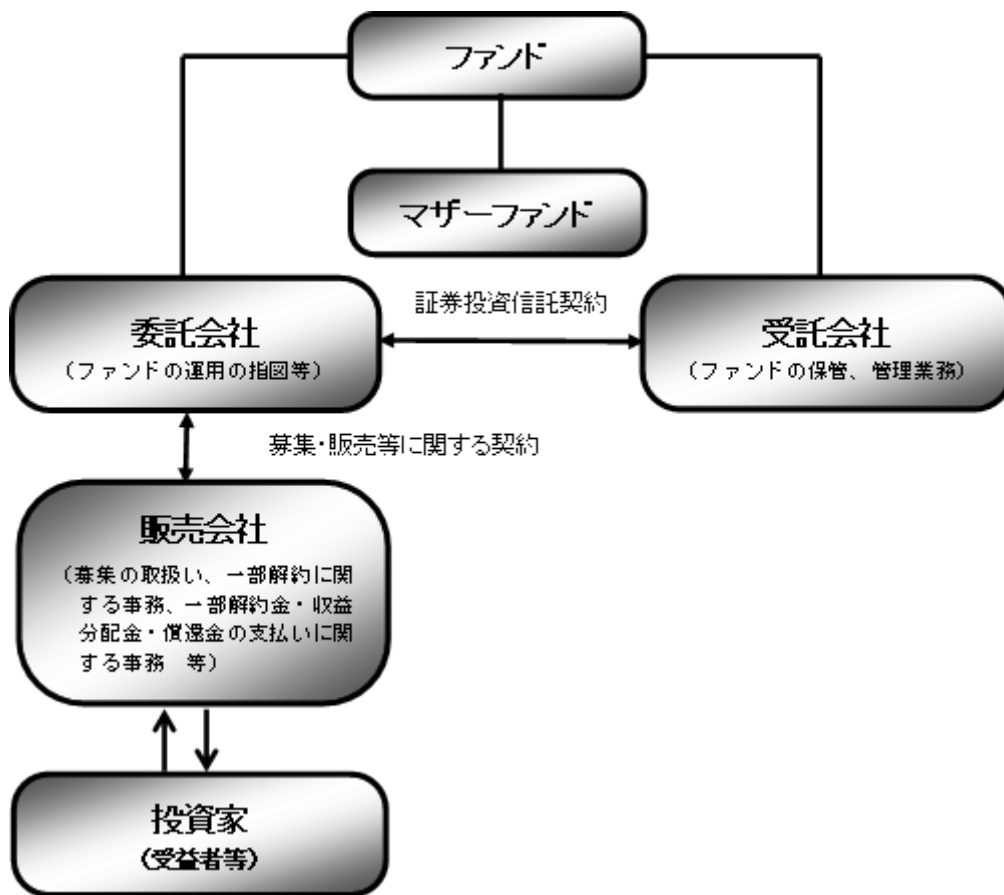
[特殊型]

- (1)ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3)ロング・ショート型/絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4)その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2) 【ファンドの沿革】

2012年2月28日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

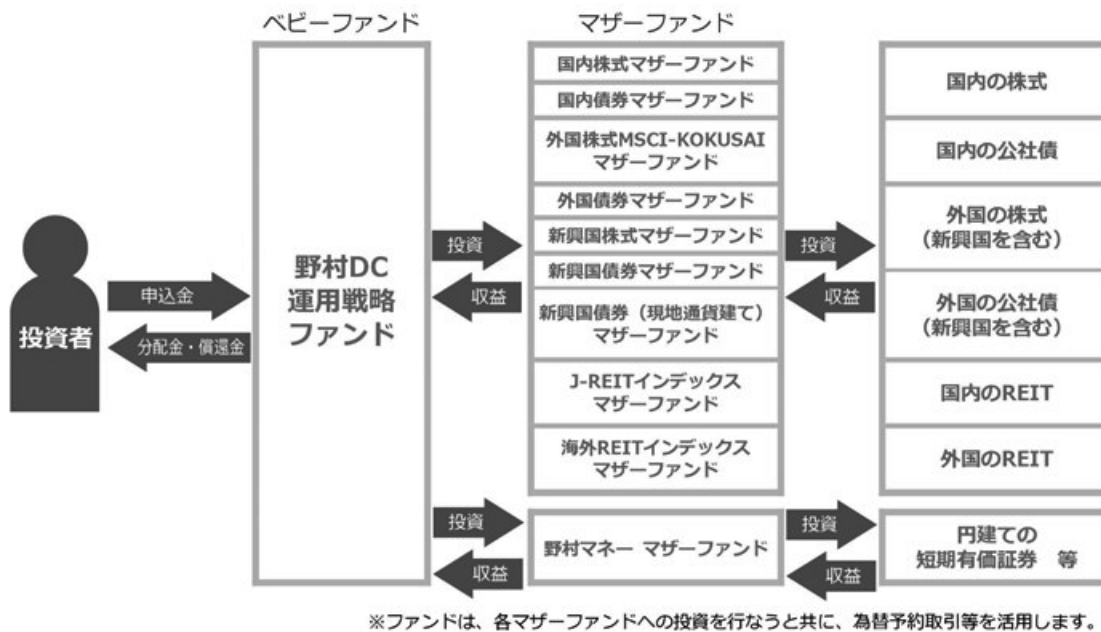
(3) 【ファンドの仕組み】



ファンド	野村 DC 運用戦略ファンド
マザーファンド (親投資信託)	国内株式マザーファンド 国内債券マザーファンド 外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド 外国債券マザーファンド 新興国株式マザーファンド

	新興国債券マザーファンド 新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド J-REIT インデックス マザーファンド 海外 REIT インデックス マザーファンド 野村マネー マザーファンド
委託会社(委託者)	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社(受託者)	野村信託銀行株式会社

●ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。



■委託会社の概況(2023年9月末現在)■

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・資本金の額

17,180 百万円

・会社の沿革

1959年12月1日

野村証券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月1日

投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月1日

野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋 1-13-1	5,150,693 株	100%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

[1] 運用にあたっては、世界の様々な指標の動きを計量的なアプローチを用いて分析し、リスク水準^{※1}を一定範囲内程度に抑えつつ効率的に収益を獲得することを目指して、各マザーファンドへの投資比率および為替予約取引等のポジション^{※2}を決定します。

※1 リスク水準とは、推定されるポートフォリオの価格の変動の大きさのことです。ファンドでは、推定される基準価額の「振れ幅」（上下変動の程度）を表しています。リスク水準の調整にあたっては、基準価額の目標変動リスク値を、当年度率 5%程度以下となることを目指して、リスク水準の異なる資産の配分比率や実質的な外貨のエクスポージャーを変更します。

基準価額の変動の方向は、上昇することも下落することもあり得ます。変動リスクの大きさは、必ずしもファンドの運用成績の良さを意味するものではありません。実際の運用成績は、マイナスとなる可能性があります。

ファンドで組入れる各資産と為替の過去の価格の変動リスク等の統計値から、それらを組み合わせた将来の価格の変動リスク値を推定し、資産配分と通貨配分により目標変動リスク値を調整します。ただし、目標変動リスク値はあくまでも推定に基づく統計的な目安ですので、実際の基準価額の変動リスクは、推定値からはずれる場合があります。したがって、基準価額が目標変動リスク値で示される範囲より小さくしか値動きをしない場合もあれば、目標変動リスク値で示される範囲を超えて大きく値下がりする場合があります。

変動リスク値は、「ボラティリティ」や「標準偏差」と呼ばれることもあります。

※2 マザーファンドを通じて実質的に投資を行なう内外の株式および REIT への投資比率、ファンドが投資する外貨建資産と為替予約取引等を加味した実質的な外貨のエクスポージャーは、原則として、以下の範囲内となります。

実質的な内外の株式 および REIT への投資比率	実質的な外貨の エクスポージャー
純資産総額の 50%以内	純資産総額の 50%以内

◆各マザーファンドへの投資比率および為替予約取引等のポジションは適宜見直しを行ないます。

◆一部のマザーファンドへの投資比率がゼロとなる場合があります。

◆各マザーファンド（「野村マネー マザーファンド」を除く）は、各々以下の指数の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

「野村マネー マザーファンド」は、円建ての短期有価証券等に投資を行ない、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

マザーファンド名	主要投資対象	対象指数
国内株式マザーファンド	わが国の株式	東証株価指数 (TOPIX)
国内債券マザーファンド	わが国の公社債	NOMURA-BPI 国債指数
外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド	外国の株式	MSCI-KOKUSAI 指数 (円ベース・為替ヘッジなし) *1
外国債券マザーファンド	外国の公社債	FTSE 世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)
新興国株式マザーファンド	新興国の株式 (DR (預託証券) *1 を含みます。)	MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み・円換算ベース) *2
新興国債券マザーファンド	新興国の公社債	JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス (円換算ベース) *3
新興国債券 (現地通貨建て) マザーファンド	現地通貨建ての新興国の 公社債	JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円換算ベース) *4
J-REIT インデックス マザーファンド	J-REIT *2	東証 REIT 指数 (配当込み)
海外 REIT インデックス マザーファンド	日本を除く世界各国の REIT *3	S&P 先進国 REIT 指数 (除く日本、配当込み、円換算ベース) *5

※1 Depositary Receipt (預託証券) の略で、ある国の株式発行会社の株式を海外で流通させるために、その会社の株式を銀行などに預託し、その代替として海外で発行される証券をいいます。DRは、株式と同様に金融商品取引所などで取引されます。

※2 わが国の金融商品取引所に上場 (これに準ずるものを含みます。) されている不動産投資信託証券 (一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。) とします。

※3 世界の金融商品取引所に上場 (これに準ずるものを含みます。) されている不動産投資信託証券 (一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。) とします。なお、国によっては、「不動産投資信託証券」について、「REIT」という表記を用いていない場合もありますが、当ファンドにおいては、こうした場合も含め、全て「REIT」といいます。

*1 MSCI-KOKUSAI 指数をもとに、委託会社が円換算したものです。

*2 MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み・ドルベース) をもとに、委託会社が円換算したものです。

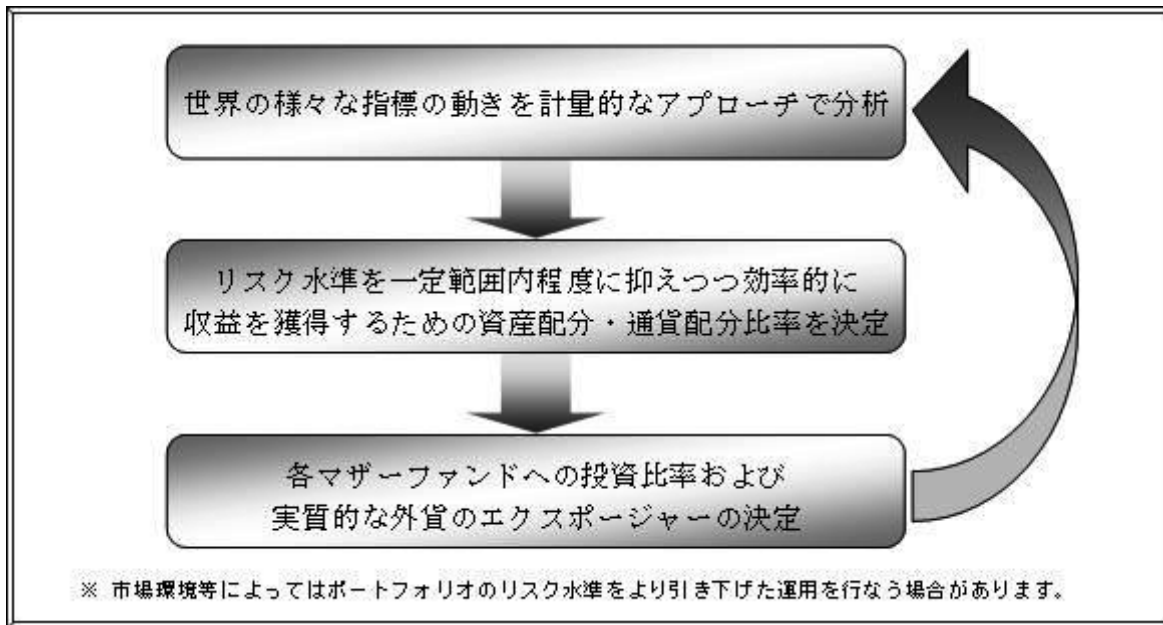
*3 JP Morgan Emerging Market Bond Index (EMBI) Plus (USドルベース) をもとに、委託会社が円換算したものです。

*4 JP Morgan Government Bond Index-Emerging Markets (GBI-EM) Global Diversified (USドルベース) をもとに、委託会社が円換算したものです。

*5 S&P先進国REIT指数 (除く日本、配当込み、ドルベース) をもとに、委託会社が円換算したものです。

◆内外の株式および REIT をそれぞれ主な投資対象とする「国内株式マザーファンド」、「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、「J-REIT インデックス マザーファンド」、「海外 REIT インデックス マザーファンド」への投資比率の合計は、原則として、信託財産の純資産総額の 50%以内とします。

■運用プロセスについて■



[2] 為替予約取引等の利用については、外貨建資産の為替変動リスクを回避する目的（ヘッジ目的。代替ヘッジを含みます。）のほか、効率的に収益を獲得する目的（ヘッジ目的外）で活用します。

- ◆ 為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額は信託財産の純資産総額の100%以内とします。
- ◆ 実質的な外貨のエクスポージャーは、原則として、信託財産の純資産総額の50%以内となるように調整を行いません。

◆ 各マザーファンド（「野村マネー マザーファンド」を除く）が対象とするインデックスの著作権等について

「東証株価指数（TOPIX）、東証REIT指数（配当込み）」

- ① 東証株価指数（TOPIX）、東証REIT指数（配当込み）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）、東証REIT指数（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）、東証REIT指数（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）、東証REIT指数（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有する。
- ② JPXは、東証株価指数（TOPIX）、東証REIT指数（配当込み）の指数値の算出若しくは公表の方法の変更、東証株価指数（TOPIX）、東証REIT指数（配当込み）の指数値の算出若しくは公表の停止又は東証株価指数（TOPIX）、東証REIT指数（配当込み）に係る標章若しくは商標の変更若しくは使用の停止を行うことができる。
- ③ JPXは、東証株価指数（TOPIX）、東証REIT指数（配当込み）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）、東証REIT指数（配当込み）に係る標章又は商標の使用に関して得られる結果並びに特定日の東証株価指数（TOPIX）、東証REIT指数（配当込み）の指数値について、何ら保証、言及をするものではない。
- ④ JPXは、東証株価指数（TOPIX）、東証REIT指数（配当込み）の指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではない。また、JPXは、東証株価指数（TOPIX）、東証REIT指数（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負わない。

- ⑤本件商品は、J P Xにより提供、保証又は販売されるものではない。
- ⑥ J P Xは、本件商品の購入者又は公衆に対し、本件商品の説明又は投資のアドバイスをする義務を負わない。
- ⑦ J P Xは、当社又は本件商品の購入者のニーズを東証株価指数 (TOPIX)、東証 REIT 指数 (配当込み) の指数値を算出する銘柄構成及び計算に考慮するものではない。
- ⑧以上の項目に限らず、J P Xは本件商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しない。

「NOMURA-BPI 国債指数」

「NOMURA-BPI 国債指数」に関する一切の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属しております。また、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、ファンドの運用成果に関して一切の責任を負うものではありません。

「MSCI-KOKUSAI 指数」

「MSCI エマージング・マーケット・インデックス」

MSCI-KOKUSAI 指数、MSCI エマージング・マーケット・インデックスの著作権、知的所有権その他一切の権利は MSCI に帰属します。また MSCI は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

本ファンドは、MSCI Inc. (MSCI)、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者が、保証、推奨、販売、または宣伝するものではありません。MSCI 指数は、MSCI が独占的に所有しています。MSCI 及び MSCI 指数は、MSCI 及びその関係会社のサービスマークであり、野村アセットマネジメント株式会社は特定の目的の為にその使用を許諾されています。MSCI 、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者または不特定多数の公衆に対して、ファンド全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックしている MSCI 指数の能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCI とその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマーク、トレードネームのライセンスの所有者であり、MSCI 指数は、本ファンドまたは本ファンドの発行会社あるいは所有者に関わらず、MSCI により決定、作成、及び計算されています。MSCI 、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI 指数の決定、作成、あるいは計算において、本ファンドの発行者または所有者の要求を考慮に入れる義務は一切ありません。MSCI 、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの発行時期、発行価格または発行数量の決定について、また、本ファンドを現金に償還する方程式の決定また計算について責任を負うものではなく、参加もしておりません。MSCI 、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者に対し、本ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関連するいかなる義務または責任も負いません。

MSCI は、自らが信頼できると考える情報源から本件指数の計算に算入される情報またはその計算に使用するための情報を入手しますが、MSCI 、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指数またはそれに含まれるいかなるデータの独創性、正確性及び/または完全性について保証するものではありません。MSCI 、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的にも黙示的にも、被許諾者、その顧客または相手方、本件ファンドの発行会社、本件ファンドの所有者その他の個人・法人が、本契約にもとづき許諾される権利またはその他使用のために許諾される権利に関連して本件指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証をおこなうものではありません。MSCI 、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指数及びそれに含まれるデータの、またはそれに関連する過誤、省略または中断に対してまたはそれらに関して責任を負うことはありません。本件指数及びそれに含まれるデータに関し、MSCI 、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作

成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的、黙示的な保証を行うものでもなく、かつMSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、特定目的のための市場性または適切性について、何ら保証を行うものではないことを明記します。前記事項を制限することなく、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害その他のあらゆる損害（逸失利益を含む。）につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。

本証券の購入者、販売者、または所有者あるいはいかなる個人・法人は、MSCIの許諾が必要かどうかの決定をあらかじめMSCIに問い合わせることなく、本証券を保証、推奨、売買、又は宣伝するためにいかなるMSCIのトレードネーム、トレードマーク、又はサービスマークを使用または言及することはできません。いかなる場合においても、いかなる個人または法人は、事前にMSCIの書面による許諾を得ることなくMSCIとの関係を一切主張することはできません。

「FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）」

FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

「JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス」

「JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド」

本書に含まれる JP モルガンのインデックス商品（インデックスのレベルも含まれますが、これに限られません。）（以下、「本インデックス」といいます。）に関する情報（以下、「当情報」といいます。）は、情報の提供のみを目的として作成したものであり、金融商品の募集・勧誘若しくはその一部を構成し、又は本インデックスが参照する取引又は商品の価値若しくは価格を公式に確認するものではありません。当情報は、いかなる投資戦略の採用を推奨するものでもなく、法令、税務又は会計上の助言を行うものではありません。当情報に含まれる市場価格、データその他の情報は、信頼できると思われるものですが、その完全性及び正確性を保証するものではありません。当情報の内容については、今後予告なく変更されることがあります。当情報に含まれる実績は過去のものであって将来の運用成果を示すものではなく、将来の運用成績は変化します。JP モルガン、その関係会社又はそれらの従業員は、本インデックスの発行体のデータに係る金融商品について自己のポジション（ロング若しくはショート）を有し、取引を行い、又はそのマーケット・メイカーとして行為している可能性があるほか、かかる発行体の引受人、販売代理人、アドバイザー又は貸主となっている可能性があります。

ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・エルエルシー（以下、「JPMSL」又は「インデックス・スポンサー」といいます。）は、本インデックスにおいて参照する証券、金融関連商品又は取引（以下「該当商品」といいます。）を、賛助し、支持し、又はその他の方法で勧誘するものではありません。インデックス・スポンサーは、証券や金融関連商品一般に投資すること若しくは個別の該当商品に投資することの有用性について、又は金融市場における投資機会を追跡記録し、若しくは目的を達成するための本インデックスの有用性について、明示黙示を問わず、何らの表明又は保証をするものではありません。インデックス・スポンサーは、該当商品の管理、マーケティング又は取引に関連して、何らの責任又は義務を負いません。本インデックスは、信頼できると思われる情報に基づいて作成されたものですが、インデックス・スポンサーは、その完全性及び正確性並びに本インデックスに関連して提供されるその他の情報に責任を負うものではありません。

本インデックスは、インデックス・スポンサーに帰属し、インデックス・スポンサーが一切の

財産権を保持します。

JPMSL は、全米証券業者協会、ニューヨーク証券取引所及び米国証券投資家保護公社の会員です。「JP モルガン」は、ジェー・ピー・モルガン・チェース・バンク・エヌ・エー、JPMSL、ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・リミテッド（英国金融監督庁認可、ロンドン証券取引所会員）及びその投資銀行業務関連会社の投資銀行業務についてのマーケティング上の名称です。

当情報に関して追加で必要な情報がありましたらお問い合わせください。当情報に関するご連絡は、index.research@jpmorgan.com 宛にお願いします。当情報に関する追加の情報については、www.morganmarkets.com もご覧ください。

当情報の著作権は、ジェー・ピー・モルガン・チェース・アンド・カンパニーに帰属します。

「S&P 先進国 REIT 指数」

本ファンドは、スタンダード&プアーズ及びその関連会社（以下、S&P）により、何ら支援、推奨、販売または販促されるものではありません。

S&P は、ファンドの所有者または不特定多数の公衆に対して、証券への全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは S&P 先進国 REIT 指数の一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックする能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。

S&P は、被許諾者とは、S&P および S&P 先進国 REIT 指数の特定のトレードマークとトレードネームのライセンス使用を与えているのみの関係であり、S&P 先進国 REIT 指数は、被許諾者あるいは本ファンドに関係なく S&P により決定、作成、および計算されています。

S&P は、S&P 先進国 REIT 指数の決定、作成、および計算において、被許諾者あるいは本ファンドの所有者の要求を考慮に入れる義務を一切負いません。

S&P は、本ファンドの発行価格および発行数量の決定、あるいは本ファンドの発行または販売のタイミングや本ファンドを換金する際の方程式の決定または計算について、責任を負うものではなく、参加もしていません。

S&P は、本ファンドの管理、マーケティングまたは売買に関連するいかなる義務または責任も負いません。

S&P は、S&P 先進国 REIT 指数またはそこに含まれるデータの正確性および／または完全性について保証するものではなく、それに関連する過誤、省略または中断に対して責任を負うことはありません。

S&P は、被許諾者、ファンドの所有者またはその他のいかなる個人・法人が S&P 先進国 REIT 指数またはそこに含まれるデータを使用することによって得られる結果について、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の保証を行いません。

S&P は、明示的あるいは黙示的保証を行なうものではなく、かつ、S&P 先進国 REIT 指数またはそこに含まれるデータに関連して、特定の目的あるいは使用のための市場性または適切性について何ら保証を行なうものではないことを明記します。

前記事項を制限することなく、S&P は、たとえ特別の損害、懲罰的損害、間接的損害あるいは結果的損害（逸失利益を含む）につき、その可能性について通知を受けていたとしても、かかる損害について責任を負いません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

国内および外国（新興国を含む）の株式、国内および外国（新興国を含む）の公社債、国内および外国の不動産投資信託証券（REIT）を実質的な主要投資対象とし、為替予約取引等を主要取引対象とします。

◆ファンドは、「国内株式マザーファンド」、「国内債券マザーファンド」、「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、「新興国債券マザーファンド」、「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」、「J-REIT インデックス マザーファンド」、「海外 REIT インデックス マザーファンド」および「野村マネー マザーファンド」の各受益証券への投資を通じて、実質的に国内および外国（新興国を含む）の株式、国内および外国（新興国を含む）の公社債、国内および外国の不動産投資信託証券（REIT）に投資を行ないません。

◆デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

①投資の対象とする資産の種類(約款第 15 条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、下記「(5) 投資制限 ⑪、⑫、⑯および⑱」に定めるものに限りません。）に係る権利
 - ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
 - ロ. 次に掲げるものをすべてみだす資産
 - ・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの
 - ・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
 - ・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

②有価証券の指図範囲(約款第 16 条第 1 項)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である国内株式マザーファンド、国内債券マザーファンド、外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド、外国債券マザーファンド、新興国株式マザーファンド、新興国債券マザーファンド、新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド、J-REIT インデックス マザーファンド、海外 REIT インデックス マザーファンドおよび野村マネー マザーファンド（以下「各マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証書と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）

7. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
9. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
10. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券および新株予約権証券
13. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
14. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第12号の証券または証書の性質を有するもの
15. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
16. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
20. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
21. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
22. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第19号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第13号、第14号、第19号および第20号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第7号までの証券ならびに第13号、第14号、第19号および第20号の証券または証書のうち第2号から第7号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第15号および第16号の証券ならびに第19号の証券または証書のうち第15号および第16号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記②に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（上記②に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（上記②第13号に定める証券ま

たは証書を除きます。なお、上記②第 13 号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。)

9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および上記②各号以外のもの

④その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引
3. 金利先渡取引^{※1}
4. 為替先渡取引^{※2}
5. 直物為替先渡取引^{※3}

※1 「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」という。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」という。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

※2 「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいう。以下この項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいう。以下この項において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

※3 「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

(参考)各マザーファンドの概要

(国内株式マザーファンド)

運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、東証株価指数 (TOPIX) の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主としてわが国の株式に投資することにより、東証株価指数(TOPIX)の動きに連動する投資成果を目指します。
- ② 非株式割合(株式以外の資産への投資割合)は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資は行ないません。
- ③ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。
- ④ 有価証券先物取引等は約款第16条の範囲で行ないます。
- ⑤ スワップ取引は約款第17条の範囲で行ないます。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。
- ⑦ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(国内債券マザーファンド)

運用の基本方針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、NOMURA-BPI 国債指数の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主としてわが国の国債に投資することにより、NOMURA-BPI 国債指数の動きに連動する投資成果を目指します。
- ② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 外貨建資産への投資は行ないません。
- ② 有価証券先物取引等は約款第14条の範囲で行ないます。
- ③ スワップ取引は約款第15条の範囲で行ないます。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計

で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド)

運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として外国の株式に投資することにより、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とします。

④ 有価証券先物取引等は約款第 17 条の範囲で行ないます。

⑤ スワップ取引は約款第 18 条の範囲で行ないます。

⑥ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

⑦ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

⑧ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑨ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債^{*}への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

※転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)をいいます。

⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一のものに対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(外国債券マザーファンド)
運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として外国の公社債に投資することにより、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。
- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ② 有価証券先物取引等は約款第 14 条の範囲で行ないません。
- ③ スワップ取引は約款第 15 条の範囲で行ないません。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(新興国株式マザーファンド)
運用の基本方針

約款第 14 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とし、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。
 - ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
 - ③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
- (3)投資制限
- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
 - ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
 - ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とします。
 - ④ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
 - ⑤ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。
 - ⑥ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。
 - ⑦ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
 - ⑧ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
 - ⑨ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
 - ⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
 - ⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（新興国債券マザーファンド）
運 用 の 基 本 方 針

約款第 14 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

新興国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 新興国の公社債を主要投資対象とし、JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。なお、一部ローンに投資する場合があります。
- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ③ 投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災

害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)を含む市況動向や、その他資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ② デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ③ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(新興国債券(現地通貨建て) マザーファンド) 運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマーGING・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円換算ベース)の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

現地通貨建ての新興国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 現地通貨建ての新興国の公社債を主要投資対象とし、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマーGING・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円換算ベース)の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。なお、現地通貨建て以外の通貨建ての新興国の公社債および償還金額等が新興国の債券や債券指数の価格に連動する効果を有するリンク債等に投資する場合があります。
- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ② デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ③ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

整を行なうこととします。

(J-REIT インデックス マザーファンド)
運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、東証 REIT 指数(配当込み)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の不動産投資信託証券※(以下「J-REIT」といいます。)を主要投資対象とします。

※わが国の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている不動産投資信託証券(一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。)とします。

(2) 投資態度

①J-REIT の組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。

②資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

①投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への直接投資は行ないません。

③株式への直接投資は行ないません。

④不動産投信指数先物取引は約款第 14 条の 2 の範囲で行ないません。

⑤同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の 30%以内とします。ただし、東証 REIT 指数(配当込み)における時価の構成割合が 30%を超える J-REIT がある場合には、当該 J-REIT へ東証 REIT 指数(配当込み)における構成割合の範囲で投資することができるものとします。

⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。

⑦前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(海外 REIT インデックス マザーファンド)
運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、S&P 先進国 REIT 指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)※の動きに連動する投資成果を目

指して運用を行ないます。

※S&P 先進国 REIT 指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)は、S&P 先進国 REIT 指数(除く日本、配当込み、ドルベース)を委託会社において円換算した指数です。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本を除く世界各国の不動産投資信託証券※(以下「REIT」といいます。)を主要投資対象とします。

※海外の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている不動産投資信託証券(一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。)とします。

(2) 投資態度

- ①REIT の組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。
- ②外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ③資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ①投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③株式への直接投資は行ないません。
- ④不動産投信指数先物取引は約款第 14 条の 2 の範囲で行ないます。
- ⑤同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の 30%以内とします。ただし、S&P 先進国 REIT 指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)における時価の構成割合が 30%を超える REIT がある場合には、当該 REIT を S&P 先進国 REIT 指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)における構成割合の範囲で投資することができるものとします。
- ⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。
- ⑦前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(野村マネー マザーファンド)
運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、本邦通貨表示の公社債等に投資を行ない、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

本邦通貨表示の短期有価証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券への投資により利息等収益の確保を図り、あ

わせてコール・ローンなどで運用を行なうことで流動性の確保を図ります。

②資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

①株式への投資は行ないません。

②外貨建資産への投資は行ないません。

③有価証券先物取引等は約款第 14 条の範囲で行ないます。

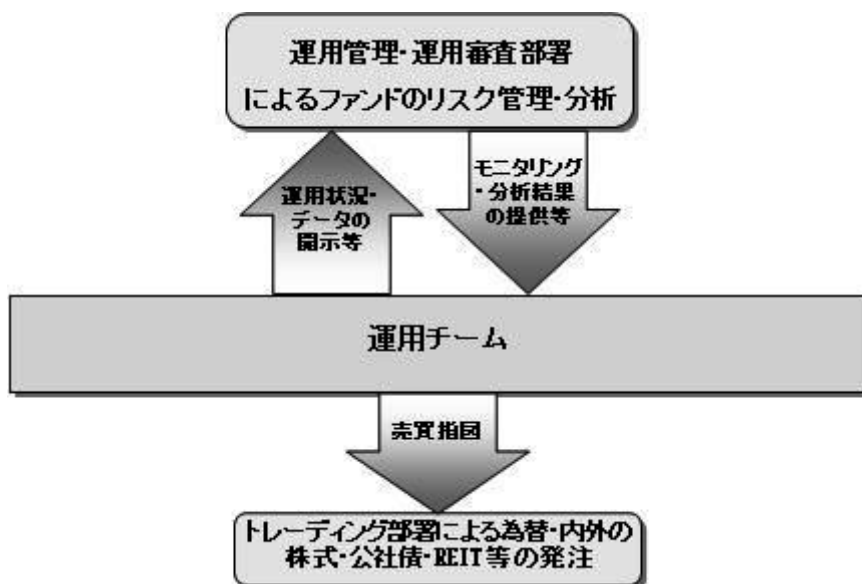
④スワップ取引は約款第 15 条の範囲で行ないます。

⑤一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(3) 【運用体制】

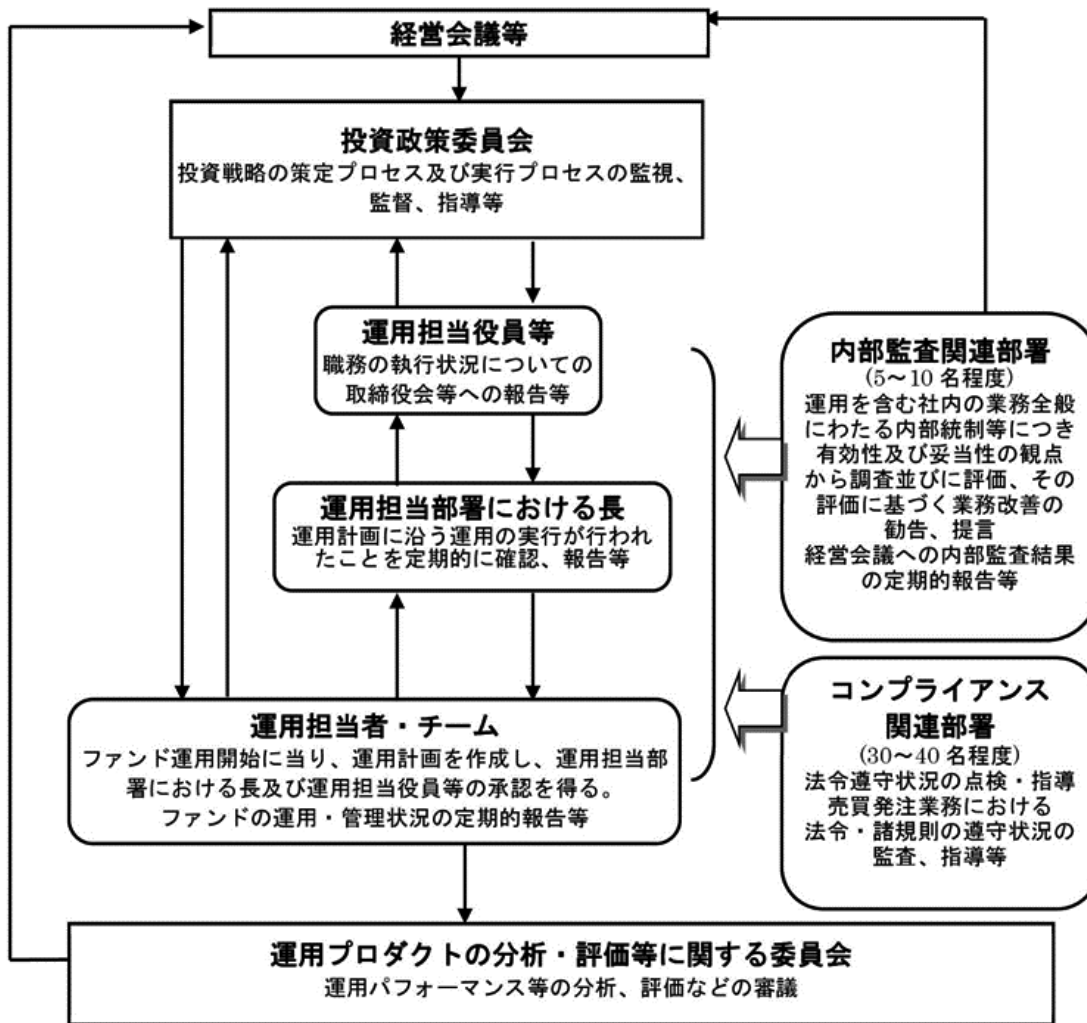
ファンドの運用体制は以下の通りです。



※運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



《委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等》

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行いません。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行いません。

※利子・配当等収益とは、配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

※売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

※毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

*委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

◆ファンドの決算日

原則として毎年2月17日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

◆分配金のお支払い

分配金は、原則、無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

(1) 株式への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

株式への実質投資割合には制限を設けません。

(2) 外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

(3) デリバティブの利用(運用の基本方針 2. 運用方法 (3)投資制限)

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

(4) 外国為替予約取引等の利用(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

外国為替予約取引等の利用はヘッジ目的に限定しません。

(5) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

(6) 同一銘柄の株式への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。

(7) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

(8) 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の

10%以内とします。

(9) 投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

投資信託証券(マザーファンド受益証券、上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

(10) 投資する株式等の範囲(約款第19条)

(i) 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(ii) 上記(i)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(11) 先物取引等の運用指図(約款第22条)

(i) 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

(ii) 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

(iii) 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(12) スワップ取引の運用指図(約款第23条)

(i) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引および有価証券店頭指数等スワップ取引(金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。以下同じ。)(これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

(ii) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(iii) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

(iv) 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(13) 信用取引の指図範囲(約款第21条)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

(ii) 上記(i)の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券

3. 有償増資により取得する株券
 4. 売り出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券
- (14) 有価証券の貸付の指図および範囲(約款第 25 条)
- (i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。
 - (ii) 上記(i)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - (iii) 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。
- (15) 公社債の借入れ(約款第 26 条)
- (i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
 - (ii) 上記(i)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - (iii) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(ii)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
 - (iv) 上記(i)の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。
- (16) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図(約款第 27 条)
- (i) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
 - (ii) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - (iii) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
 - (iv) 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。
- (17) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第 28 条)
- 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- (18) 直物為替先渡取引の運用指図(約款第 31 条)
- (i) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

- (ii) 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - (iii) 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
 - (iv) 委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。
- (19) 資金の借入れ(約款第 37 条)
- (i) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
 - (ii) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。
 - (iii) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - (iv) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- (20) 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)
- (21) 同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第 9 条)
- 同一の法人の発行する株式について、次の(i)の数が(ii)の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。
- (i) 委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数
 - (ii) 当該株式に係る議決権の総数に 100 分の 50 の率を乗じて得た数

3 【投資リスク】

《基準価額の変動要因》

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

[株価変動リスク]

ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。特にファンドの実質的な投資

対象に含まれる新興国の株価変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

[REITの価格変動リスク]

REITは、保有不動産の状況、市場金利の変動、不動産市況や株式市場の動向等により、価格が変動します。ファンドは実質的にREITに投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

[債券価格変動リスク]

債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の債券価格の変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

[為替変動リスク]

ファンドは、為替変動リスクの低減を図る目的（ヘッジ目的）のほか、効率的に収益を追求する目的（ヘッジ目的外）で為替予約取引等を活用しますので、為替変動の影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

≪その他の留意点≫

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが遅延する可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

《委託会社におけるリスクマネジメント体制》

リスク管理関連の委員会

◆パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

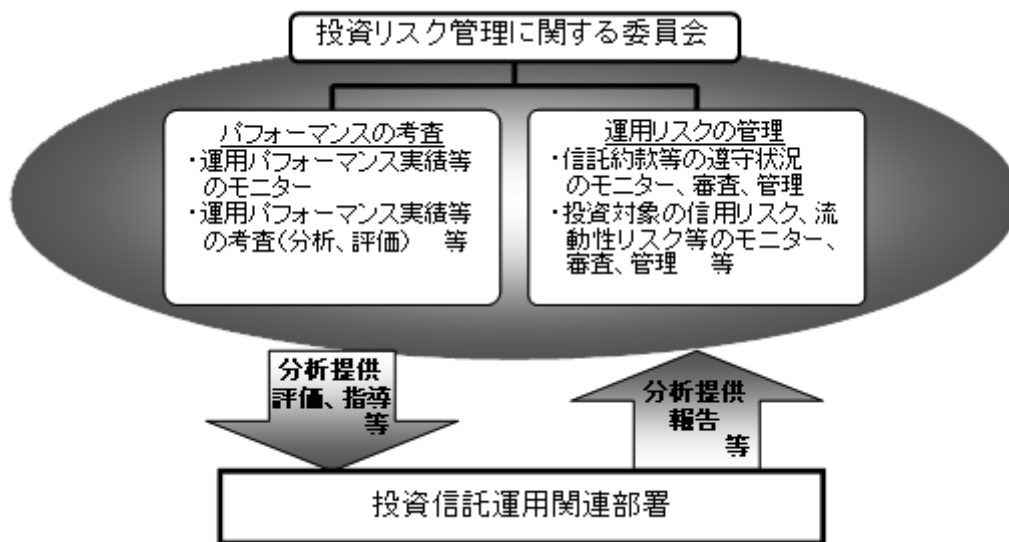
◆運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

※流動性リスク管理について

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

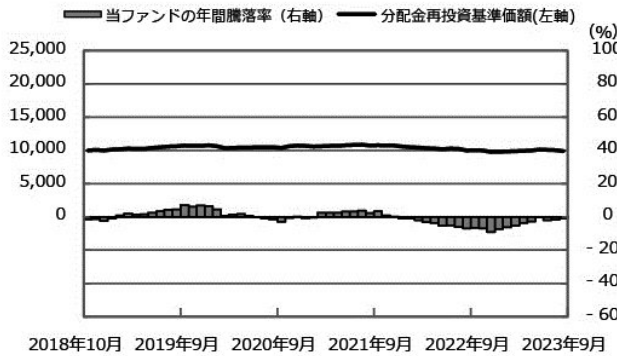
リスク管理体制図



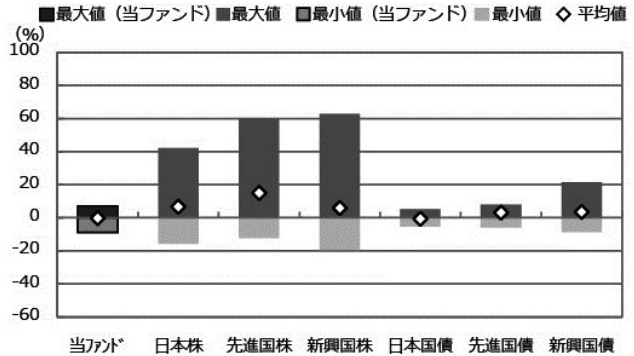
※投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

リスクの定量的比較 (2018年10月末～2023年9月末：月次)

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	7.2	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	21.5
最小値 (%)	△ 9.0	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値 (%)	△ 0.3	6.8	15.0	5.9	△ 0.6	3.0	3.5

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2018年10月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2018年10月から2023年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2018年10月から2023年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<代表的な資産クラスの指数>

- 日本株：東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

- 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)・・・配当込みTOPIX (「東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)」といいます。)の指数値及び東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に係る商標又は商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社 (以下「J P X」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) に係る商標又は商標に関するすべての権利は J P X が有します。J P X は、東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P X により提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても J P X は責任を負いません。
- MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)・・・MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース) は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
- FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)・・・FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース) は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)」(ここでは「指数」とよびます) についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスは法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社 (以下、JPM) がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェント、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
- 米国のJ.P. Morgan Securities LLC (ここでは「JPMSLLC」と呼びます) (「指数スポンサー」) は、指数に関する証券、金融商品または取引 (ここでは「プロダクト」と呼びます) についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。
- JPMSLLCはNASDAQ, NYSE, SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPMS, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他)

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込手数料はありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年0.88%（税抜年0.80%）以内（2023年11月16日現在年0.88%（税抜年0.80%））の率（「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額とします。

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

信託報酬率の配分は下記の通り（税抜）とします。

<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
年0.40%	年0.35%	年0.05%

※上記配分は、2023年11月16日現在の信託報酬率における配分です。

《支払先の役務の内容》

<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	口座内でのファンドの管理および事務手続き、購入後の情報提供、各種書類の送付等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

(4) 【その他の手数料等】

- ①ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。
- ②ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息および信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用（債権回収に要する弁護士費用等を含む。）等は、受益者の負担とし、ファンドから支払われます。
- ③監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産から支払われます。
- ④ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用はファンドから支払われます。また、ファンドが投資するマザーファンドに関する有価証券の貸付に係る事務の処理に要する費用が、ファンドから実質的に支払われます。

※これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

- ◆受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税、復興特別所得税および地方税がかかりません。

なお、上記以外の受益者(法人)の場合の課税の取扱いは以下の通りです。

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(国税(所得税及び復興特別所得税) 15.315%)の税率で源泉徴収^{*}が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■個別元本について■

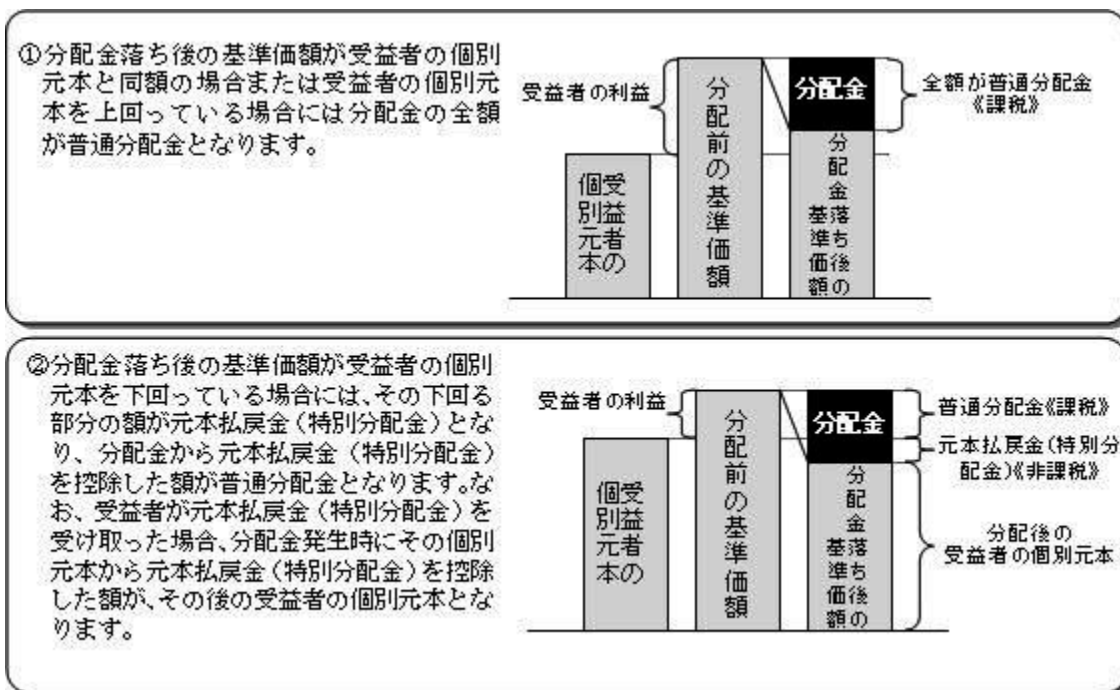
- ◆追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。
- ◆受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

■換金(解約)時および償還時の課税について■

- ◆換金(解約)時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。
詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■分配金の課税について■

◆分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。



※上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
 ※税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容（2023年9月末現在）が変更になる場合があります。

5【運用状況】

以下は2023年9月29日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

野村DC運用戦略ファンド

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	22,292,730,677	59.80
現金・預金・その他資産 (負債控除後)	—	14,984,948,741	40.19
合計 (純資産総額)		37,277,679,418	100.00

(参考) 国内株式マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	570,982,209,830	97.40
現金・預金・その他資産 (負債控除後)	—	15,187,598,309	2.59
合計 (純資産総額)		586,169,808,139	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	買建	日本	12,523,665,000	2.13

(参考) 国内債券マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	日本	20,054,749,500	99.32
現金・預金・その他資産 (負債控除後)	—	136,857,339	0.67
合計 (純資産総額)		20,191,606,839	100.00

(参考) 外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	アメリカ	1,269,063,823,867	71.58
	カナダ	59,458,425,386	3.35
	ドイツ	41,478,698,622	2.33
	イタリア	12,785,517,052	0.72
	フランス	58,679,453,073	3.31
	オランダ	22,147,766,162	1.24
	スペイン	12,689,361,453	0.71
	ベルギー	3,800,711,851	0.21
	オーストリア	916,820,280	0.05

	ルクセンブルグ	256,437,792	0.01
	フィンランド	4,304,442,664	0.24
	アイルランド	2,687,089,094	0.15
	ポルトガル	1,068,280,028	0.06
	スイス	526,874,700	0.02
	イギリス	76,392,971,674	4.30
	スイス	49,641,234,582	2.80
	スウェーデン	15,544,148,047	0.87
	ノルウェー	3,602,830,822	0.20
	デンマーク	16,447,485,382	0.92
	オーストラリア	34,605,942,276	1.95
	ニュージーランド	930,099,185	0.05
	香港	10,370,201,794	0.58
	シンガポール	5,800,756,587	0.32
	イスラエル	1,942,745,058	0.10
	小計	1,705,142,117,431	96.18
新株予約権証券	カナダ	0	0.00
投資証券	アメリカ	29,412,197,337	1.65
	カナダ	160,725,821	0.00
	フランス	587,616,852	0.03
	ベルギー	133,756,480	0.00
	イギリス	499,906,957	0.02
	オーストラリア	2,059,653,199	0.11
	香港	416,607,555	0.02
	シンガポール	727,877,229	0.04
	小計	33,998,341,430	1.91
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	33,620,568,279	1.89
合計（純資産総額）		1,772,761,027,140	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	24,978,925,121	1.40
	買建	カナダ	1,149,631,797	0.06
	買建	ドイツ	3,126,870,560	0.17
	買建	イギリス	1,480,425,978	0.08
	買建	スイス	948,900,002	0.05
	買建	オーストラリア	711,285,876	0.04

（参考）外国債券マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	アメリカ	370,440,570,778	48.24
	カナダ	15,504,862,788	2.01
	メキシコ	7,531,196,276	0.98
	ドイツ	39,327,344,958	5.12
	イタリア	67,968,332,001	8.85
	フランス	54,019,979,511	7.03
	オランダ	9,940,026,029	1.29
	スペイン	42,934,618,746	5.59
	ベルギー	14,190,436,858	1.84
	オーストリア	9,071,097,669	1.18
	フィンランド	2,268,890,476	0.29
	アイルランド	3,428,173,346	0.44
	イギリス	36,939,141,977	4.81
	スウェーデン	1,495,599,066	0.19
	ノルウェー	1,228,096,415	0.15
	デンマーク	2,389,406,986	0.31
	ポーランド	3,756,079,661	0.48
	オーストラリア	11,219,334,767	1.46
	ニュージーランド	1,735,597,572	0.22
	シンガポール	3,513,731,868	0.45
マレーシア	4,054,435,066	0.52	
中国	53,369,009,497	6.95	
イスラエル	2,320,100,382	0.30	
	小計	758,646,062,693	98.80
現金・預金・その他資産 (負債控除後)	—	9,164,128,203	1.19
合計 (純資産総額)		767,810,190,896	100.00

(参考) 新興国株式マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	アメリカ	3,117,790,660	3.14
	メキシコ	2,303,893,079	2.32
	ブラジル	5,097,773,893	5.14
	チリ	206,454,948	0.20
	コロンビア	51,632,348	0.05
	ギリシャ	412,242,028	0.41
	トルコ	709,802,684	0.71
	チェコ	160,734,494	0.16
	ハンガリー	217,713,263	0.21
	ポーランド	715,234,338	0.72

	香港	21,144,810,741	21.35
	マレーシア	1,338,169,388	1.35
	タイ	1,778,495,496	1.79
	フィリピン	618,505,673	0.62
	インドネシア	1,902,633,611	1.92
	韓国	11,660,914,297	11.77
	台湾	14,077,674,494	14.21
	インド	14,840,441,612	14.98
	カタール	903,527,562	0.91
	エジプト	11,356,058	0.01
	南アフリカ	2,855,606,352	2.88
	アラブ首長国連邦	1,355,917,744	1.36
	クウェート	797,883,836	0.80
	サウジアラビア	3,969,345,900	4.00
	小計	90,248,554,499	91.12
投資信託受益証券	アメリカ	3,921,921,081	3.96
投資証券	メキシコ	76,427,404	0.07
	南アフリカ	24,358,140	0.02
	小計	100,785,544	0.10
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	4,763,915,017	4.81
合計（純資産総額）		99,035,176,141	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	4,016,155,682	4.05
	買建	香港	665,234,613	0.67

（参考）新興国債券マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	33,679,268,697	97.92
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	714,777,420	2.07
合計（純資産総額）		34,394,046,117	100.00

（参考）新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	メキシコ	871,433,334	9.50
	ブラジル	893,173,896	9.74
	チリ	177,116,641	1.93
	コロンビア	388,492,473	4.23

	ペルー	216,528,194	2.36
	ウルグアイ	15,124,041	0.16
	ドミニカ共和国	24,885,450	0.27
	セルビア	26,415,831	0.28
	トルコ	56,677,580	0.61
	チェコ	546,996,774	5.96
	ハンガリー	264,203,152	2.88
	ポーランド	664,105,054	7.24
	ロシア	0	0.00
	ルーマニア	337,971,667	3.68
	マレーシア	915,540,371	9.98
	タイ	861,455,330	9.39
	インドネシア	905,335,311	9.87
	中国	925,685,788	10.09
	エジプト	84,815,479	0.92
	南アフリカ	719,601,101	7.84
	小計	8,895,557,467	97.01
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	274,144,809	2.98
合計（純資産総額）		9,169,702,276	100.00

（参考） J-REITインデックス マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	日本	49,469,279,800	97.07
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	1,492,189,381	2.92
合計（純資産総額）		50,961,469,181	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
REIT 指数先物取引	買建	日本	1,487,400,000	2.91

（参考） 海外REITインデックス マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	アメリカ	48,985,771,371	76.91
	カナダ	1,014,815,978	1.59
	ドイツ	24,326,312	0.03
	イタリア	5,887,080	0.00
	フランス	1,048,742,190	1.64
	オランダ	118,422,896	0.18

	スペイン	252,652,270	0.39
	ベルギー	640,536,977	1.00
	アイルランド	22,409,772	0.03
	シンガポール	25,084,080	0.03
	イギリス	2,889,854,642	4.53
	オーストラリア	4,119,740,013	6.46
	ニュージーランド	187,562,110	0.29
	香港	764,275,345	1.20
	シンガポール	2,179,681,012	3.42
	韓国	125,509,725	0.19
	イスラエル	80,495,975	0.12
	小計	62,485,767,748	98.11
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	1,201,574,851	1.88
合計（純資産総額）		63,687,342,599	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	1,043,799,154	1.63

（参考）野村マネー マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
地方債証券	日本	110,004,990	2.49
特殊債券	日本	252,266,660	5.72
社債券	日本	100,027,234	2.27
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	3,943,233,007	89.50
合計（純資産総額）		4,405,531,891	100.00

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

野村DC運用戦略ファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（％）
1	日本	親投資信託 受益証券	国内債券マザーファンド	5,929,272,378	1.2960	7,684,337,002	1.2834	7,609,628,169	20.41
2	日本	親投資信託 受益証券	外国債券マザーファンド	2,610,691,577	2.5754	6,723,703,910	2.7162	7,091,160,461	19.02
3	日本	親投資信託 受益証券	外国株式MSCI-KOKUSA Iマザーファンド	310,276,139	4.8341	1,499,931,646	5.4974	1,705,712,046	4.57
4	日本	親投資信託 受益証券	J-REITインデックス マザーファンド	548,338,919	2.5540	1,400,487,774	2.6687	1,463,352,073	3.92
5	日本	親投資信託	国内株式マザーファンド	512,922,535	2.1891	1,122,868,629	2.5839	1,325,340,538	3.55

		受益証券							
6	日本	親投資信託 受益証券	新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド	485,645,256	1.4928	724,995,272	1.6577	805,054,140	2.15
7	日本	親投資信託 受益証券	新興国債券マザーファンド	381,380,977	1.9468	742,501,407	2.0944	798,764,318	2.14
8	日本	親投資信託 受益証券	新興国株式マザーファンド	420,180,492	1.6063	674,940,583	1.7054	716,575,811	1.92
9	日本	親投資信託 受益証券	海外REITインデックス マザーファンド	217,076,093	3.1770	689,654,821	3.1800	690,301,975	1.85
10	日本	親投資信託 受益証券	野村マネー マザーファンド	85,180,134	1.0197	86,858,182	1.0195	86,841,146	0.23

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	59.80
合計	59.80

(参考) 国内株式マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	9,523,800	1,953.55	18,605,260,824	2,677.50	25,499,974,500	4.35
2	日本	株式	ソニーグループ	電気機器	1,226,900	12,547.06	15,394,000,008	12,240.00	15,017,256,000	2.56
3	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	10,698,100	876.04	9,372,007,542	1,268.50	13,570,539,850	2.31
4	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	55,723,900	167.17	9,315,780,720	176.60	9,840,840,740	1.67
5	日本	株式	キーエンス	電気機器	173,500	64,085.30	11,118,800,222	55,500.00	9,629,250,000	1.64
6	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	1,214,000	5,710.91	6,933,056,737	7,347.00	8,919,258,000	1.52
7	日本	株式	三菱商事	卸売業	1,118,800	5,429.96	6,075,041,442	7,128.00	7,974,806,400	1.36
8	日本	株式	日立製作所	電気機器	851,800	7,865.31	6,699,676,551	9,275.00	7,900,445,000	1.34
9	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	367,100	15,914.04	5,842,046,434	20,440.00	7,503,524,000	1.28
10	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	1,539,500	4,564.59	7,027,201,405	4,641.00	7,144,819,500	1.21
11	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	4,229,600	1,231.22	5,207,598,140	1,682.00	7,114,187,200	1.21
12	日本	株式	三井物産	卸売業	1,283,700	4,368.05	5,607,265,785	5,423.00	6,961,505,100	1.18
13	日本	株式	任天堂	その他製品	1,095,000	5,756.71	6,303,600,578	6,230.00	6,821,850,000	1.16
14	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	2,470,400	2,031.28	5,018,085,516	2,541.00	6,277,286,400	1.07
15	日本	株式	信越化学工業	化学	1,444,100	4,006.12	5,785,245,276	4,343.00	6,271,726,300	1.06
16	日本	株式	第一三共	医薬品	1,515,400	4,424.88	6,705,478,035	4,106.00	6,222,232,400	1.06
17	日本	株式	KDDI	情報・通信業	1,344,200	4,219.11	5,671,331,860	4,577.00	6,152,403,400	1.04
18	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	1,130,800	4,716.14	5,333,012,863	5,406.00	6,113,104,800	1.04
19	日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	1,320,000	3,882.95	5,125,494,784	4,609.00	6,083,880,000	1.03
20	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	1,688,500	2,773.31	4,682,737,994	3,465.00	5,850,652,500	0.99
21	日本	株式	HOYA	精密機器	367,500	15,024.12	5,521,366,800	15,325.00	5,631,937,500	0.96
22	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	858,100	5,270.50	4,522,623,816	6,335.00	5,436,063,500	0.92

23	日本	株式	ダイキン工業	機械	209,100	25,678.13	5,369,297,300	23,475.00	4,908,622,500	0.83
24	日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	2,797,300	1,534.69	4,292,992,940	1,690.50	4,728,835,650	0.80
25	日本	株式	オリエンタルランド	サービス業	943,600	4,881.57	4,606,254,080	4,909.00	4,632,132,400	0.79
26	日本	株式	村田製作所	電気機器	1,578,000	2,580.97	4,072,780,175	2,734.00	4,314,252,000	0.73
27	日本	株式	SMC	機械	56,800	69,874.69	3,968,882,392	66,980.00	3,804,464,000	0.64
28	日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	632,400	6,248.71	3,951,690,400	5,855.00	3,702,702,000	0.63
29	日本	株式	日本たばこ産業	食料品	1,037,800	2,991.32	3,104,393,000	3,440.00	3,570,032,000	0.60
30	日本	株式	パナソニック ホールディングス	電気機器	2,069,100	1,317.15	2,725,321,942	1,682.00	3,480,226,200	0.59

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	水産・農林業	0.08
		鉱業	0.39
		建設業	2.09
		食料品	3.31
		繊維製品	0.41
		パルプ・紙	0.18
		化学	5.63
		医薬品	4.97
		石油・石炭製品	0.48
		ゴム製品	0.69
		ガラス・土石製品	0.66
		鉄鋼	0.98
		非鉄金属	0.64
		金属製品	0.49
		機械	5.20
		電気機器	16.18
		輸送用機器	8.62
		精密機器	2.22
		その他製品	2.19
		電気・ガス業	1.36
		陸運業	2.83
		海運業	0.65
		空運業	0.46
		倉庫・運輸関連業	0.13
		情報・通信業	7.86
		卸売業	6.61
小売業	4.21		
銀行業	6.95		
証券、商品先物取引業	0.76		

		保険業	2.37
		その他金融業	1.18
		不動産業	1.88
		サービス業	4.59
合 計			97.40

(参考) 国内債券マザーファンド

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	国庫債券 利付 (2年)第44 7回	590,000,000	100.15	590,887,400	100.01	590,082,600	0.005	2025/4/1	2.92
2	日本	国債証券	国庫債券 利付 (2年)第45 2回	300,000,000	99.94	299,847,000	99.95	299,856,000	0.005	2025/9/1	1.48
3	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 50回	290,000,000	99.96	289,900,600	99.22	287,761,200	0.1	2028/3/20	1.42
4	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年)第14 5回	270,000,000	100.36	270,988,200	100.14	270,396,900	0.1	2025/9/20	1.33
5	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 40回	260,000,000	101.07	262,795,000	100.73	261,916,200	0.4	2025/9/20	1.29
6	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 42回	230,000,000	100.41	230,952,200	100.08	230,197,800	0.1	2026/3/20	1.14
7	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 69回	230,000,000	101.20	232,773,800	98.05	225,528,800	0.5	2032/12/20	1.11
8	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 47回	220,000,000	100.28	220,631,400	99.68	219,309,200	0.1	2027/6/20	1.08
9	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 70回	220,000,000	100.87	221,924,700	97.83	215,234,800	0.5	2033/3/20	1.06
10	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 68回	220,000,000	98.68	217,101,000	95.66	210,452,000	0.2	2032/9/20	1.04
11	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 59回	210,000,000	99.12	208,162,500	97.43	204,607,200	0.1	2030/6/20	1.01
12	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 41回	200,000,000	100.91	201,830,000	100.56	201,128,000	0.3	2025/12/20	0.99
13	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 43回	200,000,000	100.42	200,840,000	100.04	200,080,000	0.1	2026/6/20	0.99
14	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 45回	200,000,000	100.39	200,780,000	99.90	199,806,000	0.1	2026/12/20	0.98
15	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年)第15 8回	200,000,000	100.10	200,216,500	99.22	198,456,000	0.1	2028/3/20	0.98
16	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 51回	190,000,000	99.87	189,754,400	99.02	188,145,600	0.1	2028/6/20	0.93
17	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3	180,000,000	100.85	181,539,000	100.59	181,078,200	0.4	2025/3/20	0.89

			38回								
18	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 46回	180,000,000	100.36	180,648,000	99.81	179,658,000	0.1	2027/3/20	0.88
19	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年)第14 9回	180,000,000	100.10	180,180,000	99.70	179,467,200	0.005	2026/9/20	0.88
20	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 65回	185,000,000	98.15	181,577,500	95.63	176,924,750	0.1	2031/12/20	0.87
21	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 60回	180,000,000	98.97	178,146,000	97.14	174,857,400	0.1	2030/9/20	0.86
22	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 62回	180,000,000	98.63	177,534,000	96.49	173,694,600	0.1	2031/3/20	0.86
23	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 63回	180,000,000	98.45	177,210,000	96.20	173,170,800	0.1	2031/6/20	0.85
24	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 64回	180,000,000	98.00	176,402,000	95.90	172,630,800	0.1	2031/9/20	0.85
25	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年)第15 6回	170,000,000	100.57	170,969,000	99.81	169,680,400	0.2	2027/12/20	0.84
26	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 52回	170,000,000	99.81	169,682,100	98.90	168,130,000	0.1	2028/9/20	0.83
27	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 66回	170,000,000	98.53	167,507,700	96.19	163,534,900	0.2	2032/3/20	0.80
28	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 67回	170,000,000	98.55	167,535,000	95.93	163,084,400	0.2	2032/6/20	0.80
29	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 44回	160,000,000	100.42	160,672,000	99.98	159,976,000	0.1	2026/9/20	0.79
30	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年)第14 8回	160,000,000	100.12	160,198,400	99.78	159,652,800	0.005	2026/6/20	0.79

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	99.32
合計	99.32

(参考) 外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	APPLE INC	コンピ ュータ・周 辺機器	3,575,100	24,333.06	86,993,125,730	25,531.81	91,278,774,646	5.14
2	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウ ェア	1,605,600	42,655.85	68,488,248,295	46,914.27	75,325,553,839	4.24
3	アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	大規模小 売り	2,099,000	15,389.99	32,303,592,417	18,844.08	39,553,741,552	2.23
4	アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・ 半導体製 造装置	561,440	41,652.61	23,385,443,200	64,452.52	36,186,226,310	2.04
5	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	インタラ	1,350,400	15,178.91	20,497,605,253	19,790.92	26,725,671,602	1.50

				クティ ブ・メデ ィアおよ びサービ ス						
6	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	インタラ クティ ブ・メデ ィアおよ びサービ ス	1,201,600	15,208.08	18,274,040,916	19,913.58	23,928,164,217	1.34
7	アメリカ	株式	TESLA INC	自動車	648,400	29,488.08	19,120,072,071	36,853.52	23,895,822,627	1.34
8	アメリカ	株式	META PLATFORMS INC- CLASS A	インタラ クティ ブ・メデ ィアおよ びサービ ス	502,800	31,351.71	15,763,640,768	45,466.33	22,860,474,143	1.28
9	アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	石油・ガ ス・消耗 燃料	918,800	16,379.91	15,049,861,833	17,870.32	16,419,252,405	0.92
10	アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケ ア・プロ バイダー/ ヘルスケ ア・サー ビス	211,670	70,375.05	14,896,287,268	76,300.75	16,150,581,446	0.91
11	アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC CL B	金融サー ビス	294,600	45,789.62	13,489,622,059	53,409.03	15,734,301,652	0.88
12	アメリカ	株式	ELI LILLY & CO.	医薬品	183,400	51,626.68	9,468,334,351	81,438.83	14,935,881,605	0.84
13	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	664,200	19,307.11	12,823,784,298	22,076.51	14,663,219,403	0.82
14	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品	547,246	22,977.96	12,574,601,786	23,466.11	12,841,735,052	0.72
15	アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サー ビス	367,800	33,292.35	12,244,928,489	34,651.70	12,744,896,290	0.71
16	アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用品	535,700	22,069.45	11,822,606,635	21,889.53	11,726,225,078	0.66
17	アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・ 半導体製 造装置	93,800	95,379.59	8,946,605,687	124,450.56	11,673,462,528	0.65
18	アメリカ	株式	MASTERCARD INC	金融サー ビス	192,400	53,816.10	10,354,217,652	59,748.23	11,495,560,452	0.64
19	アメリカ	株式	CHEVRON CORP	石油・ガ ス・消耗 燃料	412,400	24,282.15	10,013,959,651	25,516.85	10,523,149,847	0.59
20	アメリカ	株式	HOME DEPOT	専門小売 り	228,500	42,733.89	9,764,695,330	45,396.03	10,372,993,815	0.58
21	デンマー ク	株式	NOVO NORDISK A/S-B	医薬品	741,800	11,455.10	8,497,394,833	13,805.28	10,240,760,413	0.57
22	スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品	606,900	18,090.30	10,979,003,925	16,820.03	10,208,078,635	0.57
23	アメリカ	株式	ABBVIE INC	バイオテ クノジ ー	401,000	23,566.24	9,450,064,137	22,773.55	9,132,195,555	0.51
24	アメリカ	株式	MERCK & CO INC	医薬品	576,800	15,859.47	9,147,745,407	15,601.19	8,998,768,699	0.50
25	アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORPORATION	生活必需 品流通・ 小売り	100,700	73,704.74	7,422,067,876	85,055.67	8,565,106,513	0.48
26	アメリカ	株式	WALMART INC	生活必需 品流通・ 小売り	336,600	21,831.62	7,348,525,780	24,312.73	8,183,665,995	0.46
27	オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・ 半導体製 造装置	91,630	98,515.65	9,026,989,788	87,026.40	7,974,229,032	0.44
28	アメリカ	株式	PEPSICO INC	飲料	312,900	27,044.63	8,462,267,005	25,353.81	7,933,207,149	0.44
29	アメリカ	株式	ADOBE INC	ソフトウ	103,600	57,409.27	5,947,600,467	75,488.53	7,820,612,599	0.44

				エア						
30	アメリカ	株式	COCA COLA CO	飲料	934,200	9,239.78	8,631,807,973	8,348.05	7,798,757,465	0.43

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	インタラクティブ・メディアおよびサービス	4.27
		メディア	0.73
		娯楽	1.05
		不動産管理・開発	0.32
		エネルギー設備・サービス	0.32
		石油・ガス・消耗燃料	5.16
		化学	1.88
		建設資材	0.28
		容器・包装	0.22
		金属・鉱業	1.46
		紙製品・林産品	0.09
		航空宇宙・防衛	1.61
		建設関連製品	0.59
		建設・土木	0.31
		電気設備	0.85
		コングロマリット	0.87
		機械	1.82
		商社・流通業	0.42
		商業サービス・用品	0.53
		航空貨物・物流サービス	0.53
		旅客航空輸送	0.05
		海上運輸	0.06
		陸上運輸	1.04
		運送インフラ	0.09
		自動車用部品	0.17
		自動車	2.00
		家庭用耐久財	0.28
		レジャー用品	0.02
		繊維・アパレル・贅沢品	1.16
		ホテル・レストラン・レジャー	2.03
販売	0.09		
大規模小売り	2.63		
専門小売り	1.59		
生活必需品流通・小売り	1.70		
飲料	1.63		
食品	1.51		

		タバコ	0.58
		家庭用品	1.07
		パーソナルケア用品	0.61
		ヘルスケア機器・用品	2.19
		ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	2.18
		バイオテクノロジー	1.98
		医薬品	5.23
		銀行	5.28
		金融サービス	3.07
		保険	3.11
		情報技術サービス	1.28
		ソフトウェア	7.96
		通信機器	0.70
		コンピュータ・周辺機器	5.40
		電子装置・機器・部品	0.50
		半導体・半導体製造装置	5.86
		各種電気通信サービス	0.93
		無線通信サービス	0.21
		電力	1.60
		ガス	0.10
		総合公益事業	0.73
		水道	0.08
		消費者金融	0.33
		資本市場	3.04
		各種消費者サービス	0.01
		独立系発電事業者・エネルギー販売業者	0.11
		ヘルスケア・テクノロジー	0.05
		ライフサイエンス・ツール/サービス	1.26
		専門サービス	1.01
新株予約権証券	—	—	0.00
投資証券	—	—	1.91
合 計			98.10

(参考) 外国債券マザーファンド

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	86,650,000	17,493.82	15,158,401,908	16,313.56	14,135,707,322	6.25	2030/5/15	1.84
2	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	82,500,000	16,882.67	13,928,205,047	15,691.29	12,945,315,914	5.375	2031/2/15	1.68
3	アメリカ	国債証券	US TREASURY BOND	84,200,000	16,217.75	13,655,346,431	15,349.47	12,924,260,294	5.25	2028/11/15	1.68
4	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	87,650,000	15,659.35	13,725,424,818	14,425.70	12,644,130,092	4.125	2032/11/15	1.64

5	アメリカ	国債証券	US TREASURY BOND	73,100,000	15,821.07	11,565,206,994	15,291.63	11,178,183,143	6	2026/2/15	1.45
6	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	57,950,000	18,214.39	10,555,240,599	17,459.00	10,117,490,500	5.5	2029/4/25	1.31
7	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	71,200,000	13,049.16	9,291,004,552	12,887.83	9,176,138,689	0.5	2027/4/30	1.19
8	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	64,600,000	14,015.05	9,053,726,826	13,753.17	8,884,553,938	2	2026/11/15	1.15
9	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	66,000,000	14,014.57	9,249,620,371	13,128.56	8,664,853,756	2.875	2032/5/15	1.12
10	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	48,050,000	18,433.75	8,857,418,617	17,389.14	8,355,485,710	4.75	2035/4/25	1.08
11	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	54,000,000	15,817.52	8,541,465,780	15,275.44	8,248,737,600	3.85	2029/12/15	1.07
12	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	63,100,000	13,354.77	8,426,860,897	12,859.78	8,114,526,851	1.125	2028/2/29	1.05
13	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	56,500,000	14,367.27	8,117,509,406	14,127.71	7,982,157,750	2.25	2025/11/15	1.03
14	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	51,750,000	15,632.52	8,089,829,100	15,256.48	7,895,228,400	3.4	2028/4/1	1.02
15	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	54,500,000	14,563.25	7,936,974,606	14,357.34	7,824,751,425	3	2025/10/31	1.01
16	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	48,850,000	15,800.92	7,718,749,984	15,656.22	7,648,063,470	3.6	2025/9/29	0.99
17	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	102,200,000	8,668.92	8,859,637,559	7,298.45	7,459,016,878	1.375	2050/8/15	0.97
18	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	43,850,000	17,856.31	7,829,992,096	16,931.28	7,424,366,280	5.75	2033/2/1	0.96
19	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	50,000,000	15,383.36	7,691,684,063	14,420.44	7,210,223,438	4	2030/2/28	0.93
20	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	38,150,000	19,490.24	7,435,527,613	18,534.36	7,070,859,790	5.75	2032/10/25	0.92
21	ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	39,450,000	18,322.54	7,228,243,171	17,713.06	6,987,803,748	6.5	2027/7/4	0.91
22	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	48,500,000	14,653.87	7,107,128,138	14,373.70	6,971,246,016	3	2025/9/30	0.90
23	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	50,650,000	13,619.85	6,898,456,403	13,640.40	6,908,867,468	0.25	2025/8/31	0.89
24	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	49,800,000	13,870.21	6,907,365,226	13,861.27	6,902,914,181	0.375	2025/4/30	0.89
25	スペイン	国債証券	SPANISH GOVERNMENT	38,500,000	18,201.37	7,007,531,130	17,562.50	6,761,564,733	6	2029/1/31	0.88
26	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	50,500,000	13,059.73	6,595,163,678	12,835.54	6,481,947,990	1.25	2028/5/31	0.84
27	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	50,200,000	12,937.27	6,494,509,814	12,843.42	6,447,401,570	0.5	2027/5/31	0.83
28	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	47,300,000	13,660.97	6,461,639,358	13,563.86	6,415,708,871	1.375	2026/8/31	0.83
29	スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	37,750,000	17,424.50	6,577,749,982	16,958.93	6,401,996,075	5.15	2028/10/31	0.83
30	ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	33,900,000	19,336.20	6,554,972,860	18,446.02	6,253,202,814	5.5	2031/1/4	0.81

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	98.80
合計	98.80

(参考) 新興国株式マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
----	------	----	-----	----	----	---------	---------	---------	---------	---------

1	台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR	半導体・半導体製造装置	2,417,000	2,368.89	5,725,624,992	2,424.05	5,858,935,376	5.91
2	アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES MSCI CHINA A UCITS ETF	—	6,136,100	724.45	4,445,298,168	639.15	3,921,921,081	3.96
3	香港	株式	TENCENT HOLDINGS LTD	インタラクティブ・メディアおよびサービス	657,500	6,274.02	4,125,171,401	5,683.31	3,736,778,955	3.77
4	韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS	コンピュータ・周辺機器	468,040	7,263.49	3,399,606,575	7,599.24	3,556,748,290	3.59
5	香港	株式	ALIBABA GROUP HOLDING LIMITED	大規模小売り	1,609,280	1,518.48	2,443,660,460	1,586.12	2,552,527,286	2.57
6	インド	株式	RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	石油・ガス・消耗燃料	298,600	4,145.44	1,237,829,280	4,224.72	1,261,501,691	1.27
7	香港	株式	MEITUAN-CLASS B	ホテル・レストラン・レジャー	497,240	2,482.00	1,234,153,061	2,117.38	1,052,850,009	1.06
8	インド	株式	ICICI BANK LTD	銀行	507,800	1,691.95	859,173,124	1,706.10	866,360,627	0.87
9	インド	株式	INFOSYS LTD	情報技術サービス	329,300	2,299.96	757,379,133	2,605.40	857,959,702	0.86
10	アメリカ	株式	PDD HOLDINGS INC ADR	大規模小売り	58,650	9,564.84	560,978,285	14,301.34	838,773,814	0.84
11	香港	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	銀行	9,424,000	105.86	997,713,225	83.31	785,203,910	0.79
12	インド	株式	HDFC BANK LIMITED	銀行	273,488	2,962.84	810,302,089	2,757.89	754,251,735	0.76
13	韓国	株式	SK HYNIX INC	半導体・半導体製造装置	52,870	9,699.02	512,787,716	12,743.17	673,731,398	0.68
14	ブラジル	株式	VALE SA	金属・鉱業	332,952	2,098.76	698,787,969	1,980.30	659,345,841	0.66
15	台湾	株式	HON HAI PRECISION INDUSTRY	電子装置・機器・部品	1,237,649	493.61	610,924,400	482.02	596,583,452	0.60
16	インド	株式	TATA CONSULTANCY SVS LTD	情報技術サービス	91,200	5,943.68	542,064,112	6,401.51	583,818,396	0.58
17	香港	株式	NETEASE, INC.	娯楽	189,550	2,626.47	497,848,981	2,889.43	547,691,836	0.55
18	香港	株式	BAIDU INC-CLASS A	インタラクティブ・メディアおよびサービス	217,460	2,226.31	484,134,460	2,461.36	535,249,085	0.54
19	香港	株式	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	保険	631,000	1,119.27	706,260,609	840.84	530,570,040	0.53
20	サウジアラビア	株式	AL RAJHI BANK	銀行	189,300	3,012.23	570,215,139	2,712.60	513,496,126	0.51
21	台湾	株式	MEDIATEK INC	半導体・半導体製造装置	150,538	3,074.71	462,861,558	3,406.65	512,830,504	0.51
22	香港	株式	JD.COM, INC.	大規模小売り	233,567	2,597.21	606,623,652	2,123.12	495,891,003	0.50
23	韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS PFD	コンピュータ・周辺機器	80,700	6,184.71	499,106,484	6,054.95	488,634,465	0.49
24	ブラジル	株式	PETROBRAS-PETROLEO BRAS-PR	石油・ガス・消耗燃料	458,000	736.60	337,363,468	1,022.81	468,447,056	0.47

25	インドネシア	株式	BANK CENTRAL ASIA	銀行	5,440,000	86.57	470,954,400	86.08	468,316,000	0.47
26	南アフリカ	株式	NASPERS LTD-N SHS	大規模小売り	19,510	23,906.26	466,411,301	23,706.23	462,508,579	0.46
27	香港	株式	IND & COMM BK OF CHINA-H	銀行	6,390,000	84.87	542,347,711	70.70	451,817,730	0.45
28	香港	株式	BYD CO LTD-H	自動車	98,500	4,523.27	445,542,688	4,490.85	442,348,725	0.44
29	韓国	株式	POSCO HOLDINGS INC	金属・鉱業	6,910	41,418.08	286,198,933	59,438.50	410,720,035	0.41
30	インド	株式	AXIS BANK LIMITED	銀行	218,400	1,617.18	353,192,265	1,865.92	407,518,894	0.41

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	インタラクティブ・メディアおよびサービス	5.20
		メディア	0.07
		娯楽	1.00
		不動産管理・開発	1.45
		エネルギー設備・サービス	0.05
		石油・ガス・消耗燃料	4.83
		化学	2.60
		建設資材	0.84
		容器・包装	0.06
		金属・鉱業	3.45
		紙製品・林産品	0.19
		航空宇宙・防衛	0.26
		建設関連製品	0.03
		建設・土木	0.58
		電気設備	1.12
		コングロマリット	1.24
		機械	0.52
		商社・流通業	0.13
		商業サービス・用品	0.04
		航空貨物・物流サービス	0.25
		旅客航空輸送	0.28
		海上運輸	0.29
		陸上運輸	0.29
		運送インフラ	0.67
		自動車用部品	0.62
		自動車	2.88
家庭用耐久財	0.26		
レジャー用品	0.02		
繊維・アパレル・贅沢品	0.90		
ホテル・レストラン・レジャー	2.39		
大規模小売り	4.76		

		専門小売り	0.61
		生活必需品流通・小売り	1.42
		飲料	1.16
		食品	1.49
		タバコ	0.35
		家庭用品	0.08
		パーソナルケア用品	0.69
		ヘルスケア機器・用品	0.09
		ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	0.84
		バイオテクノロジー	0.59
		医薬品	1.07
		銀行	15.53
		金融サービス	1.00
		保険	2.56
		情報技術サービス	2.21
		ソフトウェア	0.16
		通信機器	0.19
		コンピュータ・周辺機器	5.74
		電子装置・機器・部品	2.27
		半導体・半導体製造装置	8.27
		各種電気通信サービス	1.30
		無線通信サービス	1.39
		電力	1.02
		ガス	0.40
		総合公益事業	0.03
		水道	0.11
		消費者金融	0.67
		資本市場	0.74
		各種消費者サービス	0.21
		独立系発電事業者・エネルギー販売業者	0.75
		ライフサイエンス・ツール/サービス	0.61
		その他の業種	0.00
投資信託受益証券	—	—	3.96
投資証券	—	—	0.10
合計			95.18

(参考) 新興国債券マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
----	------	----	-----	----	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------	------	-----------------

1	アメリカ	国債証券	STATE OF QATAR	5,400,000	14,461.36	780,913,951	12,866.15	694,772,295	4.817	2049/3/14	2.02
2	アメリカ	国債証券	SAUDI INTERNATIONAL BOND	4,100,000	15,073.05	617,995,334	14,242.22	583,931,421	4.375	2029/4/16	1.69
3	アメリカ	国債証券	OMAN GOV INTERNTL BOND	3,700,000	15,311.54	566,527,160	14,628.92	541,270,188	6	2029/8/1	1.57
4	アメリカ	国債証券	STATE OF QATAR	4,000,000	13,833.19	553,327,832	12,142.90	485,716,176	4.4	2050/4/16	1.41
5	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF TURKEY	3,000,000	15,343.91	460,317,492	15,699.91	470,997,504	9.875	2028/1/15	1.36
6	アメリカ	国債証券	CHINA GOVT INTL BOND	3,400,000	13,699.45	465,781,613	13,590.00	462,060,039	0.55	2025/10/21	1.34
7	アメリカ	国債証券	STATE OF QATAR	3,200,000	15,015.12	480,484,107	14,207.67	454,645,562	4	2029/3/14	1.32
8	アメリカ	国債証券	FED REPUBLIC OF BRAZIL	3,400,000	13,358.98	454,205,654	13,019.84	442,674,648	3.875	2030/6/12	1.28
9	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF PERU	3,600,000	12,849.53	462,583,330	12,267.47	441,628,926	2.783	2031/1/23	1.28
10	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF PANAMA	2,900,000	15,648.22	453,798,407	14,477.59	419,850,354	6.4	2035/2/14	1.22
11	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF TURKEY	2,800,000	14,120.50	395,374,044	14,530.50	406,854,010	6.375	2025/10/14	1.18
12	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF ARGENTINA	10,237,686	3,605.39	369,108,614	3,876.35	396,848,922	3.625	2035/7/9	1.15
13	アメリカ	国債証券	FED REPUBLIC OF BRAZIL	3,800,000	10,970.46	416,877,674	10,355.06	393,492,504	4.75	2050/1/14	1.14
14	アメリカ	国債証券	ABU DHABI GOVT INT'L	2,900,000	14,217.17	412,297,974	13,373.43	387,829,737	3.125	2030/4/16	1.12
15	アメリカ	国債証券	OMAN GOV INTERNTL BOND	2,600,000	15,462.24	402,018,328	14,683.05	381,759,482	6.25	2031/1/25	1.10
16	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF ECUADOR	6,800,000	5,961.80	405,402,966	5,537.41	376,544,369	3.5	2035/7/31	1.09
17	アメリカ	国債証券	HUNGARY	2,500,000	15,571.09	389,277,463	14,639.39	365,984,865	6.25	2032/9/22	1.06
18	アメリカ	国債証券	ABU DHABI GOVT INT'L	2,500,000	14,449.83	361,245,781	14,435.29	360,882,317	2.125	2024/9/30	1.04
19	アメリカ	国債証券	SAUDI INTERNATIONAL BOND	2,400,000	16,169.16	388,059,941	14,914.15	357,939,794	5.5	2032/10/25	1.04
20	アメリカ	国債証券	FED REPUBLIC OF BRAZIL	2,500,000	14,633.24	365,831,097	14,093.72	352,343,169	6	2033/10/20	1.02
21	アメリカ	国債証券	ABU DHABI GOVT INT'L	2,900,000	12,706.04	368,475,372	11,112.89	322,274,000	3.875	2050/4/16	0.93
22	アメリカ	国債証券	STATE OF QATAR	2,300,000	14,557.73	334,827,949	13,955.81	320,983,722	3.75	2030/4/16	0.93
23	アメリカ	国債証券	UNITED MEXICAN STATES	2,200,000	15,763.94	346,806,778	14,575.90	320,670,016	6.35	2035/2/9	0.93
24	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF COLOMBIA	2,200,000	14,439.76	317,674,869	14,180.49	311,970,959	7.5	2034/2/2	0.90
25	アメリカ	国債証券	SAUDI INTERNATIONAL BOND	2,300,000	13,970.32	321,317,375	13,067.60	300,554,983	3.25	2030/10/22	0.87
26	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF INDONESIA	2,600,000	13,077.12	340,005,216	11,454.16	297,808,401	4.2	2050/10/15	0.86
27	アメリカ	国債証券	DOMINICAN REPUBLIC	2,300,000	13,194.58	303,475,383	12,688.15	291,827,632	4.5	2030/1/30	0.84
28	アメリカ	国債証券	DOMINICAN REPUBLIC	2,200,000	13,949.83	306,896,278	13,262.05	291,765,166	6	2033/2/22	0.84
29	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	2,500,000	12,610.54	315,263,633	11,620.30	290,507,544	7.3	2052/4/20	0.84
30	アメリカ	国債証券	UNITED MEXICAN STATES	2,500,000	12,726.81	318,170,310	11,465.60	286,640,117	5	2051/4/27	0.83

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率 (%)
国債証券	97.92
合計	97.92

(参考) 新興国債券 (現地通貨建て) マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資比率 (%)
1	中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	7,500,000	2,050.59	153,794,583	2,052.18	153,913,759	2.47	2024/9/2	1.67
2	中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	7,200,000	2,052.64	147,790,177	2,065.92	148,746,318	2.69	2026/8/12	1.62
3	ブラジル	国債証券	LETRA TESOIRO NACIONAL	6,000,000	2,106.78	126,406,867	2,174.41	130,464,933	—	2026/1/1	1.42
4	中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	6,000,000	2,073.16	124,390,115	2,098.87	125,932,629	3.02	2031/5/27	1.37
5	ブラジル	国債証券	LETRA TESOIRO NACIONAL	4,900,000	2,523.46	123,649,837	2,557.10	125,298,237	—	2024/7/1	1.36
6	ブラジル	国債証券	LETRA TESOIRO NACIONAL	5,800,000	2,114.42	122,636,764	2,128.98	123,480,855	—	2026/7/1	1.34
7	南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	17,900,000	704.12	126,038,846	680.38	121,788,244	8	2030/1/31	1.32
8	ブラジル	国債証券	NOTA DO TESOIRO NACIONAL	391,000	2,888.80	112,955,938	3,010.16	117,697,593	10	2025/1/1	1.28
9	ポーランド	国債証券	POLAND GOVERNMENT BOND	3,800,000	2,752.85	104,608,475	2,945.53	111,930,162	2.75	2029/10/25	1.22
10	南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	13,000,000	834.18	108,443,634	805.61	104,729,391	10.5	2026/12/21	1.14
11	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	13,100,000	758.89	99,415,484	763.53	100,023,477	5.75	2026/3/5	1.09
12	ブラジル	国債証券	LETRA TESOIRO NACIONAL	4,100,000	2,249.89	92,245,888	2,303.85	94,457,945	—	2025/7/1	1.03
13	マレーシア	国債証券	MALAYSIA GOVERNMENT	2,850,000	3,221.78	91,820,843	3,207.20	91,405,401	3.899	2027/11/16	0.99
14	ブラジル	国債証券	NOTA DO TESOIRO NACIONAL	310,000	2,682.46	83,157,053	2,885.08	89,437,534	10	2029/1/1	0.97
15	南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	16,600,000	608.53	101,016,536	537.74	89,265,155	8.75	2048/2/28	0.97
16	南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	13,800,000	674.30	93,054,697	634.73	87,593,333	8.25	2032/3/31	0.95
17	チェコ	国債証券	CZECH REPUBLIC	14,200,000	601.81	85,457,939	612.21	86,934,259	1.25	2025/2/14	0.94
18	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	11,300,000	791.28	89,415,160	746.45	84,349,200	7.75	2031/5/29	0.91
19	ポーランド	国債証券	POLAND GOVERNMENT BOND	3,400,000	2,331.35	79,266,130	2,478.36	84,264,345	1.75	2032/4/25	0.91
20	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	10,300,000	829.34	85,422,923	794.37	81,820,984	8.5	2029/5/31	0.89
21	ブラジル	国債証券	NOTA DO TESOIRO NACIONAL	270,000	2,802.70	75,677,489	2,967.96	80,135,159	10	2027/1/1	0.87
22	ポーランド	国債証券	POLAND GOVERNMENT BOND	2,700,000	2,749.78	74,244,274	2,946.30	79,550,302	0.25	2026/10/25	0.86
23	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	9,400,000	816.99	76,797,464	826.98	77,736,748	8	2024/9/5	0.84
24	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	10,300,000	740.30	76,250,995	731.97	75,393,152	5.5	2027/3/4	0.82

25	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	10,600,000	765.16	81,108,002	695.23	73,695,206	8	2047/11/7	0.80
26	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	9,350,000	795.68	74,396,709	776.42	72,595,300	7.5	2027/6/3	0.79
27	中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	3,400,000	2,062.87	70,137,780	2,083.44	70,837,105	2.91	2028/10/14	0.77
28	ポーランド	国債証券	POLAND GOVERNMENT BOND	2,200,000	3,028.51	66,627,328	3,195.04	70,291,081	0.75	2025/4/25	0.76
29	マレーシア	国債証券	MALAYSIAN GOVERNMENT	2,200,000	3,191.05	70,203,256	3,174.30	69,834,809	3.885	2029/8/15	0.76
30	ブラジル	国債証券	NOTA DO TESOURO NACIONAL	250,000	2,878.41	71,960,739	2,771.04	69,276,046	10	2033/1/1	0.75

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	97.01
合計	97.01

(参考) J-REITインデックス マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資証券	日本ビルファンド投資法人 投資証券	5,463	563,738	3,079,706,144	606,000	3,310,578,000	6.49
2	日本	投資証券	ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	4,810	537,289	2,584,364,079	583,000	2,804,230,000	5.50
3	日本	投資証券	野村不動産マスターファンド投資法人 投資証券	15,142	164,382	2,489,082,321	167,400	2,534,770,800	4.97
4	日本	投資証券	日本プロロジスリート投資法人 投資証券	8,157	302,958	2,471,236,493	279,200	2,277,434,400	4.46
5	日本	投資証券	日本都市ファンド投資法人 投資証券	22,445	97,780	2,194,694,130	97,000	2,177,165,000	4.27
6	日本	投資証券	G L P 投資法人 投資証券	15,817	147,026	2,325,514,882	133,700	2,114,732,900	4.14
7	日本	投資証券	大和ハウスリート投資法人 投資証券	7,058	286,460	2,021,836,259	263,800	1,861,900,400	3.65
8	日本	投資証券	オリックス不動産投資法人 投資証券	9,330	179,352	1,673,355,011	179,400	1,673,802,000	3.28
9	日本	投資証券	ユナイテッド・アーバン投資法人 投資証券	10,475	146,286	1,532,353,219	155,700	1,630,957,500	3.20
10	日本	投資証券	アドバンス・レジデンス投資法人 投資証券	4,594	355,540	1,633,351,940	339,000	1,557,366,000	3.05
11	日本	投資証券	インヴィンシブル投資法人 投資証券	22,672	56,527	1,281,583,224	61,800	1,401,129,600	2.74
12	日本	投資証券	ジャパン・ホテル・リート投資法人 投資証券	15,675	73,100	1,145,846,197	78,100	1,224,217,500	2.40
13	日本	投資証券	積水ハウス・リート投資法人 投資証券	14,071	79,792	1,122,763,852	83,300	1,172,114,300	2.30
14	日本	投資証券	日本プライムリアルティ投資法人 投資証券	3,202	349,032	1,117,602,511	361,000	1,155,922,000	2.26
15	日本	投資証券	日本アコモデーションファンド投資法人 投資証券	1,617	660,478	1,067,993,171	631,000	1,020,327,000	2.00
16	日本	投資証券	アクティビア・プロパティーズ投資法人 投資証券	2,457	404,146	992,987,280	412,500	1,013,512,500	1.98
17	日本	投資証券	産業ファンド投資法人 投資証券	7,145	156,450	1,117,840,275	138,200	987,439,000	1.93
18	日本	投資証券	ケネディクス・オフィス投資法人 投資証券	2,725	311,327	848,367,705	346,000	942,850,000	1.85

19	日本	投資証券	三井不動産ロジスティクスパーク 投資法人 投資証券	1,948	506,148	985,976,623	471,000	917,508,000	1.80
20	日本	投資証券	日本ロジスティクスファンド投資 法人 投資証券	2,999	323,948	971,521,024	289,900	869,410,100	1.70
21	日本	投資証券	ラサールロジポート投資法人 投 資証券	5,986	161,762	968,313,198	143,400	858,392,400	1.68
22	日本	投資証券	イオンリート投資法人 投資証券	5,744	155,504	893,219,735	146,500	841,496,000	1.65
23	日本	投資証券	フロンティア不動産投資法人 投 資証券	1,737	484,104	840,889,850	457,500	794,677,500	1.55
24	日本	投資証券	ケネディクス・レジデンシャル・ ネクスト投資法人 投資証券	3,438	210,729	724,487,439	228,300	784,895,400	1.54
25	日本	投資証券	森ヒルズリート投資法人 投資証 券	5,506	149,013	820,467,123	141,700	780,200,200	1.53
26	日本	投資証券	コンフォリア・レジデンシャル投 資法人 投資証券	2,303	345,701	796,151,060	331,500	763,444,500	1.49
27	日本	投資証券	大和証券リビング投資法人 投資 証券	6,496	113,232	735,561,189	110,900	720,406,400	1.41
28	日本	投資証券	ヒューリックリート投資法人 投 資証券	4,381	158,285	693,450,087	159,400	698,331,400	1.37
29	日本	投資証券	森トラスリート投資法人 投資 証券	9,026	70,819	639,213,315	72,800	657,092,800	1.28
30	日本	投資証券	大和証券オフィス投資法人 投資 証券	970	596,983	579,073,893	668,000	647,960,000	1.27

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	97.07
合計	97.07

(参考) 海外REITインデックス マザーファンド

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	投資証券	PROLOGIS INC	327,140	18,146.01	5,936,288,033	16,772.40	5,486,924,703	8.61
2	アメリカ	投資証券	EQUINIX INC	33,130	111,397.47	3,690,598,319	107,842.69	3,572,828,406	5.60
3	アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE	56,040	42,878.63	2,402,918,920	39,531.00	2,215,317,374	3.47
4	アメリカ	投資証券	WELLTOWER INC	183,710	12,147.30	2,231,581,779	12,035.20	2,210,987,841	3.47
5	アメリカ	投資証券	DIGITAL REALTY TRUST INC	107,020	15,787.06	1,689,531,623	17,731.21	1,897,594,437	2.97
6	アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	115,700	16,583.93	1,918,761,233	16,278.79	1,883,456,165	2.95
7	アメリカ	投資証券	REALTY INCOME CORP	250,590	9,059.77	2,270,289,759	7,422.15	1,859,918,974	2.92
8	アメリカ	投資証券	VICI PROPERTIES INC	358,500	4,825.33	1,729,884,024	4,408.12	1,580,311,952	2.48
9	アメリカ	投資証券	EXTRA SPACE STORAGE INC	74,790	21,492.14	1,607,397,315	18,072.25	1,351,623,996	2.12
10	アメリカ	投資証券	AVALONBAY COMMUNITIES INC	50,290	28,158.88	1,416,110,195	25,621.55	1,288,508,162	2.02
11	オースト ラリア	投資証券	GOODMAN GROUP	606,000	1,886.94	1,143,486,023	2,072.97	1,256,222,729	1.97
12	アメリカ	投資証券	EQUITY RESIDENTIAL	122,030	9,886.57	1,206,459,307	8,790.81	1,072,743,350	1.68
13	アメリカ	投資証券	INVITATION HOMES INC	203,500	5,127.60	1,043,467,089	4,750.66	966,759,473	1.51
14	アメリカ	投資証券	IRON MOUNTAIN INC	103,270	8,403.40	867,819,573	8,955.35	924,819,470	1.45
15	アメリカ	投資証券	VENTAS INC	142,400	6,837.00	973,589,938	6,312.27	898,868,102	1.41
16	アメリカ	投資証券	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	55,110	18,025.88	993,406,567	14,854.78	818,647,466	1.28
17	アメリカ	投資証券	MID-AMERICA APARTMENT COMM	41,300	23,041.30	951,605,822	19,286.84	796,546,707	1.25
18	アメリカ	投資証券	SUN COMMUNITIES INC	44,040	19,496.25	858,615,167	17,708.77	779,894,504	1.22

19	アメリカ	投資証券	ESSEX PROPERTY TRUST INC	22,720	35,046.59	796,258,615	31,523.98	716,224,939	1.12
20	アメリカ	投資証券	GAMING AND LEISURE PROPRTIE	92,910	7,436.34	690,910,683	6,895.63	640,673,727	1.00
21	香港	投資証券	LINK REIT	903,300	901.01	813,882,390	706.11	637,833,228	1.00
22	アメリカ	投資証券	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	65,900	9,764.93	643,508,989	9,502.81	626,235,667	0.98
23	アメリカ	投資証券	WP CAREY INC	75,740	10,581.28	801,426,844	8,179.03	619,480,065	0.97
24	アメリカ	投資証券	HOST HOTELS & RESORTS INC	251,600	2,646.94	665,972,550	2,456.10	617,955,666	0.97
25	アメリカ	投資証券	KIMCO REALTY CORP	219,300	2,901.53	636,306,203	2,637.09	578,315,021	0.90
26	アメリカ	投資証券	UDR INC	107,300	6,354.15	681,801,197	5,335.51	572,501,146	0.89
27	アメリカ	投資証券	AMERICAN HOMES 4 RENT-A	112,400	5,260.22	591,249,590	5,064.77	569,281,137	0.89
28	イギリス	投資証券	SEGR0 PLC	433,900	1,456.28	631,880,655	1,284.64	557,407,960	0.87
29	アメリカ	投資証券	REXFORD INDUSTRIAL REALTY INC	73,040	7,710.86	563,201,691	7,422.15	542,114,537	0.85
30	アメリカ	投資証券	CAMDEN PROPERTY TRUST	37,770	16,918.34	639,006,040	14,153.25	534,568,615	0.83

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率 (%)
投資証券	98.11
合計	98.11

(参考) 野村マネー マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資比率 (%)
1	日本	特殊債券	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第120回	100,000,000	100.16	100,167,440	100.16	100,167,440	0.751	2023/12/20	2.27
2	日本	社債券	三井住友フィナンズ&リース 第21回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100.02	100,027,234	100.02	100,027,234	0.18	2023/11/27	2.27
3	日本	特殊債券	西日本高速道路第63回	100,000,000	100.00	100,002,000	100.00	100,002,000	0.001	2023/12/11	2.26
4	日本	地方債証券	大阪府 公募 (5年) 第155回	100,000,000	100.00	100,000,000	100.00	100,000,000	0.001	2023/10/30	2.26
5	日本	特殊債券	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第209回	32,000,000	100.26	32,083,840	100.26	32,083,840	0.747	2024/1/31	0.72
6	日本	特殊債券	地方公共団体金融機構債券 第54回	10,000,000	100.11	10,011,804	100.11	10,011,804	0.73	2023/11/28	0.22
7	日本	地方債証券	愛知県 公募平成25年度第15回	10,000,000	100.04	10,004,990	100.04	10,004,990	0.699	2023/10/25	0.22
8	日本	特殊債券	西日本高速道路第47回	10,000,000	100.01	10,001,576	100.01	10,001,576	0.07	2023/12/20	0.22

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率 (%)
地方債証券	2.49
特殊債券	5.72
社債券	2.27

②【投資不動産物件】

野村DC運用戦略ファンド

該当事項はありません。

(参考) 国内株式マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 国内債券マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 外国債券マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 新興国株式マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 新興国債券マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 新興国債券(現地通貨建て)マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) J-REITインデックスマザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 海外REITインデックスマザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 野村マネーマザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

野村DC運用戦略ファンド

該当事項はありません。

(参考) 国内株式マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	取引所	名称	買建/ 売建	枚数	通貨	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数先物 取引	大阪取引所	TOPIX 先物(2023年12月限)	買建	539	日本円	12,660,347,305	12,523,665,000	2.13

(参考) 国内債券マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国/地 域	取引所	名称	買建/ 売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指 数先物 取引	アメリカ	シカゴマ ーカント イル取引 所	E-mini S&P500 株 価指数先物(2023 年12月限)	買建	770	米ドル	171,121,397.5	25,596,338,640	166,993,750	24,978,925,121	1.40
	カナダ	モントリ オール取 引所	S&P TSX60 株価指 数先物(2023年12 月限)	買建	44	カナダド ル	10,562,266	1,169,665,336	10,381,360	1,149,631,797	0.06
	ドイツ	ユーレック ス・ドイツ 金融先物取 引所	ユーロ50 株価指 数先物(2023年12 月限)	買建	473	ユーロ	20,055,905	3,168,832,990	19,790,320	3,126,870,560	0.17
	オース トラリ ア	シドニー先 物取引所	SPI200 株価指数先 物(2023年12月 限)	買建	42	豪ドル	7,516,075	721,994,165	7,404,600	711,285,876	0.04
	イギリ ス	ロンドン国 際金融先物 オプション 取引所	FT100 株価指数先 物(2023年12月 限)	買建	106	英ポンド	8,091,780	1,476,992,598	8,110,590	1,480,425,978	0.08
	スイス	ユーレック ス・チュー リッヒ取 引所	SMI 株価指数先物 (2023年12月限)	買建	53	スイスフ ラン	5,847,510	955,833,980	5,805,090	948,900,002	0.05

(参考) 外国債券マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 新興国株式マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国/地 域	取引所	名称	買建/ 売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指 数先物 取引	アメリカ	インターコ ンチネン タル取引 所	MSCI エマージン グ・マーケ ット指 数先物(2023年12 月限)	買建	562	米ドル	27,673,690	4,139,430,552	26,849,550	4,016,155,682	4.05
	香港	香港先物取 引所	MSCI China A 50 Connect 指 数先物 (2023年10月限)	買建	90	米ドル	4,535,550	678,427,569	4,447,350	665,234,613	0.67

(参考) 新興国債券マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 新興国債券 (現地通貨建て) マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) J-REITインデックス マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	取引所	名称	買建/ 売建	枚数	通貨	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
REIT 指数先物 取引	大阪取引所	REIT 指数先物(2023年12月限)	買建	804	日本円	1,516,419,840	1,487,400,000	2.91

(参考) 海外REITインデックス マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国/地 域	取引所	名称	買建/ 売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指 数先物 取引	アメリ カ	シカゴ ボ ード オプ トレード	ダウ・ジョーンズ 米国不動産指数先 物(2023年12月 限)	買建	230	米ドル	7,454,220	1,115,002,226	6,978,200	1,043,799,154	1.63

(参考) 野村マネー マザーファンド

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

野村DC運用戦略ファンド

2023年9月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第2計算期間	(2014年2月17日)	1,930	1,931	1.0180	1.0185
第3計算期間	(2015年2月17日)	2,707	2,708	1.0970	1.0975
第4計算期間	(2016年2月17日)	3,631	3,633	1.0481	1.0486
第5計算期間	(2017年2月17日)	6,788	6,791	1.0678	1.0683
第6計算期間	(2018年2月19日)	19,147	19,156	1.0770	1.0775
第7計算期間	(2019年2月18日)	21,964	21,974	1.0850	1.0855
第8計算期間	(2020年2月17日)	27,659	27,671	1.1568	1.1573
第9計算期間	(2021年2月17日)	30,540	30,553	1.1487	1.1492

第10 計算期間	(2022年 2月 17日)	34,492	34,508	1.1200	1.1205
第11 計算期間	(2023年 2月 17日)	36,002	36,019	1.0498	1.0503
	2022年 9月 末日	34,322	—	1.0670	—
	10月 末日	34,704	—	1.0733	—
	11月 末日	34,618	—	1.0671	—
	12月 末日	35,651	—	1.0432	—
	2023年 1月 末日	35,937	—	1.0480	—
	2月 末日	35,976	—	1.0501	—
	3月 末日	36,528	—	1.0549	—
	4月 末日	36,996	—	1.0622	—
	5月 末日	37,189	—	1.0672	—
	6月 末日	37,941	—	1.0840	—
	7月 末日	37,718	—	1.0748	—
	8月 末日	37,616	—	1.0705	—
	9月 末日	37,277	—	1.0571	—

②【分配の推移】

野村DC運用戦略ファンド

	計算期間	1口当たりの分配金
第2 計算期間	2013年 2月 19日～2014年 2月 17日	0.0005 円
第3 計算期間	2014年 2月 18日～2015年 2月 17日	0.0005 円
第4 計算期間	2015年 2月 18日～2016年 2月 17日	0.0005 円
第5 計算期間	2016年 2月 18日～2017年 2月 17日	0.0005 円
第6 計算期間	2017年 2月 18日～2018年 2月 19日	0.0005 円
第7 計算期間	2018年 2月 20日～2019年 2月 18日	0.0005 円
第8 計算期間	2019年 2月 19日～2020年 2月 17日	0.0005 円
第9 計算期間	2020年 2月 18日～2021年 2月 17日	0.0005 円
第10 計算期間	2021年 2月 18日～2022年 2月 17日	0.0005 円
第11 計算期間	2022年 2月 18日～2023年 2月 17日	0.0005 円

③【収益率の推移】

野村DC運用戦略ファンド

	計算期間	収益率
第2 計算期間	2013年 2月 19日～2014年 2月 17日	△2.6%
第3 計算期間	2014年 2月 18日～2015年 2月 17日	7.8%
第4 計算期間	2015年 2月 18日～2016年 2月 17日	△4.4%

第5計算期間	2016年2月18日～2017年2月17日	1.9%
第6計算期間	2017年2月18日～2018年2月19日	0.9%
第7計算期間	2018年2月20日～2019年2月18日	0.8%
第8計算期間	2019年2月19日～2020年2月17日	6.7%
第9計算期間	2020年2月18日～2021年2月17日	△0.7%
第10計算期間	2021年2月18日～2022年2月17日	△2.5%
第11計算期間	2022年2月18日～2023年2月17日	△6.2%
第12期（中間期）	2023年2月18日～2023年8月17日	1.5%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配額の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（4）【設定及び解約の実績】

野村DC運用戦略ファンド

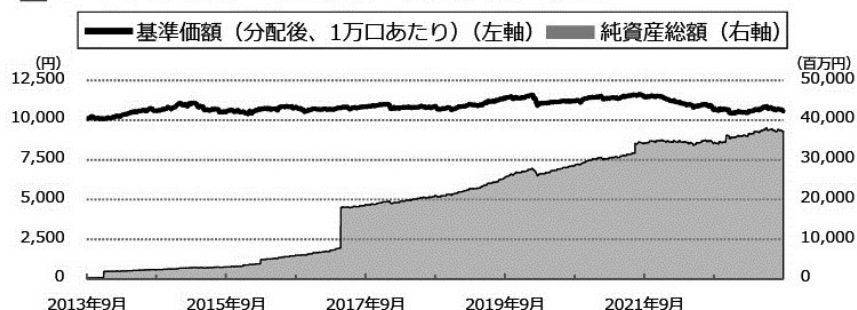
	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第2計算期間	2013年2月19日～2014年2月17日	2,003,508,647	154,192,604	1,896,639,337
第3計算期間	2014年2月18日～2015年2月17日	999,136,243	427,656,828	2,468,118,752
第4計算期間	2015年2月18日～2016年2月17日	1,637,926,200	641,423,568	3,464,621,384
第5計算期間	2016年2月18日～2017年2月17日	3,774,359,201	881,664,759	6,357,315,826
第6計算期間	2017年2月18日～2018年2月19日	14,660,535,474	3,240,163,547	17,777,687,753
第7計算期間	2018年2月20日～2019年2月18日	4,903,455,488	2,438,304,551	20,242,838,690
第8計算期間	2019年2月19日～2020年2月17日	6,651,955,100	2,985,065,217	23,909,728,573
第9計算期間	2020年2月18日～2021年2月17日	6,769,091,284	4,092,215,533	26,586,604,324
第10計算期間	2021年2月18日～2022年2月17日	9,152,599,226	4,942,698,612	30,796,504,938
第11計算期間	2022年2月18日～2023年2月17日	7,910,171,964	4,412,514,743	34,294,162,159
第12期（中間期）	2023年2月18日～2023年8月17日	3,197,750,791	2,549,011,710	34,942,901,240

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。



運用実績 (2023年9月29日現在)

■ 基準価額・純資産の推移 (日次)



■ 分配の推移

(1万口あたり、課税前)

2023年2月	5 円
2022年2月	5 円
2021年2月	5 円
2020年2月	5 円
2019年2月	5 円
設定来累計	55 円

■ 主要な資産の状況

各マザーファンドへの投資比率

銘柄	投資比率(%)
国内株式マザーファンド	3.6
国内債券マザーファンド	20.4
外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド	4.6
外国債券マザーファンド	19.0
新興国株式マザーファンド	1.9
新興国債券マザーファンド	2.1
新興国債券(現地通貨建て)マザーファンド	2.2
J-REITインデックス マザーファンド	3.9
海外REITインデックス マザーファンド	1.9
野村マネー マザーファンド	0.2

実質的な銘柄別投資比率(上位)

・「国内株式マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	業種	投資比率(%)
1	トヨタ自動車	輸送用機器	0.2
2	ソニーグループ	電気機器	0.1
3	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	0.1
4	日本電信電話	情報・通信業	0.1
5	キーエンス	電気機器	0.1

・「国内債券マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率(%)
1	国庫債券 利付(2年)第447回	国債証券	0.6
2	国庫債券 利付(2年)第452回	国債証券	0.3
3	国庫債券 利付(10年)第350回	国債証券	0.3
4	国庫債券 利付(5年)第145回	国債証券	0.3
5	国庫債券 利付(10年)第340回	国債証券	0.3

・「外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	APPLE INC	コンピュータ・周辺機器	0.2
2	MICROSOFT CORP	ソフトウェア	0.2
3	AMAZON.COM INC	大規模小売り	0.1
4	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	0.1
5	ALPHABET INC-CL A	インタラクティブ・メディアおよびサービス	0.1

・「外国債券マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)
1	US TREASURY N/B	国債証券	0.3
2	US TREASURY N/B	国債証券	0.3
3	US TREASURY BOND	国債証券	0.3
4	US TREASURY N/B	国債証券	0.3
5	US TREASURY BOND	国債証券	0.3

・「新興国株式マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	TAIWAN SEMICONDUCTOR	半導体・半導体製造装置	0.1
2	ISHARES MSCI CHINA A UCITS ETF	—	0.1
3	TENCENT HOLDINGS LTD	インタラクティブ・メディアおよびサービス	0.1
4	SAMSUNG ELECTRONICS	コンピュータ・周辺機器	0.1
5	ALIBABA GROUP HOLDING LIMITED	大規模小売り	0.0

・「新興国債券マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)
1	STATE OF QATAR	国債証券	0.0
2	SAUDI INTERNATIONAL BOND	国債証券	0.0
3	OMAN GOV INTERNTL BOND	国債証券	0.0
4	STATE OF QATAR	国債証券	0.0
5	REPUBLIC OF TURKEY	国債証券	0.0

・「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)
1	CHINA GOVERNMENT BOND	国債証券	0.0
2	CHINA GOVERNMENT BOND	国債証券	0.0
3	LETRA TESOURO NACIONAL	国債証券	0.0
4	CHINA GOVERNMENT BOND	国債証券	0.0
5	LETRA TESOURO NACIONAL	国債証券	0.0

・「J-REITインデックス マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)
1	日本ビルファンド投資法人 投資証券	投資証券	0.3
2	ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	投資証券	0.2
3	野村不動産マスターファンド投資法人 投資証券	投資証券	0.2
4	日本プロロジスリート投資法人 投資証券	投資証券	0.2
5	日本都市ファンド投資法人 投資証券	投資証券	0.2

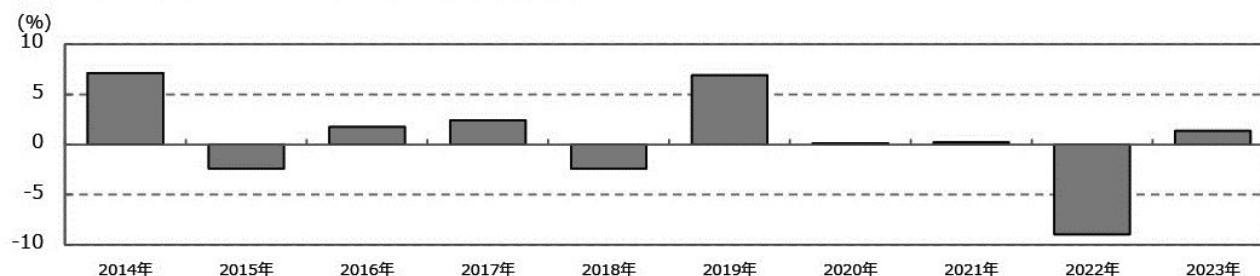
・「海外REITインデックス マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)
1	PROLOGIS INC	投資証券	0.2
2	EQUINIX INC	投資証券	0.1
3	PUBLIC STORAGE	投資証券	0.1
4	WELLTOWER INC	投資証券	0.1
5	DIGITAL REALTY TRUST INC	投資証券	0.1

・「野村マネー マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)
1	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第120回	特殊債券	0.0
2	三井住友ファイナンス&リース 第21回社債間限定同順位特約付	社債券	0.0
3	西日本高速道路 第63回	特殊債券	0.0
4	大阪府 公募(5年) 第155回	地方債証券	0.0
5	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第209回	特殊債券	0.0

年間収益率の推移 (暦年ベース)



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ファンドにベンチマークはありません。
- ・2023年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 受益権の募集

申込期間中の各営業日に受益権の募集が行なわれます。

(2) 申込締切時間

午後 3 時まで取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込み分とします。

(3) 販売単位

1 円以上 1 円単位（当初元本 1 口 = 1 円）とします。

(4) 販売価額

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

(5) 申込代金の支払い

取得申込日の翌々営業日までに申込金額を申込みの販売会社に支払うものとします。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。

(6) 申込受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込の受け付けを取り消す場合があります。

(7) 申込手続等に関する照会先

ファンドの申込（販売）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前 9 時～午後 5 時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

※購入のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2 【換金（解約）手続等】

(1) 解約の請求

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

(2) 解約請求の締切時間

一部解約の実行の請求の受け付けについては、午後 3 時までに解約請求の申込みが行われ、かつ、その解約請求の申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込み分とします。

(3) 換金単位

1 口単位で一部解約の実行を請求することができます。

(4) 換金価額

解約申込みの受付日の翌営業日の基準価額となります。

(5) 換金制限

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口換金には制限を設ける場合があります。

(6) 換金代金の支払い

原則として一部解約の実行の請求日から起算して 6 営業日目から販売会社において支払います。

ただし、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、信託約款の規定に従い、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

(7) 解約請求の受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして信託約款の規定に準じて計算された価額とします。

(8) 換金手続等に関する照会先

ファンドの換金（解約）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前 9 時～午後 5 時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

※換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

< 基準価額の計算方法 >

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日 ^{※1} の金融商品取引所の最終相場で評価します。
公社債等	原則として、基準価額計算日 ^{※1} における以下のいずれかの価額で評価します。 ^{※2} ①日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値) ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く) ③価格情報会社の提供する価額
REIT (不動産投資信託)	原則として、基準価額計算日 ^{※1} の金融商品取引所の最終相場で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行いません。

※1 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

※2 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(2) 【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします(2012年2月28日設定)。

(4) 【計算期間】

原則として、毎年2月18日から翌年2月17日までとします。

また、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

(a) ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b) 信託期間の終了

- (i) 委託者は、上記「(a)ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (ii) 上記(i)の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (iii) 上記(i)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行いません。
- (iv) 上記(i)から(iii)までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(i)から(iii)までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。
- (v) 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (vi) 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(d)信託約款の変更等(iv)」の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(c) 運用報告書

ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。

(d) 信託約款の変更等

- (i) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- (ii) 委託者は、上記(i)の事項(上記(i)の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- (iii) 上記(ii)の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (iv) 上記(ii)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行いません。
- (v) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (vi) 上記(ii)から(v)までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (vii) 上記(i)から(vi)の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(e) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(f) 受託者の辞任および解任に伴う取扱い

- (i) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「(d)信託約款の変更等」に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
- (ii) 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(g) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(h) 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(i) 関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 収益分配金に対する請求権

■収益分配金の支払い開始日■

収益分配金は、原則、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■収益分配金請求権の失効■

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

② 償還金に対する請求権

■償還金の支払い開始日■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。

■償還金請求権の失効■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

③ 換金(解約)請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前述の「2 換金(解約)手続等」をご参照下さい。

第3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期計算期間(2022年2月18日から2023年2月17日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年4月25日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村DC運用戦略ファンドの2022年2月18日から2023年2月17日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村DC運用戦略ファンドの2023年2月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンデは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【野村DC運用戦略ファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第10期 (2022年2月17日現在)	第11期 (2023年2月17日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	15,464,717,744	11,388,344,741
親投資信託受益証券	19,443,748,336	25,032,384,102
流動資産合計	34,908,466,080	36,420,728,843
資産合計	34,908,466,080	36,420,728,843
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	185,884,999	220,440,315
未払金	7,847,355	-
未払収益分配金	15,398,252	17,147,081
未払解約金	52,956,359	24,388,360
未払受託者報酬	9,571,287	9,709,973
未払委託者報酬	143,569,216	145,649,599
未払利息	10,473	2,726
その他未払費用	574,215	582,538
流動負債合計	415,812,156	417,920,592
負債合計	415,812,156	417,920,592
純資産の部		
元本等		
元本	30,796,504,938	34,294,162,159
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	3,696,148,986	1,708,646,092
(分配準備積立金)	1,648,752,256	1,591,146,311
元本等合計	34,492,653,924	36,002,808,251
純資産合計	34,492,653,924	36,002,808,251
負債純資産合計	34,908,466,080	36,420,728,843

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第10期 自 2021年2月18日 至 2022年2月17日	第11期 自 2022年2月18日 至 2023年2月17日
営業収益		
有価証券売買等損益	201,404,888	△501,864,234
為替差損益	△787,389,491	△1,420,962,416
営業収益合計	△585,984,603	△1,922,826,650
営業費用		
支払利息	1,316,742	2,907,594

受託者報酬	17,998,815	19,097,513
委託者報酬	269,982,122	286,462,676
その他費用	1,085,748	1,161,500
営業費用合計	290,383,427	309,629,283
営業利益又は営業損失(△)	△876,368,030	△2,232,455,933
経常利益又は経常損失(△)	△876,368,030	△2,232,455,933
当期純利益又は当期純損失(△)	△876,368,030	△2,232,455,933
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	△16,886,254	△150,559,300
期首剰余金又は期首欠損金(△)	3,953,646,569	3,696,148,986
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,351,561,260	629,088,162
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,351,561,260	629,088,162
剰余金減少額又は欠損金増加額	734,178,815	517,547,342
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	734,178,815	517,547,342
分配金	15,398,252	17,147,081
期末剰余金又は期末欠損金(△)	3,696,148,986	1,708,646,092

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2022年2月18日から2023年2月17日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

第10期 2022年2月17日現在	第11期 2023年2月17日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 30,796,504,938口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 34,294,162,159口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.1200円 (10,000口当たり純資産額) (11,200円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0498円 (10,000口当たり純資産額) (10,498円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第10期 自2021年2月18日 至2022年2月17日	第11期 自2022年2月18日 至2023年2月17日
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程
項目	項目

費用控除後の配当等収益額	A	299,850,754 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売却等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	5,171,985,586 円
分配準備積立金額	D	1,364,299,754 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	6,836,136,094 円
当ファンドの期末残存口数	F	30,796,504,938 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,219 円
10,000 口当たり分配金額	H	5 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	15,398,252 円

費用控除後の配当等収益額	A	171,803,558 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売却等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	6,167,745,694 円
分配準備積立金額	D	1,436,489,834 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	7,776,039,086 円
当ファンドの期末残存口数	F	34,294,162,159 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,267 円
10,000 口当たり分配金額	H	5 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	17,147,081 円

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

第 10 期 自 2021 年 2 月 18 日 至 2022 年 2 月 17 日	第 11 期 自 2022 年 2 月 18 日 至 2023 年 2 月 17 日
<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。</p> <p>当ファンドは、株価変動リスク、REIT の価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされておりますが、主要投資対象である親投資信託受益証券の保有状況によっては、市場リスクの内容は変動する場合があります。</p> <p>当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、為替予約取引を行っております。当該デリバティブ取引は、対象とする為替等に係る価格変動リスクを有しております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。</p> <p>○市場リスクの管理</p> <p>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>○信用リスクの管理</p> <p>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>○流動性リスクの管理</p> <p>流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>	<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>同左</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>同左</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>同左</p>

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第 10 期 2022 年 2 月 17 日現在	第 11 期 2023 年 2 月 17 日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>同左</p>

ん。 2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、(その他の注記)の3 デリバティブ取引関係に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。	2. 時価の算定方法 同左
---	------------------

(関連当事者との取引に関する注記)

第10期 自 2021年2月18日 至 2022年2月17日	第11期 自 2022年2月18日 至 2023年2月17日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般 の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていない ため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第10期 自 2021年2月18日 至 2022年2月17日	第11期 自 2022年2月18日 至 2023年2月17日
期首元本額 26,586,604,324円	期首元本額 30,796,504,938円
期中追加設定元本額 9,152,599,226円	期中追加設定元本額 7,910,171,964円
期中一部解約元本額 4,942,698,612円	期中一部解約元本額 4,412,514,743円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第10期 自 2021年2月18日 至 2022年2月17日	第11期 自 2022年2月18日 至 2023年2月17日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	△104,422,749	△223,519,656
合計	△104,422,749	△223,519,656

3 デリバティブ取引関係

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

種類	第10期(2022年2月17日現在)				第11期(2023年2月17日現在)			
	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
		うち1年 超				うち1年 超		
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売建	10,061,286,611	—	10,247,171,610	△185,884,999	6,389,646,865	—	6,610,087,180	△220,440,315
米ドル	4,559,121,380	—	4,630,274,820	△71,153,440	2,652,234,660	—	2,764,511,760	△112,277,100
カナダドル	539,285,820	—	546,025,800	△6,739,980	476,439,000	—	498,093,000	△21,654,000
ユーロ	3,617,536,957	—	3,693,624,170	△76,087,213	1,879,592,445	—	1,931,555,700	△51,963,255
英ポンド	582,258,914	—	596,237,480	△13,978,566	635,571,640	—	642,271,600	△6,699,960
豪ドル	763,083,540	—	781,009,340	△17,925,800	745,809,120	—	773,655,120	△27,846,000
合計	10,061,286,611	—	10,247,171,610	△185,884,999	6,389,646,865	—	6,610,087,180	△220,440,315

(注) 時価の算定方法

1 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2023年2月17日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2023年2月17日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	国内株式マザーファンド	983,252,865	2,128,054,175	
		国内債券マザーファンド	6,942,571,277	8,957,305,461	
		外国債券マザーファンド	2,786,558,598	6,973,920,203	
		外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド	528,276,828	2,520,461,574	
		野村マネー マザーファンド	85,180,134	86,858,182	
		J-REITインデックス マザーファンド	797,501,792	2,028,924,309	
		海外REITインデックス マザーファンド	147,536,052	477,633,214	
		新興国株式マザーファンド	655,766,363	1,051,783,669	
		新興国債券マザーファンド	103,635,836	198,068,809	
		新興国債券(現地通貨建て) マザーファンド	415,359,898	609,374,506	
	小計	銘柄数: 10 組入時価比率: 69.5%	13,445,639,643	25,032,384,102 100.0%	
合計			25,032,384,102		

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

(参考)

当ファンドは、当該計算期間末現在、主要投資対象である親投資信託受益証券のうち、「国内株式マザーファンド」、「国内債券マザーファンド」、「外国株式MSCI-KOKUSA Iマザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、「新興国債券マザーファンド」、「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」、「J-REITインデックス マザーファンド」、「海外REITインデックス マザーファンド」および「野村マネー マザーファンド」受益証券に投資しており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。
なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

国内株式マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2023年2月17日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	15,508,159,468
株式	475,198,390,320
派生商品評価勘定	136,939,071
未収入金	3,849,724
未収配当金	816,910,678
未収利息	209,099
その他未収収益	19,499,969
差入委託証拠金	73,313,695
流動資産合計	491,757,272,024
資産合計	491,757,272,024
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	147,475
未払金	1,151,268,540
未払解約金	110,313,088
未払利息	3,713
有価証券貸借取引受入金	9,407,730,945
流動負債合計	10,669,463,761
負債合計	10,669,463,761
純資産の部	
元本等	
元本	222,284,741,409
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	258,803,066,854
元本等合計	481,087,808,263
純資産合計	481,087,808,263
負債純資産合計	491,757,272,024

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。
--------------------	-------------------------

<p>2. 費用・収益の計上基準</p>	<p>時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>先物取引 取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。</p> <p>受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。</p> <p>有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。</p>
<p>3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明</p>	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)
該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2023年2月17日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2.1643円
(10,000口当たり純資産額)	(21,643円)
2. 有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券	
	9,002,368,230円

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2022年2月18日 至 2023年2月17日
<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。</p> <p>これらは、株価変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>当ファンドは、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として、株価指数先物取引を行っております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。</p> <p>○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年2月17日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法	

株式

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

派生商品評価勘定

デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2023年2月17日現在	
期首	2022年2月18日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	205,117,643,737円
同期中における追加設定元本額	40,942,494,560円
同期中における一部解約元本額	23,775,396,888円
期末元本額	222,284,741,409円
期末元本額の内訳*	
バランスセレクト30	125,445,132円
バランスセレクト50	289,028,074円
バランスセレクト70	435,037,006円
野村世界6資産分散投信(安定コース)	2,078,656,446円
野村世界6資産分散投信(分配コース)	2,693,629,216円
野村世界6資産分散投信(成長コース)	9,090,877,870円
野村資産設計ファンド2015	32,955,314円
野村資産設計ファンド2020	35,627,762円
野村資産設計ファンド2025	59,086,967円
野村資産設計ファンド2030	92,959,450円
野村資産設計ファンド2035	89,229,985円
野村資産設計ファンド2040	156,559,645円
野村日本株インデックス(野村投資一任口座向け)	12,226,645,827円
のむラップ・ファンド(保守型)	2,401,983,630円
のむラップ・ファンド(普通型)	16,059,765,541円
のむラップ・ファンド(積極型)	6,211,392,540円
野村資産設計ファンド2045	34,853,449円
野村インデックスファンド・TOPIX	2,168,196,983円
マイ・ロード	2,891,588,693円
ネクストコア	26,714,330円
野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型	1,450,619,403円
野村TOPIXインデックス(野村SMA・EW向け)	2,723,992,970円
野村世界6資産分散投信(配分変更コース)	942,423,082円
野村資産設計ファンド2050	39,676,875円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	10,167,249円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	6,532,290円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	5,113,480円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	4,677,088円
のむラップ・ファンド(やや保守型)	431,058,818円
のむラップ・ファンド(やや積極型)	903,738,769円
インデックス・ブレンド(タイプI)	4,240,016円
インデックス・ブレンド(タイプII)	3,833,339円
インデックス・ブレンド(タイプIII)	23,085,630円
インデックス・ブレンド(タイプIV)	8,491,531円
インデックス・ブレンド(タイプV)	32,768,338円
野村6資産均等バランス	3,599,722,645円
世界6資産分散ファンド	84,289,145円
野村資産設計ファンド2060	31,455,312円
ファンドラップ(ウエルス・スクエア)日本株式	3,157,792,438円
グローバル・インデックス・バランス25VA(適格機関投資家専用)	230,972,319円

グローバル・インデックス・バランス50VA (適格機関投資家専用)	126,796,709円
グローバル・インデックス・バランス40VA (適格機関投資家専用)	324,875,147円
グローバル・インデックス・バランス60VA (適格機関投資家専用)	180,251,983円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型 (適格機関投資家専用)	1,541,740円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型 (適格機関投資家専用)	7,106,688円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型 (適格機関投資家専用)	205,530円
野村インデックス・バランス60VA (適格機関投資家専用)	1,846,688,022円
野村ワールド・インデックス・バランス35VA (適格機関投資家専用)	2,817,398円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA (適格機関投資家専用)	25,645,940円
野村・国内株式インデックスファンド・VAS (適格機関投資家専用)	48,407,889円
野村世界インデックス・バランス40VA (適格機関投資家専用)	11,087,362円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA (適格機関投資家専用)	82,351,864円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA (適格機関投資家専用)	165,029,340円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA (適格機関投資家専用)	3,780,278,037円
野村世界バランス25VA (適格機関投資家専用)	35,916,545円
ノムラ日本株式インデックスファンドVA (適格機関投資家専用)	166,795,580円
ノムラFOFs用インデックスファンド・TOPIX (適格機関投資家専用)	4,236,626,764円
野村国内外マルチアセット (6資産) ファンド (適格機関投資家専用)	19,103,282円
野村国内外マルチアセット (6資産) オープン投信 (適格機関投資家専用)	74,115,103円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス (2%コース向け) (適格機関投資家専用)	2,202,080円
バランスセレクト30 (確定拠出年金向け)	5,690,876円
バランスセレクト50 (確定拠出年金向け)	28,052,807円
バランスセレクト70 (確定拠出年金向け)	32,344,796円
国内債券・株式バランスファンド (確定拠出年金向け)	112,192,337円
マイバランス30 (確定拠出年金向け)	8,566,741,323円
マイバランス50 (確定拠出年金向け)	24,830,262,617円
マイバランス70 (確定拠出年金向け)	29,860,484,451円
野村国内株式インデックスファンド・TOPIX (確定拠出年金向け)	37,372,842,511円
マイバランスDC30	3,656,898,149円
マイバランスDC50	6,397,472,222円
マイバランスDC70	7,103,488,285円
野村DC国内株式インデックスファンド・TOPIX	12,250,754,504円
野村DC運用戦略ファンド	983,252,865円
野村DC運用戦略ファンド (マイルド)	75,779,942円
マイターゲット2050 (確定拠出年金向け)	1,817,151,010円
マイターゲット2030 (確定拠出年金向け)	1,863,379,962円
マイターゲット2040 (確定拠出年金向け)	1,497,024,282円
野村世界6資産分散投信 (DC) 安定コース	14,341,193円
野村世界6資産分散投信 (DC) インカムコース	6,820,274円
野村世界6資産分散投信 (DC) 成長コース	114,190,354円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2030	39,826,337円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2040	37,611,070円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2050	28,550,603円
マイターゲット2035 (確定拠出年金向け)	994,225,704円
マイターゲット2045 (確定拠出年金向け)	738,739,847円
マイターゲット2055 (確定拠出年金向け)	514,680,629円
マイターゲット2060 (確定拠出年金向け)	651,494,785円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2060	21,276,830円
マイターゲット2065 (確定拠出年金向け)	224,547,638円
多資産分散投資ファンド (バランス10) (確定拠出年金向け)	181,023,912円
みらいバランス・株式10 (富士通企業年金基金DC向け)	182,899,617円
野村DCバランスファンド (年金運用戦略タイプ)	47,972,077円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2023年2月17日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	日本円	極洋	8,800	3,625.00	31,900,000	貸付有価証券 1,200株
		ニッスイ	232,700	537.00	124,959,900	貸付有価証券 100株
		マルハニチロ	34,600	2,418.00	83,662,800	
		雪国まいたけ	19,800	1,016.00	20,116,800	
		カネコ種苗	7,100	1,642.00	11,658,200	
		サカタのタネ	26,500	3,990.00	105,735,000	貸付有価証券 100株
		ホクト	20,700	1,872.00	38,750,400	
		ホクリョウ	2,900	824.00	2,389,600	貸付有価証券 400株(400株)
		住石ホールディングス	32,200	377.00	12,139,400	貸付有価証券 15,000株
		日鉄鉱業	9,300	3,530.00	32,829,000	
		三井松島ホールディングス	10,500	3,820.00	40,110,000	貸付有価証券 2,100株(1,100株)
		I N P E X	860,700	1,438.00	1,237,686,600	貸付有価証券 56,100株
		石油資源開発	27,000	4,865.00	131,355,000	
		K&Oエナジーグループ	10,600	2,174.00	23,044,400	貸付有価証券 400株(400株)
		ショーボンドホールディングス	31,700	5,220.00	165,474,000	貸付有価証券 6,500株
		ミライト・ワン	80,700	1,489.00	120,162,300	
		タマホーム	14,600	3,210.00	46,866,000	貸付有価証券 6,800株(100株)
		サンヨーホームズ	2,500	744.00	1,860,000	貸付有価証券 1,100株(600株)
		日本アクア	8,600	976.00	8,393,600	
		ファーストコーポレーション	5,300	737.00	3,906,100	貸付有価証券 400株
ベステラ	4,500	911.00	4,099,500	貸付有価証券 2,300株		
R o b o t H o m e	39,600	195.00	7,722,000	貸付有価証券 11,500株(11,400株)		
キャンディル	3,200	503.00	1,609,600	貸付有価証券 1,600株		

ダイセキ環境ソリューション	4,200	964.00	4,048,800	貸付有価証券 400株
第一カッター興業	6,000	1,085.00	6,510,000	
安藤・間	134,800	871.00	117,410,800	貸付有価証券 1,700株
東急建設	66,300	663.00	43,956,900	
コムシスホールディングス	78,800	2,478.00	195,266,400	
ビーアールホールディングス	37,000	340.00	12,580,000	貸付有価証券 100株
高松コンストラクショングループ	15,100	1,971.00	29,762,100	
東建コーポレーション	6,700	7,530.00	50,451,000	
ソネック	2,200	951.00	2,092,200	貸付有価証券 1,100株
ヤマウラ	11,800	1,037.00	12,236,600	貸付有価証券 5,500株
オリエンタル白石	83,600	309.00	25,832,400	貸付有価証券 300株
大成建設	162,000	4,330.00	701,460,000	貸付有価証券 400株
大林組	582,200	969.00	564,151,800	貸付有価証券 100株
清水建設	489,400	724.00	354,325,600	
飛島建設	18,000	1,056.00	19,008,000	
長谷工コーポレーション	168,000	1,518.00	255,024,000	
松井建設	15,200	624.00	9,484,800	
銭高組	1,800	2,954.00	5,317,200	
鹿島建設	361,000	1,596.00	576,156,000	
不動テトラ	11,300	1,624.00	18,351,200	
大末建設	5,300	1,181.00	6,259,300	
鉄建建設	11,700	1,777.00	20,790,900	
西松建設	27,600	3,500.00	96,600,000	貸付有価証券 300株
三井住友建設	131,300	417.00	54,752,100	貸付有価証券 200株
大豊建設	6,700	3,835.00	25,694,500	
佐田建設	9,200	514.00	4,728,800	
ナカノフドー建設	10,300	325.00	3,347,500	貸付有価証券 100株
奥村組	26,400	3,200.00	84,480,000	
東鉄工業	22,400	2,754.00	61,689,600	

イチケン	3,300	1,805.00	5,956,500	
富士ピー・エス	6,500	452.00	2,938,000	貸付有価証券 3,300株 (500株)
浅沼組	13,000	3,225.00	41,925,000	
戸田建設	200,300	707.00	141,612,100	
熊谷組	28,200	2,715.00	76,563,000	
北野建設	2,700	2,885.00	7,789,500	
植木組	4,100	1,370.00	5,617,000	貸付有価証券 1,800株
矢作建設工業	22,200	816.00	18,115,200	
ピーエス三菱	20,600	638.00	13,142,800	
日本ハウスホールディングス	32,300	394.00	12,726,200	貸付有価証券 500株 (100株)
新日本建設	22,900	870.00	19,923,000	
東亜道路工業	3,200	6,250.00	20,000,000	貸付有価証券 100株
日本道路	3,300	6,750.00	22,275,000	
東亜建設工業	14,000	2,588.00	36,232,000	貸付有価証券 5,800株
日本国土開発	48,800	549.00	26,791,200	
若築建設	7,200	3,035.00	21,852,000	
東洋建設	52,700	892.00	47,008,400	貸付有価証券 6,500株 (4,800株)
五洋建設	230,800	648.00	149,558,400	
世紀東急工業	21,500	785.00	16,877,500	
福田組	6,100	4,425.00	26,992,500	貸付有価証券 2,300株
住友林業	124,900	2,624.00	327,737,600	貸付有価証券 36,200株
日本基礎技術	8,700	545.00	4,741,500	貸付有価証券 100株
巴コーポレーション	16,200	407.00	6,593,400	
大和ハウス工業	454,900	3,109.00	1,414,284,100	貸付有価証券 200株
ライト工業	31,000	1,955.00	60,605,000	
積水ハウス	510,000	2,519.50	1,284,945,000	貸付有価証券 7,700株
日特建設	15,500	926.00	14,353,000	
北陸電気工事	11,200	744.00	8,332,800	
ユアテック	35,900	744.00	26,709,600	
日本リーテック	10,700	844.00	9,030,800	

四電工	6,800	1,835.00	12,478,000	
中電工	25,300	2,117.00	53,560,100	
関電工	89,200	867.00	77,336,400	
きんでん	114,600	1,487.00	170,410,200	
東京エネシス	16,200	904.00	14,644,800	
トーエネック	5,400	3,410.00	18,414,000	
住友電設	15,500	2,366.00	36,673,000	
日本電設工業	26,700	1,496.00	39,943,200	
エクシオグループ	75,000	2,362.00	177,150,000	
新日本空調	9,000	1,886.00	16,974,000	
九電工	39,600	3,430.00	135,828,000	
三機工業	36,100	1,483.00	53,536,300	
日揮ホールディングス	161,000	1,749.00	281,589,000	貸付有価証券 69,600株(69,600 株)
中外炉工業	5,300	1,792.00	9,497,600	
ヤマト	12,000	801.00	9,612,000	
太平電業	10,100	3,710.00	37,471,000	
高砂熱学工業	39,200	1,992.00	78,086,400	
三晃金属工業	1,800	3,800.00	6,840,000	
朝日工業社	6,800	2,105.00	14,314,000	
明星工業	28,000	776.00	21,728,000	
大気社	19,600	3,520.00	68,992,000	
ダイダン	10,700	2,220.00	23,754,000	
日比谷総合設備	14,000	1,992.00	27,888,000	
フィル・カンパニー	2,900	1,057.00	3,065,300	
テスホールディングス	17,500	1,065.00	18,637,500	
インフロニア・ホールディングス	170,600	1,036.00	176,741,600	
レイズネクスト	23,500	1,343.00	31,560,500	
ニッポン	44,000	1,595.00	70,180,000	
日清製粉グループ本社	151,100	1,554.00	234,809,400	
日東富士製粉	2,900	4,410.00	12,789,000	
昭和産業	14,200	2,486.00	35,301,200	
鳥越製粉	11,600	586.00	6,797,600	貸付有価証券 4,400株(400株)
中部飼料	22,600	1,028.00	23,232,800	

フィード・ワン	23,900	679.00	16,228,100	
東洋精糖	2,700	882.00	2,381,400	
日本甜菜製糖	9,500	1,639.00	15,570,500	
DM三井製糖ホールディングス	16,200	2,036.00	32,983,200	
塩水港精糖	17,400	197.00	3,427,800	貸付有価証券 900株
ウェルネオシュガー	8,400	1,659.00	13,935,600	貸付有価証券 500株
森永製菓	30,300	3,850.00	116,655,000	
中村屋	4,100	3,045.00	12,484,500	
江崎グリコ	46,700	3,485.00	162,749,500	貸付有価証券 700株
名糖産業	6,400	1,686.00	10,790,400	
井村屋グループ	8,900	2,213.00	19,695,700	
不二家	11,200	2,491.00	27,899,200	貸付有価証券 4,900株
山崎製パン	109,400	1,571.00	171,867,400	貸付有価証券 1,700株
第一屋製パン	2,800	374.00	1,047,200	
モロゾフ	5,300	3,400.00	18,020,000	
亀田製菓	10,400	4,330.00	45,032,000	貸付有価証券 400株
寿スピリッツ	17,400	8,610.00	149,814,000	
カルビー	74,800	2,885.00	215,798,000	
森永乳業	29,700	4,725.00	140,332,500	
六甲バター	12,000	1,333.00	15,996,000	貸付有価証券 1,800株
ヤクルト本社	116,800	9,090.00	1,061,712,000	
明治ホールディングス	101,300	6,400.00	648,320,000	貸付有価証券 3,900株
雪印メグミルク	39,500	1,758.00	69,441,000	貸付有価証券 1,300株
プリマハム	22,000	2,146.00	47,212,000	貸付有価証券 100株
日本ハム	63,900	3,710.00	237,069,000	
林兼産業	4,400	458.00	2,015,200	
丸大食品	16,500	1,478.00	24,387,000	貸付有価証券 2,500株 (500株)
S F o o d s	18,000	2,773.00	49,914,000	貸付有価証券 200株
柿安本店	6,400	2,036.00	13,030,400	貸付有価証券 1,600株

伊藤ハム米久ホールディングス	127,000	717.00	91,059,000	貸付有価証券 100株
サッポロホールディングス	53,800	3,080.00	165,704,000	貸付有価証券 3,300株
アサヒグループホールディングス	377,700	4,668.00	1,763,103,600	貸付有価証券 3,800株
キリンホールディングス	737,500	1,996.50	1,472,418,750	貸付有価証券 13,300株
宝ホールディングス	111,600	1,065.00	118,854,000	貸付有価証券 900株
オエノンホールディングス	48,900	264.00	12,909,600	
養命酒製造	5,400	1,825.00	9,855,000	貸付有価証券 100株 (100株)
コカ・コーラ ボトラーズ ジャパンホールディングス	128,000	1,399.00	179,072,000	
サントリー食品インター ナショナル	115,100	4,680.00	538,668,000	貸付有価証券 4,700株
ダイドーグループホール ディングス	9,300	4,790.00	44,547,000	貸付有価証券 2,400株
伊藤園	55,400	4,470.00	247,638,000	貸付有価証券 3,100株
キーコーヒー	18,300	2,072.00	37,917,600	
ユニカフェ	4,800	888.00	4,262,400	貸付有価証券 2,500株 (100株)
ジャパンフーズ	2,300	1,097.00	2,523,100	
日清オイリオグループ	23,000	3,290.00	75,670,000	
不二製油グループ本社	38,000	1,982.00	75,316,000	
かどや製油	1,800	3,525.00	6,345,000	
J-オイルミルズ	16,600	1,552.00	25,763,200	
キッコーマン	108,300	6,520.00	706,116,000	貸付有価証券 200株
味の素	400,000	4,038.00	1,615,200,000	
ブルドックソース	6,500	1,891.00	12,291,500	貸付有価証券 2,200株
キューピー	87,800	2,250.00	197,550,000	貸付有価証券 800株
ハウス食品グループ本社	50,000	2,691.00	134,550,000	貸付有価証券 100株
カゴメ	76,100	3,000.00	228,300,000	貸付有価証券 7,900株
焼津水産化学工業	6,500	964.00	6,266,000	
アリアケジャパン	14,300	4,800.00	68,640,000	
ピエトロ	2,100	1,821.00	3,824,100	貸付有価証券 1,100株

エバラ食品工業	4,400	3,025.00	13,310,000	貸付有価証券 100株 (100株)
やまみ	1,400	1,425.00	1,995,000	
ニチレイ	74,900	2,678.00	200,582,200	貸付有価証券 4,100株
東洋水産	82,600	5,560.00	459,256,000	
イトアンドホールディングス	6,900	2,298.00	15,856,200	貸付有価証券 3,200株
大冷	1,800	1,890.00	3,402,000	
ヨシムラ・フード・ホールディングス	10,300	976.00	10,052,800	貸付有価証券 4,800株 (200株)
日清食品ホールディングス	57,500	11,280.00	648,600,000	
永谷園ホールディングス	8,000	2,085.00	16,680,000	
一正蒲鉾	6,200	703.00	4,358,600	
フジッコ	16,800	1,864.00	31,315,200	
ロック・フィールド	18,300	1,568.00	28,694,400	貸付有価証券 8,500株
日本たばこ産業	1,075,900	2,771.00	2,981,318,900	貸付有価証券 7,100株
ケンコーマヨネーズ	11,200	1,277.00	14,302,400	
わらべや日洋ホールディングス	12,000	1,875.00	22,500,000	
なとり	10,300	2,047.00	21,084,100	
イフジ産業	2,500	914.00	2,285,000	
ファーマフーズ	25,300	1,455.00	36,811,500	貸付有価証券 11,800株 (5,700株)
ユーグレナ	105,200	955.00	100,466,000	貸付有価証券 4,100株
紀文食品	12,800	955.00	12,224,000	貸付有価証券 200株 (200株)
ピクルスホールディングス	9,600	1,236.00	11,865,600	貸付有価証券 4,500株
ミヨシ油脂	5,100	954.00	4,865,400	貸付有価証券 2,600株
理研ビタミン	14,100	2,022.00	28,510,200	
片倉工業	15,300	1,696.00	25,948,800	貸付有価証券 500株
グンゼ	12,500	4,310.00	53,875,000	
東洋紡	71,900	1,024.00	73,625,600	
ユニチカ	50,200	227.00	11,395,400	貸付有価証券 7,900株
富士紡ホールディングス	6,500	3,110.00	20,215,000	

倉敷紡績	12,400	2,459.00	30,491,600	
シキボウ	8,200	998.00	8,183,600	
日本毛織	43,800	945.00	41,391,000	
ダイトウボウ	24,100	82.00	1,976,200	貸付有価証券 6,800株(2,300株)
トーア紡コーポレーション	5,800	353.00	2,047,400	
ダイドーリミテッド	22,500	271.00	6,097,500	貸付有価証券 11,700株
帝国繊維	18,700	1,577.00	29,489,900	貸付有価証券 200株
帝人	159,700	1,423.00	227,253,100	貸付有価証券 1,400株
東レ	1,114,000	788.00	877,832,000	
住江織物	3,100	1,898.00	5,883,800	
日本フェルト	8,100	409.00	3,312,900	
イチカワ	1,800	1,338.00	2,408,400	
日東製網	1,600	1,518.00	2,428,800	
アツギ	8,600	386.00	3,319,600	
ダイニック	3,800	758.00	2,880,400	
セーレン	32,100	2,508.00	80,506,800	貸付有価証券 15,500株(5,600株)
ソトー	4,700	796.00	3,741,200	
東海染工	1,400	1,074.00	1,503,600	
小松マテーレ	24,100	713.00	17,183,300	
ワコールホールディングス	32,000	2,324.00	74,368,000	
ホギメディカル	22,300	3,230.00	72,029,000	
クラウドシアホールディングス	3,400	349.00	1,186,600	
T S I ホールディングス	59,500	559.00	33,260,500	
マツオカコーポレーション	4,000	1,364.00	5,456,000	貸付有価証券 200株(100株)
ワールド	21,300	1,332.00	28,371,600	貸付有価証券 1,600株
三陽商会	5,600	1,433.00	8,024,800	貸付有価証券 300株(200株)
ナイガイ	4,900	258.00	1,264,200	貸付有価証券 100株
オンワードホールディングス	107,800	338.00	36,436,400	貸付有価証券 26,200株
ルックホールディングス	4,200	2,135.00	8,967,000	貸付有価証券 500株

ゴールドウイン	29,500	11,040.00	325,680,000	
デサント	28,600	3,905.00	111,683,000	貸付有価証券 1,600株(1,600株)
キング	6,500	509.00	3,308,500	貸付有価証券 200株
ヤマトインターナショナル	11,600	248.00	2,876,800	貸付有価証券 5,700株(2,300株)
特種東海製紙	7,400	2,883.00	21,334,200	貸付有価証券 300株
王子ホールディングス	692,600	527.00	365,000,200	
日本製紙	86,600	965.00	83,569,000	
三菱製紙	17,800	282.00	5,019,600	貸付有価証券 200株
北越コーポレーション	105,100	761.00	79,981,100	貸付有価証券 34,700株
中越パルプ工業	6,000	966.00	5,796,000	貸付有価証券 100株
巴川製紙所	4,600	662.00	3,045,200	
大王製紙	73,400	1,029.00	75,528,600	貸付有価証券 100株
阿波製紙	3,500	750.00	2,625,000	貸付有価証券 1,800株
レンゴー	151,400	891.00	134,897,400	貸付有価証券 400株
トーモク	9,600	1,518.00	14,572,800	
ザ・パック	12,400	2,839.00	35,203,600	貸付有価証券 100株
北の達人コーポレーション	70,100	338.00	23,693,800	貸付有価証券 32,800株(22,600株)
クラレ	264,300	1,184.00	312,931,200	貸付有価証券 8,000株
旭化成	1,038,300	938.20	974,133,060	貸付有価証券 8,700株
共和レザー	8,500	506.00	4,301,000	貸付有価証券 3,000株
レゾナック・ホールディングス	160,700	2,296.00	368,967,200	貸付有価証券 11,800株
住友化学	1,233,400	473.00	583,398,200	貸付有価証券 12,600株
住友精化	6,900	4,160.00	28,704,000	
日産化学	78,900	5,860.00	462,354,000	
ラサ工業	6,400	2,105.00	13,472,000	
クレハ	14,200	8,210.00	116,582,000	
多木化学	6,500	4,345.00	28,242,500	貸付有価証券 1,100株

テイカ	11,200	1,165.00	13,048,000	
石原産業	30,100	1,052.00	31,665,200	
片倉コープアグリ	3,000	1,860.00	5,580,000	
日本曹達	17,800	4,380.00	77,964,000	
東ソー	222,000	1,748.00	388,056,000	貸付有価証券 200株
トクヤマ	53,700	2,059.00	110,568,300	
セントラル硝子	26,700	2,814.00	75,133,800	貸付有価証券 300株
東亜合成	83,400	1,186.00	98,912,400	貸付有価証券 1,000株
大阪ソーダ	10,000	4,145.00	41,450,000	
関東電化工業	32,100	1,009.00	32,388,900	貸付有価証券 300株
デンカ	60,500	2,904.00	175,692,000	貸付有価証券 300株
信越化学工業	280,600	19,275.00	5,408,565,000	貸付有価証券 2,000株
日本カーバイド工業	5,600	1,297.00	7,263,200	
堺化学工業	12,700	1,784.00	22,656,800	貸付有価証券 3,500株
第一稀元素化学工業	15,100	1,023.00	15,447,300	貸付有価証券 400株
エア・ウォーター	156,900	1,599.00	250,883,100	
日本酸素ホールディングス	161,300	2,367.00	381,797,100	
日本化学工業	5,500	1,962.00	10,791,000	
東邦アセチレン	3,100	1,244.00	3,856,400	
日本パーカライズニング	82,300	931.00	76,621,300	
高压ガス工業	24,100	654.00	15,761,400	
チタン工業	1,800	1,448.00	2,606,400	
四国化成ホールディングス	19,700	1,266.00	24,940,200	
戸田工業	3,800	2,478.00	9,416,400	貸付有価証券 300株 (300株)
ステラ ケミファ	9,800	2,505.00	24,549,000	
保土谷化学工業	4,700	3,065.00	14,405,500	
日本触媒	25,300	5,650.00	142,945,000	
大日精化工業	11,600	1,750.00	20,300,000	
カネカ	38,000	3,400.00	129,200,000	
三菱瓦斯化学	124,200	1,916.00	237,967,200	貸付有価証券 500株

三井化学	137,100	3,190.00	437,349,000	
J S R	155,200	3,130.00	485,776,000	貸付有価証券 300株
東京応化工業	29,100	7,230.00	210,393,000	貸付有価証券 3,400株
大阪有機化学工業	12,500	2,024.00	25,300,000	貸付有価証券 100株
三菱ケミカルグループ	1,122,000	805.80	904,107,600	貸付有価証券 5,800株
KHネオケム	27,700	2,594.00	71,853,800	貸付有価証券 5,400株
ダイセル	244,500	930.00	227,385,000	
住友ベークライト	24,600	4,475.00	110,085,000	
積水化学工業	340,000	1,801.00	612,340,000	
日本ゼオン	99,700	1,284.00	128,014,800	
アイカ工業	42,000	3,005.00	126,210,000	
UBE	85,700	2,049.00	175,599,300	
積水樹脂	24,200	1,930.00	46,706,000	
タキロンシーアイ	36,300	495.00	17,968,500	
旭有機材	11,100	2,803.00	31,113,300	
ニチバン	10,300	1,798.00	18,519,400	貸付有価証券 100株
リケンテクノス	35,800	544.00	19,475,200	貸付有価証券 100株
大倉工業	7,700	1,882.00	14,491,400	貸付有価証券 500株
積水化成成品工業	23,300	388.00	9,040,400	
群栄化学工業	3,900	2,486.00	9,695,400	
タイガースポリマー	6,700	416.00	2,787,200	
ミライアル	4,500	1,544.00	6,948,000	貸付有価証券 800株
ダイキアクシス	5,400	686.00	3,704,400	貸付有価証券 2,600株
ダイキョーニシカワ	36,700	625.00	22,937,500	
竹本容器	5,000	833.00	4,165,000	
森六ホールディングス	8,400	1,808.00	15,187,200	貸付有価証券 100株
恵和	10,800	1,549.00	16,729,200	貸付有価証券 5,000株 (200株)
日本化薬	127,000	1,180.00	149,860,000	
カーリットホールディングス	14,900	732.00	10,906,800	

日本精化	9,400	2,434.00	22,879,600	
扶桑化学工業	15,400	3,665.00	56,441,000	
トリケミカル研究所	22,200	2,319.00	51,481,800	貸付有価証券 2,900株
ADEKA	58,000	2,103.00	121,974,000	
日油	51,400	5,950.00	305,830,000	
新日本理化	20,400	215.00	4,386,000	貸付有価証券 700株
ハリマ化成グループ	10,400	871.00	9,058,400	
花王	404,900	5,080.00	2,056,892,000	貸付有価証券 2,500株
第一工業製薬	6,000	1,945.00	11,670,000	
石原ケミカル	7,600	1,298.00	9,864,800	
日華化学	5,900	829.00	4,891,100	
ニイタカ	2,700	2,038.00	5,502,600	
三洋化成工業	10,200	4,210.00	42,942,000	
有機合成薬品工業	10,900	290.00	3,161,000	貸付有価証券 600株
大日本塗料	20,300	822.00	16,686,600	
日本ペイントホールディングス	735,700	1,254.00	922,567,800	貸付有価証券 16,200株
関西ペイント	152,300	1,839.00	280,079,700	貸付有価証券 3,200株
神東塗料	12,300	124.00	1,525,200	貸付有価証券 2,300株
中国塗料	27,300	1,092.00	29,811,600	
日本特殊塗料	9,400	915.00	8,601,000	
藤倉化成	22,300	435.00	9,700,500	
太陽ホールディングス	25,300	2,387.00	60,391,100	貸付有価証券 100株
D I C	65,000	2,374.00	154,310,000	貸付有価証券 5,300株
サカタインクス	37,000	1,014.00	37,518,000	貸付有価証券 1,200株
東洋インキSCホールディングス	32,600	1,866.00	60,831,600	貸付有価証券 100株
T&K TOKA	14,800	1,277.00	18,899,600	貸付有価証券 6,900株(2,700株)
富士フイルムホールディングス	319,400	6,399.00	2,043,840,600	貸付有価証券 100株
資生堂	347,600	6,159.00	2,140,868,400	貸付有価証券 4,200株
ライオン	199,700	1,463.00	292,161,100	

高砂香料工業	11,300	2,487.00	28,103,100	
マンダム	36,000	1,431.00	51,516,000	
ミルボン	24,700	5,740.00	141,778,000	
ファンケル	72,800	2,524.00	183,747,200	貸付有価証券 34,100株(34,100 株)
コーセー	33,900	15,310.00	519,009,000	貸付有価証券 2,200株
コタ	13,900	1,695.00	23,560,500	貸付有価証券 300株(300株)
シーボン	1,900	1,608.00	3,055,200	
ポーラ・オルビスホール ディングス	85,300	1,757.00	149,872,100	貸付有価証券 1,000株
ノエビアホールディン グス	14,800	5,540.00	81,992,000	
アジュバンホールディン グス	3,600	1,005.00	3,618,000	貸付有価証券 1,600株
新日本製薬	9,500	1,417.00	13,461,500	貸付有価証券 3,600株
エステー	12,800	1,545.00	19,776,000	
アグロ カネショウ	6,700	1,520.00	10,184,000	貸付有価証券 2,300株
コニシ	27,800	1,785.00	49,623,000	
長谷川香料	34,500	2,943.00	101,533,500	貸付有価証券 1,500株
星光PMC	7,500	534.00	4,005,000	
小林製薬	48,400	8,300.00	401,720,000	
荒川化学工業	14,100	982.00	13,846,200	
メック	13,700	2,240.00	30,688,000	貸付有価証券 700株
日本高純度化学	4,100	2,427.00	9,950,700	
タカラバイオ	44,800	1,761.00	78,892,800	貸付有価証券 300株
JCU	18,800	3,065.00	57,622,000	
新田ゼラチン	9,100	807.00	7,343,700	貸付有価証券 3,200株(100株)
OATアグリオ	6,000	1,436.00	8,616,000	貸付有価証券 2,500株
デクセリアルズ	48,100	2,717.00	130,687,700	
アース製薬	15,100	4,800.00	72,480,000	
北興化学工業	16,800	818.00	13,742,400	
大成ラミック	5,200	2,880.00	14,976,000	
クミアイ化学工業	66,100	857.00	56,647,700	貸付有価証券

				6,300株
日本農薬	30,500	690.00	21,045,000	貸付有価証券 100株
アキレス	10,800	1,248.00	13,478,400	
有沢製作所	27,300	1,400.00	38,220,000	
日東電工	120,800	8,390.00	1,013,512,000	貸付有価証券 100株
レック	23,700	947.00	22,443,900	
三光合成	21,000	553.00	11,613,000	貸付有価証券 1,800株 (1,800株)
きもと	21,800	198.00	4,316,400	貸付有価証券 4,800株
藤森工業	13,200	3,085.00	40,722,000	
前澤化成工業	10,700	1,380.00	14,766,000	貸付有価証券 3,200株
未来工業	6,000	1,498.00	8,988,000	
ウェーブロックホールディングス	4,400	608.00	2,675,200	貸付有価証券 800株 (800株)
J S P	11,700	1,577.00	18,450,900	貸付有価証券 5,400株
エフピコ	31,500	3,500.00	110,250,000	
天馬	14,100	2,264.00	31,922,400	
信越ポリマー	30,800	1,353.00	41,672,400	
東リ	33,200	252.00	8,366,400	
ニフコ	60,100	3,490.00	209,749,000	
バルカー	13,900	3,185.00	44,271,500	
ユニ・チャーム	346,800	5,050.00	1,751,340,000	貸付有価証券 7,300株
ショーエイコーポレーション	4,300	564.00	2,425,200	貸付有価証券 1,700株 (200株)
協和キリン	201,100	2,940.00	591,234,000	貸付有価証券 6,300株
武田薬品工業	1,473,200	4,182.00	6,160,922,400	貸付有価証券 2,500株
アステラス製薬	1,595,400	1,927.00	3,074,335,800	貸付有価証券 19,700株
住友ファーマ	123,500	852.00	105,222,000	貸付有価証券 200株
塩野義製薬	212,700	6,147.00	1,307,466,900	
わかもと製薬	13,800	225.00	3,105,000	貸付有価証券 500株 (200株)
日本新薬	39,200	6,260.00	245,392,000	
中外製薬	521,100	3,556.00	1,853,031,600	貸付有価証券 14,000株

科研製薬	28,500	3,625.00	103,312,500	貸付有価証券 200株
エーザイ	202,500	7,625.00	1,544,062,500	
ロート製薬	161,300	2,624.00	423,251,200	
小野薬品工業	321,200	2,847.00	914,456,400	
久光製薬	37,000	3,885.00	143,745,000	貸付有価証券 100株
持田製薬	19,900	3,405.00	67,759,500	
参天製薬	313,300	995.00	311,733,500	貸付有価証券 700株
扶桑薬品工業	5,300	1,970.00	10,441,000	
日本ケミファ	1,500	1,723.00	2,584,500	
ツムラ	52,400	2,615.00	137,026,000	
キッセイ薬品工業	25,700	2,526.00	64,918,200	
生化学工業	31,700	809.00	25,645,300	
栄研化学	27,000	1,563.00	42,201,000	
鳥居薬品	8,900	3,230.00	28,747,000	
JCRファーマ	56,300	1,557.00	87,659,100	貸付有価証券 1,600株
東和薬品	25,600	1,902.00	48,691,200	
富士製薬工業	10,800	1,042.00	11,253,600	
ゼリア新薬工業	23,100	2,183.00	50,427,300	貸付有価証券 900株
第一三共	1,450,300	4,300.00	6,236,290,000	貸付有価証券 9,300株
キョーリン製薬ホールディングス	36,100	1,684.00	60,792,400	
大幸薬品	30,100	413.00	12,431,300	貸付有価証券 14,000株
ダイト	11,600	2,455.00	28,478,000	
大塚ホールディングス	380,900	4,175.00	1,590,257,500	貸付有価証券 3,000株
大正製薬ホールディングス	37,000	5,390.00	199,430,000	
ペプチドリーム	80,700	1,887.00	152,280,900	貸付有価証券 1,500株
あすか製薬ホールディングス	17,100	1,165.00	19,921,500	
サワイグループホールディングス	38,100	3,785.00	144,208,500	
日本コークス工業	150,100	86.00	12,908,600	貸付有価証券 14,300株 (6,700株)
ニチレキ	19,700	1,373.00	27,048,100	

ユシロ化学工業	8,600	826.00	7,103,600	
ビーピー・カストロール	5,700	896.00	5,107,200	
富士石油	34,000	253.00	8,602,000	貸付有価証券 5,800株
MORESCO	4,800	1,211.00	5,812,800	貸付有価証券 2,400株(100株)
出光興産	184,900	3,095.00	572,265,500	貸付有価証券 400株
ENEOSホールディングス	3,007,700	459.40	1,381,737,380	貸付有価証券 300株
コスモエネルギーホールディングス	65,800	3,830.00	252,014,000	
横浜ゴム	94,700	2,215.00	209,760,500	貸付有価証券 2,700株
TOYO TIRE	95,700	1,569.00	150,153,300	貸付有価証券 12,200株
ブリヂストン	531,600	5,148.00	2,736,676,800	貸付有価証券 30,100株
住友ゴム工業	163,300	1,219.00	199,062,700	貸付有価証券 700株
藤倉コンポジット	10,500	956.00	10,038,000	
オカモト	9,200	3,895.00	35,834,000	
フコク	8,700	1,050.00	9,135,000	
ニッタ	16,900	2,913.00	49,229,700	
住友理工	32,300	713.00	23,029,900	
三ツ星ベルト	24,300	3,835.00	93,190,500	
バンダー化学	26,400	1,013.00	26,743,200	
日東紡績	19,800	2,100.00	41,580,000	
AGC	169,400	4,920.00	833,448,000	
日本板硝子	84,900	678.00	57,562,200	貸付有価証券 9,600株
石塚硝子	2,300	1,445.00	3,323,500	貸付有価証券 1,000株(100株)
日本山村硝子	5,500	566.00	3,113,000	
日本電気硝子	68,000	2,455.00	166,940,000	貸付有価証券 10,000株
オハラ	7,900	1,182.00	9,337,800	貸付有価証券 2,900株(1,900株)
住友大阪セメント	23,400	3,760.00	87,984,000	
太平洋セメント	106,000	2,408.00	255,248,000	貸付有価証券 700株
日本ヒューム	14,600	658.00	9,606,800	
日本コンクリート工業	32,300	229.00	7,396,700	貸付有価証券

				100株
三谷セキサン	7,000	4,310.00	30,170,000	貸付有価証券 3,200株
アジアパイルホールディングス	26,000	633.00	16,458,000	
東海カーボン	139,600	1,291.00	180,223,600	
日本カーボン	9,500	4,135.00	39,282,500	
東洋炭素	10,400	4,195.00	43,628,000	貸付有価証券 700株
ノリタケカンパニーリミテド	8,300	4,390.00	36,437,000	
TOTO	109,900	4,560.00	501,144,000	貸付有価証券 300株
日本碍子	197,000	1,787.00	352,039,000	貸付有価証券 1,000株
日本特殊陶業	126,700	2,733.00	346,271,100	
ダントーホールディングス	10,400	376.00	3,910,400	貸付有価証券 5,300株
MARUWA	6,100	17,530.00	106,933,000	貸付有価証券 200株
品川リフラクトリーズ	4,700	4,275.00	20,092,500	
黒崎播磨	3,400	6,320.00	21,488,000	
ヨータイ	11,100	1,497.00	16,616,700	
東京窯業	13,500	303.00	4,090,500	貸付有価証券 100株
ニッカトー	6,600	555.00	3,663,000	貸付有価証券 1,000株(100株)
フジミインコーポレーテッド	13,300	6,500.00	86,450,000	
クニミネ工業	4,300	871.00	3,745,300	
エーアンドエーマテリアル	2,700	912.00	2,462,400	
ニチアス	42,100	2,573.00	108,323,300	
ニチハ	20,900	2,641.00	55,196,900	
日本製鉄	766,900	3,050.00	2,339,045,000	貸付有価証券 32,700株
神戸製鋼所	344,400	877.00	302,038,800	貸付有価証券 500株
中山製鋼所	35,200	1,058.00	37,241,600	貸付有価証券 10,900株
合同製鐵	8,500	3,400.00	28,900,000	
JFEホールディングス	457,700	1,705.00	780,378,500	貸付有価証券 700株
東京製鐵	48,100	1,499.00	72,101,900	

共英製鋼	19,500	1,559.00	30,400,500	貸付有価証券 1,100株
大和工業	28,200	5,270.00	148,614,000	貸付有価証券 500株
東京鐵鋼	8,100	1,762.00	14,272,200	貸付有価証券 3,800株
大阪製鐵	7,900	1,315.00	10,388,500	貸付有価証券 200株
淀川製鋼所	19,500	2,613.00	50,953,500	
中部鋼板	14,100	1,959.00	27,621,900	貸付有価証券 6,600株
丸一鋼管	52,100	2,808.00	146,296,800	貸付有価証券 300株
モリ工業	3,500	2,945.00	10,307,500	
大同特殊鋼	21,600	5,150.00	111,240,000	
日本高周波鋼業	5,100	336.00	1,713,600	
日本冶金工業	12,500	4,365.00	54,562,500	
山陽特殊製鋼	16,900	2,622.00	44,311,800	
愛知製鋼	9,900	2,293.00	22,700,700	
日本金属	3,300	935.00	3,085,500	
大太平洋金属	12,200	1,985.00	24,217,000	
新日本電工	109,400	366.00	40,040,400	貸付有価証券 2,400株
栗本鐵工所	8,100	2,013.00	16,305,300	
虹技	1,800	1,005.00	1,809,000	
日本鑄鉄管	1,500	980.00	1,470,000	
三菱製鋼	10,700	1,215.00	13,000,500	
日亜鋼業	15,400	272.00	4,188,800	貸付有価証券 3,300株
日本精線	2,300	4,520.00	10,396,000	
エンビプロ・ホールディングス	10,500	712.00	7,476,000	貸付有価証券 4,900株(3,000株)
シンニッタン	16,400	251.00	4,116,400	貸付有価証券 1,000株
新家工業	3,300	2,379.00	7,850,700	
大紀アルミニウム工業所	24,400	1,419.00	34,623,600	貸付有価証券 3,900株
日本軽金属ホールディングス	46,200	1,431.00	66,112,200	
三井金属鉱業	49,800	3,375.00	168,075,000	貸付有価証券 200株
東邦亜鉛	10,100	2,053.00	20,735,300	

三菱マテリアル	114,300	2,130.00	243,459,000	
住友金属鉱山	198,600	5,183.00	1,029,343,800	貸付有価証券 14,100株
DOWAホールディングス	38,500	4,490.00	172,865,000	
古河機械金属	25,100	1,369.00	34,361,900	
大阪チタニウムテクノロ ジーズ	25,100	3,190.00	80,069,000	貸付有価証券 11,700株 (5,700株)
東邦チタニウム	31,000	2,190.00	67,890,000	貸付有価証券 14,500株
UACJ	24,000	2,468.00	59,232,000	貸付有価証券 9,000株
CKサンエツ	4,100	4,125.00	16,912,500	
古河電気工業	57,000	2,399.00	136,743,000	貸付有価証券 1,500株
住友電気工業	591,400	1,688.50	998,578,900	貸付有価証券 100株
フジクラ	183,600	967.00	177,541,200	
昭和電線ホールディング ス	19,100	1,921.00	36,691,100	
タツタ電線	34,800	711.00	24,742,800	貸付有価証券 100株
カナレ電気	2,400	1,302.00	3,124,800	貸付有価証券 900株 (800株)
平河ヒューテック	9,800	1,363.00	13,357,400	貸付有価証券 4,600株
リョービ	18,200	1,389.00	25,279,800	
アーレスティ	16,800	538.00	9,038,400	
アサヒホールディングス	69,300	1,965.00	136,174,500	貸付有価証券 500株
稲葉製作所	10,000	1,386.00	13,860,000	
宮地エンジニアリンググ ループ	4,700	3,645.00	17,131,500	
トーカロ	47,100	1,241.00	58,451,100	貸付有価証券 300株
アルファC o	5,600	973.00	5,448,800	
SUMCO	326,000	1,868.00	608,968,000	貸付有価証券 54,600株
川田テクノロジーズ	4,000	3,460.00	13,840,000	
RS Technolo gies	11,400	3,565.00	40,641,000	
ジェイテックコーポレー ション	2,000	2,764.00	5,528,000	貸付有価証券 1,000株 (700株)
信和	8,400	745.00	6,258,000	
東洋製罐グループホール	113,300	1,712.00	193,969,600	

ディングス				
ホッカンホールディングス	9,200	1,344.00	12,364,800	
コロナ	9,600	910.00	8,736,000	
横河ブリッジホールディングス	22,600	2,017.00	45,584,200	
駒井ハルテック	2,500	1,634.00	4,085,000	
高田機工	1,200	2,630.00	3,156,000	
三和ホールディングス	157,700	1,413.00	222,830,100	貸付有価証券 400株
文化シャッター	49,300	1,138.00	56,103,400	貸付有価証券 23,100株 (16,300 株)
三協立山	19,600	630.00	12,348,000	
アルインコ	13,100	1,060.00	13,886,000	
東洋シャッター	3,500	510.00	1,785,000	貸付有価証券 100株
L I X I L	249,500	2,131.00	531,684,500	
日本ファイルコン	9,900	450.00	4,455,000	
ノーリツ	25,200	1,573.00	39,639,600	
長府製作所	17,300	2,074.00	35,880,200	
リンナイ	31,000	9,720.00	301,320,000	
ダイニチ工業	7,600	667.00	5,069,200	
日東精工	24,800	500.00	12,400,000	貸付有価証券 200株
三洋工業	1,700	1,911.00	3,248,700	
岡部	27,500	714.00	19,635,000	貸付有価証券 100株
ジーテクト	19,100	1,389.00	26,529,900	貸付有価証券 200株
東プレ	30,200	1,168.00	35,273,600	貸付有価証券 200株
高周波熱錬	27,900	671.00	18,720,900	
東京製綱	10,100	1,253.00	12,655,300	貸付有価証券 700株
サンコール	13,500	620.00	8,370,000	
モリテック スチール	11,200	324.00	3,628,800	貸付有価証券 5,200株
パイオラックス	23,600	1,936.00	45,689,600	
エイチワン	17,600	616.00	10,841,600	
日本発條	151,500	895.00	135,592,500	貸付有価証券 100株

中央発條	9,500	702.00	6,669,000	貸付有価証券 100株
アドバネクス	1,900	1,063.00	2,019,700	貸付有価証券 400株
立川プラインド工業	7,700	1,269.00	9,771,300	貸付有価証券 300株
三益半導体工業	13,200	2,531.00	33,409,200	
日本ドライケミカル	3,600	1,654.00	5,954,400	
日本製鋼所	46,200	2,615.00	120,813,000	
三浦工業	70,000	3,390.00	237,300,000	
タクマ	51,500	1,361.00	70,091,500	
ツガミ	37,200	1,445.00	53,754,000	貸付有価証券 2,100株
オークマ	16,800	5,180.00	87,024,000	
芝浦機械	16,700	2,882.00	48,129,400	
アマダ	267,500	1,194.00	319,395,000	貸付有価証券 600株
アイダエンジニアリング	34,500	780.00	26,910,000	貸付有価証券 100株
TAKI SAWA	3,900	1,106.00	4,313,400	
F U J I	72,900	2,042.00	148,861,800	貸付有価証券 100株
牧野フライス製作所	18,500	4,690.00	86,765,000	
オーエスジー	80,000	1,940.00	155,200,000	
ダイジェット工業	1,500	818.00	1,227,000	貸付有価証券 700株
旭ダイヤモンド工業	46,800	767.00	35,895,600	
DMG森精機	101,600	2,131.00	216,509,600	貸付有価証券 37,700株(100株)
ソディック	46,200	735.00	33,957,000	
ディスコ	26,900	40,300.00	1,084,070,000	
日東工器	8,100	1,675.00	13,567,500	
日進工具	14,000	1,078.00	15,092,000	
パンチ工業	13,000	450.00	5,850,000	貸付有価証券 100株
富士ダイス	7,000	582.00	4,074,000	貸付有価証券 100株
豊和工業	8,100	976.00	7,905,600	
ニデックオーケーケー	6,000	895.00	5,370,000	
東洋機械金属	10,300	557.00	5,737,100	貸付有価証券 100株
津田駒工業	2,700	507.00	1,368,900	貸付有価証券

				1,200株 (300株)
エンシュウ	3,200	701.00	2,243,200	貸付有価証券 100株 (100株)
島精機製作所	26,700	1,843.00	49,208,100	貸付有価証券 1,700株
オプトラン	24,800	2,041.00	50,616,800	
NCホールディングス	3,000	1,934.00	5,802,000	
イワキポンプ	11,200	1,274.00	14,268,800	
フリー	17,600	1,181.00	20,785,600	
ヤマシンフィルタ	40,000	401.00	16,040,000	貸付有価証券 1,600株 (1,600株)
日阪製作所	16,300	908.00	14,800,400	
やまびこ	27,400	1,231.00	33,729,400	貸付有価証券 400株
野村マイクロ・サイエンス	5,700	4,465.00	25,450,500	
平田機工	8,000	6,490.00	51,920,000	
ペガサスミシン製造	18,500	667.00	12,339,500	貸付有価証券 2,900株 (2,600株)
マルマエ	8,100	1,860.00	15,066,000	貸付有価証券 3,800株
タツモ	9,200	1,658.00	15,253,600	貸付有価証券 100株
ナブテスコ	105,200	3,655.00	384,506,000	
三井海洋開発	21,000	1,523.00	31,983,000	
レオン自動機	17,600	1,195.00	21,032,000	貸付有価証券 200株
SMC	54,400	67,100.00	3,650,240,000	
ホソカワミクロン	12,800	2,617.00	33,497,600	
ユニオンツール	7,400	3,230.00	23,902,000	貸付有価証券 100株 (100株)
オイレス工業	23,400	1,618.00	37,861,200	貸付有価証券 100株
日精エー・エス・ビー機械	7,600	4,260.00	32,376,000	
サトーホールディングス	23,800	2,288.00	54,454,400	
技研製作所	17,500	2,796.00	48,930,000	
日本エアテック	8,500	1,096.00	9,316,000	
カワタ	4,300	847.00	3,642,100	
日精樹脂工業	12,400	968.00	12,003,200	
オカダアイオン	4,600	1,598.00	7,350,800	貸付有価証券 800株

ワイエイシイホールディングス	6,300	2,238.00	14,099,400	貸付有価証券 2,900株(1,200株)
小松製作所	785,500	3,262.00	2,562,301,000	貸付有価証券 1,500株
住友重機械工業	99,200	2,923.00	289,961,600	貸付有価証券 10,400株
日立建機	66,800	3,065.00	204,742,000	
日工	24,800	627.00	15,549,600	
巴工業	7,200	2,401.00	17,287,200	貸付有価証券 1,500株
井関農機	15,700	1,172.00	18,400,400	貸付有価証券 100株
TOWA	17,100	1,795.00	30,694,500	貸付有価証券 2,600株
丸山製作所	2,500	1,688.00	4,220,000	貸付有価証券 100株(100株)
北川鉄工所	6,600	1,106.00	7,299,600	
ローツェ	8,800	10,210.00	89,848,000	貸付有価証券 500株(400株)
タカキタ	4,200	446.00	1,873,200	貸付有価証券 2,500株(200株)
クボタ	887,100	2,047.00	1,815,893,700	貸付有価証券 19,500株
荏原実業	8,000	2,860.00	22,880,000	
三菱化工機	5,400	2,205.00	11,907,000	
月島機械	22,700	1,118.00	25,378,600	貸付有価証券 100株
帝国電機製作所	12,100	2,568.00	31,072,800	
東京機械製作所	3,500	559.00	1,956,500	貸付有価証券 100株
新東工業	33,900	740.00	25,086,000	
澁谷工業	15,700	2,382.00	37,397,400	
アイチ コーポレーション	23,700	773.00	18,320,100	
小森コーポレーション	38,800	869.00	33,717,200	
鶴見製作所	12,800	2,002.00	25,625,600	
住友精密工業	1,100	3,635.00	3,998,500	貸付有価証券 100株(100株)
日本ギア工業	5,000	482.00	2,410,000	
酒井重工業	2,400	3,735.00	8,964,000	
荏原製作所	68,600	5,550.00	380,730,000	
石井鐵工所	1,700	2,319.00	3,942,300	
酉島製作所	14,500	1,510.00	21,895,000	

北越工業	16,900	1,426.00	24,099,400	
ダイキン工業	200,100	23,085.00	4,619,308,500	貸付有価証券 1,200株
オルガノ	23,000	3,355.00	77,165,000	
トーヨーカネツ	6,400	2,625.00	16,800,000	
栗田工業	93,800	6,020.00	564,676,000	貸付有価証券 2,000株
椿本チエイン	23,800	3,075.00	73,185,000	
大同工業	6,000	740.00	4,440,000	
木村化工機	12,800	725.00	9,280,000	貸付有価証券 2,400株
アネスト岩田	28,500	910.00	25,935,000	貸付有価証券 1,000株
ダイフク	86,400	7,270.00	628,128,000	貸付有価証券 300株
サムコ	5,500	3,490.00	19,195,000	
加藤製作所	7,000	860.00	6,020,000	
油研工業	2,200	1,957.00	4,305,400	
タダノ	88,400	1,005.00	88,842,000	貸付有価証券 700株
フジテック	61,400	3,265.00	200,471,000	貸付有価証券 12,500株
CKD	46,400	2,018.00	93,635,200	
平和	55,800	2,342.00	130,683,600	
理想科学工業	14,900	2,370.00	35,313,000	貸付有価証券 100株
SANKYO	32,900	5,630.00	185,227,000	
日本金銭機械	18,400	1,247.00	22,944,800	貸付有価証券 100株
マースグループホールディングス	9,900	2,499.00	24,740,100	
フクシマガリレイ	12,300	4,275.00	52,582,500	
オーイズミ	5,600	478.00	2,676,800	
ダイコク電機	9,200	2,616.00	24,067,200	貸付有価証券 2,600株
竹内製作所	30,400	2,926.00	88,950,400	
アマノ	47,600	2,476.00	117,857,600	
JUKI	26,000	629.00	16,354,000	
ジャノメ	17,000	613.00	10,421,000	
マックス	20,700	2,119.00	43,863,300	
グローリー	43,500	2,651.00	115,318,500	

新晃工業	16,900	1,538.00	25,992,200	貸付有価証券 100株
大和冷機工業	25,700	1,207.00	31,019,900	
セガサミーホールディングス	134,800	2,396.00	322,980,800	貸付有価証券 500株
日本ピストンリング	5,000	1,290.00	6,450,000	
リケン	6,600	2,550.00	16,830,000	貸付有価証券 100株
T P R	19,200	1,372.00	26,342,400	貸付有価証券 100株
ツバキ・ナカシマ	41,300	1,069.00	44,149,700	貸付有価証券 100株
ホシザキ	107,900	4,655.00	502,274,500	貸付有価証券 300株
大豊工業	14,500	631.00	9,149,500	
日本精工	308,000	741.00	228,228,000	貸付有価証券 100株
N T N	330,500	334.00	110,387,000	貸付有価証券 4,900株
ジェイテクト	149,200	1,016.00	151,587,200	貸付有価証券 800株
不二越	12,400	3,855.00	47,802,000	
日本トムソン	41,100	623.00	25,605,300	
T H K	96,700	2,857.00	276,271,900	貸付有価証券 7,200株
ユーシン精機	13,300	712.00	9,469,600	
前澤給装工業	11,800	965.00	11,387,000	
イーグル工業	18,500	1,163.00	21,515,500	
前澤工業	8,500	624.00	5,304,000	貸付有価証券 100株
日本ピラー工業	15,500	3,340.00	51,770,000	
キッツ	61,700	872.00	53,802,400	貸付有価証券 500株
マキタ	208,600	3,505.00	731,143,000	貸付有価証券 5,500株
三井E & Sホールディングス	76,600	428.00	32,784,800	貸付有価証券 14,500株
日立造船	137,400	887.00	121,873,800	
三菱重工業	293,200	5,084.00	1,490,628,800	
I H I	105,600	3,695.00	390,192,000	貸付有価証券 4,100株
サノヤスホールディングス	19,900	129.00	2,567,100	貸付有価証券 5,700株 (1,600株)
スター精密	31,600	1,624.00	51,318,400	貸付有価証券 100株

日清紡ホールディングス	136,500	983.00	134,179,500	貸付有価証券 3,200株
イビデン	96,200	4,565.00	439,153,000	貸付有価証券 1,100株
コニカミノルタ	374,400	587.00	219,772,800	貸付有価証券 26,300株
ブラザー工業	224,000	1,989.00	445,536,000	貸付有価証券 100株
ミネベアミツミ	291,600	2,420.00	705,672,000	貸付有価証券 900株
日立製作所	815,200	6,988.00	5,696,617,600	貸付有価証券 2,600株
東芝	322,600	4,340.00	1,400,084,000	
三菱電機	1,732,700	1,529.00	2,649,298,300	貸付有価証券 11,100株
富士電機	101,900	5,230.00	532,937,000	貸付有価証券 200株
東洋電機製造	4,800	874.00	4,195,200	貸付有価証券 400株
安川電機	198,600	5,130.00	1,018,818,000	
シンフォニアテクノロジー	18,500	1,615.00	29,877,500	
明電舎	25,400	1,919.00	48,742,600	
オリジン	3,300	1,251.00	4,128,300	
山洋電気	7,200	5,600.00	40,320,000	
デンヨー	12,800	1,562.00	19,993,600	
PHCホールディングス	23,300	1,409.00	32,829,700	
ソシオネクスト	17,200	8,260.00	142,072,000	
東芝テック	25,000	3,810.00	95,250,000	貸付有価証券 600株
芝浦メカトロニクス	3,200	13,380.00	42,816,000	
マブチモーター	41,600	3,765.00	156,624,000	
日本電産	407,100	7,025.00	2,859,877,500	
ユー・エム・シー・エレクトロニクス	12,300	470.00	5,781,000	貸付有価証券 600株 (600株)
トレックス・セミコンダクター	7,900	2,519.00	19,900,100	貸付有価証券 3,700株 (3,700株)
東光高岳	10,100	2,012.00	20,321,200	
ダブル・スコープ	54,800	1,375.00	75,350,000	貸付有価証券 25,700株 (23,200株)
ダイヘン	15,100	4,190.00	63,269,000	
ヤーマン	29,000	1,408.00	40,832,000	貸付有価証券 9,900株 (2,000株)

JVCケンウッド	152,700	389.00	59,400,300	貸付有価証券 4,700株
ミマキエンジニアリング	15,900	561.00	8,919,900	
I-PEX	9,300	1,182.00	10,992,600	貸付有価証券 1,100株
日新電機	40,200	1,696.00	68,179,200	貸付有価証券 1,500株
大崎電気工業	39,800	526.00	20,934,800	
オムロン	153,600	7,305.00	1,122,048,000	
日東工業	22,600	2,622.00	59,257,200	
IDEC	24,700	3,280.00	81,016,000	
正興電機製作所	5,600	978.00	5,476,800	貸付有価証券 300株
不二電機工業	3,000	1,111.00	3,333,000	貸付有価証券 500株
ジーエス・ユアサコーポレーション	55,000	2,461.00	135,355,000	貸付有価証券 200株
サクサホールディングス	3,100	1,454.00	4,507,400	
メルコホールディングス	4,500	3,290.00	14,805,000	貸付有価証券 900株
テクノメディカ	4,100	1,736.00	7,117,600	貸付有価証券 300株 (300株)
ダイヤモンドエレクトロニクスホールディング	5,600	923.00	5,168,800	
日本電気	237,100	4,770.00	1,130,967,000	
富士通	167,000	17,695.00	2,955,065,000	貸付有価証券 600株
沖電気工業	75,800	711.00	53,893,800	
岩崎通信機	6,500	782.00	5,083,000	
電気興業	6,800	2,107.00	14,327,600	
サンケン電気	15,600	8,750.00	136,500,000	
ナカヨ	2,400	1,177.00	2,824,800	貸付有価証券 100株
アイホン	10,200	1,941.00	19,798,200	
ルネサスエレクトロニクス	1,093,800	1,706.00	1,866,022,800	
セイコーエプソン	223,300	1,853.00	413,774,900	貸付有価証券 1,900株
ワコム	132,800	662.00	87,913,600	
アルバック	39,800	5,230.00	208,154,000	貸付有価証券 3,000株
アクセル	5,600	1,752.00	9,811,200	貸付有価証券 300株 (300株)

E I Z O	12,300	3,685.00	45,325,500	
日本信号	38,200	1,028.00	39,269,600	貸付有価証券 200株
京三製作所	35,100	409.00	14,355,900	貸付有価証券 1,600株
能美防災	22,700	1,675.00	38,022,500	
ホーチキ	12,500	1,439.00	17,987,500	
星和電機	5,900	457.00	2,696,300	貸付有価証券 300株
エレコム	40,100	1,312.00	52,611,200	
パナソニック ホールディングス	1,980,300	1,203.50	2,383,291,050	
シャープ	201,900	969.00	195,641,100	貸付有価証券 76,600株 (9,600株)
アンリツ	118,100	1,251.00	147,743,100	
富士通ゼネラル	47,500	3,710.00	176,225,000	
ソニーグループ	1,174,200	11,480.00	13,479,816,000	貸付有価証券 6,400株
T D K	265,500	4,595.00	1,219,972,500	貸付有価証券 400株
帝国通信工業	7,600	1,451.00	11,027,600	
タムラ製作所	71,900	753.00	54,140,700	貸付有価証券 600株
アルプスアルパイン	149,700	1,443.00	216,017,100	貸付有価証券 300株
池上通信機	4,700	601.00	2,824,700	
日本電波工業	20,100	1,417.00	28,481,700	貸付有価証券 100株
鈴木	8,900	1,004.00	8,935,600	
メイコー	18,300	2,801.00	51,258,300	貸付有価証券 7,700株
日本トリム	3,800	2,845.00	10,811,000	
ローランド ディー. ジー.	9,400	3,055.00	28,717,000	
フォスター電機	15,500	947.00	14,678,500	
S M K	4,000	2,497.00	9,988,000	
ヨコオ	13,300	2,030.00	26,999,000	
ティアック	23,000	117.00	2,691,000	貸付有価証券 1,000株 (700株)
ホシデン	40,200	1,589.00	63,877,800	貸付有価証券 100株
ヒロセ電機	27,700	16,920.00	468,684,000	
日本航空電子工業	34,400	2,266.00	77,950,400	貸付有価証券

				9,500株(9,500株)
TOA	19,100	777.00	14,840,700	貸付有価証券 100株
マクセル	36,400	1,462.00	53,216,800	
古野電気	21,800	933.00	20,339,400	
スミダコーポレーション	15,300	1,684.00	25,765,200	
アイコム	6,500	2,565.00	16,672,500	貸付有価証券 200株
リオン	6,900	1,848.00	12,751,200	
横河電機	183,400	2,086.00	382,572,400	貸付有価証券 100株
新電元工業	6,400	3,445.00	22,048,000	貸付有価証券 600株
アズビル	116,000	3,600.00	417,600,000	貸付有価証券 2,300株
東亜ディーケーケー	6,900	786.00	5,423,400	貸付有価証券 400株(300株)
日本光電工業	76,700	3,385.00	259,629,500	貸付有価証券 100株
チノー	6,900	1,905.00	13,144,500	貸付有価証券 1,400株
共和電業	13,900	333.00	4,628,700	
日本電子材料	11,000	1,508.00	16,588,000	
堀場製作所	37,000	7,030.00	260,110,000	貸付有価証券 3,100株
アドバンテスト	130,800	10,050.00	1,314,540,000	貸付有価証券 1,500株
小野測器	5,500	405.00	2,227,500	
エスペック	13,300	2,006.00	26,679,800	
キーエンス	166,100	58,870.00	9,778,307,000	貸付有価証券 500株
日置電機	8,700	7,970.00	69,339,000	
シスメックス	143,200	8,355.00	1,196,436,000	
日本マイクロニクス	27,300	1,301.00	35,517,300	
メガチップス	13,600	2,874.00	39,086,400	
OBARA GROUP	7,800	3,875.00	30,225,000	貸付有価証券 4,000株(4,000株)
澤藤電機	1,700	1,140.00	1,938,000	
原田工業	6,500	858.00	5,577,000	貸付有価証券 3,000株(400株)
コーセル	20,000	1,081.00	21,620,000	
イリソ電子工業	15,300	4,855.00	74,281,500	

オブテックグループ	30,500	2,032.00	61,976,000	
千代田インテグレ	5,800	2,168.00	12,574,400	
レーザーテック	76,100	22,285.00	1,695,888,500	
スタンレー電気	118,100	2,862.00	338,002,200	
岩崎電気	5,300	4,450.00	23,585,000	貸付有価証券 2,300株
ウシオ電機	86,700	1,554.00	134,731,800	貸付有価証券 1,500株
岡谷電機産業	11,400	285.00	3,249,000	貸付有価証券 4,900株(800株)
ヘリオス テクノ ホールディング	13,600	402.00	5,467,200	貸付有価証券 6,300株(1,400株)
エノモト	3,800	1,800.00	6,840,000	貸付有価証券 100株(100株)
日本セラミック	16,900	2,740.00	46,306,000	
遠藤照明	6,600	770.00	5,082,000	
古河電池	12,200	1,135.00	13,847,000	貸付有価証券 1,300株(1,300株)
双信電機	5,900	371.00	2,188,900	
山一電機	14,500	1,784.00	25,868,000	
図研	14,400	3,480.00	50,112,000	
日本電子	41,600	4,020.00	167,232,000	
カシオ計算機	123,700	1,355.00	167,613,500	貸付有価証券 100株
ファナック	162,900	22,760.00	3,707,604,000	貸付有価証券 1,100株
日本シイエムケイ	35,200	501.00	17,635,200	
エンプラス	4,800	3,890.00	18,672,000	
大真空	20,200	751.00	15,170,200	貸付有価証券 3,300株(1,800株)
ローム	76,700	10,590.00	812,253,000	
浜松ホトニクス	133,200	6,640.00	884,448,000	
三井ハイテック	17,100	6,910.00	118,161,000	貸付有価証券 6,300株
新光電気工業	58,700	3,790.00	222,473,000	
京セラ	257,800	6,626.00	1,708,182,800	
太陽誘電	80,800	4,195.00	338,956,000	
村田製作所	503,400	7,515.00	3,783,051,000	貸付有価証券 100株
双葉電子工業	31,600	549.00	17,348,400	
北陸電気工業	5,500	1,385.00	7,617,500	

ニチコン	33,900	1,312.00	44,476,800	貸付有価証券 10,000株
日本ケミコン	16,400	2,108.00	34,571,200	貸付有価証券 700株 (700株)
KOA	25,100	1,865.00	46,811,500	
市光工業	23,900	442.00	10,563,800	貸付有価証券 200株
小糸製作所	199,600	2,283.00	455,686,800	
ミツバ	31,100	500.00	15,550,000	貸付有価証券 100株
SCREENホールディングス	28,400	10,290.00	292,236,000	
キヤノン電子	18,300	1,737.00	31,787,100	
キヤノン	910,700	2,933.00	2,671,083,100	貸付有価証券 8,100株
リコー	416,200	1,031.00	429,102,200	貸付有価証券 100株
象印マホービン	49,600	1,618.00	80,252,800	貸付有価証券 5,700株 (100株)
MUTOHホールディングス	2,000	1,651.00	3,302,000	貸付有価証券 200株
東京エレクトロン	117,100	46,190.00	5,408,849,000	貸付有価証券 400株
イノテック	11,100	1,312.00	14,563,200	
トヨタ紡織	69,900	2,093.00	146,300,700	
芦森工業	2,700	1,448.00	3,909,600	貸付有価証券 500株 (500株)
ユニプレス	29,800	753.00	22,439,400	
豊田自動織機	121,400	7,770.00	943,278,000	
モリタホールディングス	29,100	1,184.00	34,454,400	
三櫻工業	25,300	675.00	17,077,500	
デンソー	342,400	7,404.00	2,535,129,600	
東海理化電機製作所	46,800	1,511.00	70,714,800	
川崎重工業	125,100	3,040.00	380,304,000	貸付有価証券 1,700株
名村造船所	37,800	354.00	13,381,200	貸付有価証券 15,500株 (1,200株)
日本車輛製造	6,400	1,951.00	12,486,400	
三菱ロジスネクスト	26,500	835.00	22,127,500	
近畿車輛	2,100	1,167.00	2,450,700	貸付有価証券 500株
日産自動車	2,357,900	518.70	1,223,042,730	貸付有価証券 3,200株

いすゞ自動車	482,600	1,641.00	791,946,600	
トヨタ自動車	9,114,400	1,907.50	17,385,718,000	貸付有価証券 59,000株
日野自動車	214,000	568.00	121,552,000	貸付有価証券 1,500株
三菱自動車工業	647,500	540.00	349,650,000	貸付有価証券 400株
エフテック	10,200	589.00	6,007,800	
レシップホールディングス	5,800	467.00	2,708,600	貸付有価証券 100株 (100株)
GMB	2,900	771.00	2,235,900	
ファルテック	2,300	592.00	1,361,600	
武蔵精密工業	40,600	1,826.00	74,135,600	貸付有価証券 7,200株 (1,000株)
日産車体	29,300	896.00	26,252,800	貸付有価証券 1,700株
新明和工業	52,100	1,073.00	55,903,300	
極東開発工業	29,200	1,447.00	42,252,400	貸付有価証券 900株
トピー工業	13,500	1,795.00	24,232,500	
ティラド	4,200	2,222.00	9,332,400	
タチエス	26,300	1,227.00	32,270,100	
NOK	64,500	1,264.00	81,528,000	貸付有価証券 8,600株
フタバ産業	44,500	401.00	17,844,500	
KYB	16,000	3,645.00	58,320,000	
大同メタル工業	32,400	501.00	16,232,400	
プレス工業	74,100	449.00	33,270,900	
ミクニ	16,900	341.00	5,762,900	貸付有価証券 8,800株 (8,500株)
太平洋工業	38,100	1,118.00	42,595,800	貸付有価証券 100株
河西工業	19,600	210.00	4,116,000	貸付有価証券 2,400株 (800株)
アイシン	128,000	3,750.00	480,000,000	貸付有価証券 5,100株
マツダ	549,000	1,172.00	643,428,000	貸付有価証券 200株
今仙電機製作所	9,300	781.00	7,263,300	
本田技研工業	1,349,300	3,438.00	4,638,893,400	貸付有価証券 3,900株
スズキ	304,900	4,810.00	1,466,569,000	
SUBARU	525,200	2,215.00	1,163,318,000	貸付有価証券

				5,300株
安永	6,400	684.00	4,377,600	貸付有価証券 2,300株(300株)
ヤマハ発動機	260,900	3,385.00	883,146,500	貸付有価証券 18,700株
T B K	14,600	247.00	3,606,200	
エクセディ	27,100	1,768.00	47,912,800	
豊田合成	48,400	2,163.00	104,689,200	
愛三工業	27,400	864.00	23,673,600	
盟和産業	2,100	956.00	2,007,600	
日本プラスト	11,600	398.00	4,616,800	
ヨロズ	15,600	740.00	11,544,000	貸付有価証券 2,500株
エフ・シー・シー	29,400	1,460.00	42,924,000	
シマノ	67,900	21,880.00	1,485,652,000	貸付有価証券 200株
テイ・エス テック	76,000	1,722.00	130,872,000	
ジャムコ	8,000	1,770.00	14,160,000	貸付有価証券 3,700株(800株)
テルモ	518,600	3,729.00	1,933,859,400	貸付有価証券 6,500株
クリエートメディック	4,800	882.00	4,233,600	
日機装	41,500	941.00	39,051,500	貸付有価証券 2,300株
日本エム・ディ・エム	9,900	1,019.00	10,088,100	
島津製作所	202,200	3,865.00	781,503,000	
J M S	15,400	511.00	7,869,400	
クボテック	3,400	226.00	768,400	貸付有価証券 1,500株(100株)
長野計器	12,100	1,184.00	14,326,400	
ブイ・テクノロジー	8,100	2,535.00	20,533,500	
東京計器	12,700	1,269.00	16,116,300	貸付有価証券 5,800株(900株)
愛知時計電機	6,500	1,450.00	9,425,000	
インターアクション	7,900	1,434.00	11,328,600	貸付有価証券 200株
オーバル	13,000	457.00	5,941,000	貸付有価証券 5,000株(800株)
東京精密	36,400	4,735.00	172,354,000	
マニー	73,000	1,864.00	136,072,000	貸付有価証券 400株
ニコン	258,000	1,270.00	327,660,000	貸付有価証券

				900株
トプコン	87,400	1,706.00	149,104,400	
オリンパス	1,037,600	2,301.50	2,388,036,400	貸付有価証券 1,000株
理研計器	10,300	5,050.00	52,015,000	
タムロン	12,400	3,155.00	39,122,000	
HOYA	354,500	13,470.00	4,775,115,000	
シード	7,500	554.00	4,155,000	
ノーリツ鋼機	15,700	2,111.00	33,142,700	
A&Dホロンホールディングス	24,200	1,237.00	29,935,400	貸付有価証券 2,000株 (1,800株)
朝日インテック	185,500	2,372.00	440,006,000	貸付有価証券 3,200株
シチズン時計	182,500	800.00	146,000,000	貸付有価証券 18,900株 (5,900株)
リズム	4,600	1,518.00	6,982,800	貸付有価証券 200株
大研医器	11,100	468.00	5,194,800	
メニコン	57,000	3,000.00	171,000,000	貸付有価証券 1,500株
シンシア	1,400	500.00	700,000	貸付有価証券 100株
松風	7,500	2,134.00	16,005,000	貸付有価証券 600株 (600株)
セイコーグループ	25,700	2,932.00	75,352,400	貸付有価証券 300株
ニプロ	138,400	1,074.00	148,641,600	
KYORITSU	21,900	126.00	2,759,400	貸付有価証券 8,900株
中本パックス	4,500	1,627.00	7,321,500	貸付有価証券 2,100株 (200株)
スノーピーク	28,400	2,142.00	60,832,800	貸付有価証券 13,300株 (2,600株)
パラマウントベッドホールディングス	38,300	2,363.00	90,502,900	貸付有価証券 600株
トランザクション	12,800	1,579.00	20,211,200	貸付有価証券 5,900株 (100株)
粧美堂	4,000	377.00	1,508,000	貸付有価証券 2,100株
ニホンフラッシュ	15,600	921.00	14,367,600	貸付有価証券 100株
前田工織	14,000	3,245.00	45,430,000	
永大産業	15,700	219.00	3,438,300	貸付有価証券 100株
アートネイチャー	17,100	746.00	12,756,600	

バンダイナムコホールディングス	151,600	8,591.00	1,302,395,600	
アイフィスジャパン	4,100	597.00	2,447,700	貸付有価証券 1,700株
SHOEI	17,500	5,080.00	88,900,000	
フランスベッドホールディングス	20,600	981.00	20,208,600	
パイロットコーポレーション	26,000	4,380.00	113,880,000	
萩原工業	11,100	1,200.00	13,320,000	貸付有価証券 5,100株
フジシールインターナショナル	33,600	1,600.00	53,760,000	貸付有価証券 100株
タカラトミー	76,700	1,297.00	99,479,900	
広済堂ホールディングス	9,900	2,335.00	23,116,500	貸付有価証券 300株
エステールホールディングス	3,400	631.00	2,145,400	貸付有価証券 1,800株
タカノ	5,500	672.00	3,696,000	貸付有価証券 2,500株
プロネクサス	13,800	977.00	13,482,600	
ホクシン	11,300	148.00	1,672,400	貸付有価証券 1,100株 (200株)
ウッドワン	4,900	901.00	4,414,900	貸付有価証券 100株
大建工業	10,100	2,101.00	21,220,100	
凸版印刷	217,100	2,375.00	515,612,500	貸付有価証券 700株
大日本印刷	196,900	3,615.00	711,793,500	
共同印刷	4,700	2,935.00	13,794,500	貸付有価証券 100株 (100株)
N I S S H A	31,600	1,786.00	56,437,600	貸付有価証券 1,000株
光村印刷	1,200	1,221.00	1,465,200	貸付有価証券 100株
TAKARA & COMPANY	10,600	2,158.00	22,874,800	貸付有価証券 1,400株
アシックス	153,200	3,275.00	501,730,000	貸付有価証券 1,200株
ツツミ	2,900	1,955.00	5,669,500	
ローランド	12,200	3,850.00	46,970,000	貸付有価証券 1,000株
小松ウオール工業	6,100	1,914.00	11,675,400	
ヤマハ	104,600	4,950.00	517,770,000	貸付有価証券 200株
河合楽器製作所	4,500	2,623.00	11,803,500	

クリナップ	18,600	630.00	11,718,000	
ピジョン	105,700	2,184.00	230,848,800	貸付有価証券 15,600株
兼松サステック	1,000	2,245.00	2,245,000	
キングジム	14,600	881.00	12,862,600	貸付有価証券 200株
リンテック	33,300	2,187.00	72,827,100	
イトーキ	34,000	779.00	26,486,000	
任天堂	1,048,000	5,456.00	5,717,888,000	貸付有価証券 400株
三菱鉛筆	23,600	1,459.00	34,432,400	
タカラスタンダード	32,100	1,388.00	44,554,800	貸付有価証券 100株
コクヨ	79,900	1,805.00	144,219,500	
ナカバヤシ	17,900	480.00	8,592,000	
グローブライド	13,400	2,584.00	34,625,600	
オカムラ	50,000	1,320.00	66,000,000	
美津濃	16,500	2,945.00	48,592,500	
東京電力ホールディングス	1,496,300	470.00	703,261,000	貸付有価証券 122,500株
中部電力	611,700	1,421.00	869,225,700	貸付有価証券 3,000株
関西電力	641,000	1,280.00	820,480,000	
中国電力	264,300	687.00	181,574,100	貸付有価証券 14,400株
北陸電力	156,700	552.00	86,498,400	貸付有価証券 7,400株
東北電力	405,800	663.00	269,045,400	貸付有価証券 1,900株
四国電力	141,700	739.00	104,716,300	
九州電力	382,600	740.00	283,124,000	
北海道電力	160,400	475.00	76,190,000	
沖縄電力	38,900	1,041.00	40,494,900	貸付有価証券 2,200株
電源開発	125,000	2,127.00	265,875,000	
エフオン	10,700	570.00	6,099,000	
イーレックス	29,500	1,981.00	58,439,500	
レノバ	44,200	2,192.00	96,886,400	貸付有価証券 16,400株 (12,000株)
東京瓦斯	350,900	2,678.00	939,710,200	
大阪瓦斯	336,200	2,143.00	720,476,600	

東邦瓦斯	65,300	2,510.00	163,903,000	
北海道瓦斯	9,900	1,756.00	17,384,400	
広島ガス	35,000	344.00	12,040,000	
西部ガスホールディングス	15,600	1,737.00	27,097,200	
静岡ガス	37,800	1,108.00	41,882,400	貸付有価証券 6,500株
メタウォーター	20,800	1,640.00	34,112,000	貸付有価証券 100株
SBSホールディングス	14,800	3,255.00	48,174,000	貸付有価証券 1,500株
東武鉄道	182,300	2,999.00	546,717,700	貸付有価証券 100株
相鉄ホールディングス	54,800	2,273.00	124,560,400	
東急	465,400	1,574.00	732,539,600	貸付有価証券 20,100株
京浜急行電鉄	188,300	1,263.00	237,822,900	
小田急電鉄	251,600	1,610.00	405,076,000	貸付有価証券 1,000株
京王電鉄	87,800	4,660.00	409,148,000	
京成電鉄	107,000	3,805.00	407,135,000	貸付有価証券 200株
富士急行	20,400	4,150.00	84,660,000	貸付有価証券 500株 (500株)
東日本旅客鉄道	281,500	6,845.00	1,926,867,500	
西日本旅客鉄道	212,000	5,217.00	1,106,004,000	貸付有価証券 800株
東海旅客鉄道	127,900	15,220.00	1,946,638,000	貸付有価証券 1,700株
西武ホールディングス	200,800	1,398.00	280,718,400	
鴻池運輸	28,300	1,449.00	41,006,700	
西日本鉄道	44,300	2,412.00	106,851,600	
ハマキョウレックス	13,000	3,155.00	41,015,000	
サカイ引越センター	7,900	4,420.00	34,918,000	
近鉄グループホールディングス	165,700	4,055.00	671,913,500	
阪急阪神ホールディングス	221,000	3,820.00	844,220,000	貸付有価証券 200株
南海電気鉄道	79,200	2,756.00	218,275,200	
京阪ホールディングス	68,500	3,325.00	227,762,500	
神戸電鉄	4,500	3,175.00	14,287,500	貸付有価証券 1,700株
名古屋鉄道	183,100	2,069.00	378,833,900	

山陽電気鉄道	12,500	2,202.00	27,525,000	
アルプス物流	13,200	1,296.00	17,107,200	貸付有価証券 300株 (300株)
ヤマトホールディングス	212,200	2,320.00	492,304,000	貸付有価証券 100株
山九	42,200	4,905.00	206,991,000	
丸運	7,200	220.00	1,584,000	貸付有価証券 800株
丸全昭和運輸	10,200	3,040.00	31,008,000	
センコーグループホールディングス	87,700	974.00	85,419,800	
トナミホールディングス	3,600	3,805.00	13,698,000	
ニッコンホールディングス	53,000	2,450.00	129,850,000	
日本石油輸送	1,500	2,315.00	3,472,500	
福山通運	12,600	3,350.00	42,210,000	
セイノーホールディングス	103,100	1,372.00	141,453,200	貸付有価証券 400株
エスライン	4,100	815.00	3,341,500	貸付有価証券 1,900株
神奈川中央交通	4,700	3,270.00	15,369,000	貸付有価証券 1,500株
AZ-COM丸和ホールディングス	40,000	1,792.00	71,680,000	貸付有価証券 1,800株 (200株)
C&Fロジホールディングス	15,900	1,211.00	19,254,900	
九州旅客鉄道	117,200	2,913.00	341,403,600	
SGホールディングス	318,000	2,076.00	660,168,000	
NIPPON EXPRESSホールディングス	61,900	7,540.00	466,726,000	
日本郵船	443,300	3,355.00	1,487,271,500	貸付有価証券 100株
商船三井	292,100	3,435.00	1,003,363,500	貸付有価証券 96,800株
川崎汽船	141,200	3,335.00	470,902,000	貸付有価証券 66,400株
NSユニテッド海運	8,900	4,140.00	36,846,000	
明治海運	14,300	638.00	9,123,400	貸付有価証券 5,800株
飯野海運	60,800	964.00	58,611,200	貸付有価証券 2,300株
共栄タンカー	2,700	958.00	2,586,600	貸付有価証券 1,200株 (300株)
乾汽船	21,000	2,044.00	42,924,000	貸付有価証券 8,300株 (500株)

日本航空	407,000	2,565.00	1,043,955,000	
ANAホールディングス	450,900	2,792.00	1,258,912,800	貸付有価証券 28,100株
パスコ	2,900	1,393.00	4,039,700	
トランコム	4,800	6,830.00	32,784,000	
日新	12,600	2,046.00	25,779,600	
三菱倉庫	35,600	3,100.00	110,360,000	
三井倉庫ホールディングス	15,500	4,020.00	62,310,000	
住友倉庫	45,500	2,083.00	94,776,500	貸付有価証券 5,900株
澁澤倉庫	6,600	2,149.00	14,183,400	
東陽倉庫	19,500	270.00	5,265,000	
日本トランスシティ	33,300	556.00	18,514,800	
ケイヒン	2,600	1,510.00	3,926,000	
中央倉庫	8,000	973.00	7,784,000	貸付有価証券 100株 (100株)
川西倉庫	2,500	1,002.00	2,505,000	貸付有価証券 1,200株
安田倉庫	11,300	945.00	10,678,500	
ファイズホールディングス	2,700	1,143.00	3,086,100	
東洋埠頭	4,200	1,341.00	5,632,200	貸付有価証券 100株
上組	79,500	2,687.00	213,616,500	
サンリツ	3,300	747.00	2,465,100	
キムラユニティー	7,000	981.00	6,867,000	貸付有価証券 2,200株 (300株)
キューソー流通システム	8,800	941.00	8,280,800	貸付有価証券 4,000株
東海運	8,600	287.00	2,468,200	貸付有価証券 4,000株
エーアイテイー	10,400	1,565.00	16,276,000	貸付有価証券 500株 (300株)
内外トランスライン	6,000	2,156.00	12,936,000	
日本コンセプト	5,200	1,304.00	6,780,800	
NECネットエスアイ	55,600	1,611.00	89,571,600	
クロスキャット	9,500	1,276.00	12,122,000	貸付有価証券 2,300株 (2,300株)
システナ	279,900	342.00	95,725,800	
デジタルアーツ	10,500	5,450.00	57,225,000	
日鉄ソリューションズ	28,400	3,335.00	94,714,000	

キューブシステム	9,900	1,108.00	10,969,200	貸付有価証券 3,400株
コア	7,400	1,514.00	11,203,600	
手間いらず	2,800	4,850.00	13,580,000	
ラクーンホールディングス	13,800	1,117.00	15,414,600	貸付有価証券 1,900株
ソリトンシステムズ	8,600	1,008.00	8,668,800	貸付有価証券 200株 (200株)
ソフトクリエイトホールディングス	6,800	3,470.00	23,596,000	
T I S	187,100	3,430.00	641,753,000	
J N Sホールディングス	6,700	331.00	2,217,700	貸付有価証券 300株
グリー	44,600	676.00	30,149,600	貸付有価証券 14,000株
GMOペパボ	2,400	1,823.00	4,375,200	
コーエーテクモホールディングス	104,300	2,413.00	251,675,900	貸付有価証券 1,300株
三菱総合研究所	8,200	5,210.00	42,722,000	
ボルテージ	4,200	317.00	1,331,400	貸付有価証券 100株 (100株)
電算	1,700	1,912.00	3,250,400	
A G S	6,200	695.00	4,309,000	貸付有価証券 400株
ファインデックス	13,200	627.00	8,276,400	
ブレインパッド	12,500	628.00	7,850,000	
K L a b	33,200	385.00	12,782,000	貸付有価証券 12,900株 (1,800株)
ポルトウウィンホールディングス	28,400	849.00	24,111,600	貸付有価証券 2,200株
ネクソン	430,400	3,075.00	1,323,480,000	貸付有価証券 3,100株
アイスタイル	48,400	438.00	21,199,200	貸付有価証券 8,800株 (4,700株)
エムアップホールディングス	20,400	1,049.00	21,399,600	貸付有価証券 100株
エイチーム	12,300	779.00	9,581,700	
エニグモ	21,200	592.00	12,550,400	貸付有価証券 1,300株
テクノスジャパン	12,200	602.00	7,344,400	
e n i s h	11,100	335.00	3,718,500	貸付有価証券 5,400株 (1,100株)
コロプラ	64,600	592.00	38,243,200	貸付有価証券 900株
オルトプラス	11,300	188.00	2,124,400	貸付有価証券

				5,200株 (1,200株)
ブロードリーフ	97,200	439.00	42,670,800	貸付有価証券 100株
クロス・マーケティング グループ	8,900	637.00	5,669,300	貸付有価証券 900株
デジタルハーツホールデ ィングス	10,400	1,486.00	15,454,400	
システム情報	14,700	792.00	11,642,400	
メディアドゥ	6,700	1,515.00	10,150,500	
じげん	48,500	415.00	20,127,500	貸付有価証券 100株
ブイキューブ	20,000	606.00	12,120,000	貸付有価証券 9,400株 (6,000株)
エンカレッジ・テクノ ロジ	3,400	491.00	1,669,400	
サイバーリンクス	4,700	903.00	4,244,100	
ディー・エル・イー	10,600	251.00	2,660,600	貸付有価証券 2,700株 (400株)
フィックスターズ	18,800	1,378.00	25,906,400	
CARTA HOLD I NGS	7,800	1,462.00	11,403,600	
オブティム	13,700	980.00	13,426,000	貸付有価証券 200株
セレス	6,700	1,123.00	7,524,100	貸付有価証券 400株
SH I F T	12,200	22,480.00	274,256,000	貸付有価証券 2,900株
ティーガイア	17,400	1,644.00	28,605,600	貸付有価証券 500株
セック	2,000	3,380.00	6,760,000	貸付有価証券 1,000株 (1,000株)
テクマトリックス	30,400	1,554.00	47,241,600	
プロシップ	7,300	1,390.00	10,147,000	
ガンホー・オンライン・ エンターテイメント	50,900	2,364.00	120,327,600	
GMOペイメントゲート ウェイ	38,000	11,480.00	436,240,000	貸付有価証券 300株
ザッパラス	4,100	350.00	1,435,000	貸付有価証券 1,400株 (800株)
システムリサーチ	5,200	2,199.00	11,434,800	
インターネットイニシア ティブ	92,900	2,650.00	246,185,000	
さくらインターネット	18,700	598.00	11,182,600	
ヴィンクス	4,400	1,392.00	6,124,800	貸付有価証券 200株

GMOグローバルサイン・ホールディングス	5,100	4,020.00	20,502,000	貸付有価証券 500株(100株)
SRAホールディングス	8,500	3,035.00	25,797,500	
システムインテグレータ	4,400	419.00	1,843,600	
朝日ネット	17,900	586.00	10,489,400	
eBASE	23,400	650.00	15,210,000	
アバントグループ	21,000	1,311.00	27,531,000	
アドソル日進	7,000	1,433.00	10,031,000	貸付有価証券 100株(100株)
ODKソリューションズ	3,300	590.00	1,947,000	
フリービット	8,700	1,118.00	9,726,600	
コムチュア	22,000	2,259.00	49,698,000	
サイバーコム	2,400	1,405.00	3,372,000	
アステリア	13,000	727.00	9,451,000	貸付有価証券 5,600株(4,600株)
アイル	9,300	1,940.00	18,042,000	
マークラインズ	9,000	2,693.00	24,237,000	
メディカル・データ・ビジョン	24,800	904.00	22,419,200	貸付有価証券 800株
gumi	25,700	841.00	21,613,700	貸付有価証券 12,000株(7,500株)
ショーケース	3,400	328.00	1,115,200	
モバイルファクトリー	3,100	894.00	2,771,400	貸付有価証券 1,400株(1,100株)
テラスカイ	7,200	1,957.00	14,090,400	貸付有価証券 3,300株(1,000株)
デジタル・インフォメーション・テクノロジー	9,600	1,605.00	15,408,000	
PCIホールディングス	6,200	1,000.00	6,200,000	貸付有価証券 400株(400株)
アイビーシー	2,300	404.00	929,200	貸付有価証券 100株
ネオジャパン	5,600	951.00	5,325,600	貸付有価証券 100株
PR TIMES	4,200	1,845.00	7,749,000	貸付有価証券 1,900株
ラクス	78,700	1,720.00	135,364,000	貸付有価証券 3,800株
ランドコンピュータ	3,600	989.00	3,560,400	
ダブルスタンダード	6,700	2,017.00	13,513,900	貸付有価証券 300株
オープンドア	11,600	1,613.00	18,710,800	貸付有価証券 5,400株(2,900株)

マイネット	4,800	353.00	1,694,400	
アカツキ	7,900	2,132.00	16,842,800	
ベネフィットジャパン	900	1,186.00	1,067,400	
Ubicomホールディングス	5,200	1,935.00	10,062,000	
カナミックネットワーク	23,900	518.00	12,380,200	
ノムラシステムコーポレーション	13,800	113.00	1,559,400	貸付有価証券 1,100株
チェンジ	40,800	2,604.00	106,243,200	貸付有価証券 2,400株
シンクロ・フード	9,300	519.00	4,826,700	貸付有価証券 1,100株 (1,100株)
オークネット	8,200	1,778.00	14,579,600	貸付有価証券 3,500株
キャピタル・アセット・プランニング	2,800	599.00	1,677,200	
セグエグループ	4,100	784.00	3,214,400	
エイトレッド	2,200	1,498.00	3,295,600	貸付有価証券 1,300株
マクロミル	32,700	1,055.00	34,498,500	貸付有価証券 200株
ビーグリー	2,500	1,262.00	3,155,000	貸付有価証券 100株
オロ	5,000	1,810.00	9,050,000	貸付有価証券 300株
ユーザーローカル	6,000	1,653.00	9,918,000	
テモナ	2,800	296.00	828,800	貸付有価証券 1,400株 (800株)
ニーズウェル	4,500	865.00	3,892,500	
マネーフォワード	40,100	4,830.00	193,683,000	貸付有価証券 8,800株
サインポスト	5,700	588.00	3,351,600	貸付有価証券 900株 (800株)
Sun Asterisk	8,800	1,184.00	10,419,200	貸付有価証券 4,100株
電算システムホールディングス	8,000	2,524.00	20,192,000	
Appier Group	47,300	1,778.00	84,099,400	貸付有価証券 7,400株 (6,400株)
ソルクシーズ	12,000	352.00	4,224,000	貸付有価証券 100株
フェイス	4,100	505.00	2,070,500	貸付有価証券 600株
プロトコーポレーション	20,800	1,244.00	25,875,200	
ハイマックス	5,200	1,424.00	7,404,800	

野村総合研究所	341,500	2,970.00	1,014,255,000	
サイバネットシステム	13,900	985.00	13,691,500	貸付有価証券 1,800株
C Eホールディングス	7,600	538.00	4,088,800	貸付有価証券 600株 (500株)
日本システム技術	6,200	1,703.00	10,558,600	
インテージホールディングス	18,800	1,679.00	31,565,200	貸付有価証券 3,400株 (1,300株)
東邦システムサイエンス	4,100	1,052.00	4,313,200	貸付有価証券 1,800株 (100株)
ソースネクスト	84,600	236.00	19,965,600	貸付有価証券 28,500株 (10,400株)
インフォコム	21,500	2,373.00	51,019,500	貸付有価証券 100株
シンプレクス・ホールディングス	27,900	2,311.00	64,476,900	
HEROZ	5,600	1,048.00	5,868,800	貸付有価証券 2,600株 (800株)
ラクスル	47,000	1,373.00	64,531,000	貸付有価証券 4,200株
メルカリ	75,100	2,539.00	190,678,900	貸付有価証券 16,200株
I P S	5,400	2,654.00	14,331,600	
F I G	17,100	302.00	5,164,200	貸付有価証券 8,000株
システムサポート	6,400	1,732.00	11,084,800	
イーソル	10,700	721.00	7,714,700	貸付有価証券 300株
アルテリア・ネットワークス	15,500	1,276.00	19,778,000	
東海ソフト	2,200	908.00	1,997,600	
ウイングアーク1st	17,200	1,809.00	31,114,800	
ヒト・コミュニケーションズ・ホールディング	4,400	1,564.00	6,881,600	
サーバーワークス	3,400	2,293.00	7,796,200	貸付有価証券 300株 (300株)
東名	1,100	2,265.00	2,491,500	貸付有価証券 500株
ヴィッツ	1,400	915.00	1,281,000	
トビラシステムズ	3,700	823.00	3,045,100	貸付有価証券 400株
S a n s a n	54,400	1,540.00	83,776,000	貸付有価証券 6,600株
L i n k - U	2,800	978.00	2,738,400	貸付有価証券 500株 (500株)

ギフトイ	18,100	2,727.00	49,358,700	貸付有価証券 7,500株 (6,500株)
メドレー	16,700	4,405.00	73,563,500	貸付有価証券 1,600株
ベース	5,600	4,710.00	26,376,000	
JMDC	27,300	4,360.00	119,028,000	貸付有価証券 1,300株 (400株)
フォーカスシステムズ	12,100	1,004.00	12,148,400	
クレスコ	12,800	1,756.00	22,476,800	
フジ・メディア・ホールディングス	159,900	1,117.00	178,608,300	
オービック	55,600	20,190.00	1,122,564,000	
ジャストシステム	23,900	3,435.00	82,096,500	
TDCソフト	14,000	1,508.00	21,112,000	
Zホールディングス	2,369,100	381.80	904,522,380	貸付有価証券 400株
トレンドマイクロ	96,100	6,340.00	609,274,000	貸付有価証券 2,600株
IDホールディングス	11,200	997.00	11,166,400	
日本オラクル	31,800	9,270.00	294,786,000	
アルファシステムズ	5,200	4,290.00	22,308,000	
フューチャー	41,400	1,812.00	75,016,800	
CAC Holdings	10,200	1,621.00	16,534,200	貸付有価証券 1,700株
SBテクノロジー	7,100	1,974.00	14,015,400	
トーセ	3,900	748.00	2,917,200	貸付有価証券 200株 (100株)
オービックビジネスコンサルタント	32,800	4,780.00	156,784,000	
伊藤忠テクノソリューションズ	89,400	3,060.00	273,564,000	
アイティフォー	21,900	861.00	18,855,900	
東計電算	2,300	5,880.00	13,524,000	
エックスネット	2,100	1,015.00	2,131,500	
大塚商会	94,400	4,560.00	430,464,000	貸付有価証券 1,200株
サイボウズ	22,900	2,603.00	59,608,700	貸付有価証券 500株
電通国際情報サービス	20,200	4,805.00	97,061,000	
ACCESS	19,700	981.00	19,325,700	貸付有価証券 100株
デジタルガレージ	29,500	4,535.00	133,782,500	貸付有価証券 300株

EMシステムズ	27,800	849.00	23,602,200	
ウェザーニューズ	5,100	6,830.00	34,833,000	貸付有価証券 100株
C I J	13,800	1,030.00	14,214,000	貸付有価証券 300株
ビジネスエンジニアリ ング	3,100	2,754.00	8,537,400	貸付有価証券 700株 (300株)
日本エンタープライズ	15,300	138.00	2,111,400	貸付有価証券 100株
WOWOW	9,400	1,268.00	11,919,200	貸付有価証券 3,200株
スカラ	15,400	721.00	11,103,400	
インテリジェント ウェ イブ	7,800	710.00	5,538,000	
WOW WORLD G ROUP	2,600	1,497.00	3,892,200	貸付有価証券 600株 (100株)
I M A G I C A G R O U P	13,900	616.00	8,562,400	
ネットワンシステムズ	62,000	3,305.00	204,910,000	
システムソフト	57,900	86.00	4,979,400	貸付有価証券 300株
アルゴグラフィックス	15,300	3,830.00	58,599,000	
マーベラス	27,000	709.00	19,143,000	
エイベックス	28,300	1,622.00	45,902,600	
B I P R O G Y	61,300	2,945.00	180,528,500	
兼松エレクトロニクス	10,700	6,180.00	66,126,000	
都築電気	8,800	1,336.00	11,756,800	
T B S ホールディングス	85,200	1,635.00	139,302,000	
日本テレビホールディ ングス	147,400	1,099.00	161,992,600	
朝日放送グループホール ディングス	15,600	672.00	10,483,200	貸付有価証券 3,500株
テレビ朝日ホールディ ングス	40,400	1,423.00	57,489,200	
スカパー J S A T ホール ディングス	147,700	494.00	72,963,800	
テレビ東京ホールディ ングス	12,000	2,165.00	25,980,000	
日本BS放送	5,300	919.00	4,870,700	貸付有価証券 1,200株
ビジョン	21,900	1,532.00	33,550,800	貸付有価証券 4,400株
スマートバリュー	3,600	426.00	1,533,600	
USEN-NEXT H OLDINGS	14,900	2,506.00	37,339,400	貸付有価証券 7,000株 (400株)

ワイヤレスゲート	6,400	268.00	1,715,200	貸付有価証券 500株 (500株)
コネクシオ	11,100	1,905.00	21,145,500	貸付有価証券 100株
日本通信	153,600	236.00	36,249,600	貸付有価証券 30,700株 (27,800 株)
クロップス	2,400	1,150.00	2,760,000	貸付有価証券 1,100株 (500株)
日本電信電話	2,133,100	3,888.00	8,293,492,800	貸付有価証券 16,600株
KDDI	1,286,400	3,991.00	5,134,022,400	貸付有価証券 12,200株
ソフトバンク	2,674,300	1,527.00	4,083,656,100	
光通信	19,600	20,290.00	397,684,000	貸付有価証券 5,400株 (400株)
エムティーアイ	15,200	507.00	7,706,400	貸付有価証券 4,700株
GMOインターネットグループ	61,800	2,582.00	159,567,600	
ファイバーゲート	8,900	875.00	7,787,500	
アイドママーケティング コミュニケーション	3,400	287.00	975,800	
KADOKAWA	88,000	2,754.00	242,352,000	
学研ホールディングス	27,700	860.00	23,822,000	
ゼンリン	28,500	855.00	24,367,500	
昭文社ホールディングス	6,300	295.00	1,858,500	貸付有価証券 2,500株 (500株)
インプレスホールディングス	13,000	200.00	2,600,000	
アイネット	10,100	1,272.00	12,847,200	
松竹	9,500	10,910.00	103,645,000	貸付有価証券 4,400株
東宝	104,200	4,770.00	497,034,000	
東映	4,600	17,060.00	78,476,000	
エヌ・ティ・ティ・データ	522,300	1,876.00	979,834,800	貸付有価証券 6,200株
ピー・シー・エー	9,600	1,246.00	11,961,600	
ビジネスブレイン太田昭和	7,100	2,092.00	14,853,200	
DTS	35,400	3,105.00	109,917,000	
スクウェア・エニックス ・ホールディングス	83,700	6,350.00	531,495,000	
シーイーシー	23,300	1,505.00	35,066,500	

カブコン	165,400	4,540.00	750,916,000	
アイ・エス・ビー	8,500	1,168.00	9,928,000	
ジャステック	10,200	1,232.00	12,566,400	
S C S K	135,900	1,925.00	261,607,500	
N S W	6,500	2,095.00	13,617,500	
アイネス	11,700	1,330.00	15,561,000	
T K C	29,900	3,625.00	108,387,500	
富士ソフト	18,800	7,770.00	146,076,000	
N S D	59,400	2,274.00	135,075,600	
コナミグループ	71,300	6,400.00	456,320,000	貸付有価証券 300株
福井コンピュータホールディングス	11,600	2,819.00	32,700,400	
J B C Cホールディングス	12,100	1,918.00	23,207,800	
ミロク情報サービス	15,100	1,766.00	26,666,600	
ソフトバンクグループ	962,500	5,764.00	5,547,850,000	貸付有価証券 3,900株
高千穂交易	5,600	2,382.00	13,339,200	貸付有価証券 2,900株
オルバヘルスケアホールディングス	2,300	1,606.00	3,693,800	
伊藤忠食品	3,900	4,970.00	19,383,000	
エレマテック	15,800	1,746.00	27,586,800	
あらた	13,400	3,980.00	53,332,000	
トーマンデバイス	2,500	6,780.00	16,950,000	貸付有価証券 100株
東京エレクトロン デバイス	6,500	7,990.00	51,935,000	
円谷フィールズホールディングス	15,100	4,040.00	61,004,000	貸付有価証券 6,800株
双日	186,400	2,583.00	481,471,200	貸付有価証券 200株
アルフレッサ ホールディングス	176,300	1,615.00	284,724,500	
横浜冷凍	47,800	994.00	47,513,200	
神栄	2,100	883.00	1,854,300	貸付有価証券 1,200株
ラサ商事	7,100	1,373.00	9,748,300	
アルコニックス	23,100	1,336.00	30,861,600	
神戸物産	135,900	3,600.00	489,240,000	貸付有価証券 1,500株

ハイパー	2,900	445.00	1,290,500	貸付有価証券 200株 (100株)
あい ホールディングス	28,100	2,114.00	59,403,400	貸付有価証券 900株
ディーブイエックス	4,300	1,027.00	4,416,100	貸付有価証券 1,900株
ダイワボウホールディングス	71,800	2,041.00	146,543,800	
マクニカホールディングス	43,000	3,495.00	150,285,000	
ラクト・ジャパン	6,800	2,000.00	13,600,000	
グリムス	7,300	2,536.00	18,512,800	貸付有価証券 3,400株
バイタルケーエスケー・ホールディングス	25,700	850.00	21,845,000	
八洲電機	14,200	1,119.00	15,889,800	貸付有価証券 5,100株
メディアスホールディングス	11,200	754.00	8,444,800	貸付有価証券 300株 (300株)
レスターホールディングス	16,800	2,210.00	37,128,000	
ジュテックホールディングス	3,600	1,224.00	4,406,400	貸付有価証券 100株
大光	6,000	656.00	3,936,000	貸付有価証券 3,000株 (400株)
OCHIホールディングス	3,500	1,313.00	4,595,500	貸付有価証券 1,600株 (100株)
TOKAIホールディングス	86,700	858.00	74,388,600	
黒谷	4,300	598.00	2,571,400	貸付有価証券 1,300株 (800株)
C o m i n i x	3,100	767.00	2,377,700	
三洋貿易	18,000	1,120.00	20,160,000	
ビューティガレージ	2,800	3,775.00	10,570,000	
ウイン・パートナーズ	12,800	1,049.00	13,427,200	
ミタチ産業	4,000	1,328.00	5,312,000	
シップヘルスケアホールディングス	63,100	2,465.00	155,541,500	貸付有価証券 200株
明治電機工業	6,500	1,121.00	7,286,500	
デリカフーズホールディングス	6,100	527.00	3,214,700	貸付有価証券 3,000株 (300株)
スターティアホールディングス	3,100	1,005.00	3,115,500	
コメダホールディングス	43,000	2,330.00	100,190,000	
ピーバンドットコム	2,200	532.00	1,170,400	

アセンテック	5,900	518.00	3,056,200	
富士興産	3,500	1,238.00	4,333,000	貸付有価証券 1,500株 (1,500株)
協栄産業	1,400	1,776.00	2,486,400	
フルサト・マルカホールディングス	17,500	2,879.00	50,382,500	貸付有価証券 1,200株
ヤマエグループホールディングス	9,900	1,582.00	15,661,800	
小野建	16,100	1,488.00	23,956,800	
南陽	3,000	1,982.00	5,946,000	
佐鳥電機	9,800	1,470.00	14,406,000	
エコートレーディング	3,000	812.00	2,436,000	貸付有価証券 1,400株
伯東	10,100	4,855.00	49,035,500	
コンドーテック	13,500	1,045.00	14,107,500	貸付有価証券 800株
中山福	8,300	340.00	2,822,000	貸付有価証券 3,300株 (1,100株)
ナガイレーベン	22,200	1,953.00	43,356,600	
三菱食品	16,200	3,335.00	54,027,000	
松田産業	13,400	2,234.00	29,935,600	
第一興商	34,000	4,190.00	142,460,000	貸付有価証券 100株
メディパルホールディングス	182,100	1,729.00	314,850,900	
S P K	7,800	1,523.00	11,879,400	
萩原電気ホールディングス	6,700	2,665.00	17,855,500	
アズワン	25,700	5,720.00	147,004,000	貸付有価証券 100株
スズデン	6,100	2,602.00	15,872,200	貸付有価証券 2,600株
尾家産業	3,700	1,006.00	3,722,200	貸付有価証券 1,700株 (400株)
シモジマ	12,000	994.00	11,928,000	
ドウシシャ	18,600	1,768.00	32,884,800	
小津産業	3,500	1,664.00	5,824,000	
高速	9,100	1,902.00	17,308,200	
たけびし	6,700	1,601.00	10,726,700	貸付有価証券 100株 (100株)
リックス	3,200	2,511.00	8,035,200	貸付有価証券 200株 (200株)
丸文	15,700	1,337.00	20,990,900	

ハピネット	14,900	1,861.00	27,728,900	
橋本総業ホールディングス	6,900	1,104.00	7,617,600	
日本ライフライン	51,500	907.00	46,710,500	
タカショー	15,300	681.00	10,419,300	貸付有価証券 3,100株(1,100株)
I DOM	53,100	857.00	45,506,700	
進和	11,600	2,094.00	24,290,400	貸付有価証券 300株(300株)
エスケイジャパン	3,800	564.00	2,143,200	
ダイトロン	6,900	2,449.00	16,898,100	
シークス	25,000	1,522.00	38,050,000	
田中商事	4,400	592.00	2,604,800	
オーハシテクニカ	8,800	1,533.00	13,490,400	
白銅	6,300	2,566.00	16,165,800	
ダイコー通産	1,600	1,081.00	1,729,600	
伊藤忠商事	1,082,200	4,135.00	4,474,897,000	貸付有価証券 22,100株
丸紅	1,386,500	1,755.00	2,433,307,500	貸付有価証券 2,700株
高島	2,500	2,894.00	7,235,000	貸付有価証券 300株
長瀬産業	82,600	2,037.00	168,256,200	
蝶理	9,400	2,486.00	23,368,400	
豊田通商	153,800	5,600.00	861,280,000	
三共生興	25,200	525.00	13,230,000	
兼松	68,200	1,579.00	107,687,800	
ツカモトコーポレーション	2,200	1,400.00	3,080,000	貸付有価証券 100株(100株)
三井物産	1,285,000	3,950.00	5,075,750,000	貸付有価証券 18,900株
日本紙パルプ商事	9,300	5,070.00	47,151,000	
カメイ	18,700	1,333.00	24,927,100	
東都水産	800	5,720.00	4,576,000	貸付有価証券 400株
OUGホールディングス	2,300	2,473.00	5,687,900	
スターゼン	13,300	2,146.00	28,541,800	
山善	47,300	1,036.00	49,002,800	
椿本興業	2,800	4,080.00	11,424,000	
住友商事	1,087,600	2,361.00	2,567,823,600	貸付有価証券 22,200株

内田洋行	7,800	4,645.00	36,231,000	
三菱商事	1,098,000	4,696.00	5,156,208,000	貸付有価証券 13,600株
第一実業	6,200	5,180.00	32,116,000	
キャノンマーケティング ジャパン	40,700	3,080.00	125,356,000	
西華産業	6,900	1,691.00	11,667,900	
佐藤商事	12,200	1,326.00	16,177,200	
菱洋エレクトロ	15,000	2,441.00	36,615,000	貸付有価証券 1,000株
東京産業	16,000	775.00	12,400,000	
ユアサ商事	15,800	3,630.00	57,354,000	
神鋼商事	4,400	5,700.00	25,080,000	
トルク	8,300	209.00	1,734,700	
阪和興業	31,500	3,960.00	124,740,000	
正栄食品工業	11,700	4,175.00	48,847,500	貸付有価証券 5,400株
カナデン	14,200	1,106.00	15,705,200	
菱電商事	14,200	1,850.00	26,270,000	貸付有価証券 6,600株
岩谷産業	40,000	5,670.00	226,800,000	
ナイス	4,200	1,356.00	5,695,200	
ニチモウ	1,800	3,275.00	5,895,000	
極東貿易	10,500	1,436.00	15,078,000	貸付有価証券 600株 (200株)
アステナホールディング ス	30,400	424.00	12,889,600	貸付有価証券 100株
三愛オブリ	48,500	1,422.00	68,967,000	
稲畑産業	35,500	2,572.00	91,306,000	
G S I クレオス	10,200	1,548.00	15,789,600	貸付有価証券 300株 (300株)
明和産業	23,300	693.00	16,146,900	貸付有価証券 8,000株 (300株)
クワザワホールディング ス	5,000	465.00	2,325,000	貸付有価証券 2,300株 (300株)
ワキタ	32,300	1,159.00	37,435,700	
東邦ホールディングス	43,700	2,111.00	92,250,700	
サンゲツ	44,100	2,346.00	103,458,600	
ミツウロコグループホー ルディングス	22,600	1,361.00	30,758,600	
シナネンホールディング ス	5,700	3,530.00	20,121,000	

伊藤忠エネクス	43,500	1,094.00	47,589,000	
サンリオ	49,800	4,005.00	199,449,000	
サンワテクノス	9,000	1,924.00	17,316,000	
リョーサン	18,600	3,075.00	57,195,000	
新光商事	23,600	1,286.00	30,349,600	
トーヨー	7,500	1,758.00	13,185,000	貸付有価証券 1,300株 (500株)
三信電気	7,100	2,556.00	18,147,600	貸付有価証券 100株
東陽テクニカ	19,400	1,292.00	25,064,800	
モスフードサービス	25,800	3,095.00	79,851,000	
加賀電子	14,300	4,635.00	66,280,500	貸付有価証券 100株
ソーダニッカ	11,400	754.00	8,595,600	貸付有価証券 1,000株
立花エレテック	12,800	1,863.00	23,846,400	
フォーバル	6,900	1,007.00	6,948,300	
PAL TAC	27,600	4,755.00	131,238,000	
三谷産業	30,700	315.00	9,670,500	
太平洋興発	5,400	1,027.00	5,545,800	
西本Wismettac ホールディングス	4,500	3,605.00	16,222,500	貸付有価証券 1,800株
ヤマシタヘルスケアホ ールディングス	1,300	1,782.00	2,316,600	
コア商事ホールディ ングス	9,800	633.00	6,203,400	貸付有価証券 400株 (400株)
KPPグループホール ディングス	40,900	760.00	31,084,000	貸付有価証券 2,600株
ヤマタネ	7,700	1,660.00	12,782,000	
丸紅建材リース	1,400	1,935.00	2,709,000	
日鉄物産	12,000	9,260.00	111,120,000	貸付有価証券 800株 (100株)
泉州電業	8,800	3,640.00	32,032,000	貸付有価証券 2,400株
トラスコ中山	36,900	2,235.00	82,471,500	
オートバックスセブン	61,100	1,437.00	87,800,700	
モリト	12,600	960.00	12,096,000	貸付有価証券 5,800株
加藤産業	21,300	3,665.00	78,064,500	
北恵	3,500	698.00	2,443,000	貸付有価証券 1,700株
イエローハット	31,000	1,755.00	54,405,000	

J Kホールディングス	13,800	1,024.00	14,131,200	
日伝	10,400	1,913.00	19,895,200	
北沢産業	8,300	270.00	2,241,000	貸付有価証券 100株
杉本商事	7,800	1,922.00	14,991,600	
因幡電機産業	45,500	2,789.00	126,899,500	
東テク	5,900	4,120.00	24,308,000	
ミスミグループ本社	265,000	3,150.00	834,750,000	貸付有価証券 100株
アルテック	8,700	266.00	2,314,200	
タキヒヨー	3,800	969.00	3,682,200	貸付有価証券 1,700株 (200株)
蔵王産業	2,600	1,961.00	5,098,600	
スズケン	54,600	3,420.00	186,732,000	
ジェコス	11,300	854.00	9,650,200	
グローセル	18,800	412.00	7,745,600	貸付有価証券 8,100株
ローソン	43,600	5,380.00	234,568,000	
サンエー	13,400	4,130.00	55,342,000	貸付有価証券 6,200株
カワチ薬品	13,700	2,331.00	31,934,700	貸付有価証券 5,100株
エービーシー・マート	25,600	6,750.00	172,800,000	貸付有価証券 100株
ハードオフコーポレーション	6,200	1,293.00	8,016,600	貸付有価証券 100株
アスクル	36,300	1,717.00	62,327,100	貸付有価証券 9,200株
ゲオホールディングス	18,500	1,776.00	32,856,000	貸付有価証券 100株
アダストリア	21,200	2,219.00	47,042,800	貸付有価証券 9,900株
ジーフット	7,900	300.00	2,370,000	貸付有価証券 4,500株 (300株)
シー・ヴィ・エス・ベイ エリア	2,000	418.00	836,000	貸付有価証券 900株
くら寿司	20,600	3,205.00	66,023,000	貸付有価証券 3,400株 (1,400株)
キャンドウ	6,200	2,310.00	14,322,000	貸付有価証券 2,900株 (1,000株)
I Kホールディングス	5,000	366.00	1,830,000	貸付有価証券 300株 (300株)
パルグループホールディングス	17,200	2,760.00	47,472,000	
エディオン	69,500	1,314.00	91,323,000	貸付有価証券

				32,600株(20,000株)
サーラコーポレーション	36,900	708.00	26,125,200	貸付有価証券 300株(300株)
ワッツ	7,600	686.00	5,213,600	貸付有価証券 3,300株
ハローズ	8,000	3,340.00	26,720,000	貸付有価証券 3,700株
フジオフードグループ本社	14,600	1,356.00	19,797,600	貸付有価証券 1,500株
あみやき亭	4,300	2,956.00	12,710,800	貸付有価証券 2,000株
ひらまつ	33,400	192.00	6,412,800	貸付有価証券 7,400株
大黒天物産	5,400	4,855.00	26,217,000	貸付有価証券 1,600株(900株)
ハニーズホールディングス	13,900	1,455.00	20,224,500	
ファーマライズホールディングス	3,400	615.00	2,091,000	貸付有価証券 1,600株
アルペン	14,500	1,936.00	28,072,000	貸付有価証券 5,200株
ハブ	5,100	721.00	3,677,100	貸付有価証券 2,600株
クオールホールディングス	24,100	1,177.00	28,365,700	貸付有価証券 1,000株
ジンズホールディングス	10,400	3,650.00	37,960,000	
ビックカメラ	116,800	1,184.00	138,291,200	貸付有価証券 54,700株
DCMホールディングス	107,200	1,180.00	126,496,000	
Monotaro	249,000	1,908.00	475,092,000	貸付有価証券 10,500株
東京一番フーズ	3,600	492.00	1,771,200	貸付有価証券 1,800株
DDホールディングス	10,100	777.00	7,847,700	貸付有価証券 4,700株(800株)
きちりホールディングス	3,700	583.00	2,157,100	貸付有価証券 2,200株
アークランドサービスホールディングス	14,400	2,188.00	31,507,200	貸付有価証券 5,600株
J.フロントリテイリング	218,300	1,247.00	272,220,100	貸付有価証券 400株
ドトール・日レスホールディングス	31,100	1,876.00	58,343,600	貸付有価証券 14,600株
マツキヨココカラ&カンパニー	106,500	6,610.00	703,965,000	
ブロンコビリー	9,400	2,410.00	22,654,000	貸付有価証券 800株

Z O Z O	116,100	3,035.00	352,363,500	貸付有価証券 900株
トレジャー・ファクトリー	4,700	2,800.00	13,160,000	貸付有価証券 2,200株(500株)
物語コーポレーション	9,800	7,070.00	69,286,000	貸付有価証券 4,500株(100株)
三越伊勢丹ホールディングス	295,600	1,380.00	407,928,000	貸付有価証券 400株
H a m e e	6,100	814.00	4,965,400	貸付有価証券 1,800株
マーケットエンタープライズ	1,600	1,001.00	1,601,600	貸付有価証券 500株(400株)
ウエルシアホールディングス	91,100	3,015.00	274,666,500	貸付有価証券 21,900株
クリエイティブSDホールディングス	29,000	3,410.00	98,890,000	
丸善CHIホールディングス	18,400	349.00	6,421,600	貸付有価証券 8,100株
ミサワ	2,800	612.00	1,713,600	
ティーライフ	2,100	1,265.00	2,656,500	貸付有価証券 1,000株
エー・ピーホールディングス	3,200	798.00	2,553,600	貸付有価証券 1,500株
チムニー	4,800	1,153.00	5,534,400	貸付有価証券 2,400株
シュッピン	13,100	892.00	11,685,200	貸付有価証券 6,100株(2,300株)
オイシックス・ラ・大地	23,600	2,463.00	58,126,800	貸付有価証券 10,300株(3,500株)
ネクステージ	40,100	3,160.00	126,716,000	貸付有価証券 17,800株(1,700株)
ジョイフル本田	52,100	1,755.00	91,435,500	
鳥貴族ホールディングス	6,500	2,071.00	13,461,500	貸付有価証券 900株(900株)
ホットランド	13,400	1,382.00	18,518,800	貸付有価証券 800株(600株)
すかいらくホールディングス	240,100	1,585.00	380,558,500	貸付有価証券 31,300株
SFPホールディングス	9,600	1,773.00	17,020,800	貸付有価証券 4,500株(600株)
綿半ホールディングス	13,600	1,404.00	19,094,400	
ヨシックスホールディングス	3,100	2,102.00	6,516,200	貸付有価証券 1,300株
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホール	57,200	1,127.00	64,464,400	貸付有価証券 26,800株(900株)
ゴルフダイジェスト・オンライン	7,900	978.00	7,726,200	貸付有価証券 1,700株(1,700株)

BEENOS	9,900	2,417.00	23,928,300	貸付有価証券 4,700株
あさひ	14,700	1,348.00	19,815,600	貸付有価証券 6,900株
日本調剤	11,900	1,174.00	13,970,600	貸付有価証券 5,200株(2,900株)
コスモス薬品	17,400	12,580.00	218,892,000	貸付有価証券 600株
トーエル	6,900	775.00	5,347,500	貸付有価証券 3,400株(200株)
セブン&アイ・ホールディングス	605,300	6,083.00	3,682,039,900	貸付有価証券 29,300株
クリエイト・レストランツ・ホールディング	132,100	975.00	128,797,500	貸付有価証券 62,300株
ツルハホールディングス	36,900	9,410.00	347,229,000	貸付有価証券 9,300株
サンマルクホールディングス	14,100	1,775.00	25,027,500	
フェリシモ	3,500	1,003.00	3,510,500	貸付有価証券 500株(400株)
トリドールホールディングス	43,700	2,731.00	119,344,700	
TOKYO BASE	18,100	441.00	7,982,100	貸付有価証券 8,100株(1,000株)
ウイルプラスホールディングス	2,500	1,157.00	2,892,500	貸付有価証券 700株(700株)
JMホールディングス	14,900	1,812.00	26,998,800	
サツドラホールディングス	7,100	785.00	5,573,500	貸付有価証券 1,400株(1,400株)
アレンザホールディングス	13,100	1,008.00	13,204,800	貸付有価証券 6,200株
串カツ田中ホールディングス	4,700	1,605.00	7,543,500	貸付有価証券 700株
パロックジャパンリミテッド	11,400	835.00	9,519,000	貸付有価証券 5,300株
クスリのアオキホールディングス	15,700	7,010.00	110,057,000	
力の源ホールディングス	9,000	1,434.00	12,906,000	貸付有価証券 4,000株
FOOD & LIFE COMPANIE	100,900	3,545.00	357,690,500	
メディカルシステムネットワーク	15,200	399.00	6,064,800	貸付有価証券 500株
一家ホールディングス	3,300	600.00	1,980,000	貸付有価証券 200株
ジャパクラフトホールディングス	4,500	580.00	2,610,000	貸付有価証券 2,100株
はるやまホールディングス	6,500	442.00	2,873,000	貸付有価証券 3,700株(600株)

ノジマ	57,300	1,313.00	75,234,900	貸付有価証券 100株
カップ・クリエイト	27,600	1,428.00	39,412,800	貸付有価証券 12,900株(200株)
ライトオン	11,800	553.00	6,525,400	貸付有価証券 2,800株(2,800株)
良品計画	226,600	1,396.00	316,333,600	
パリミキホールディングス	19,500	277.00	5,401,500	貸付有価証券 700株
アドヴァングループ	16,700	895.00	14,946,500	貸付有価証券 100株
アルビス	5,700	2,408.00	13,725,600	
コナカ	17,000	354.00	6,018,000	貸付有価証券 6,100株
ハウス オブ ローゼ	1,900	1,641.00	3,117,900	
G-7ホールディングス	21,900	1,444.00	31,623,600	
イオン北海道	26,000	890.00	23,140,000	貸付有価証券 12,100株
コジマ	33,900	559.00	18,950,100	貸付有価証券 14,400株(1,500株)
ヒマラヤ	4,900	941.00	4,610,900	貸付有価証券 2,300株(300株)
コーナン商事	23,700	3,325.00	78,802,500	貸付有価証券 11,000株
エコス	6,500	1,856.00	12,064,000	貸付有価証券 3,000株(100株)
ワタミ	21,200	899.00	19,058,800	貸付有価証券 6,500株
マルシェ	5,100	387.00	1,973,700	貸付有価証券 2,300株(100株)
パン・パシフィック・インターナショナルホ	354,500	2,553.00	905,038,500	
西松屋チェーン	38,900	1,558.00	60,606,200	貸付有価証券 18,200株
ゼンショーホールディングス	96,100	3,680.00	353,648,000	貸付有価証券 5,700株(2,700株)
幸楽苑ホールディングス	11,500	1,060.00	12,190,000	貸付有価証券 5,300株(100株)
ハークスレイ	5,500	713.00	3,921,500	貸付有価証券 1,600株(300株)
サイゼリヤ	29,200	3,095.00	90,374,000	貸付有価証券 2,100株
V Tホールディングス	66,700	503.00	33,550,100	
魚力	5,400	2,155.00	11,637,000	
ポプラ	4,100	139.00	569,900	貸付有価証券 1,800株

フジ・コーポレーション	9,900	1,257.00	12,444,300	
ユナイテッドアローズ	18,800	1,734.00	32,599,200	貸付有価証券 2,100株
ハイデイ日高	26,000	2,040.00	53,040,000	貸付有価証券 12,300株
YU-WA Creat ion Holdi	9,300	200.00	1,860,000	貸付有価証券 300株 (100株)
コロワイド	80,900	1,873.00	151,525,700	貸付有価証券 38,200株 (9,100株)
ピーシーデポコーポレー ション	19,600	292.00	5,723,200	貸付有価証券 4,500株
壺番屋	13,900	4,680.00	65,052,000	貸付有価証券 6,400株
トップカルチャー	5,000	197.00	985,000	貸付有価証券 100株
P L A N T	3,600	660.00	2,376,000	貸付有価証券 200株 (200株)
スギホールディングス	35,400	5,680.00	201,072,000	貸付有価証券 3,000株
薬王堂ホールディングス	9,800	2,435.00	23,863,000	貸付有価証券 4,600株 (600株)
スクロール	26,100	769.00	20,070,900	貸付有価証券 100株
ヨンドシーホールディン グス	15,100	1,793.00	27,074,300	貸付有価証券 7,000株
木曾路	26,600	2,166.00	57,615,600	貸付有価証券 12,400株
S R S ホールディングス	29,000	912.00	26,448,000	貸付有価証券 13,600株 (900株)
千趣会	32,300	395.00	12,758,500	
タカキュー	10,900	80.00	872,000	貸付有価証券 5,700株
リテールパートナーズ	26,100	1,338.00	34,921,800	貸付有価証券 12,300株
ケーヨー	28,300	893.00	25,271,900	貸付有価証券 600株
上新電機	15,600	1,970.00	30,732,000	
日本瓦斯	94,100	1,866.00	175,590,600	
ロイヤルホールディン グス	34,000	2,527.00	85,918,000	貸付有価証券 11,700株
東天紅	1,100	751.00	826,100	
いなげや	17,100	1,316.00	22,503,600	貸付有価証券 800株 (700株)
チヨダ	16,800	791.00	13,288,800	貸付有価証券 6,600株 (100株)
ライフコーポレーション	15,300	2,770.00	42,381,000	

リンガーハット	22,700	2,253.00	51,143,100	貸付有価証券 10,600株
MrMaxHD	24,600	681.00	16,752,600	
テンアライド	16,700	273.00	4,559,100	貸付有価証券 8,600株 (1,600株)
AOKIホールディングス	32,600	766.00	24,971,600	貸付有価証券 600株
オークワ	28,100	897.00	25,205,700	貸付有価証券 13,100株
コメリ	27,000	2,635.00	71,145,000	
青山商事	37,500	932.00	34,950,000	貸付有価証券 400株
しまむら	20,600	12,650.00	260,590,000	貸付有価証券 2,000株
はせがわ	7,400	331.00	2,449,400	
高島屋	132,400	1,862.00	246,528,800	貸付有価証券 2,400株
松屋	29,800	1,135.00	33,823,000	貸付有価証券 200株
エイチ・ツー・オー リテイリング	85,500	1,322.00	113,031,000	
近鉄百貨店	5,600	2,454.00	13,742,400	貸付有価証券 1,700株
丸井グループ	129,500	2,055.00	266,122,500	
アクシアル リテイリング	12,000	3,520.00	42,240,000	
井筒屋	7,400	348.00	2,575,200	貸付有価証券 3,500株 (200株)
イオン	595,300	2,614.00	1,556,114,200	貸付有価証券 18,200株
イズミ	26,700	3,005.00	80,233,500	貸付有価証券 4,600株
平和堂	29,400	2,156.00	63,386,400	貸付有価証券 13,800株
フジ	27,000	1,828.00	49,356,000	貸付有価証券 12,800株 (400株)
ヤオコー	19,900	6,790.00	135,121,000	貸付有価証券 2,800株
ゼビオホールディングス	23,800	956.00	22,752,800	
ケーズホールディングス	139,700	1,174.00	164,007,800	
Olympicグループ	5,800	522.00	3,027,600	貸付有価証券 2,600株
日産東京販売ホールディングス	19,900	340.00	6,766,000	貸付有価証券 6,700株
シルバーライフ	4,000	1,816.00	7,264,000	貸付有価証券 1,800株

Genky Drug Stores	7,700	4,230.00	32,571,000	貸付有価証券 900株 (900株)
ナルミヤ・インターナショナル	2,500	924.00	2,310,000	貸付有価証券 1,100株
ブックオフグループホールディングス	10,200	1,282.00	13,076,400	貸付有価証券 800株 (800株)
ギフトホールディングス	3,700	4,175.00	15,447,500	
アインホールディングス	24,200	5,610.00	135,762,000	
元気寿司	5,000	3,010.00	15,050,000	貸付有価証券 2,300株
ヤマダホールディングス	720,100	479.00	344,927,900	貸付有価証券 2,300株
アークランズ	25,700	1,452.00	37,316,400	
ニトリホールディングス	71,000	16,065.00	1,140,615,000	貸付有価証券 100株
グルメ杵屋	14,200	1,009.00	14,327,800	貸付有価証券 6,700株
愛眼	11,500	165.00	1,897,500	
ケーユーホールディングス	10,300	1,444.00	14,873,200	
吉野家ホールディングス	68,700	2,376.00	163,231,200	貸付有価証券 32,200株 (2,000株)
松屋フーズホールディングス	8,300	3,985.00	33,075,500	貸付有価証券 100株 (100株)
サガミホールディングス	28,200	1,262.00	35,588,400	貸付有価証券 13,200株
関西フードマーケット	15,900	1,349.00	21,449,100	
王将フードサービス	11,600	6,040.00	70,064,000	
ミニストップ	12,800	1,408.00	18,022,400	貸付有価証券 6,000株
アークス	32,200	2,210.00	71,162,000	貸付有価証券 15,000株
バローホールディングス	33,500	1,927.00	64,554,500	
ベルク	8,700	5,500.00	47,850,000	貸付有価証券 4,000株
大庄	8,400	1,036.00	8,702,400	貸付有価証券 4,000株
ファーストリテイリング	26,300	82,890.00	2,180,007,000	
サンドラッグ	66,700	3,660.00	244,122,000	
サックスパーホールディングス	16,700	763.00	12,742,100	貸付有価証券 700株 (700株)
ヤマザワ	2,900	1,474.00	4,274,600	貸付有価証券 1,400株 (700株)
やまや	3,200	2,607.00	8,342,400	貸付有価証券 1,500株

ベルーナ	42,300	683.00	28,890,900	
いよぎんホールディングス	194,500	798.00	155,211,000	
しずおかフィナンシャルグループ	369,400	1,098.00	405,601,200	貸付有価証券 15,700株
ちゅうぎんフィナンシャルグループ	137,600	960.00	132,096,000	
島根銀行	5,000	517.00	2,585,000	貸付有価証券 1,700株
じもとホールディングス	9,600	434.00	4,166,400	貸付有価証券 600株
めぶきフィナンシャルグループ	811,200	363.00	294,465,600	貸付有価証券 400株
東京きらぼしフィナンシャルグループ	20,900	2,976.00	62,198,400	
九州フィナンシャルグループ	287,600	508.00	146,100,800	
ゆうちょ銀行	465,500	1,201.00	559,065,500	貸付有価証券 111,100株
富山第一銀行	40,700	642.00	26,129,400	貸付有価証券 19,000株 (800株)
コンコルディア・フィナンシャルグループ	901,000	574.00	517,174,000	貸付有価証券 900株
西日本フィナンシャルホールディングス	103,500	1,121.00	116,023,500	貸付有価証券 200株
三十三フィナンシャルグループ	14,600	1,700.00	24,820,000	貸付有価証券 300株
第四北越フィナンシャルグループ	25,700	3,205.00	82,368,500	
ひろぎんホールディングス	213,300	686.00	146,323,800	
おきなわフィナンシャルグループ	15,600	2,345.00	36,582,000	
十六フィナンシャルグループ	21,200	3,170.00	67,204,000	
北國フィナンシャルホールディングス	13,800	4,245.00	58,581,000	
プロクレアホールディングス	20,000	2,353.00	47,060,000	
あいちフィナンシャルグループ	22,900	2,344.00	53,677,600	貸付有価証券 900株
SBI新生銀行	48,200	2,414.00	116,354,800	貸付有価証券 2,300株
あおぞら銀行	102,800	2,632.00	270,569,600	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	10,379,700	981.00	10,182,485,700	
りそなホールディングス	2,086,500	734.50	1,532,534,250	貸付有価証券 1,900株

三井住友トラスト・ホールディングス	297,100	4,885.00	1,451,333,500	
三井住友フィナンシャルグループ	1,194,600	5,924.00	7,076,810,400	
千葉銀行	455,600	985.00	448,766,000	貸付有価証券 12,000株
群馬銀行	317,200	501.00	158,917,200	
武蔵野銀行	21,000	2,485.00	52,185,000	
千葉興業銀行	34,000	511.00	17,374,000	貸付有価証券 1,800株
筑波銀行	71,700	233.00	16,706,100	貸付有価証券 100株
七十七銀行	52,300	2,393.00	125,153,900	
秋田銀行	11,000	1,930.00	21,230,000	
山形銀行	18,200	1,278.00	23,259,600	貸付有価証券 100株
岩手銀行	11,200	2,404.00	26,924,800	
東邦銀行	129,300	248.00	32,066,400	
東北銀行	7,100	1,024.00	7,270,400	貸付有価証券 200株
ふくおかフィナンシャルグループ	130,500	3,050.00	398,025,000	
スルガ銀行	144,100	422.00	60,810,200	貸付有価証券 14,200株
八十二銀行	335,300	596.00	199,838,800	
山梨中央銀行	16,800	1,332.00	22,377,600	
大垣共立銀行	31,200	1,978.00	61,713,600	
福井銀行	14,600	1,681.00	24,542,600	
清水銀行	6,500	1,538.00	9,997,000	
富山銀行	2,200	1,764.00	3,880,800	貸付有価証券 200株
滋賀銀行	27,200	2,879.00	78,308,800	
南都銀行	24,600	2,648.00	65,140,800	貸付有価証券 100株
百五銀行	153,800	415.00	63,827,000	貸付有価証券 900株
京都銀行	51,800	6,370.00	329,966,000	
紀陽銀行	58,500	1,616.00	94,536,000	
ほくほくフィナンシャルグループ	103,900	1,032.00	107,224,800	
山陰合同銀行	102,300	831.00	85,011,300	
鳥取銀行	4,700	1,255.00	5,898,500	貸付有価証券 400株

百十四銀行	14,900	1,965.00	29,278,500	
四国銀行	26,000	940.00	24,440,000	
阿波銀行	24,200	2,208.00	53,433,600	貸付有価証券 2,300株
大分銀行	9,800	2,248.00	22,030,400	
宮崎銀行	10,700	2,750.00	29,425,000	貸付有価証券 100株
佐賀銀行	9,600	1,827.00	17,539,200	
琉球銀行	37,500	1,079.00	40,462,500	
セブン銀行	585,600	267.00	156,355,200	貸付有価証券 6,000株
みずほフィナンシャルグループ	2,364,300	2,129.50	5,034,776,850	
高知銀行	5,000	732.00	3,660,000	
山口フィナンシャルグループ	180,500	915.00	165,157,500	
長野銀行	4,500	1,509.00	6,790,500	
名古屋銀行	10,800	3,620.00	39,096,000	
北洋銀行	247,700	297.00	73,566,900	
大光銀行	4,300	1,239.00	5,327,700	貸付有価証券 100株
愛媛銀行	22,000	948.00	20,856,000	
トマト銀行	4,800	1,085.00	5,208,000	
京葉銀行	75,900	646.00	49,031,400	貸付有価証券 1,800株
栃木銀行	74,800	326.00	24,384,800	
北日本銀行	5,700	2,147.00	12,237,900	
東和銀行	30,000	603.00	18,090,000	
福島銀行	15,300	244.00	3,733,200	貸付有価証券 700株 (700株)
大東銀行	5,700	725.00	4,132,500	貸付有価証券 900株
トモニホールディングス	132,100	382.00	50,462,200	貸付有価証券 100株
フィデアホールディングス	16,900	1,459.00	24,657,100	貸付有価証券 100株 (100株)
池田泉州ホールディングス	209,300	251.00	52,534,300	貸付有価証券 1,400株
F P G	66,300	1,180.00	78,234,000	
ジャパンインベストメントアドバイザー	13,400	1,050.00	14,070,000	貸付有価証券 1,600株
マーキュリアホールディングス	8,500	794.00	6,749,000	貸付有価証券 200株

SBIホールディングス	236,600	2,871.00	679,278,600	貸付有価証券 12,100株(900株)
日本アジア投資	11,500	229.00	2,633,500	貸付有価証券 4,000株(600株)
ジャフコグループ	54,600	2,139.00	116,789,400	貸付有価証券 25,100株(7,700株)
大和証券グループ本社	1,169,000	626.00	731,794,000	
野村ホールディングス	3,010,700	548.10	1,650,164,670	貸付有価証券 200株
岡三証券グループ	143,500	443.00	63,570,500	貸付有価証券 3,200株
丸三証券	54,400	427.00	23,228,800	貸付有価証券 2,600株
東洋証券	54,200	324.00	17,560,800	貸付有価証券 1,100株
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	177,900	381.00	67,779,900	貸付有価証券 10,400株
光世証券	3,300	365.00	1,204,500	貸付有価証券 100株
水戸証券	43,900	298.00	13,082,200	
いちよし証券	30,100	634.00	19,083,400	
松井証券	96,600	794.00	76,700,400	貸付有価証券 100株
マネックスグループ	182,600	513.00	93,673,800	貸付有価証券 4,300株
極東証券	20,300	617.00	12,525,100	
岩井コスモホールディングス	18,600	1,346.00	25,035,600	
アイザワ証券グループ	23,600	697.00	16,449,200	貸付有価証券 300株
マネーパートナーズグループ	15,100	256.00	3,865,600	
スパークス・グループ	18,200	1,747.00	31,795,400	貸付有価証券 100株
小林洋行	6,200	234.00	1,450,800	貸付有価証券 1,100株
かんぽ生命保険	198,500	2,364.00	469,254,000	貸付有価証券 2,100株
SOMPOホールディングス	280,600	5,641.00	1,582,864,600	貸付有価証券 400株
アニコムホールディングス	55,500	537.00	29,803,500	
MS&ADインシュアランスグループホール	332,700	4,390.00	1,460,553,000	
第一生命ホールディングス	832,200	2,988.00	2,486,613,600	貸付有価証券 2,700株
東京海上ホールディング	1,646,200	2,827.50	4,654,630,500	貸付有価証券

ス				500 株
T&Dホールディングス	438,700	2,129.00	933,992,300	
アドバンスクリエイト	9,500	1,202.00	11,419,000	貸付有価証券 3,200 株
全国保証	42,800	5,180.00	221,704,000	貸付有価証券 3,500 株
あんしん保証	7,100	265.00	1,881,500	
ジェイリース	4,900	2,349.00	11,510,100	貸付有価証券 2,300 株 (900 株)
イントラスト	5,600	925.00	5,180,000	
日本モーゲージサービス	8,000	884.00	7,072,000	貸付有価証券 3,500 株
C a s a	5,600	818.00	4,580,800	貸付有価証券 2,200 株 (100 株)
アルヒ	20,200	1,101.00	22,240,200	貸付有価証券 6,800 株 (6,800 株)
プレミアグループ	27,400	1,564.00	42,853,600	貸付有価証券 1,200 株 (1,200 株)
ネットプロテクションズ ホールディングス	54,000	584.00	31,536,000	貸付有価証券 14,000 株 (13,900 株)
クレディセゾン	103,600	1,792.00	185,651,200	貸付有価証券 100 株
芙蓉総合リース	15,000	8,990.00	134,850,000	
みずほリース	24,300	3,560.00	86,508,000	
東京センチュリー	30,500	4,570.00	139,385,000	
日本証券金融	65,500	1,009.00	66,089,500	
アイフル	270,700	360.00	97,452,000	
リコーリース	15,500	3,915.00	60,682,500	貸付有価証券 7,200 株
イオンフィナンシャルサ ービス	93,900	1,318.00	123,760,200	貸付有価証券 100 株
アコム	291,700	322.00	93,927,400	貸付有価証券 3,600 株
ジャックス	17,400	4,230.00	73,602,000	
オリエントコーポレーシ ョン	42,700	1,156.00	49,361,200	貸付有価証券 100 株
オリックス	1,093,500	2,352.00	2,571,912,000	
三菱HCキャピタル	637,400	678.00	432,157,200	貸付有価証券 3,600 株
九州リースサービス	6,800	878.00	5,970,400	貸付有価証券 3,100 株 (100 株)
日本取引所グループ	459,300	1,955.00	897,931,500	
イー・ギャランティ	26,400	2,220.00	58,608,000	

アサックス	6,600	603.00	3,979,800	貸付有価証券 4,200株
NECキャピタルソリューション	8,000	2,531.00	20,248,000	
大東建託	59,900	12,610.00	755,339,000	
いちご	188,200	286.00	53,825,200	貸付有価証券 44,500株
日本駐車場開発	194,600	257.00	50,012,200	
スター・マイカ・ホールディングス	14,800	666.00	9,856,800	
SREホールディングス	8,000	3,440.00	27,520,000	貸付有価証券 3,700株(400株)
ADワークスグループ	36,600	160.00	5,856,000	貸付有価証券 18,100株(700株)
ヒューリック	381,300	1,074.00	409,516,200	貸付有価証券 24,300株
三栄建築設計	7,900	1,480.00	11,692,000	貸付有価証券 400株(400株)
野村不動産ホールディングス	102,200	2,897.00	296,073,400	
三重交通グループホールディングス	35,000	498.00	17,430,000	貸付有価証券 13,700株
サムティ	26,000	2,032.00	52,832,000	貸付有価証券 9,800株
ディア・ライフ	25,100	620.00	15,562,000	
コーセーアールイー	4,600	743.00	3,417,800	貸付有価証券 2,300株
地主	12,500	1,889.00	23,612,500	貸付有価証券 3,700株
プレサンスコーポレーション	21,500	1,689.00	36,313,500	
ハウスコム	2,300	1,117.00	2,569,100	
JPMC	8,300	999.00	8,291,700	
サンセイランディック	4,200	818.00	3,435,600	
エストラスト	1,800	600.00	1,080,000	
フージャースホールディングス	25,200	813.00	20,487,600	
オープンハウスグループ	59,800	4,860.00	290,628,000	
東急不動産ホールディングス	491,500	635.00	312,102,500	貸付有価証券 100株
飯田グループホールディングス	143,200	2,174.00	311,316,800	貸付有価証券 1,000株
イーランド	2,200	1,519.00	3,341,800	
ムゲンエステート	9,700	513.00	4,976,100	貸付有価証券 500株(500株)

ビーロット	9,900	608.00	6,019,200	貸付有価証券 400株
ファーストブラザーズ	2,900	866.00	2,511,400	貸付有価証券 1,600株
And D oホールディングス	9,700	880.00	8,536,000	
シーアールイー	7,400	1,070.00	7,918,000	貸付有価証券 800株 (700株)
プロパティエージェント	1,800	1,188.00	2,138,400	
ケイアイスター不動産	7,900	4,060.00	32,074,000	貸付有価証券 100株
アグレ都市デザイン	2,600	1,623.00	4,219,800	
グッドコムアセット	15,100	831.00	12,548,100	
ジェイ・エス・ビー	4,000	3,870.00	15,480,000	
ロードスターキャピタル	7,000	1,515.00	10,605,000	貸付有価証券 1,000株
テンポイノバージョン	4,400	1,190.00	5,236,000	貸付有価証券 300株
グローバル・リンク・マネジメント	2,800	1,260.00	3,528,000	貸付有価証券 500株 (200株)
フェイスネットワーク	2,000	1,681.00	3,362,000	貸付有価証券 100株 (100株)
パーク24	127,400	2,016.00	256,838,400	貸付有価証券 43,900株 (16,800株)
パラカ	5,800	1,930.00	11,194,000	
三井不動産	710,500	2,457.00	1,745,698,500	
三菱地所	986,400	1,622.00	1,599,940,800	
平和不動産	26,500	3,585.00	95,002,500	
東京建物	155,800	1,580.00	246,164,000	
京阪神ビルディング	20,600	1,227.00	25,276,200	
住友不動産	295,500	3,080.00	910,140,000	貸付有価証券 200株
テーオーシー	29,600	623.00	18,440,800	貸付有価証券 100株
東京楽天地	2,800	4,400.00	12,320,000	貸付有価証券 200株
レオパレス21	184,000	322.00	59,248,000	貸付有価証券 49,400株
スターツコーポレーション	23,500	2,552.00	59,972,000	
フジ住宅	22,900	673.00	15,411,700	
空港施設	19,700	516.00	10,165,200	
明和地所	7,400	923.00	6,830,200	貸付有価証券

				3,000株
ゴールドクレスト	15,500	1,660.00	25,730,000	貸付有価証券 200株
エスリード	7,700	2,098.00	16,154,600	貸付有価証券 3,600株(100株)
日神グループホールディングス	26,200	449.00	11,763,800	貸付有価証券 12,300株
日本エスコン	36,700	824.00	30,240,800	貸付有価証券 400株
MIRARTHホールディングス	82,600	360.00	29,736,000	貸付有価証券 200株
AVANTIA	7,400	797.00	5,897,800	貸付有価証券 1,500株
イオンモール	84,800	1,791.00	151,876,800	貸付有価証券 40,000株
毎日コムネット	5,400	711.00	3,839,400	貸付有価証券 400株(400株)
ファースト住建	5,900	1,070.00	6,313,000	貸付有価証券 2,700株
カチタス	43,900	2,581.00	113,305,900	貸付有価証券 2,700株
トーセイ	27,200	1,435.00	39,032,000	貸付有価証券 100株
穴吹興産	2,900	2,187.00	6,342,300	
サンフロンティア不動産	27,200	1,184.00	32,204,800	
FJネクストホールディングス	17,200	974.00	16,752,800	
インテリックス	3,500	573.00	2,005,500	
ランドビジネス	5,300	225.00	1,192,500	
サンネクスタグループ	4,300	979.00	4,209,700	貸付有価証券 2,400株
グランディハウス	12,200	570.00	6,954,000	
日本空港ビルデング	57,800	6,400.00	369,920,000	
明豊ファシリティワークス	7,600	801.00	6,087,600	
日本工営	10,300	3,255.00	33,526,500	貸付有価証券 100株
LIFULL	58,300	192.00	11,193,600	貸付有価証券 9,600株(4,300株)
MIXI	38,800	2,592.00	100,569,600	貸付有価証券 200株
ジェイエイシーリクルートメント	15,400	2,261.00	34,819,400	
日本M&Aセンターホールディングス	292,800	1,193.00	349,310,400	
メンバーズ	5,000	1,526.00	7,630,000	貸付有価証券

				1,200株 (600株)
中広	2,100	397.00	833,700	
UTグループ	25,100	2,344.00	58,834,400	
アイティメディア	6,500	1,485.00	9,652,500	
E・Jホールディングス	10,000	1,330.00	13,300,000	貸付有価証券 3,500株
オープンアップグループ	51,000	1,906.00	97,206,000	
コシダカホールディングス	51,100	908.00	46,398,800	貸付有価証券 9,400株
アルトナー	3,700	1,069.00	3,955,300	
パソナグループ	20,700	1,924.00	39,826,800	貸付有価証券 3,300株
CDS	3,800	1,788.00	6,794,400	
リンクアンドモチベーション	49,100	595.00	29,214,500	貸付有価証券 3,800株
エス・エム・エス	64,900	3,340.00	216,766,000	
サニーサイドアップグループ	4,500	562.00	2,529,000	貸付有価証券 300株 (300株)
パーソルホールディングス	191,000	2,772.00	529,452,000	
リニカル	8,600	710.00	6,106,000	
クックパッド	46,700	221.00	10,320,700	貸付有価証券 21,900株 (2,300株)
エスクリ	6,200	366.00	2,269,200	貸付有価証券 2,800株
アイ・ケイ・ケイホールディングス	7,400	640.00	4,736,000	貸付有価証券 1,700株
学情	7,700	1,389.00	10,695,300	貸付有価証券 2,700株
スタジオアリス	8,500	2,110.00	17,935,000	貸付有価証券 4,100株
シミックホールディングス	9,400	1,771.00	16,647,400	
エプコ	3,200	713.00	2,281,600	貸付有価証券 1,300株 (300株)
NJS	3,700	2,191.00	8,106,700	
総合警備保障	63,300	3,530.00	223,449,000	
カカコム	127,400	1,954.00	248,939,600	貸付有価証券 3,400株
セントケア・ホールディング	10,900	783.00	8,534,700	
サイネックス	2,600	555.00	1,443,000	
ルネサンス	11,900	894.00	10,638,600	貸付有価証券 5,600株 (600株)

ディップ	29,900	3,720.00	111,228,000	
デジタルホールディングス	13,300	1,190.00	15,827,000	
新日本科学	18,100	2,658.00	48,109,800	貸付有価証券 5,300株
キャリアデザインセンター	3,200	1,957.00	6,262,400	貸付有価証券 300株
ベネフィット・ワン	79,100	2,129.00	168,403,900	
エムスリー	337,200	3,348.00	1,128,945,600	
ツカダ・グローバルホールディング	9,700	399.00	3,870,300	貸付有価証券 800株
プラス	2,000	1,175.00	2,350,000	
アウトソーシング	101,600	1,225.00	124,460,000	
ウェルネット	11,600	679.00	7,876,400	貸付有価証券 4,600株 (3,600株)
ワールドホールディングス	7,700	2,676.00	20,605,200	
ディー・エヌ・エー	72,700	1,786.00	129,842,200	
博報堂D Yホールディングス	217,600	1,495.00	325,312,000	
ぐるなび	31,400	367.00	11,523,800	貸付有価証券 100株
タカミヤ	23,100	416.00	9,609,600	貸付有価証券 100株
ジャパンベストレスキューシステム	10,600	784.00	8,310,400	
ファンコミュニケーションズ	33,400	411.00	13,727,400	貸付有価証券 100株
ライク	6,400	1,912.00	12,236,800	
ビジネス・ブレークスルー	5,700	373.00	2,126,100	貸付有価証券 1,600株
エスプール	49,000	679.00	33,271,000	
WDBホールディングス	8,700	2,012.00	17,504,400	
ティア	8,900	425.00	3,782,500	
CDG	1,600	1,162.00	1,859,200	
アドウェイズ	23,500	647.00	15,204,500	貸付有価証券 600株
バリューコマース	12,800	1,764.00	22,579,200	
インフォマート	177,100	326.00	57,734,600	貸付有価証券 2,000株
J Pホールディングス	49,100	333.00	16,350,300	貸付有価証券 100株
CLホールディングス	4,700	797.00	3,745,900	貸付有価証券 2,200株

プレステージ・インターナショナル	71,800	682.00	48,967,600	
アミューズ	9,200	1,749.00	16,090,800	
ドリームインキュベータ	5,200	2,772.00	14,414,400	貸付有価証券 200株 (100株)
クイック	13,000	1,840.00	23,920,000	
TAC	7,400	203.00	1,502,200	貸付有価証券 300株
電通グループ	167,700	4,320.00	724,464,000	貸付有価証券 3,300株
テイクアンドギヴ・ニーズ	5,200	1,462.00	7,602,400	貸付有価証券 1,000株 (200株)
びあ	5,700	3,125.00	17,812,500	貸付有価証券 2,600株
イオンファンタジー	7,400	2,900.00	21,460,000	貸付有価証券 3,400株 (400株)
シーティーエス	18,900	785.00	14,836,500	
ネクシィーズグループ	4,700	659.00	3,097,300	貸付有価証券 200株 (200株)
H. U. グループホールディングス	49,900	2,664.00	132,933,600	
アルプス技研	14,800	2,316.00	34,276,800	
日本空調サービス	18,300	713.00	13,047,900	
オリエンタルランド	180,600	21,590.00	3,899,154,000	
ダスキン	38,000	3,080.00	117,040,000	
明光ネットワークジャパン	22,400	617.00	13,820,800	
ファルコホールディングス	7,700	1,952.00	15,030,400	
秀英予備校	3,300	425.00	1,402,500	貸付有価証券 1,500株
ラウンドワン	142,700	477.00	68,067,900	貸付有価証券 200株
リゾートトラスト	67,400	2,125.00	143,225,000	
ビー・エム・エル	21,200	3,150.00	66,780,000	
りらいあコミュニケーションズ	28,200	1,453.00	40,974,600	
リソー教育	77,600	346.00	26,849,600	
早稲田アカデミー	9,400	1,207.00	11,345,800	貸付有価証券 2,300株
ユー・エス・エス	175,500	2,205.00	386,977,500	
東京個別指導学院	20,200	531.00	10,726,200	貸付有価証券 2,100株 (2,100株)
サイバーエージェント	408,300	1,210.00	494,043,000	貸付有価証券 600株

楽天グループ	789,800	679.00	536,274,200	貸付有価証券 361,100株
クリーク・アンド・リバー社	10,000	2,271.00	22,710,000	貸付有価証券 1,000株(900株)
モーニングスター	27,800	484.00	13,455,200	貸付有価証券 2,300株(1,400株)
テー・オー・ダブリュー	33,400	306.00	10,220,400	貸付有価証券 100株
山田コンサルティンググループ	8,600	1,511.00	12,994,600	
セントラルスポーツ	6,400	2,458.00	15,731,200	貸付有価証券 3,000株
フルキャストホールディングス	16,300	2,510.00	40,913,000	
エン・ジャパン	30,900	2,421.00	74,808,900	
リソルホールディングス	1,400	4,895.00	6,853,000	貸付有価証券 800株(200株)
テクノプロ・ホールディングス	100,900	3,490.00	352,141,000	貸付有価証券 2,200株
アトラグループ	3,400	184.00	625,600	貸付有価証券 400株
インターワークス	3,900	376.00	1,466,400	
アイ・アールジャパンホールディングス	8,900	1,990.00	17,711,000	貸付有価証券 4,100株(2,000株)
Keeper 技研	10,500	3,505.00	36,802,500	貸付有価証券 200株
ファーストロジック	2,400	884.00	2,121,600	
三機サービス	2,300	905.00	2,081,500	
Gunosy	13,500	637.00	8,599,500	貸付有価証券 4,900株
デザインワン・ジャパン	4,500	191.00	859,500	貸付有価証券 900株(800株)
イー・ガーディアン	6,500	2,360.00	15,340,000	貸付有価証券 600株
リブセンス	7,000	263.00	1,841,000	貸付有価証券 800株
ジャパンマテリアル	52,200	2,355.00	122,931,000	
ベクトル	26,800	1,331.00	35,670,800	
ウチヤマホールディングス	6,400	268.00	1,715,200	貸付有価証券 2,700株(200株)
チャーム・ケア・コーポレーション	14,200	1,070.00	15,194,000	貸付有価証券 2,200株
キャリアリンク	6,300	2,513.00	15,831,900	
I B J	10,400	861.00	8,954,400	貸付有価証券 1,000株(900株)
アサンテ	8,400	1,633.00	13,717,200	

バリューHR	14,900	1,733.00	25,821,700	貸付有価証券 5,400株
M&Aキャピタルパート ナーズ	15,800	4,390.00	69,362,000	貸付有価証券 1,600株
ライドオンエクスプレス ホールディングス	6,100	1,089.00	6,642,900	貸付有価証券 900株 (900株)
ERIホールディングス	3,900	1,500.00	5,850,000	
アビスト	2,400	2,970.00	7,128,000	貸付有価証券 100株 (100株)
シグマクス・ホールデ ィングス	25,900	1,117.00	28,930,300	
ウィルグループ	14,200	1,126.00	15,989,200	
エスクロー・エージェン ト・ジャパン	16,000	152.00	2,432,000	貸付有価証券 100株
メドピア	13,400	1,370.00	18,358,000	貸付有価証券 5,700株 (3,500株)
レアジョブ	2,900	1,026.00	2,975,400	貸付有価証券 500株
リクルートホールディン グス	1,263,300	3,841.00	4,852,335,300	貸付有価証券 8,400株
エラン	22,600	1,066.00	24,091,600	貸付有価証券 200株
土木管理総合試験所	6,400	306.00	1,958,400	
日本郵政	2,236,300	1,197.00	2,676,851,100	貸付有価証券 600株
ベルシステム24ホール ディングス	22,900	1,477.00	33,823,300	
鎌倉新書	19,400	1,105.00	21,437,000	貸付有価証券 5,700株 (5,700株)
SMN	3,600	458.00	1,648,800	貸付有価証券 1,800株 (1,800株)
一蔵	1,900	488.00	927,200	
グローバルキッズCOM PANY	2,300	788.00	1,812,400	貸付有価証券 1,200株 (1,200株)
エアトリ	11,000	2,515.00	27,665,000	貸付有価証券 3,900株 (3,900株)
アトラエ	13,400	1,033.00	13,842,200	貸付有価証券 100株
ストライク	8,400	4,010.00	33,684,000	貸付有価証券 1,200株 (800株)
ソラスト	47,000	682.00	32,054,000	
セラク	6,100	1,458.00	8,893,800	貸付有価証券 100株 (100株)
インソース	42,300	1,362.00	57,612,600	貸付有価証券 1,300株 (1,300株)
ベイカレント・コンサル ティング	135,100	5,550.00	749,805,000	貸付有価証券 400株

Orchestra Holdings	3,700	1,891.00	6,996,700	貸付有価証券 200株(200株)
アイモバイル	8,900	1,230.00	10,947,000	
キャリアインデックス	5,200	321.00	1,669,200	
MS-Japan	5,000	1,115.00	5,575,000	貸付有価証券 600株
船場	2,600	745.00	1,937,000	貸付有価証券 200株
ジャパンエレベーターサービスホールディング	60,800	2,010.00	122,208,000	貸付有価証券 300株
フルテック	2,100	1,084.00	2,276,400	
グリーンズ	5,100	1,281.00	6,533,100	貸付有価証券 1,100株
ツナググループ・ホールディングス	4,200	590.00	2,478,000	貸付有価証券 100株
GameWith	4,600	322.00	1,481,200	貸付有価証券 2,300株(400株)
MS&Consulting	1,800	554.00	997,200	
ウェルビー	12,500	640.00	8,000,000	貸付有価証券 200株
エル・ティー・エス	2,200	2,373.00	5,220,600	
ミダックホールディングス	10,300	2,809.00	28,932,700	貸付有価証券 1,800株
日総工産	12,800	642.00	8,217,600	貸付有価証券 6,000株
キュービーネットホールディングス	8,100	1,423.00	11,526,300	
RPAホールディングス	23,100	331.00	7,646,100	貸付有価証券 4,400株(4,400株)
スプリックス	5,300	856.00	4,536,800	貸付有価証券 800株(700株)
マネジメントソリューションズ	9,400	3,625.00	34,075,000	貸付有価証券 4,200株(3,700株)
プロレド・パートナーズ	4,200	533.00	2,238,600	貸付有価証券 100株(100株)
and factory	4,400	357.00	1,570,800	貸付有価証券 100株(100株)
テノ.ホールディングス	1,900	998.00	1,896,200	貸付有価証券 900株(800株)
フロンティア・マネジメント	5,700	1,289.00	7,347,300	
ピアラ	2,500	497.00	1,242,500	貸付有価証券 1,100株(1,100株)
コプロ・ホールディングス	2,500	1,190.00	2,975,000	
ギークス	2,100	1,096.00	2,301,600	貸付有価証券

				600株
カーブスホールディングス	52,400	783.00	41,029,200	貸付有価証券 3,000株
フォーラムエンジニアリング	9,900	880.00	8,712,000	
Fast Fitness Japan	5,800	1,305.00	7,569,000	貸付有価証券 500株 (500株)
ダイレクトマーケティングミックス	20,400	1,633.00	33,313,200	貸付有価証券 1,600株
ポピンズ	2,500	1,729.00	4,322,500	
LITALICO	13,300	2,569.00	34,167,700	貸付有価証券 1,000株
アドバンテッジリスクマネジメント	6,900	470.00	3,243,000	貸付有価証券 600株
リログループ	95,000	2,152.00	204,440,000	貸付有価証券 800株
東祥	11,900	1,165.00	13,863,500	貸付有価証券 5,100株 (400株)
ビーウィズ	3,200	1,488.00	4,761,600	
TREホールディングス	35,900	1,487.00	53,383,300	
人・夢・技術グループ	7,600	1,540.00	11,704,000	
大栄環境	32,600	1,702.00	55,485,200	貸付有価証券 7,900株 (7,900株)
エイチ・アイ・エス	44,600	2,081.00	92,812,600	貸付有価証券 6,800株 (500株)
ラックランド	5,300	2,895.00	15,343,500	貸付有価証券 2,400株 (1,800株)
共立メンテナンス	29,200	5,240.00	153,008,000	貸付有価証券 13,300株 (9,000株)
イチネンホールディングス	18,100	1,269.00	22,968,900	
建設技術研究所	8,800	3,415.00	30,052,000	
スペース	12,400	881.00	10,924,400	
燦ホールディングス	7,600	2,078.00	15,792,800	貸付有価証券 100株 (100株)
スバル興業	900	9,170.00	8,253,000	
東京テアトル	5,600	1,124.00	6,294,400	貸付有価証券 1,300株 (100株)
タナベコンサルティンググループ	5,900	880.00	5,192,000	
ナガワ	4,600	7,610.00	35,006,000	貸付有価証券 2,100株 (200株)
東京都競馬	14,300	3,700.00	52,910,000	
常磐興産	5,200	1,237.00	6,432,400	貸付有価証券 2,700株

	カナモト	31,300	2,240.00	70,112,000	
	西尾レントオール	15,900	3,065.00	48,733,500	
	トランス・コスモス	21,200	3,365.00	71,338,000	
	乃村工藝社	74,400	898.00	66,811,200	貸付有価証券 400株
	藤田観光	7,600	3,335.00	25,346,000	貸付有価証券 200株 (200株)
	KNT-CTホールディングス	10,200	1,737.00	17,717,400	貸付有価証券 1,400株 (200株)
	日本管財	17,900	2,536.00	45,394,400	
	トーカイ	15,100	1,907.00	28,795,700	
	白洋舎	1,500	1,569.00	2,353,500	貸付有価証券 700株
	セコム	173,800	7,772.00	1,350,773,600	
	セントラル警備保障	9,200	2,474.00	22,760,800	貸付有価証券 4,300株 (300株)
	丹青社	33,100	707.00	23,401,700	
	メイテック	68,000	2,407.00	163,676,000	
	応用地質	15,900	1,992.00	31,672,800	
	船井総研ホールディングス	35,800	2,737.00	97,984,600	
	進学会ホールディングス	5,000	300.00	1,500,000	貸付有価証券 2,300株 (400株)
	オオバ	9,600	707.00	6,787,200	貸付有価証券 4,900株 (200株)
	いであ	3,400	1,540.00	5,236,000	貸付有価証券 100株 (100株)
	学究社	6,800	1,972.00	13,409,600	貸付有価証券 400株 (400株)
	ベネッセホールディングス	63,700	1,959.00	124,788,300	
	イオンディライト	18,900	3,005.00	56,794,500	貸付有価証券 8,500株 (200株)
	ナック	7,500	970.00	7,275,000	貸付有価証券 2,900株
	ダイセキ	34,800	4,035.00	140,418,000	
	ステップ	7,000	1,770.00	12,390,000	貸付有価証券 100株 (100株)
小計	銘柄数：2,145 組入時価比率：98.8%			475,198,390,320 100.0%	
合計				475,198,390,320	

(注1) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(注2) 備考欄の貸付有価証券の()内は、委託者の利害関係人である野村證券株式会社に対する貸付で、内書であります。

(2) 株式以外の有価証券(2023年2月17日現在)

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2023年2月17日現在			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引				
株価指数先物取引				
買建	5,729,137,379	—	5,866,075,000	136,791,596
合計	5,729,137,379	—	5,866,075,000	136,791,596

(注) 時価の算定方法

1 先物取引

国内先物取引について

先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

国内債券マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2023年2月17日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	53,915,877
国債証券	20,979,287,140
未収利息	56,674,059
前払費用	3,346,696
流動資産合計	21,093,223,772
資産合計	21,093,223,772
負債の部	
流動負債	
未払解約金	4,700,812
未払利息	12
流動負債合計	4,700,824
負債合計	4,700,824
純資産の部	
元本等	
元本	16,345,565,387
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	4,742,957,561
元本等合計	21,088,522,948
純資産合計	21,088,522,948

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2023年2月17日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.2902円
(10,000口当たり純資産額)	(12,902円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2022年2月18日 至 2023年2月17日
<p>1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年2月17日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	国債証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2023年2月17日現在

期首	2022年2月18日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	16,378,722,981円
同期中における追加設定元本額	6,006,345,227円
同期中における一部解約元本額	6,039,502,821円
期末元本額	16,345,565,387円
期末元本額の内訳*	
バランスセレクト30	573,670,448円
バランスセレクト50	640,273,060円
バランスセレクト70	322,315,867円
ネクストコア	189,195,513円
野村国内外マルチアセット(6資産)ファンド(適格機関投資家専用)	252,453,714円
野村国内外マルチアセット(6資産)オープン投信(適格機関投資家専用)	975,567,655円
バランスセレクト30(確定拠出年金向け)	26,195,682円
バランスセレクト50(確定拠出年金向け)	62,542,450円
バランスセレクト70(確定拠出年金向け)	24,029,349円
野村日本国債インデックスファンド(確定拠出年金向け)	4,939,241,416円
国内債券・株式バランスファンド(確定拠出年金向け)	187,314,412円
野村DC運用戦略ファンド	6,942,571,277円
野村DC運用戦略ファンド(マイルド)	1,210,194,544円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2023年2月17日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2023年2月17日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本円	国庫債券 利付(2年)第435回	90,000,000	90,099,900	
		国庫債券 利付(2年)第436回	280,000,000	280,316,400	
		国庫債券 利付(2年)第438回	400,000,000	400,488,000	
		国庫債券 利付(5年)第140回	370,000,000	370,910,200	
		国庫債券 利付(5年)第141回	340,000,000	340,938,400	
		国庫債券 利付(5年)第142回	190,000,000	190,573,800	
		国庫債券 利付(5年)第143回	100,000,000	100,311,000	
		国庫債券 利付(5年)第144回	10,000,000	10,032,600	
		国庫債券 利付(5年)第145回	270,000,000	270,904,500	
		国庫債券 利付(5年)第146回	150,000,000	150,487,500	
		国庫債券 利付(5年)第147回	70,000,000	70,010,500	
		国庫債券 利付(5年)第148回	160,000,000	159,920,000	
		国庫債券 利付(5年)第149回	180,000,000	179,710,200	
		国庫債券 利付(5年)第150回	160,000,000	159,540,800	

国庫債券	利付（５年）第１５１回	90,000,000	89,597,700
国庫債券	利付（５年）第１５２回	270,000,000	269,835,300
国庫債券	利付（５年）第１５３回	290,000,000	288,251,300
国庫債券	利付（５年）第１５４回	80,000,000	79,727,200
国庫債券	利付（４０年）第１回	60,000,000	71,869,800
国庫債券	利付（４０年）第２回	70,000,000	80,929,100
国庫債券	利付（４０年）第３回	50,000,000	57,910,000
国庫債券	利付（４０年）第４回	80,000,000	92,804,800
国庫債券	利付（４０年）第５回	60,000,000	67,300,200
国庫債券	利付（４０年）第６回	80,000,000	87,723,200
国庫債券	利付（４０年）第７回	80,000,000	83,924,800
国庫債券	利付（４０年）第８回	80,000,000	77,929,600
国庫債券	利付（４０年）第９回	50,000,000	35,709,000
国庫債券	利付（４０年）第１０回	70,000,000	58,869,300
国庫債券	利付（４０年）第１１回	50,000,000	40,512,000
国庫債券	利付（４０年）第１２回	40,000,000	28,910,400
国庫債券	利付（４０年）第１３回	60,000,000	43,231,800
国庫債券	利付（４０年）第１４回	90,000,000	69,276,600
国庫債券	利付（４０年）第１５回	110,000,000	92,137,100
国庫債券	利付（１０年）第３３４回	370,000,000	373,370,700
国庫債券	利付（１０年）第３３５回	200,000,000	201,820,000
国庫債券	利付（１０年）第３３６回	120,000,000	121,242,000
国庫債券	利付（１０年）第３３７回	100,000,000	100,668,000
国庫債券	利付（１０年）第３３８回	130,000,000	131,215,500
国庫債券	利付（１０年）第３３９回	100,000,000	101,025,000
国庫債券	利付（１０年）第３４０回	60,000,000	60,666,000
国庫債券	利付（１０年）第３４１回	200,000,000	201,782,000
国庫債券	利付（１０年）第３４２回	230,000,000	230,706,100
国庫債券	利付（１０年）第３４３回	200,000,000	200,532,000
国庫債券	利付（１０年）第３４４回	210,000,000	210,373,800

国庫債券 回	利付（10年）第345	240,000,000	240,182,400
国庫債券 回	利付（10年）第346	270,000,000	269,835,300
国庫債券 回	利付（10年）第347	220,000,000	219,573,200
国庫債券 回	利付（10年）第348	160,000,000	159,454,400
国庫債券 回	利付（10年）第349	180,000,000	179,181,000
国庫債券 回	利付（10年）第350	220,000,000	218,563,400
国庫債券 回	利付（10年）第351	180,000,000	178,486,200
国庫債券 回	利付（10年）第352	170,000,000	168,271,100
国庫債券 回	利付（10年）第353	30,000,000	29,639,100
国庫債券 回	利付（10年）第354	20,000,000	19,720,000
国庫債券 回	利付（10年）第355	100,000,000	98,391,000
国庫債券 回	利付（10年）第356	80,000,000	78,561,600
国庫債券 回	利付（10年）第357	230,000,000	225,411,500
国庫債券 回	利付（10年）第358	160,000,000	156,534,400
国庫債券 回	利付（10年）第359	200,000,000	195,032,000
国庫債券 回	利付（10年）第360	220,000,000	213,804,800
国庫債券 回	利付（10年）第361	220,000,000	213,048,000
国庫債券 回	利付（10年）第362	200,000,000	193,188,000
国庫債券 回	利付（10年）第363	200,000,000	192,832,000
国庫債券 回	利付（10年）第364	160,000,000	154,036,800
国庫債券 回	利付（10年）第365	140,000,000	134,694,000
国庫債券 回	利付（10年）第366	50,000,000	48,550,000
国庫債券 回	利付（10年）第369	60,000,000	60,000,000
国庫債券	利付（30年）第1回	30,000,000	34,716,600
国庫債券	利付（30年）第3回	40,000,000	45,318,000

国庫債券	利付（30年）第4回	30,000,000	35,463,000	
国庫債券	利付（30年）第6回	20,000,000	23,155,800	
国庫債券	利付（30年）第8回	20,000,000	22,190,800	
国庫債券	利付（30年）第9回	20,000,000	21,425,400	
国庫債券	利付（30年）第10回	30,000,000	31,247,100	
国庫債券	利付（30年）第11回	40,000,000	43,980,000	
国庫債券	利付（30年）第12回	30,000,000	34,188,000	
国庫債券	利付（30年）第13回	60,000,000	67,783,800	
国庫債券	利付（30年）第14回	120,000,000	140,680,800	
国庫債券	利付（30年）第15回	100,000,000	118,458,000	
国庫債券	利付（30年）第16回	70,000,000	83,008,100	
国庫債券	利付（30年）第17回	70,000,000	82,281,500	
国庫債券	利付（30年）第18回	60,000,000	69,872,400	
国庫債券	利付（30年）第19回	70,000,000	81,599,700	
国庫債券	利付（30年）第20回	60,000,000	71,373,000	
国庫債券	利付（30年）第21回	40,000,000	46,682,400	
国庫債券	利付（30年）第22回	30,000,000	35,762,100	
国庫債券	利付（30年）第23回	40,000,000	47,730,000	
国庫債券	利付（30年）第24回	20,000,000	23,886,800	
国庫債券	利付（30年）第25回	50,000,000	58,465,500	
国庫債券	利付（30年）第26回	60,000,000	70,933,800	
国庫債券	利付（30年）第27回	70,000,000	83,734,000	
国庫債券	利付（30年）第28回	100,000,000	119,652,000	
国庫債券	利付（30年）第29回	110,000,000	130,232,300	
国庫債券	利付（30年）第30回	100,000,000	116,872,000	
国庫債券	利付（30年）第31回	120,000,000	138,510,000	
国庫債券	利付（30年）第32回	120,000,000	140,298,000	
国庫債券	利付（30年）第33回	140,000,000	156,942,800	
国庫債券	利付（30年）第34回	130,000,000	149,754,800	
国庫債券	利付（30年）第35回	130,000,000	145,468,700	
国庫債券	利付（30年）第36回	110,000,000	123,181,300	
国庫債券	利付（30年）第37回	100,000,000	110,224,000	
国庫債券	利付（30年）第38回	60,000,000	65,035,200	
国庫債券	利付（30年）第39回	80,000,000	88,072,000	
国庫債券	利付（30年）第40回	50,000,000	54,147,000	

国庫債券	利付（30年）第41回	70,000,000	74,528,300
国庫債券	利付（30年）第42回	50,000,000	53,176,500
国庫債券	利付（30年）第43回	60,000,000	63,794,400
国庫債券	利付（30年）第44回	70,000,000	74,342,800
国庫債券	利付（30年）第45回	60,000,000	61,413,600
国庫債券	利付（30年）第46回	90,000,000	92,061,000
国庫債券	利付（30年）第47回	60,000,000	62,466,000
国庫債券	利付（30年）第48回	60,000,000	60,102,600
国庫債券	利付（30年）第49回	70,000,000	70,060,200
国庫債券	利付（30年）第50回	60,000,000	52,935,600
国庫債券	利付（30年）第51回	30,000,000	23,434,200
国庫債券	利付（30年）第52回	60,000,000	49,077,600
国庫債券	利付（30年）第53回	30,000,000	25,062,000
国庫債券	利付（30年）第54回	50,000,000	43,654,500
国庫債券	利付（30年）第55回	60,000,000	52,234,200
国庫債券	利付（30年）第56回	70,000,000	60,763,500
国庫債券	利付（30年）第57回	50,000,000	43,276,000
国庫債券	利付（30年）第58回	90,000,000	77,670,000
国庫債券	利付（30年）第59回	50,000,000	42,002,500
国庫債券	利付（30年）第60回	80,000,000	70,409,600
国庫債券	利付（30年）第61回	40,000,000	33,389,600
国庫債券	利付（30年）第62回	30,000,000	23,688,300
国庫債券	利付（30年）第63回	40,000,000	30,597,600
国庫債券	利付（30年）第64回	30,000,000	22,880,700
国庫債券	利付（30年）第65回	20,000,000	15,223,200
国庫債券	利付（30年）第66回	20,000,000	15,165,000
国庫債券	利付（30年）第67回	80,000,000	63,936,800
国庫債券	利付（30年）第68回	70,000,000	55,855,800
国庫債券	利付（30年）第69回	60,000,000	49,175,400
国庫債券	利付（30年）第70回	70,000,000	57,239,700
国庫債券	利付（30年）第71回	60,000,000	48,996,000
国庫債券	利付（30年）第72回	50,000,000	40,933,500
国庫債券	利付（30年）第73回	50,000,000	40,879,500
国庫債券	利付（30年）第74回	70,000,000	62,034,000
国庫債券	利付（30年）第75回	70,000,000	66,943,800

国庫債券	利付（30年）第76回	60,000,000	58,770,600
国庫債券	利付（30年）第77回	30,000,000	30,713,100
国庫債券	利付（20年）第71回	10,000,000	10,303,900
国庫債券	利付（20年）第72回	20,000,000	20,688,400
国庫債券	利付（20年）第73回	10,000,000	10,378,300
国庫債券	利付（20年）第74回	10,000,000	10,396,600
国庫債券	利付（20年）第75回	40,000,000	41,787,600
国庫債券	利付（20年）第76回	37,000,000	38,499,610
国庫債券	利付（20年）第77回	35,000,000	36,491,350
国庫債券	利付（20年）第78回	10,000,000	10,452,200
国庫債券	利付（20年）第79回	10,000,000	10,475,500
国庫債券	利付（20年）第80回	10,000,000	10,498,800
国庫債券	利付（20年）第81回	10,000,000	10,524,300
国庫債券	利付（20年）第82回	15,000,000	15,825,150
国庫債券	利付（20年）第83回	15,000,000	15,898,200
国庫債券	利付（20年）第84回	50,000,000	52,852,500
国庫債券	利付（20年）第85回	13,000,000	13,839,930
国庫債券	利付（20年）第86回	10,000,000	10,707,600
国庫債券	利付（20年）第88回	20,000,000	21,516,800
国庫債券	利付（20年）第90回	20,000,000	21,537,000
国庫債券	利付（20年）第91回	10,000,000	10,804,200
国庫債券	利付（20年）第92回	30,000,000	32,313,900
国庫債券	利付（20年）第93回	70,000,000	75,369,000
国庫債券	利付（20年）第94回	70,000,000	75,653,200
国庫債券	利付（20年）第95回	90,000,000	98,363,700
国庫債券	利付（20年）第96回	85,000,000	92,168,050
国庫債券	利付（20年）第97回	50,000,000	54,613,500
国庫債券	利付（20年）第98回	60,000,000	65,263,200
国庫債券	利付（20年）第99回	110,000,000	120,055,100
国庫債券	利付（20年）第100回	70,000,000	76,958,000
国庫債券	利付（20年）第101回	70,000,000	77,660,800
国庫債券	利付（20年）第102回	60,000,000	66,783,600
国庫債券	利付（20年）第103回	35,000,000	38,773,000

国庫債券 回	利付（20年）第104	10,000,000	10,972,800
国庫債券 回	利付（20年）第105	60,000,000	66,036,600
国庫債券 回	利付（20年）第106	70,000,000	77,427,700
国庫債券 回	利付（20年）第107	50,000,000	55,172,500
国庫債券 回	利付（20年）第108	50,000,000	54,599,500
国庫債券 回	利付（20年）第109	60,000,000	65,650,800
国庫債券 回	利付（20年）第110	40,000,000	44,244,000
国庫債券 回	利付（20年）第111	10,000,000	11,152,300
国庫債券 回	利付（20年）第112	85,000,000	94,267,550
国庫債券 回	利付（20年）第113	60,000,000	66,711,000
国庫債券 回	利付（20年）第114	80,000,000	89,189,600
国庫債券 回	利付（20年）第115	70,000,000	78,507,100
国庫債券 回	利付（20年）第116	70,000,000	78,724,800
国庫債券 回	利付（20年）第117	70,000,000	78,243,200
国庫債券 回	利付（20年）第118	40,000,000	44,477,600
国庫債券 回	利付（20年）第119	130,000,000	142,652,900
国庫債券 回	利付（20年）第120	70,000,000	75,818,400
国庫債券 回	利付（20年）第121	70,000,000	77,383,600
国庫債券 回	利付（20年）第122	40,000,000	43,926,000
国庫債券 回	利付（20年）第123	70,000,000	78,528,100
国庫債券 回	利付（20年）第124	30,000,000	33,428,400
国庫債券 回	利付（20年）第125	40,000,000	45,278,800
国庫債券 回	利付（20年）第126	20,000,000	22,320,200
国庫債券 回	利付（20年）第127	30,000,000	33,247,500

国庫債券 回	利付（20年）第128	80,000,000	88,848,000
国庫債券 回	利付（20年）第129	10,000,000	11,026,200
国庫債券 回	利付（20年）第130	50,000,000	55,234,000
国庫債券 回	利付（20年）第133	50,000,000	55,333,000
国庫債券 回	利付（20年）第140	70,000,000	77,045,500
国庫債券 回	利付（20年）第141	80,000,000	88,004,800
国庫債券 回	利付（20年）第143	70,000,000	76,288,800
国庫債券 回	利付（20年）第144	50,000,000	54,019,000
国庫債券 回	利付（20年）第145	120,000,000	131,940,000
国庫債券 回	利付（20年）第146	160,000,000	175,848,000
国庫債券 回	利付（20年）第147	160,000,000	174,145,600
国庫債券 回	利付（20年）第148	170,000,000	183,132,500
国庫債券 回	利付（20年）第149	150,000,000	161,493,000
国庫債券 回	利付（20年）第150	170,000,000	181,002,400
国庫債券 回	利付（20年）第151	160,000,000	166,465,600
国庫債券 回	利付（20年）第152	130,000,000	135,057,000
国庫債券 回	利付（20年）第153	130,000,000	136,375,200
国庫債券 回	利付（20年）第154	110,000,000	113,921,500
国庫債券 回	利付（20年）第155	110,000,000	111,136,300
国庫債券 回	利付（20年）第156	30,000,000	28,031,700
国庫債券 回	利付（20年）第157	30,000,000	27,177,300
国庫債券 回	利付（20年）第158	50,000,000	47,010,500
国庫債券 回	利付（20年）第159	30,000,000	28,507,200
国庫債券 回	利付（20年）第160	30,000,000	28,800,300

	国庫債券 利付（20年）第161回	30,000,000	28,318,500	
	国庫債券 利付（20年）第162回	40,000,000	37,604,800	
	国庫債券 利付（20年）第163回	50,000,000	46,842,000	
	国庫債券 利付（20年）第164回	60,000,000	55,165,800	
	国庫債券 利付（20年）第165回	50,000,000	45,794,500	
	国庫債券 利付（20年）第166回	50,000,000	47,058,000	
	国庫債券 利付（20年）第167回	50,000,000	45,464,500	
	国庫債券 利付（20年）第168回	50,000,000	44,549,000	
	国庫債券 利付（20年）第169回	50,000,000	43,647,000	
	国庫債券 利付（20年）第170回	50,000,000	43,446,000	
	国庫債券 利付（20年）第171回	60,000,000	51,893,400	
	国庫債券 利付（20年）第172回	50,000,000	43,834,000	
	国庫債券 利付（20年）第173回	50,000,000	43,635,500	
	国庫債券 利付（20年）第174回	70,000,000	60,810,400	
	国庫債券 利付（20年）第175回	70,000,000	61,670,700	
	国庫債券 利付（20年）第176回	80,000,000	70,220,800	
	国庫債券 利付（20年）第177回	80,000,000	68,681,600	
	国庫債券 利付（20年）第178回	60,000,000	52,307,400	
	国庫債券 利付（20年）第179回	40,000,000	34,764,800	
	国庫債券 利付（20年）第180回	50,000,000	45,863,000	
	国庫債券 利付（20年）第181回	60,000,000	55,946,400	
	国庫債券 利付（20年）第182回	50,000,000	48,213,000	
	銘柄数：242	20,640,000,000	20,979,287,140	
	組入時価比率：99.5%		100.0%	
小計				
合計			20,979,287,140	

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2023年2月17日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	11,344,911,225
コール・ローン	1,638,972,798
株式	1,434,721,717,399
投資証券	33,874,364,391
派生商品評価勘定	256,506,162
未収入金	6,897,040
未収配当金	1,418,829,443
差入委託証拠金	5,728,056,474
流動資産合計	1,488,990,254,932
資産合計	1,488,990,254,932
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	58,042,971
未払解約金	270,235,873
未払利息	392
その他未払費用	2,145,500
流動負債合計	330,424,736
負債合計	330,424,736
純資産の部	
元本等	
元本	312,015,803,140
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	1,176,644,027,056
元本等合計	1,488,659,830,196
純資産合計	1,488,659,830,196
負債純資産合計	1,488,990,254,932

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>株式</p> <p>原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>投資証券</p> <p>原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p>
--------------------	---

	<p>先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。</p> <p>為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。</p> <p>有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>為替差損益 約定日基準で計上しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)
 該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2023年2月17日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	4,7711円
(10,000口当たり純資産額)	(47,711円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2022年2月18日 至 2023年2月17日
<p>1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。</p> <p>これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>当ファンドは、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として、株価指数先物取引を行っております。</p> <p>当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。</p> <p>○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年2月17日現在

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 時価の算定方法

株式

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

投資証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

派生商品評価勘定

デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2023年2月17日現在		2022年2月18日
期首		272,160,916,525 円
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額		272,160,916,525 円
同期中における追加設定元本額		62,687,239,414 円
同期中における一部解約元本額		22,832,352,799 円
期末元本額		312,015,803,140 円
期末元本額の内訳*		
バランスセレクト30		28,578,517 円
バランスセレクト50		89,462,327 円
バランスセレクト70		110,810,252 円
野村外国株式インデックスファンド		498,791,216 円
野村世界6資産分散投信(安定コース)		2,931,851,975 円
野村世界6資産分散投信(分配コース)		3,799,243,578 円
野村世界6資産分散投信(成長コース)		4,274,092,281 円
野村資産設計ファンド2015		8,985,489 円
野村資産設計ファンド2020		9,714,965 円
野村資産設計ファンド2025		16,239,693 円
野村資産設計ファンド2030		25,494,401 円
野村資産設計ファンド2035		24,585,610 円
野村資産設計ファンド2040		42,937,296 円
野村外国株インデックス Bコース(野村投資一任口座向け)		45,899,536,881 円
のむラップ・ファンド(保守型)		1,178,903,328 円
のむラップ・ファンド(普通型)		11,952,614,536 円
のむラップ・ファンド(積極型)		13,188,576,033 円
野村資産設計ファンド2045		9,597,666 円
野村インデックスファンド・外国株式		8,718,810,293 円
マイ・ロード		1,288,788,875 円
ネクストコア		14,254,225 円
野村インデックスファンド・海外5資産バランス		191,143,686 円
野村外国株インデックスBコース(野村SMA・EW向け)		2,596,471,638 円
野村世界6資産分散投信(配分変更コース)		187,318,765 円
野村資産設計ファンド2050		10,896,311 円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型		2,804,354 円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型		1,796,233 円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型		1,404,563 円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型		1,280,127 円
のむラップ・ファンド(やや保守型)		259,266,504 円
のむラップ・ファンド(やや積極型)		1,151,901,975 円
インデックス・ブレンド(タイプI)		2,799,686 円
インデックス・ブレンド(タイプII)		3,043,763 円
インデックス・ブレンド(タイプIII)		27,731,853 円

インデックス・ブレンド (タイプⅣ)	9,550,373 円
インデックス・ブレンド (タイプⅤ)	38,208,862 円
野村6資産均等バランス	1,692,415,975 円
野村つみたて外国株投信	14,216,496,395 円
野村外国株 (含む新興国) インデックス Bコース (野村投資一任口座向け)	5,432,880,716 円
世界6資産分散ファンド	39,627,819 円
野村資産設計ファンド2060	8,619,734 円
野村スリーゼロ先進国株式投信	1,550,410,612 円
NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSAI 指数 (為替ヘッジなし) 連動型上場投信	7,050,813,038 円
ファンドラップ (ウエルス・スクエア) 外国株式	5,969,465,198 円
グローバル・インデックス・バランス25VA (適格機関投資家専用)	108,580,987 円
グローバル・インデックス・バランス50VA (適格機関投資家専用)	59,608,552 円
グローバル・インデックス・バランス40VA (適格機関投資家専用)	459,832,830 円
グローバル・インデックス・バランス60VA (適格機関投資家専用)	425,226,654 円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型 (適格機関投資家専用)	724,789 円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型 (適格機関投資家専用)	4,083,538 円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型 (適格機関投資家専用)	212,563 円
野村ワールド・インデックス・バランス35VA (適格機関投資家専用)	529,796 円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA (適格機関投資家専用)	8,037,694 円
野村外国株式インデックスファンド (適格機関投資家専用)	324,046,646 円
野村世界インデックス・バランス40VA (適格機関投資家専用)	3,909,166 円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA (適格機関投資家専用)	25,809,696 円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA (適格機関投資家専用)	77,582,146 円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA (適格機関投資家専用)	2,031,033,038 円
野村世界バランス25VA (適格機関投資家専用)	16,884,773 円
ノムラFOFs用インデックスファンド・外国株式 (適格機関投資家専用)	1,247,082,432 円
野村FOFs用・外国株式MSCI-KOKUSAIインデックスファンド (適格機関投資家専用)	11,670,308,569 円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス (2%コース向け) (適格機関投資家専用)	1,035,193 円
バランスセレクト30 (確定拠出年金向け)	1,335,500 円
バランスセレクト50 (確定拠出年金向け)	8,721,265 円
バランスセレクト70 (確定拠出年金向け)	8,247,751 円
野村外国株式インデックスファンド・MSCI-KOKUSAI (確定拠出年金向け)	94,011,754,865 円
マイバランス30 (確定拠出年金向け)	1,997,709,592 円
マイバランス50 (確定拠出年金向け)	7,781,128,996 円
マイバランス70 (確定拠出年金向け)	7,754,423,432 円
マイバランスDC30	849,314,418 円
マイバランスDC50	1,977,323,690 円
マイバランスDC70	1,824,434,339 円
野村DC外国株式インデックスファンド・MSCI-KOKUSAI	41,580,443,068 円
野村DC運用戦略ファンド	528,276,828 円
野村DC運用戦略ファンド (マイルド)	36,585,703 円
マイターゲット2050 (確定拠出年金向け)	500,306,497 円
マイターゲット2030 (確定拠出年金向け)	495,819,886 円
マイターゲット2040 (確定拠出年金向け)	453,812,077 円
野村世界6資産分散投信 (DC) 安定コース	20,227,610 円
野村世界6資産分散投信 (DC) インカムコース	9,619,615 円
野村世界6資産分散投信 (DC) 成長コース	53,686,800 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2030	10,922,581 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2040	10,315,033 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2050	7,840,805 円
マイターゲット2035 (確定拠出年金向け)	300,952,946 円
マイターゲット2045 (確定拠出年金向け)	212,721,787 円

マイターゲット2055 (確定拠出年金向け)	136,216,542 円
マイターゲット2060 (確定拠出年金向け)	170,167,485 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2060	5,830,519 円
マイターゲット2065 (確定拠出年金向け)	58,650,813 円
多資産分散投資ファンド (バランス10) (確定拠出年金向け)	106,385,889 円
みらいバランス・株式10 (富士通企業年金基金DC向け)	57,325,968 円
野村DCバランスファンド (年金運用戦略タイプ)	22,554,161 円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2023年2月17日現在)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	米ドル	BAKER HUGHES CO	221,000	32.26	7,129,460.00	
		HALLIBURTON CO	195,000	38.58	7,523,100.00	
		SCHLUMBERGER LTD	309,400	55.78	17,258,332.00	
		APA CORPORATION	72,000	40.14	2,890,080.00	
		CHENIERE ENERGY INC	49,500	148.80	7,365,600.00	
		CHESAPEAKE ENERGY CORP	21,600	83.91	1,812,456.00	
		CHEVRON CORP	404,700	166.57	67,410,879.00	
		CONOCOPHILLIPS	277,100	108.36	30,026,556.00	
		COTERRA ENERGY INC	169,000	24.61	4,159,090.00	
		DEVON ENERGY CORP	135,600	55.72	7,555,632.00	
		DIAMONDBACK ENERGY INC	36,700	141.76	5,202,592.00	
		EOG RESOURCES INC	128,200	125.14	16,042,948.00	
		EQT CORP	70,000	31.83	2,228,100.00	
		EXXON MOBIL CORP	907,100	115.73	104,978,683.00	
		HESS CORP	61,300	143.76	8,812,488.00	
		HF SINCLAIR CORP	34,200	53.81	1,840,302.00	
		KINDER MORGAN INC	444,000	18.09	8,031,960.00	
		MARATHON OIL CORP	148,000	26.78	3,963,440.00	
		MARATHON PETROLEUM CORP	108,400	126.51	13,713,684.00	
		OCCIDENTAL PETE CORP	204,100	62.50	12,756,250.00	
ONEOK INC	97,700	69.19	6,759,863.00			
OVINTIV INC	53,500	46.72	2,499,520.00			
PHILLIPS 66	105,600	104.92	11,079,552.00			
PIONEER NATURAL RESOURCES CO	49,700	216.37	10,753,589.00			

TARGA RESOURCES CORP	48,000	76.08	3,651,840.00
TEXAS PACIFIC LAND CORP	1,350	1,874.52	2,530,602.00
VALERO ENERGY CORP	86,400	133.97	11,575,008.00
WILLIAMS COS	266,000	32.09	8,535,940.00
AIR PRODUCTS	48,100	280.73	13,503,113.00
ALBEMARLE CORP	25,200	285.62	7,197,624.00
CELANESE CORP-SERIES A	22,800	121.23	2,764,044.00
CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	43,500	85.31	3,710,985.00
CORTEVA INC	157,800	62.75	9,901,950.00
DOW INC	156,600	58.68	9,189,288.00
DUPONT DE NEMOURS INC	110,200	75.47	8,316,794.00
EASTMAN CHEMICAL CO.	27,200	86.91	2,363,952.00
ECOLAB INC	55,900	161.99	9,055,241.00
FMC CORP	26,700	129.00	3,444,300.00
INTERNATIONAL FLAVORS & FRAGRANCE	55,300	96.05	5,311,565.00
LINDE PLC	108,500	323.50	35,099,750.00
LYONDELLBASELL INDU-CL A	56,000	98.75	5,530,000.00
MOSAIC CO/THE	76,000	50.40	3,830,400.00
PPG INDUSTRIES	50,900	129.15	6,573,735.00
RPM INTERNATIONAL INC	27,800	87.78	2,440,284.00
SHERWIN-WILLIAMS	53,500	227.13	12,151,455.00
WESTLAKE CORPORATION	7,500	123.95	929,625.00
MARTIN MARIETTA MATERIALS	13,500	368.93	4,980,555.00
VULCAN MATERIALS CO	28,700	185.37	5,320,119.00
AMCOR PLC	317,000	11.41	3,616,970.00
AVERY DENNISON CORP	18,000	182.05	3,276,900.00
BALL CORP	68,700	57.39	3,942,693.00
CROWN HOLDINGS INC	27,100	87.72	2,377,212.00
IP (INTERNATIONAL PAPER CO)	73,000	38.64	2,820,720.00
PACKAGING CORP OP AMERICA	20,300	141.48	2,872,044.00
SEALED AIR CORP	33,000	49.87	1,645,710.00
WESTROCK CO	57,000	33.09	1,886,130.00
ALCOA CORP	41,000	48.77	1,999,570.00
CLEVELAND-CLIFFS INC	115,000	20.59	2,367,850.00
FREEMONT-MCMORAN INC	311,000	42.76	13,298,360.00

NEWMONT CORP	171,000	45.85	7,840,350.00
NUCOR CORP	57,500	169.82	9,764,650.00
STEEL DYNAMICS	39,800	126.18	5,021,964.00
BOEING CO	122,800	212.21	26,059,388.00
GENERAL DYNAMICS	50,600	231.30	11,703,780.00
HEICO CORP	9,300	175.33	1,630,569.00
HEICO CORP-CLASS A	15,500	137.73	2,134,815.00
HOWMET AEROSPACE INC	83,000	42.95	3,564,850.00
HUNTINGTON INGALLS INDUSTRIE	8,400	218.92	1,838,928.00
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	41,700	211.45	8,817,465.00
LOCKHEED MARTIN	51,900	471.25	24,457,875.00
NORTHROP GRUMMAN CORP	32,200	465.35	14,984,270.00
RAYTHEON TECHNOLOGIES CORP	321,400	100.97	32,451,758.00
TEXTRON INC	46,400	74.55	3,459,120.00
TRANSDIGM GROUP INC	11,070	748.67	8,287,776.90
ALLEGION PLC	19,700	118.75	2,339,375.00
CARLISLE COS INC	11,400	259.85	2,962,290.00
CARRIER GLOBAL CORP	182,000	45.23	8,231,860.00
FORTUNE BRANDS INNOVATIONS INC	27,500	64.49	1,773,475.00
JOHNSON CONTROLS INTERNATIONAL PLC	151,200	64.45	9,744,840.00
LENNOX INTERNATIONAL INC	7,100	266.85	1,894,635.00
MASCO CORP	49,600	55.81	2,768,176.00
OWENS CORNING INC	21,100	101.68	2,145,448.00
SMITH (A.O.) CORP	27,900	67.72	1,889,388.00
TRANE TECHNOLOGIES PLC	50,900	184.04	9,367,636.00
QUANTA SERVICES INC	30,900	155.32	4,799,388.00
AMETEK INC	50,100	144.55	7,241,955.00
EATON CORP PLC	87,200	174.11	15,182,392.00
EMERSON ELEC	129,700	85.70	11,115,290.00
GENERAC HOLDINGS INC	13,100	129.91	1,701,821.00
HUBBELL INC	11,300	250.25	2,827,825.00
PLUG POWER INC	118,000	15.84	1,869,120.00
ROCKWELL AUTOMATION INC	24,800	295.88	7,337,824.00
SENSATA TECHNOLOGIES HOLDING	32,000	52.38	1,676,160.00

3M CORP	120,100	112.00	13,451,200.00
GENERAL ELECTRIC CO	239,700	84.05	20,146,785.00
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	146,600	199.36	29,226,176.00
JARDINE MATHESON HLDGS LTD	34,000	51.85	1,762,900.00
CATERPILLAR INC DEL	114,900	246.52	28,325,148.00
CUMMINS INC	30,500	253.97	7,746,085.00
DEERE & COMPANY	63,200	402.96	25,467,072.00
DOVER CORP	31,300	154.94	4,849,622.00
FORTIVE CORP	74,900	68.70	5,145,630.00
IDEX CORP	16,200	225.09	3,646,458.00
ILLINOIS TOOL WORKS INC	67,200	237.48	15,958,656.00
INGERSOLL-RAND INC	88,500	57.39	5,079,015.00
NORDSON CORP	11,200	242.48	2,715,776.00
OTIS WORLDWIDE CORP	91,700	83.59	7,665,203.00
PACCAR	112,800	74.87	8,445,336.00
PARKER HANNIFIN CORP	28,200	354.54	9,998,028.00
PENTAIR PLC	37,300	56.34	2,101,482.00
SNAP-ON INC	11,500	252.45	2,903,175.00
STANLEY BLACK & DECKER INC	32,700	90.20	2,949,540.00
WABTEC CORP	38,400	104.38	4,008,192.00
XYLEM INC	39,600	106.25	4,207,500.00
AERCAP HOLDINGS NV	29,000	63.15	1,831,350.00
FASTENAL CO	126,000	53.02	6,680,520.00
FERGUSON PLC	45,600	148.37	6,765,672.00
GRAINGER (W. W.) INC	10,110	670.09	6,774,609.90
UNITED RENTALS INC	15,400	462.02	7,115,108.00
CINTAS CORP	19,800	441.36	8,738,928.00
COPART INC	92,100	68.93	6,348,453.00
REPUBLIC SERVICES INC-CL A	47,900	129.99	6,226,521.00
ROLLINS INC	47,000	36.18	1,700,460.00
WASTE CONNECTIONS INC	55,200	136.36	7,527,072.00
WASTE MANAGEMENT INC	90,500	152.27	13,780,435.00
C. H. ROBINSON WORLDWIDE INC	25,900	103.73	2,686,607.00
EXPEDITORS INTERNATIONAL WASH INC	34,800	112.20	3,904,560.00
FEDEX CORPORATION	54,200	211.67	11,472,514.00

UNITED PARCEL SERVICE-CL B	159,300	185.55	29,558,115.00
DELTA AIR LINES INC	36,000	38.28	1,378,080.00
SOUTHWEST AIRLINES	34,000	35.41	1,203,940.00
ZIM INTEGRATED SHIPPING SERV	17,000	21.25	361,250.00
CSX CORP	465,000	31.11	14,466,150.00
GRAB HOLDINGS LTD-CL A	290,000	3.67	1,064,300.00
HUNT J B TRANSPORT SVCS INC	17,900	187.95	3,364,305.00
KNIGHT-SWIFT TRANSPORTATION HOLDINGS INC	33,800	59.99	2,027,662.00
NORFOLK SOUTHERN CORP	51,000	230.02	11,731,020.00
OLD DOMINION FREIGHT LINE	20,500	351.93	7,214,565.00
U-HAUL HOLDING CO-NON VOTING	19,170	57.70	1,106,109.00
UBER TECHNOLOGIES INC	321,000	36.22	11,626,620.00
UNION PAC CORP	135,900	200.52	27,250,668.00
APTIV PLC	58,800	120.73	7,098,924.00
BORGWARNER INC	50,000	50.32	2,516,000.00
LEAR CORP	12,300	142.98	1,758,654.00
FORD MOTOR COMPANY	866,000	12.91	11,180,060.00
GENERAL MOTORS CO	299,000	43.10	12,886,900.00
LUCID GROUP INC	98,000	10.63	1,041,740.00
RIVIAN AUTOMOTIVE INC-A	66,000	20.68	1,364,880.00
TESLA INC	579,700	202.04	117,122,588.00
DR HORTON INC	71,000	97.15	6,897,650.00
GARMIN LTD	33,100	97.15	3,215,665.00
LENNAR CORP-A	54,800	101.30	5,551,240.00
MOHAWK INDUSTRIES	10,900	116.02	1,264,618.00
NEWELL BRANDS INC	85,000	15.30	1,300,500.00
NVR INC	690	5,119.96	3,532,772.40
PULTEGROUP INC	51,000	55.91	2,851,410.00
WHIRLPOOL CORP	11,300	145.12	1,639,856.00
HASBRO INC	28,100	58.46	1,642,726.00
LULULEMON ATHLETICA INC	25,600	321.83	8,238,848.00
NIKE INC-B	275,000	124.38	34,204,500.00
V F CORP	72,000	27.07	1,949,040.00
AIRBNB INC-CLASS A	82,000	139.42	11,432,440.00

ARAMARK	50,000	38.32	1,916,000.00
BOOKING HOLDINGS INC	8,610	2,493.18	21,466,279.80
CAESARS ENTERTAINMENT INC	48,000	52.18	2,504,640.00
CARNIVAL CORP	206,000	11.60	2,389,600.00
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	6,100	1,621.24	9,889,564.00
DARDEN RESTAURANTS INC	26,600	145.76	3,877,216.00
DOMINOS PIZZA INC	8,000	356.83	2,854,640.00
EXPEDIA GROUP INC	33,800	111.53	3,769,714.00
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	60,300	148.28	8,941,284.00
LAS VEGAS SANDS CORP	74,000	56.82	4,204,680.00
MARRIOTT INTERNATIONAL-CLA	59,500	175.79	10,459,505.00
MCDONALD'S CORP	160,100	265.83	42,559,383.00
MGM RESORTS INTERNATIONAL	70,000	44.20	3,094,000.00
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	49,000	73.90	3,621,100.00
STARBUCKS CORP	249,700	107.54	26,852,738.00
VAIL RESORTS INC	8,900	248.27	2,209,603.00
WYNN RESORTS LTD	22,800	108.47	2,473,116.00
YUM BRANDS INC	62,000	131.72	8,166,640.00
GENUINE PARTS CO	30,500	179.15	5,464,075.00
LKQ CORP	56,300	57.90	3,259,770.00
POOL CORP	8,800	389.70	3,429,360.00
AMAZON.COM INC	1,995,600	98.15	195,868,140.00
CHEWY INC - CLASS A	20,000	47.23	944,600.00
DOORDASH INC-A	49,000	66.89	3,277,610.00
EBAY INC	121,000	48.66	5,887,860.00
ETSY INC	28,000	130.31	3,648,680.00
MERCADOLIBRE INC	9,930	1,119.64	11,118,025.20
DOLLAR GENERAL CORP	49,000	228.82	11,212,180.00
DOLLAR TREE INC	48,900	146.85	7,180,965.00
TARGET CORP	100,700	174.54	17,576,178.00
ADVANCE AUTO PARTS	13,100	150.19	1,967,489.00
AUTOZONE	4,240	2,571.35	10,902,524.00
BATH & BODY WORKS INC	50,400	42.91	2,162,664.00
BEST BUY COMPANY INC	44,700	88.20	3,942,540.00
BURLINGTON STORES INC	14,300	226.90	3,244,670.00

CARMAX INC	33,300	74.32	2,474,856.00
HOME DEPOT	222,800	321.24	71,572,272.00
LOWES COS INC	135,100	214.01	28,912,751.00
OREILLY AUTOMOTIVE INC,	13,760	862.00	11,861,120.00
ROSS STORES INC	76,200	115.32	8,787,384.00
TJX COS INC	251,600	79.62	20,032,392.00
TRACTOR SUPPLY COMPANY	24,500	236.98	5,806,010.00
ULTA BEAUTY INC	11,100	531.56	5,900,316.00
COSTCO WHOLESALE CORPORATION	96,400	504.10	48,595,240.00
KROGER CO	146,000	43.85	6,402,100.00
SYSCO CORP	111,300	77.47	8,622,411.00
WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	159,000	36.32	5,774,880.00
WALMART INC	328,100	144.27	47,334,987.00
BROWN-FORMAN CORP-CL B	67,500	65.42	4,415,850.00
COCA COLA CO	894,200	59.22	52,954,524.00
COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNERS	46,300	56.73	2,626,599.00
CONSTELLATION BRANDS INC-A	34,700	227.26	7,885,922.00
KEURIG DR PEPPER INC	169,000	35.90	6,067,100.00
MOLSON COORS BEVERAGE CO-B	41,900	51.40	2,153,660.00
MONSTER BEVERAGE CORP	86,900	104.04	9,041,076.00
PEPSICO INC	300,400	175.51	52,723,204.00
ARCHER DANIELS MIDLAND	120,800	81.42	9,835,536.00
BUNGE LIMITED	33,900	97.55	3,306,945.00
CAMPBELL SOUP CO	43,900	50.89	2,234,071.00
CONAGRA BRANDS INC	104,000	35.82	3,725,280.00
DARLING INGREDIENTS INC	33,700	67.72	2,282,164.00
GENERAL MILLS	130,800	75.11	9,824,388.00
HERSHEY CO/THE	32,100	235.22	7,550,562.00
HORMEL FOODS CORP	67,000	44.95	3,011,650.00
JM SMUCKER CO/THE-NEW	22,700	147.22	3,341,894.00
KELLOGG CO	55,200	66.84	3,689,568.00
KRAFT HEINZ CO/THE	159,000	39.78	6,325,020.00
LAMB WESTON HOLDINGS INC	30,300	100.01	3,030,303.00
MCCORMICK & CO INC.	55,000	74.31	4,087,050.00
MONDELEZ INTERNATIONAL INC	297,000	65.68	19,506,960.00

TYSON FOODS INC-CL A	62,400	60.69	3,787,056.00
ALTRIA GROUP INC	394,000	47.40	18,675,600.00
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	337,400	100.30	33,841,220.00
CHURCH & DWIGHT CO INC	52,000	82.79	4,305,080.00
CLOROX CO	26,700	152.67	4,076,289.00
COLGATE PALMOLIVE CO.	172,000	72.77	12,516,440.00
KIMBERLY-CLARK CORP	74,200	126.47	9,384,074.00
PROCTER & GAMBLE CO	519,200	137.14	71,203,088.00
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	50,200	249.53	12,526,406.00
ABBOTT LABORATORIES	381,100	106.08	40,427,088.00
ALIGN TECHNOLOGY INC	16,100	326.17	5,251,337.00
BAXTER INTERNATIONAL INC.	110,200	39.80	4,385,960.00
BECTON, DICKINSON	62,400	241.94	15,097,056.00
BOSTON SCIENTIFIC CORP	311,000	46.48	14,455,280.00
DENTSPLY SIRONA INC	49,000	35.80	1,754,200.00
DEXCOM INC	85,400	117.26	10,014,004.00
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	134,900	77.28	10,425,072.00
GE HEALTHCARE TECHNOLOGIES INC	78,500	70.91	5,566,435.00
HOLOGIC INC	54,500	82.62	4,502,790.00
IDEXX LABORATORIES INC	18,200	506.40	9,216,480.00
INSULET CORP	15,000	298.91	4,483,650.00
INTUITIVE SURGICAL INC	78,100	240.16	18,756,496.00
MASIMO CORP	10,600	164.90	1,747,940.00
MEDTRONIC PLC	289,400	84.20	24,367,480.00
NOVOCURE LTD	21,200	86.64	1,836,768.00
RESMED INC	31,400	213.91	6,716,774.00
STERIS PLC	22,200	191.68	4,255,296.00
STRYKER CORP	74,400	263.21	19,582,824.00
TELEFLEX INC	10,300	246.35	2,537,405.00
THE COOPER COMPANIES, INC.	10,500	343.73	3,609,165.00
ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	45,200	125.11	5,654,972.00
AMERISOURCEBERGEN CORP	33,300	160.47	5,343,651.00
CARDINAL HEALTH INC	58,300	78.64	4,584,712.00
CENTENE CORP	125,600	73.01	9,170,056.00
CIGNA CORP	66,100	299.43	19,792,323.00

CVS HEALTH CORP	285,700	87.97	25,133,029.00
DAVITA INC	12,500	83.42	1,042,750.00
ELEVANCE HEALTH INC	52,230	486.99	25,435,487.70
HCA HEALTHCARE INC	49,900	263.15	13,131,185.00
HENRY SCHEIN INC	30,100	82.82	2,492,882.00
HUMANA INC	27,500	505.69	13,906,475.00
LABORATORY CRP OF AMER HLDGS	20,000	256.09	5,121,800.00
MCKESSON CORP	31,200	363.75	11,349,000.00
MOLINA HEALTHCARE INC	12,400	292.97	3,632,828.00
QUEST DIAGNOSTICS INC	25,200	146.66	3,695,832.00
UNITEDHEALTH GROUP INC	203,570	487.35	99,209,839.50
UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	14,300	149.98	2,144,714.00
ABBVIE INC	384,800	149.53	57,539,144.00
ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	26,500	219.85	5,826,025.00
AMGEN INC	116,400	234.22	27,263,208.00
BIOGEN INC	31,300	271.53	8,498,889.00
BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	40,200	107.29	4,313,058.00
EXACT SCIENCES CORP	39,800	63.77	2,538,046.00
GILEAD SCIENCES INC	272,800	83.39	22,748,792.00
HORIZON THERAPEUTICS PLC	46,700	109.62	5,119,254.00
INCYTE CORP	41,100	78.24	3,215,664.00
MODERNA INC	72,200	172.31	12,440,782.00
NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	20,800	102.79	2,138,032.00
REGENERON PHARMACEUTICALS	23,450	736.33	17,266,938.50
SEAGEN INC	30,000	160.91	4,827,300.00
VERTEX PHARMACEUTICALS	55,600	292.04	16,237,424.00
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	464,700	70.85	32,923,995.00
CATALENT INC	36,500	71.89	2,623,985.00
ELANCO ANIMAL HEALTH INC	95,000	13.25	1,258,750.00
ELI LILLY & CO.	175,800	326.07	57,323,106.00
JAZZ PHARMACEUTICALS PLC	13,400	146.32	1,960,688.00
JOHNSON & JOHNSON	572,200	158.24	90,544,928.00
MERCK & CO INC	551,400	106.51	58,729,614.00
PFIZER INC	1,221,500	42.95	52,463,425.00
ROYALTY PHARMA PLC-CL A	78,000	37.24	2,904,720.00

TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR	236,000	10.10	2,383,600.00
VIATRIS INC	267,000	11.65	3,110,550.00
ZOETIS INC	102,400	173.93	17,810,432.00
BANK OF AMERICA CORP	1,574,000	35.28	55,530,720.00
CITIGROUP	420,000	51.46	21,613,200.00
CITIZENS FINANCIAL GROUP	109,000	42.81	4,666,290.00
FIFTH THIRD BANCORP	151,000	36.66	5,535,660.00
FIRST CITIZENS BCSHS -CL A	2,510	749.16	1,880,391.60
FIRST HORIZON CORP	113,000	24.82	2,804,660.00
FIRST REPUBLIC BANK/CA	39,500	130.72	5,163,440.00
HUNTINGTON BANCSHARES INC	317,000	15.34	4,862,780.00
JPMORGAN CHASE & CO	638,300	141.82	90,523,706.00
KEYCORP	200,000	19.08	3,816,000.00
M & T BANK CORP	38,800	159.68	6,195,584.00
PNC FINANCIAL	89,800	158.30	14,215,340.00
REGIONS FINANCIAL CORP	200,000	23.66	4,732,000.00
SIGNATURE BANK	14,300	127.02	1,816,386.00
SVB FINANCIAL GROUP	12,500	301.93	3,774,125.00
TRUIST FINANCIAL CORP	290,000	47.96	13,908,400.00
US BANCORP	309,000	48.55	15,001,950.00
WEBSTER FINANCIAL CORP	37,000	55.25	2,044,250.00
WELLS FARGO CO	826,000	47.22	39,003,720.00
APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	86,000	72.09	6,199,740.00
BERKSHIRE HATHAWAY INC CL B	283,200	308.18	87,276,576.00
EQUITABLE HOLDINGS INC	79,000	32.86	2,595,940.00
AFLAC INC	131,900	69.13	9,118,247.00
ALLSTATE CORP	57,900	137.10	7,938,090.00
AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	15,500	131.21	2,033,755.00
AMERICAN INTL GROUP	166,900	62.16	10,374,504.00
AON PLC	45,800	310.25	14,209,450.00
ARCH CAPITAL GROUP LTD	79,000	67.10	5,300,900.00
ARTHUR J GALLAGHER & CO	45,800	188.63	8,639,254.00
ASSURANT INC	11,300	132.94	1,502,222.00
BROWN & BROWN INC	52,800	57.37	3,029,136.00
CHUBB LTD	90,500	210.26	19,028,530.00

CININNATI FINANCIAL CORP	32,200	125.89	4,053,658.00
ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	5,400	240.62	1,299,348.00
EVEREST RE GROUP LTD	8,500	380.36	3,233,060.00
FNF GROUP	59,000	42.94	2,533,460.00
GLOBE LIFE INC	19,700	121.54	2,394,338.00
HARTFORD FINANCIAL SERVICES	70,800	77.49	5,486,292.00
LINCOLN NATIONAL CORP	33,200	34.47	1,144,404.00
LOEWS CORP	45,300	61.66	2,793,198.00
MARKEL CORP	2,980	1,322.12	3,939,917.60
MARSH & MCLENNAN COS	108,200	166.51	18,016,382.00
METLIFE INC	148,800	72.47	10,783,536.00
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	53,600	91.38	4,897,968.00
PROGRESSIVE CO	127,900	142.54	18,230,866.00
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	80,400	103.11	8,290,044.00
TRAVELERS COS INC/THE	51,700	183.06	9,464,202.00
WILLIS TOWERS WATSON PLC	24,300	242.36	5,889,348.00
WR BERKLEY CORP	45,300	66.85	3,028,305.00
ACCENTURE PLC-CL A	137,700	281.22	38,723,994.00
AFFIRM HOLDINGS INC	42,000	13.58	570,360.00
AKAMAI TECHNOLOGIES	33,600	77.07	2,589,552.00
AUTOMATIC DATA PROCESS	90,800	227.48	20,655,184.00
BLOCK INC	116,300	78.63	9,144,669.00
BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIONS INC	25,900	143.59	3,718,981.00
CLOUDFLARE INC - CLASS A	57,000	68.32	3,894,240.00
COGNIZANT TECH SOLUTIONS CORP	113,200	66.36	7,511,952.00
EPAM SYSTEMS INC	12,200	346.01	4,221,322.00
FIDELITY NATIONAL INFORMATION	132,400	69.16	9,156,784.00
FISERV INC	131,900	115.95	15,293,805.00
FLEETCOR TECHNOLOGIES INC	15,700	214.33	3,364,981.00
GARTNER INC	17,500	346.00	6,055,000.00
GLOBAL PAYMENTS INC	61,100	117.35	7,170,085.00
GODADDY INC - CLASS A	34,500	79.42	2,739,990.00
INTERNATIONAL BUSINESS MACHINES	196,600	135.00	26,541,000.00
JACK HENRY & ASSOCIATES INC	16,000	165.16	2,642,560.00

MASTERCARD INC	187,800	367.55	69,025,890.00
MONGODB INC	15,100	217.33	3,281,683.00
OKTA INC	33,500	75.27	2,521,545.00
PAYCHEX INC	71,200	114.66	8,163,792.00
PAYPAL HOLDINGS INC	238,200	76.73	18,277,086.00
SNOWFLAKE INC-CLASS A	48,700	164.40	8,006,280.00
SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	49,300	62.32	3,072,376.00
TOAST INC-CLASS A	52,000	20.03	1,041,560.00
TWILIO INC - A	37,200	75.45	2,806,740.00
VERISIGN INC	20,700	207.42	4,293,594.00
VISA INC-CLASS A SHARES	355,900	225.83	80,372,897.00
WESTERN UNION CO	88,000	14.10	1,240,800.00
WIX.COM LTD	12,200	86.56	1,056,032.00
ADOBE INC	101,850	365.16	37,191,546.00
ANSYS INC	18,800	273.24	5,136,912.00
ASPEN TECHNOLOGY INC	6,100	213.19	1,300,459.00
AUTODESK INC.	46,900	222.13	10,417,897.00
BENTLEY SYSTEMS INC-CLASS B	40,000	40.98	1,639,200.00
BILL.COM HOLDINGS INC	19,600	96.51	1,891,596.00
BLACK KNIGHT INC	33,000	64.47	2,127,510.00
CADENCE DESIGN SYS INC	59,600	194.62	11,599,352.00
CERIDIAN HCM HOLDING INC	29,900	75.86	2,268,214.00
CHECK POINT SOFTWARE TECHNOLOGIES LTD.	21,800	123.98	2,702,764.00
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	44,900	115.12	5,168,888.00
CYBERARK SOFTWARE LTD/ISRAEL	9,500	146.04	1,387,380.00
DATADOG INC - CLASS A	53,700	82.47	4,428,639.00
DOCUSIGN INC	42,200	66.65	2,812,630.00
DROPBOX INC-CLASS A	57,000	23.96	1,365,720.00
DYNATRACE INC	44,000	43.77	1,925,880.00
FAIR ISAAC CORP	5,540	687.80	3,810,412.00
FORTINET INC	146,000	61.39	8,962,940.00
GEN DIGITAL INC	128,000	21.35	2,732,800.00
HUBSPOT INC	10,200	361.93	3,691,686.00
INTUIT INC	58,300	408.36	23,807,388.00

MICROSOFT CORP	1,542,000	262.15	404,235,300.00
ORACLE CORPORATION	348,000	87.72	30,526,560.00
PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	354,000	9.71	3,437,340.00
PALO ALTO NETWORKS INC	65,600	172.02	11,284,512.00
PAYCOM SOFTWARE INC	10,900	307.45	3,351,205.00
PAYLOCITY HOLDING CORP	8,700	209.20	1,820,040.00
PTC INC	23,800	131.46	3,128,748.00
ROPER TECHNOLOGIES INC	23,300	422.97	9,855,201.00
SALESFORCE INC	217,640	168.11	36,587,460.40
SERVICENOW INC	43,800	453.69	19,871,622.00
SPLUNK INC	34,800	107.09	3,726,732.00
SYNOPSYS INC	33,000	359.71	11,870,430.00
TYLER TECHNOLOGIES INC	9,200	339.09	3,119,628.00
UNITY SOFTWARE INC	52,000	40.72	2,117,440.00
VMWARE INC - CLASS A	46,700	116.26	5,429,342.00
WORKDAY INC-CLASS A	43,200	187.75	8,110,800.00
ZOOM VIDEO COMMUNICATIONS-A	50,000	77.91	3,895,500.00
ZSCALER INC	17,800	132.93	2,366,154.00
ARISTA NETWORKS INC	53,300	141.68	7,551,544.00
CISCO SYSTEMS	900,900	50.99	45,936,891.00
F5 INC	12,400	146.80	1,820,320.00
JUNIPER NETWORKS INC	72,000	31.53	2,270,160.00
MOTOROLA SOLUTIONS INC	36,700	267.36	9,812,112.00
APPLE INC	3,497,800	153.71	537,646,838.00
DELL TECHNOLOGIES-C	59,000	42.72	2,520,480.00
HEWLETT PACKARD ENTERPRISE	285,000	16.46	4,691,100.00
HP INC	222,000	30.27	6,719,940.00
NETAPP INC	49,100	67.95	3,336,345.00
SEAGATE TECHNOLOGY	41,700	70.53	2,941,101.00
WESTERN DIGITAL CORP	67,000	42.57	2,852,190.00
AMPHENOL CORP-CL A	129,400	81.36	10,527,984.00
ARROW ELECTRS INC	13,700	123.66	1,694,142.00
CDW CORPORATION	28,900	214.25	6,191,825.00
COGNEX CORP	38,000	55.31	2,101,780.00
CORNING INC	174,000	35.35	6,150,900.00

KEYSIGHT TECHNOLOGIES INC	38,800	186.97	7,254,436.00
TE CONNECTIVITY LTD	69,100	132.00	9,121,200.00
TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	10,200	438.58	4,473,516.00
TRIMBLE INC	53,400	54.97	2,935,398.00
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	11,500	333.44	3,834,560.00
ADVANCED MICRO DEVICES	351,348	80.08	28,135,947.84
ANALOG DEVICES INC	111,500	193.83	21,612,045.00
APPLIED MATERIALS	187,200	115.39	21,601,008.00
BROADCOM INC	87,890	600.54	52,781,460.60
ENPHASE ENERGY INC	29,600	202.80	6,002,880.00
ENTEGRIS INC	33,400	87.03	2,906,802.00
FIRST SOLAR INC	21,400	165.01	3,531,214.00
INTEL CORP	893,500	28.20	25,196,700.00
KLA CORP	30,800	392.83	12,099,164.00
LAM RESEARCH	29,800	501.33	14,939,634.00
MARVELL TECHNOLOGY INC	186,000	45.69	8,498,340.00
MICROCHIP TECHNOLOGY	119,300	84.64	10,097,552.00
MICRON TECHNOLOGY	239,600	60.05	14,387,980.00
MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	9,800	513.37	5,031,026.00
NVIDIA CORP	541,940	220.02	119,237,638.80
NXP SEMICONDUCTORS NV	57,200	191.23	10,938,356.00
ON SEMICONDUCTOR CORPORATION	94,800	84.13	7,975,524.00
QORVO INC	22,500	104.44	2,349,900.00
QUALCOMM INC	244,400	130.16	31,811,104.00
SKYWORKS SOLUTIONS INC	35,700	119.21	4,255,797.00
SOLAREEDGE TECHNOLOGIES INC	12,300	314.94	3,873,762.00
TERADYNE INC	34,300	106.30	3,646,090.00
TEXAS INSTRUMENTS INC	198,900	176.08	35,022,312.00
WOLFSPEED INC	26,100	80.79	2,108,619.00
AT & T INC	1,551,000	19.26	29,872,260.00
LIBERTY GLOBAL PLC-A	31,000	20.72	642,320.00
LIBERTY GLOBAL PLC-C	64,000	21.26	1,360,640.00
LUMEN TECHNOLOGIES INC	216,000	3.84	829,440.00
VERIZON COMMUNICATIONS	914,000	39.84	36,413,760.00
T-MOBILE US INC	135,900	146.73	19,940,607.00

ALLIANT ENERGY CORP	55,100	53.14	2,928,014.00
AMERICAN ELECTRIC POWER	112,700	90.70	10,221,890.00
CONSTELLATION ENERGY	70,800	85.63	6,062,604.00
DUKE ENERGY CORP	168,400	98.29	16,552,036.00
EDISON INTERNATIONAL	82,200	67.22	5,525,484.00
ENTERGY CORP	45,100	108.27	4,882,977.00
EVERGY INC	48,400	61.01	2,952,884.00
EVERSOURCE ENERGY	74,500	78.72	5,864,640.00
EXELON CORPORATION	214,000	42.49	9,092,860.00
FIRSTENERGY CORP	120,000	40.57	4,868,400.00
NEXTERA ENERGY INC	427,600	75.69	32,365,044.00
NRG ENERGY INC	49,000	34.08	1,669,920.00
PG&E CORP	324,000	15.55	5,038,200.00
PPL CORPORATION	163,000	28.45	4,637,350.00
SOUTHERN CO.	236,000	65.86	15,542,960.00
XCEL ENERGY INC	119,200	67.26	8,017,392.00
ATMOS ENERGY CORP	29,700	115.69	3,435,993.00
UGI CORP	45,000	38.70	1,741,500.00
AMEREN CORPORATION	57,200	85.84	4,910,048.00
CENTERPOINT ENERGY INC	135,000	29.05	3,921,750.00
CMS ENERGY CORP	63,400	60.97	3,865,498.00
CONSOLIDATED EDISON INC	76,100	91.66	6,975,326.00
DOMINION ENERGY INC	182,600	58.10	10,609,060.00
DTE ENERGY COMPANY	42,900	113.40	4,864,860.00
NISOURCE INC	86,000	26.88	2,311,680.00
PUBLIC SVC ENTERPRISE	109,000	61.77	6,732,930.00
SEMPRA ENERGY	69,000	157.47	10,865,430.00
WEC ENERGY GROUP INC	68,900	91.61	6,311,929.00
AMERICAN WATER WORKS CO INC	39,100	147.46	5,765,686.00
ESSENTIAL UTILITIES INC	52,500	45.51	2,389,275.00
ALLY FINANCIAL INC	68,000	31.29	2,127,720.00
AMERICAN EXPRESS CO	138,700	177.94	24,680,278.00
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	84,300	111.55	9,403,665.00
DISCOVER FINANCIAL SERVICES	60,200	111.63	6,720,126.00
SYNCHRONY FINANCIAL	103,800	35.65	3,700,470.00

AMERIPRISE FINANCIAL INC	23,800	349.47	8,317,386.00
ARES MANAGEMENT CORP - A	32,600	83.50	2,722,100.00
BANK OF NEWYORK MELLON CORP	165,000	51.29	8,462,850.00
BLACKROCK INC	32,810	713.00	23,393,530.00
BLACKSTONE INC	153,600	94.44	14,505,984.00
CARLYLE GROUP INC/THE	45,000	34.81	1,566,450.00
CBOE GLOBAL MARKETS INC	22,700	126.73	2,876,771.00
CME GROUP INC	78,700	188.50	14,834,950.00
COINBASE GLOBAL INC -CLASS A	26,200	65.59	1,718,458.00
FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	8,400	427.17	3,588,228.00
FRANKLIN RESOURCES INC	65,000	31.20	2,028,000.00
FUTU HOLDINGS LTD-ADR	13,000	50.08	651,040.00
GOLDMAN SACHS GROUP	74,300	370.20	27,505,860.00
INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC	121,300	107.13	12,994,869.00
INVESCO LTD	77,000	18.46	1,421,420.00
KKR & CO INC-A	121,000	57.55	6,963,550.00
LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	17,400	248.19	4,318,506.00
MARKETAXESS HOLDINGS INC	7,900	359.54	2,840,366.00
MOODYS CORP	35,900	302.50	10,859,750.00
MORGAN STANLEY	280,200	99.57	27,899,514.00
MSCI INC	17,680	552.99	9,776,863.20
NASDAQ INC	74,700	58.44	4,365,468.00
NORTHERN TRUST CORP	42,500	95.72	4,068,100.00
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	42,700	114.02	4,868,654.00
S&P GLOBAL INC	74,195	357.82	26,548,454.90
SCHWAB (CHARLES) CORP	316,500	80.34	25,427,610.00
SEI INVESTMENTS COMPANY	26,000	61.96	1,610,960.00
STATE STREET CORP	79,000	93.27	7,368,330.00
T ROWE PRICE GROUP INC	49,900	119.08	5,942,092.00
TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	24,300	73.26	1,780,218.00
AES CORP	143,000	26.37	3,770,910.00
VISTRA CORP	84,000	22.82	1,916,880.00
VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	30,700	173.03	5,312,021.00
AGILENT TECHNOLOGIES INC	63,900	148.28	9,475,092.00
AVANTOR INC	150,000	24.37	3,655,500.00

BIO TECHNE CORP	34,500	76.24	2,630,280.00
BIO-RAD LABORATORIES-A	4,670	455.91	2,129,099.70
CHARLES RIVER LABORATORIES	11,300	254.25	2,873,025.00
DANAHER CORP	150,400	255.75	38,464,800.00
ILLUMINA INC	33,800	211.82	7,159,516.00
IQVIA HOLDINGS INC	41,000	224.00	9,184,000.00
METTLER-TOLEDO INTL	4,870	1,534.51	7,473,063.70
PERKINELMER INC	27,400	134.88	3,695,712.00
REPLIGEN CORP	11,100	198.10	2,198,910.00
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	85,270	557.58	47,544,846.60
WATERS CORP	13,000	327.33	4,255,290.00
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	16,200	319.77	5,180,274.00
BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	28,900	96.48	2,788,272.00
CLARIVATE PLC	65,000	10.86	705,900.00
COSTAR GROUP INC	85,700	78.18	6,700,026.00
EQUIFAX INC	26,600	213.00	5,665,800.00
JACOBS SOLUTIONS INC	27,500	122.55	3,370,125.00
LEIDOS HOLDINGS INC	27,500	99.43	2,734,325.00
ROBERT HALF INTERNATIONAL INC	24,700	82.90	2,047,630.00
TRUNSONION	43,100	70.48	3,037,688.00
VERISK ANALYTICS INC	33,600	176.22	5,920,992.00
CBRE GROUP INC	70,300	88.50	6,221,550.00
HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	260,000	4.74	1,232,400.00
ZILLOW GROUP INC - C	33,200	47.90	1,590,280.00
CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	24,700	400.37	9,889,139.00
COMCAST CORP-CL A	958,100	39.72	38,055,732.00
DISH NETWORK CORP-A	51,000	14.10	719,100.00
FOX CORP-CLASS A	68,000	36.73	2,497,640.00
FOX CORP-CLASS B	30,000	33.99	1,019,700.00
INTERPUBRIC GROUP	85,000	37.20	3,162,000.00
LIBERTY BROADBAND CORP-C	27,100	94.00	2,547,400.00
LIBERTY SIRIUS GROUP-C	34,000	33.84	1,150,560.00
LIBERTY SIRIUSXM GROUP	17,000	33.92	576,640.00
NEWS CORP/NEW-CL A-W/I	86,000	18.70	1,608,200.00
OMNICOM GROUP	45,600	93.20	4,249,920.00

PARAMOUNT GLOBAL	129,000	23.50	3,031,500.00	
SIRIUS XM HOLDINGS INC	171,000	4.61	788,310.00	
TRADE DESK INC/THE -CLASS A	98,000	63.07	6,180,860.00	
ACTIVISION BLIZZARD INC	171,400	77.51	13,285,214.00	
DISNEY (WALT) CO	396,800	105.83	41,993,344.00	
ELECTRONIC ARTS	60,100	111.72	6,714,372.00	
LIBERTY MEDIA CORP-LIBERTY-C	43,700	69.96	3,057,252.00	
LIVE NATION ENTERTAINMENT IN	38,600	78.21	3,018,906.00	
NETFLIX INC	96,800	350.71	33,948,728.00	
ROBLOX CORP -CLASS A	79,000	43.58	3,442,820.00	
ROKU INC	27,700	70.57	1,954,789.00	
SEA LTD-ADR	78,100	66.83	5,219,423.00	
TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE INC	36,500	112.52	4,106,980.00	
WARNER BROS DISCOVERY INC	497,000	15.31	7,609,070.00	
ALPHABET INC-CL A	1,305,000	95.51	124,640,550.00	
ALPHABET INC-CL C	1,207,200	95.78	115,625,616.00	
MATCH GROUP INC	63,000	43.92	2,766,960.00	
META PLATFORMS INC-CLASS A	496,400	172.44	85,599,216.00	
PINTEREST INC- CLASS A	129,000	24.84	3,204,360.00	
SNAP INC-A	248,000	10.73	2,661,040.00	
ZOOMINFO TECHNOLOGIES INC	54,000	26.40	1,425,600.00	
小計 銘柄数：601			7,706,302,081.84	
			(1,035,726,999,799)	
組入時価比率：69.6%			72.2%	
カナダドル				
LUMINE GROUP INC	12,991	14.34	186,420.75	
ARC RESOURCES LTD	148,000	15.53	2,298,440.00	
CAMECO CORP	94,000	38.73	3,640,620.00	
CANADIAN NATURAL RESOURCES LTD	243,600	78.68	19,166,448.00	
CENOVUS ENERGY INC	304,000	24.85	7,554,400.00	
ENBRIDGE INC	443,000	52.71	23,350,530.00	
IMPERIAL OIL	50,000	69.21	3,460,500.00	
KEYERA CORP	48,000	31.15	1,495,200.00	
PARKLAND CORP	36,000	30.47	1,096,920.00	
PEMBINA PIPELINE CORP	120,000	46.50	5,580,000.00	
SUNCOR ENERGY INC	295,000	45.67	13,472,650.00	

TC ENERGY CORP	218,000	57.05	12,436,900.00
TOURMALINE OIL CORP	68,200	62.13	4,237,266.00
NUTRIEN LTD	118,300	104.88	12,407,304.00
CCL INDUSTRIES INC - CL B	32,000	60.84	1,946,880.00
AGNICO EAGLE MINES LTD	99,200	66.35	6,581,920.00
BARRICK GOLD	383,000	22.80	8,732,400.00
FIRST QUANTUM MINERALS LTD	128,000	26.78	3,427,840.00
FRANCO-NEVADA CORP	41,900	181.44	7,602,336.00
IVANHOE MINES LTD-CL A	141,000	12.58	1,773,780.00
KINROSS GOLD CORP	300,000	5.29	1,587,000.00
LUNDIN MINING CORP	137,000	8.92	1,222,040.00
PAN AMERICAN SILVER CORP	43,000	21.83	938,690.00
TECK RESOURCES LTD-CLS B	104,000	59.05	6,141,200.00
WHEATON PRECIOUS METALS CORP	100,000	57.00	5,700,000.00
WEST FRASER TIMBER	14,200	109.42	1,553,764.00
CAE INC	67,000	31.77	2,128,590.00
WSP GLOBAL INC	27,700	170.41	4,720,357.00
TOROMONT INDUSTRIES LTD	17,000	111.51	1,895,670.00
GFL ENVIRONMENTAL INC - SUB VT	38,000	42.19	1,603,220.00
RITCHIE BROS. AUCTIONEERS	23,700	84.31	1,998,147.00
AIR CANADA	43,000	23.15	995,450.00
CANADIAN NATL RAILWAY CO	127,500	158.03	20,148,825.00
CANADIAN PACIFIC RAILWAY LTD	203,500	105.48	21,465,180.00
TFI INTERNATIONAL INC	17,000	172.00	2,924,000.00
MAGNA INTERNATIONAL INC	58,700	75.92	4,456,504.00
BRP INC/CA- SUB VOTING	7,400	119.94	887,556.00
GILDAN ACTIVEWEAR INC	37,000	40.10	1,483,700.00
RESTAURANT BRANDS INTERNATIONAL INC	62,500	89.44	5,590,000.00
CANADIAN TIRE CORP LTD A	11,500	173.00	1,989,500.00
DOLLARAMA INC	59,000	79.25	4,675,750.00
ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	178,000	64.84	11,541,520.00
EMPIRE CO LTD A	39,000	36.80	1,435,200.00
LOBLAW COMPANIES	35,600	118.43	4,216,108.00
METRO INC	53,000	71.52	3,790,560.00

WESTON(GEORGE)LTD	15,700	168.86	2,651,102.00
SAPUTO INC	57,000	36.32	2,070,240.00
BANK OF MONTREAL	145,800	135.11	19,699,038.00
BANK OF NOVA SCOTIA HALIFAX	260,000	73.47	19,102,200.00
CANADIAN IMPERIAL BANK OF COMMERCE	195,000	62.23	12,134,850.00
NATIONAL BANK OF CANADA	73,800	100.49	7,416,162.00
ROYAL BANK OF CANADA	302,900	138.54	41,963,766.00
TORONTO DOMINION BANK	395,900	92.65	36,680,135.00
ELEMENT FLEET MANAGEMENT CORP	83,000	19.38	1,608,540.00
FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	4,940	868.83	4,292,020.20
GREAT-WEST LIFE CO INC	64,000	36.13	2,312,320.00
IA FINANCIAL CORP INC	24,100	89.66	2,160,806.00
INTACT FINANCIAL CORP	38,400	200.51	7,699,584.00
MANULIFE FINANCIAL CORP	416,000	27.12	11,281,920.00
POWER CORPORATION OF CANADA	124,000	35.87	4,447,880.00
SUN LIFE FINANCIAL INC	128,000	68.20	8,729,600.00
CGI INC	46,300	124.77	5,776,851.00
NUVEI CORP-SUBORDINATE VTG	14,000	44.56	623,840.00
SHOPIFY INC - CLASS A	260,000	60.39	15,701,400.00
CONSTELLATION SOFTWARE INC	4,330	2,364.70	10,239,151.00
DESCARTES SYSTEMS GRP (THE)	17,800	101.37	1,804,386.00
OPEN TEXT CORP	56,000	47.47	2,658,320.00
BCE INC	14,400	60.99	878,256.00
TELUS CORP	98,600	27.29	2,690,794.00
ROGERS COMMUNICATIONS-CL B	79,000	65.55	5,178,450.00
EMERA INC	56,000	54.10	3,029,600.00
FORTIS INC	106,000	54.95	5,824,700.00
HYDRO ONE LTD	70,000	35.72	2,500,400.00
ALTAGAS LTD	60,000	24.36	1,461,600.00
ALGONQUIN POWER & UTILITIES	139,000	10.46	1,453,940.00
CANADIAN UTILITIES LTD A	27,000	36.30	980,100.00
BROOKFIELD ASSET MGMT-A	74,500	47.64	3,549,180.00
BROOKFIELD CORP	306,000	48.45	14,825,700.00
IGM FINANCIAL INC	21,000	42.64	895,440.00

	ONEX CORPORATION	16,900	68.09	1,150,721.00	
	TMX GROUP LTD	11,300	134.90	1,524,370.00	
	BROOKFIELD RENEWABLE COR-A	29,000	39.91	1,157,390.00	
	NORTHLAND POWER INC	53,000	33.31	1,765,430.00	
	THOMSON REUTERS CORP	36,500	166.71	6,084,915.00	
	FIRSTSERVICE CORP	8,500	191.27	1,625,795.00	
	QUEBECOR INC-CL B	34,000	32.66	1,110,440.00	
	SHAW COMMUNICATIONS INC-B	104,000	39.25	4,082,000.00	
小計	銘柄数 : 87			538,360,617.95	
				(53,706,855,246)	
	組入時価比率 : 3.6%			3.7%	
ユーロ	TENARIS SA	101,000	17.34	1,751,845.00	
	ENI SPA	545,000	14.71	8,019,130.00	
	GALP ENERGIA SGPS SA-B SHRS	109,000	11.94	1,302,005.00	
	NESTE OYJ	91,000	45.14	4,107,740.00	
	OMV AG	32,000	46.20	1,478,400.00	
	REPSOL SA	302,000	15.40	4,652,310.00	
	TOTALENERGIES SE	541,500	59.94	32,457,510.00	
	AIR LIQUIDE SA	114,500	148.38	16,989,510.00	
	AKZO NOBEL	39,400	70.80	2,789,520.00	
	ARKEMA	13,600	93.44	1,270,784.00	
	BASF SE	199,700	52.40	10,464,280.00	
	COVESTRO AG	43,000	42.55	1,829,650.00	
	EVONIK INDUSTRIES AG	48,000	20.14	966,720.00	
	KONINKLIJKE DSM NV	37,400	125.70	4,701,180.00	
	OCI	21,000	29.98	629,580.00	
	SOLVAY SA	16,400	109.35	1,793,340.00	
	SYMRISE AG	28,900	97.08	2,805,612.00	
	UMICORE	44,000	32.50	1,430,000.00	
	CRH PLC	166,000	44.32	7,357,120.00	
	HEIDELBERGCEMENT AG	30,600	63.78	1,951,668.00	
	SMURFIT KAPPA GROUP PLC	55,000	36.16	1,988,800.00	
	ARCELORMITTAL	111,000	28.86	3,203,460.00	
	VOESTALPINE AG	24,000	34.32	823,680.00	
	STORA ENSO OYJ-R	119,000	13.65	1,624,350.00	

UPM-KYMMENE OYJ	113,000	34.26	3,871,380.00
AIRBUS SE	129,300	124.94	16,154,742.00
DASSAULT AVIATION SA	5,000	163.20	816,000.00
MTU AERO ENGINES AG	11,900	230.00	2,737,000.00
RHEINMETALL AG	9,400	248.10	2,332,140.00
SAFRAN SA	74,400	134.10	9,977,040.00
THALES SA	23,500	128.80	3,026,800.00
COMP DE SAINT-GOBAIN (ORD)	107,000	53.09	5,680,630.00
KINGSPAN GROUP PLC	33,400	59.96	2,002,664.00
ACS, ACTIVIDADES CONS Y SERV	50,094	27.34	1,369,569.96
BOUYGUES	52,000	31.75	1,651,000.00
EIFFAGE SA	18,100	103.35	1,870,635.00
FERROVIAL SA	105,847	27.29	2,888,564.63
VINCI	116,900	108.60	12,695,340.00
LEGRAND SA	59,100	89.18	5,270,538.00
PRYSMIAN SPA	54,000	37.93	2,048,220.00
SCHNEIDER ELECTRIC SE	117,600	156.00	18,345,600.00
SIEMENS ENERGY AG	99,000	19.46	1,927,035.00
SIEMENS AG	166,500	147.38	24,538,770.00
ALSTOM	71,000	27.50	1,952,500.00
CNH INDUSTRIAL NV	221,000	15.35	3,393,455.00
DAIMLER TRUCK HOLDING AG	97,000	30.98	3,005,545.00
GEA GROUP AG	34,000	41.86	1,423,240.00
KNORR-BREMSE AG	15,200	63.86	970,672.00
KONE OYJ	76,000	48.63	3,695,880.00
RATIONAL AG	1,050	624.50	655,725.00
WARTSILA OYJ	101,000	9.46	955,864.00
BRENTAG SE	34,100	73.80	2,516,580.00
IMCD NV	12,600	153.00	1,927,800.00
DEUTSCHE POST AG-REG	218,000	41.15	8,970,700.00
DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	137,000	9.65	1,322,324.00
ADP	6,100	136.45	832,345.00
AENA SME SA	15,800	141.30	2,232,540.00
GETLINK	93,000	16.63	1,547,055.00
CONTINENTAL AG	23,200	70.62	1,638,384.00

MICHELIN (CGDE)	147,000	30.17	4,434,990.00
VALEO SA	45,000	21.46	965,700.00
BAYER MOTOREN WERK	71,700	99.24	7,115,508.00
BAYERISCHE MOTOREN WERKE-PFD	12,500	91.65	1,145,625.00
DR ING HC F PORSCHE AG	25,500	114.90	2,929,950.00
FERRARI NV	27,100	250.60	6,791,260.00
MERCEDES-BENZ GROUP AG	174,300	72.58	12,650,694.00
PORSCHE AUTOMOBIL HOLDING SE	31,900	56.00	1,786,400.00
RENAULT SA	40,000	43.56	1,742,600.00
STELLANTIS NV	485,000	15.90	7,713,440.00
VOLKSWAGEN AG	6,300	168.40	1,060,920.00
VOLKSWAGEN AG-PREF	40,000	130.98	5,239,200.00
SEB SA	5,400	100.30	541,620.00
ADIDAS AG	38,200	144.92	5,535,944.00
HERMES INTERNATIONAL	6,940	1,741.00	12,082,540.00
KERING SA	16,310	596.70	9,732,177.00
LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE	60,240	823.30	49,595,592.00
MONCLER SPA	45,500	58.16	2,646,280.00
PUMA SE	24,100	62.76	1,512,516.00
ACCOR SA	39,000	30.77	1,200,030.00
FLUTTER ENTERTAINMENT PLC	36,300	150.60	5,466,780.00
LA FRANCAISE DES JEUX SAEM	24,000	37.05	889,200.00
SODEXO	18,200	86.40	1,572,480.00
D' IETEREN GROUP	5,700	186.80	1,064,760.00
DELIVERY HERO SE	38,000	41.74	1,586,120.00
JUST EAT TAKEAWAY.COM NV	43,000	21.90	941,700.00
PROSUS NV	180,100	74.80	13,471,480.00
ZALANDO SE	50,000	39.21	1,960,500.00
INDUSTRIA DE DISENO TEXTIL SA	236,000	28.47	6,718,920.00
CARREFOUR SUPERMARCHE	130,000	18.19	2,364,700.00
HELLOFRESH SE	31,800	22.16	704,688.00
JERONIMO MARTINS	64,000	20.24	1,295,360.00
KESKO OYJ-B SHS	58,000	20.07	1,164,060.00
KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE NV	228,000	29.21	6,659,880.00

ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	188,800	55.38	10,455,744.00
DAVIDE CAMPARI-MIRANO NV	107,000	10.51	1,125,105.00
HEINEKEN HOLDING NV	22,000	77.80	1,711,600.00
HEINEKEN NV	56,800	94.28	5,355,104.00
PERNOD RICARD SA	44,500	195.80	8,713,100.00
REMY COINTREAU	4,900	169.10	828,590.00
DANONE	140,100	51.69	7,241,769.00
JDE PEET'S BV	21,000	27.38	574,980.00
KERRY GROUP PLC-A	34,300	91.06	3,123,358.00
HENKEL AG & CO KGAA	22,900	63.55	1,455,295.00
HENKEL AG & CO KGAA VORZUG	38,300	66.70	2,554,610.00
BEIERSDORF AG	21,400	113.55	2,429,970.00
LOREAL-ORD	52,300	391.60	20,480,680.00
BIOMERIEUX	8,800	98.00	862,400.00
CARL ZEISS MEDITEC AG-BR	8,600	136.65	1,175,190.00
DIASORIN ITALIA SPA	6,000	117.85	707,100.00
ESSILORLUXOTTICA	63,800	175.55	11,200,090.00
KONINKLIJKE PHILIPS NV	197,000	15.97	3,146,878.00
SIEMENS HEALTHINEERS AG	61,400	50.24	3,084,736.00
AMPLIFON SPA	24,000	28.16	675,840.00
FRESENIUS MEDICAL CARE	45,000	37.46	1,685,700.00
FRESENIUS SE & CO KGAA	92,000	28.54	2,625,680.00
ARGENX SE	12,000	346.60	4,159,200.00
GRIFOLS SA	63,000	13.92	876,960.00
BAYER AG-REG	215,300	59.45	12,799,585.00
IPSEN	7,300	106.80	779,640.00
MERCK KGAA	28,300	184.10	5,210,030.00
ORION OYJ	24,200	45.31	1,096,502.00
RECORDATI SPA	24,000	41.38	993,120.00
SANOFI	248,300	87.85	21,813,155.00
UCB SA	26,300	76.48	2,011,424.00
ABN AMRO BANK NV-CVA	82,000	16.53	1,355,460.00
AIB GROUP PLC	230,000	3.98	916,780.00
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTARIA S. A.	1,311,000	7.01	9,190,110.00

BANCO SANTANDER SA	3,680,000	3.55	13,078,720.00
BANK OF IRELAND GROUP PLC	225,000	9.81	2,208,150.00
BNP PARIBAS	241,100	65.80	15,864,380.00
CAIXABANK	950,000	4.08	3,880,750.00
COMMERZBANK AG	236,000	11.50	2,714,000.00
CREDIT AGRICOLE SA	265,000	11.80	3,127,000.00
ERSTE GROUP BANK AG	76,000	36.42	2,767,920.00
FINECOBANK BANCA FINECO SPA	129,000	16.94	2,185,905.00
ING GROEP NV	826,000	13.26	10,959,368.00
INTESA SANPAOLO	3,670,000	2.55	9,362,170.00
KBC GROEP NV	55,600	71.58	3,979,848.00
MEDIOBANCA S. P. A.	124,000	10.28	1,274,720.00
SOCIETE GENERALE	175,000	28.00	4,900,000.00
UNICREDIT SPA	420,000	19.42	8,158,920.00
EURAZEO SE	10,700	64.85	693,895.00
EXOR NV	24,300	76.72	1,864,296.00
GROUPE BRUXELLES LAM	21,400	80.10	1,714,140.00
SOFINA SA	3,700	236.40	874,680.00
WENDEL	6,000	101.60	609,600.00
AEGON NV	410,000	5.21	2,139,380.00
AGEAS	36,000	43.85	1,578,600.00
ALLIANZ SE-REG	88,500	221.05	19,562,925.00
ASSICURAZIONI GENERALI	242,000	18.30	4,429,810.00
AXA SA	410,000	28.30	11,603,000.00
HANNOVER RUECK SE	13,000	181.25	2,356,250.00
MUENCHENER RUECKVER AG-REG	30,700	329.10	10,103,370.00
NN GROUP NV	59,000	40.93	2,414,870.00
POSTE ITALIANE SPA	120,000	10.23	1,227,600.00
SAMPO OYJ-A SHS	106,000	45.76	4,850,560.00
ADYEN NV	4,780	1,461.60	6,986,448.00
AMADEUS IT GROUP SA	99,500	57.76	5,747,120.00
BECHTLE AG	15,700	40.89	641,973.00
CAPGEMINI SA	35,800	188.55	6,750,090.00
EDENRED	53,500	52.14	2,789,490.00
NEXI SPA	130,000	7.87	1,023,880.00

WORLDLINE SA	54,000	41.86	2,260,440.00
DASSAULT SYSTEMES SE	147,000	38.29	5,629,365.00
NEMETSCHKE SE	11,000	51.74	569,140.00
SAP SE	227,300	111.00	25,230,300.00
NOKIA OYJ	1,180,000	4.44	5,249,820.00
ASM INTERNATIONAL NV	10,300	327.05	3,368,615.00
ASML HOLDING NV	88,470	623.00	55,116,810.00
INFINEON TECHNOLOGIES AG	282,000	36.09	10,177,380.00
STMICROELECTRONICS NV	151,000	46.54	7,027,540.00
CELLNEX TELECOM SA	118,000	37.91	4,473,380.00
DEUTSCHE TELEKOM-REG	709,000	20.52	14,548,680.00
ELISA OYJ	31,700	52.52	1,664,884.00
INFRASTRUTTURE WIRELESS ITAL	72,000	10.37	747,000.00
KONINKLIJKE KPN NV	730,000	3.19	2,330,890.00
ORANGE SA	435,000	10.61	4,617,960.00
TELECOM ITALIA SPA	1,930,000	0.30	590,194.00
TELEFONICA DEUTSCHLAND HOLDING AG	210,000	2.81	590,100.00
TELEFONICA SA	1,140,000	3.77	4,298,940.00
UNITED INTERNET AG-REG SHARE	25,000	20.90	522,500.00
ACCIONA S. A.	5,800	183.30	1,063,140.00
ELECTRICITE DE FRANCE	128,000	11.86	1,518,080.00
ELIA GROUP SA/NV	6,626	129.00	854,754.00
ENDESA S. A.	65,000	18.71	1,216,475.00
ENEL SPA	1,769,000	5.37	9,506,606.00
ENERGIAS DE PORTUGAL	588,000	4.63	2,725,968.00
FORTUM OYJ	100,000	14.43	1,443,000.00
IBERDROLA SA	1,333,358	10.83	14,440,267.14
RED ELECTRICA CORPORACION SA	89,000	16.17	1,439,130.00
TERNA SPA	301,000	7.37	2,220,778.00
VERBUND AG	14,500	79.75	1,156,375.00
ENAGAS SA	48,000	16.80	806,640.00
NATURGY ENERGY GROUP SA	32,000	26.37	843,840.00
SNAM SPA	460,000	4.79	2,204,780.00
E.ON SE	488,000	9.99	4,875,120.00
ENGIE	396,000	13.37	5,296,104.00

VEOLIA ENVIRONNEMENT	141,000	28.55	4,025,550.00	
AMUNDI SA	12,800	63.25	809,600.00	
DEUTSCHE BANK AG-REG	446,000	11.86	5,289,560.00	
DEUTSCHE BOERSE AG	41,500	171.15	7,102,725.00	
EURONEXT NV	18,000	77.58	1,396,440.00	
CORP ACCIONA ENERGIAS RENOVABLES S A	14,000	37.30	522,200.00	
EDP RENOVAVEIS SA	66,000	20.04	1,322,640.00	
RWE AG	138,000	39.11	5,397,180.00	
EUROFINS SCIENTIFIC SE	30,600	68.06	2,082,636.00	
QIAGEN N.V.	47,900	44.73	2,142,567.00	
SARTORIUS AG-VORZUG	5,100	434.10	2,213,910.00	
SARTORIUS STEDIM BIOTECH	6,000	334.00	2,004,000.00	
BUREAU VERITAS SA	61,000	26.24	1,600,640.00	
RANDSTAD NV	25,500	58.82	1,499,910.00	
TELEPERFORMANCE	12,500	262.60	3,282,500.00	
WOLTERS KLUWER	56,500	104.60	5,909,900.00	
AROUNDTOWN SA	206,000	2.51	517,060.00	
LEG IMMOBILIEN SE	17,000	70.40	1,196,800.00	
VONOVIA SE	158,000	25.28	3,994,240.00	
PUBLICIS GROUPE	49,800	75.14	3,741,972.00	
VIVENDI SE	164,000	9.80	1,607,856.00	
BOLLORE SE	202,000	5.15	1,040,300.00	
UBISOFT ENTERTAINMENT	17,300	19.68	340,550.50	
UNIVERSAL MUSIC GROUP NV	154,000	22.80	3,511,200.00	
SCOUT24 SE	17,900	53.04	949,416.00	
小計	銘柄数：222		1,045,881,746.23	
			(149,770,266,060)	
	組入時価比率：10.1%		10.4%	
英ボンド	BP PLC	4,095,000	5.67	23,243,220.00
	SHELL PLC-NEW	1,581,000	25.87	40,908,375.00
	CRODA INTERNATIONAL PLC	31,100	69.82	2,171,402.00
	JOHNSON MATTHEY PLC	40,000	22.45	898,000.00
	ANGLO AMERICAN PLC	279,000	32.61	9,099,585.00
	ANTOFAGASTA PLC	89,000	17.21	1,532,135.00
	GLENCORE PLC	2,122,000	5.07	10,767,028.00

RIO TINTO PLC-REG	245,900	61.39	15,095,801.00
MONDI PLC	101,000	14.89	1,504,395.00
BAE SYSTEMS PLC	677,000	8.88	6,011,760.00
ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	1,850,000	1.13	2,105,300.00
DCC PLC	21,200	45.93	973,716.00
MELROSE INDUSTRIES PLC	870,000	1.44	1,254,540.00
SMITHS GROUP PLC	80,000	17.77	1,422,000.00
SPIRAX-SARCO ENGINEERING PLC	15,500	121.15	1,877,825.00
ASHTED GROUP PLC	94,600	57.32	5,422,472.00
BUNZLE	71,000	30.72	2,181,120.00
RENTOKIL INTIAL PLC	554,000	5.10	2,825,400.00
BARRATT DEVELOPMENTS PLC	207,000	4.67	967,104.00
PERSIMMON PLC	64,000	14.31	916,160.00
TAYLOR WIMPEY PLC	710,000	1.21	860,520.00
THE BERKELEY GRP HOLDINGS	24,300	41.73	1,014,039.00
BURBERRY GROUP PLC	82,000	25.33	2,077,060.00
COMPASS GROUP PLC	381,000	19.09	7,273,290.00
ENTAIN PLC	132,000	13.94	1,840,080.00
INTERCONTINENTAL HOTELS GROUP PLC	41,300	56.70	2,341,710.00
WHITBREAD PLC	46,000	31.47	1,447,620.00
NEXT PLC	28,600	68.40	1,956,240.00
JD SPORTS FASHION PLC	610,000	1.83	1,116,605.00
KINGFISHER PLC	450,000	2.81	1,268,550.00
OCADO GROUP PLC	122,000	6.31	769,820.00
SAINSBURY	410,000	2.64	1,085,680.00
TESCO PLC	1,610,000	2.50	4,026,610.00
COCA-COLA HBC AG-DI	46,000	20.67	950,820.00
DIAGEO PLC	498,000	35.93	17,895,630.00
ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	79,000	19.35	1,528,650.00
BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	463,000	31.28	14,482,640.00
IMPERIAL BRANDS PLC	196,000	19.78	3,877,860.00
RECKITT BENCKISER GROUP PLC	155,600	57.30	8,915,880.00
HALEON PLC	1,080,000	3.31	3,578,040.00
UNILEVER PLC	554,300	42.31	23,452,433.00
SMITH & NEPHEW PLC	182,000	11.56	2,104,830.00

NMC HEALTH PLC	13,300	0.00	6.65
ASTRAZENECA PLC	337,280	113.62	38,321,753.60
GSK PLC	890,000	14.55	12,949,500.00
HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	37,000	17.75	656,750.00
BARCLAYS PLC	3,450,000	1.74	6,025,770.00
HSBC HOLDINGS PLC	4,346,000	6.18	26,875,664.00
LLOYDS BANKING GROUP PLC	14,980,000	0.52	7,930,412.00
NATWEST GROUP PLC	1,180,000	3.05	3,606,080.00
STANDARD CHARTERED PLC	534,000	7.59	4,054,128.00
M&G PLC	500,000	2.00	1,000,000.00
ADMIRAL GROUP PLC	42,000	22.31	937,020.00
AVIVA PLC	610,000	4.47	2,731,580.00
LEGAL & GENERAL	1,270,000	2.59	3,295,650.00
PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC	170,000	6.35	1,079,500.00
PRUDENTIAL PLC	599,000	13.10	7,846,900.00
SAGE GROUP PLC (THE)	220,000	7.68	1,691,360.00
HALMA PLC	83,000	22.60	1,875,800.00
BT GROUP PLC	1,510,000	1.42	2,147,975.00
VODAFONE GROUP PLC	5,780,000	1.01	5,867,856.00
SSE PLC	232,000	17.32	4,018,240.00
NATIONAL GRID PLC	804,000	10.48	8,429,940.00
SEVERN TRENT PLC	53,000	27.57	1,461,210.00
UNITED UTILITIES GROUP PLC	151,000	10.35	1,563,605.00
3I GROUP PLC	213,000	16.41	3,495,330.00
ABRDN PLC	500,000	2.16	1,080,000.00
HARGREAVES LANSDOWN PLC	82,000	8.66	710,448.00
LONDON STOCK EXCHANGE GROUP PLC	72,000	76.96	5,541,120.00
SCHRODERS PLC	141,176	5.00	707,009.40
ST JAMES S PLACE PLC	118,000	12.53	1,479,130.00
PEARSON	143,000	9.15	1,308,736.00
EXPERIAN PLC	198,000	30.05	5,949,900.00
INTERTEK GROUP PLC	35,000	44.97	1,573,950.00
RELX PLC	421,000	24.84	10,457,640.00
INFORMA PLC	326,000	6.76	2,203,760.00
WPP PLC	235,000	10.03	2,358,225.00

	AUTO TRADER GROUP PLC	195,000	6.08	1,186,380.00
小計	銘柄数 : 78			417,460,273.65 (67,119,262,797)
	組入時価比率 : 4.5%			4.7%
スイスフラン	CLARIANT AG-REG	41,000	15.95	653,950.00
	EMS-CHEMIE HOLDING AG-REG	1,630	723.50	1,179,305.00
	GIVAUDAN-REG	2,040	2,895.00	5,905,800.00
	SIKA AG-REG	31,800	264.00	8,395,200.00
	HOLCIM LTD	122,100	56.64	6,915,744.00
	SIG GROUP AG	66,000	22.22	1,466,520.00
	GEBERIT AG-REG	7,960	516.80	4,113,728.00
	ABB LTD	339,000	31.52	10,685,280.00
	SCHINDLER HOLDING AG-REG	4,900	192.00	940,800.00
	SCHINDLER HOLDING-PART CERT	8,500	200.50	1,704,250.00
	VAT GROUP AG	6,000	289.20	1,735,200.00
	KUEHNE & NAGEL INTL AG-REG	11,700	243.40	2,847,780.00
	CIE FINANCIERE RICHEMONT-BR A	113,200	146.60	16,595,120.00
	THE SWATCH GROUP AG-B	6,200	329.70	2,044,140.00
	THE SWATCH GROUP AG-REG	10,500	60.60	636,300.00
	BARRY CALLEBAUT AG	810	1,935.00	1,567,350.00
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-PC	227	10,280.00	2,333,560.00
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-REG	24	103,300.00	2,479,200.00
	NESTLE SA-REG	598,500	107.90	64,578,150.00
	ALCON INC	107,300	69.22	7,427,306.00
	SONOVA HOLDING AG-REG	11,600	241.00	2,795,600.00
	STRAUMANN HOLDING AG-REG	24,000	132.20	3,172,800.00
	NOVARTIS AG-REG	470,800	79.36	37,362,688.00
	ROCHE HOLDING (GENUSSCHEINE)	152,900	275.30	42,093,370.00
	ROCHE HOLDINGS AG-BEARER	6,000	293.60	1,761,600.00
	BANQUE CANTONALE VAUDOIS-REG	6,500	83.90	545,350.00
	BALOISE HOLDING AG	9,900	152.30	1,507,770.00
	SWISS LIFE HOLDING AG	6,800	551.00	3,746,800.00
	SWISS RE LTD	64,900	96.16	6,240,784.00
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	32,900	438.60	14,429,940.00
	TEMENOS AG-REG	13,700	69.76	955,712.00

	LOGITECH INTERNATIONAL-REG	37,600	54.20	2,037,920.00	
	SWISSCOM AG-REG	5,690	568.60	3,235,334.00	
	BKW AG	4,600	132.50	609,500.00	
	CREDIT SUISSE GROUP AG-REG	789,999	2.79	2,211,207.20	
	JULIUS BAER GROUP LTD	46,300	61.86	2,864,118.00	
	PARTNERS GROUP HOLDING AG	4,820	932.80	4,496,096.00	
	UBS GROUP AG	733,000	20.41	14,960,530.00	
	BACHEM HOLDING AG-REG B	7,900	86.20	680,980.00	
	LONZA AG-REG	16,360	555.00	9,079,800.00	
	ADECCO GROUP AG-REG	33,000	34.79	1,148,070.00	
	SGS SA-REG	1,350	2,203.00	2,974,050.00	
	SWISS PRIME SITE-REG	17,500	82.15	1,437,625.00	
小計	銘柄数 : 43			304,552,327.20	
				(44,117,450,118)	
	組入時価比率 : 3.0%			3.1%	
スウェーデンク ローナ	BOLIDEN AB	59,000	446.20	26,325,800.00	
	HOLMEN AB-B SHARES	19,000	429.20	8,154,800.00	
	SVENSKA CELLULOSA AB-B	137,000	150.70	20,645,900.00	
	ASSA ABLOY AB-B	218,000	256.20	55,851,600.00	
	NIBE INDUSTRIER AB-B SHS	338,000	125.30	42,351,400.00	
	SKANSKA AB-B SHS	77,000	194.05	14,941,850.00	
	INVESTMENT AB LATOUR-B SHS	33,000	234.80	7,748,400.00	
	LIFCO AB-B SHS	52,000	218.60	11,367,200.00	
	ALFA LAVAL AB	63,000	355.00	22,365,000.00	
	ATLAS COPCO AB-A SHS	577,000	126.08	72,748,160.00	
	ATLAS COPCO AB-B SHS	334,000	111.24	37,154,160.00	
	EPIROC AB - A	141,000	205.70	29,003,700.00	
	EPIROC AB - B	89,000	176.90	15,744,100.00	
	HUSQVARNA AB-B SHS	94,000	92.74	8,717,560.00	
	INDUTRADE AB	55,000	238.20	13,101,000.00	
	SANDVIK AB	229,000	219.30	50,219,700.00	
	SKF AB-B SHARES	78,000	201.70	15,732,600.00	
	VOLVO AB-A SHS	40,000	218.00	8,720,000.00	
	VOLVO AB-B SHS	330,000	208.60	68,838,000.00	
	SECURITAS AB-B SHS	110,857	92.56	10,260,923.92	

VOLVO CAR AB-B	120,000	51.70	6,204,000.00	
ELECTROLUX AB-B	53,000	128.30	6,799,900.00	
EVOLUTION AB	40,600	1,325.00	53,795,000.00	
HENNES&MAURITZ AB-B	162,000	129.22	20,933,640.00	
ESSITY AKTIEBOLAG-B	132,000	274.30	36,207,600.00	
GETINGE AB-B SHS	53,000	234.20	12,412,600.00	
SWEDISH ORPHAN BIOVITRUM AB	36,000	236.80	8,524,800.00	
NORDEA BANK ABP	725,000	128.80	93,380,000.00	
SKANDINAVISKA ENSKILDA BANKEN AB	349,000	128.10	44,706,900.00	
SVENSKA HANDELSBANKEN-A	320,000	108.00	34,560,000.00	
SWEDBANK AB	197,000	209.00	41,173,000.00	
INDUSTRIVARDEN AB-A SHS	31,000	289.90	8,986,900.00	
INDUSTRIVARDEN AB-C SHS	32,000	288.70	9,238,400.00	
INVESTOR AB-A SHS	105,000	210.70	22,123,500.00	
INVESTOR AB-B SHS	401,000	205.00	82,205,000.00	
KINNEVIK AB - B	56,000	165.70	9,279,200.00	
LUNDBERGS AB-B SHS	15,500	494.50	7,664,750.00	
ERICSSON LM-B	620,000	60.91	37,764,200.00	
HEXAGON AB-B SHS	431,000	119.80	51,633,800.00	
TELIA CO AB	580,000	26.38	15,300,400.00	
TELE 2 AB-B SHS	116,000	93.00	10,788,000.00	
EQT AB	68,000	250.00	17,000,000.00	
FASTIGHETS AB BALDER-B SHRS	141,000	54.55	7,691,550.00	
SAGAX AB-B	40,000	259.80	10,392,000.00	
EMBRACER GROUP AB	134,000	58.75	7,872,500.00	
小計	銘柄数：45		1,196,629,493.92	
			(15,364,722,701)	
	組入時価比率：1.0%		1.1%	
ノルウェークローネ	AKER BP ASA	72,000	284.80	20,505,600.00
	EQUINOR ASA	206,000	326.00	67,156,000.00
	YARA INTERNATIONAL ASA	37,000	467.10	17,282,700.00
	NORSK HYDRO	291,000	77.26	22,482,660.00
	KONGSBERG GRUPPEN ASA	21,000	425.00	8,925,000.00
	MOWI ASA	84,000	174.80	14,683,200.00
	ORKLA ASA	153,000	69.90	10,694,700.00

	SALMAR ASA	16,000	430.60	6,889,600.00	
	DNB BANK ASA	205,000	198.35	40,661,750.00	
	GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	40,000	184.50	7,380,000.00	
	TELENOR ASA	146,000	116.10	16,950,600.00	
	ADEVINTA ASA	63,000	87.70	5,525,100.00	
小計	銘柄数 : 12			239,136,910.00	
				(3,125,519,413)	
	組入時価比率 : 0.2%			0.2%	
デンマーククローネ	CHR HANSEN HOLDING A/S	23,500	502.80	11,815,800.00	
	NOVOZYMES A/S-B SHARES	44,500	351.30	15,632,850.00	
	ROCKWOOL A/S-B SHS	1,700	1,729.50	2,940,150.00	
	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	221,000	206.55	45,647,550.00	
	DSV A/S	40,600	1,286.00	52,211,600.00	
	A P MOLLER - MAERSK A/S-A	720	15,340.00	11,044,800.00	
	AP MOLLER-MAERSK A/S-B	1,090	15,570.00	16,971,300.00	
	PANDORA A/S	20,000	670.40	13,408,000.00	
	CARLSBERG B	21,800	988.00	21,538,400.00	
	COLOPLAST-B	25,900	812.80	21,051,520.00	
	DEMANT A/S	20,100	222.90	4,480,290.00	
	GENMAB A/S	14,400	2,747.00	39,556,800.00	
	NOVO NORDISK A/S-B	360,300	969.50	349,310,850.00	
	DANSKE BANK AS	148,000	152.90	22,629,200.00	
	TRYG A/S	76,000	155.45	11,814,200.00	
	ORSTED A/S	41,000	628.20	25,756,200.00	
小計	銘柄数 : 16			665,809,510.00	
				(12,796,858,782)	
	組入時価比率 : 0.9%			0.9%	
豪ドル	AMPOL LTD	49,000	31.92	1,564,080.00	
	SANTOS LTD.	710,000	7.01	4,977,100.00	
	WASHINGTON H. SOUL PATTINSON	48,000	29.26	1,404,480.00	
	WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	413,000	35.00	14,455,000.00	
	ORICA LTD	99,000	15.95	1,579,050.00	
	JAMES HARDIE INDUSTRIES PLC	101,000	32.49	3,281,490.00	
	BHP GROUP LIMITED	1,103,000	48.12	53,076,360.00	
	BLUESCOPE STEEL LTD	104,000	19.74	2,052,960.00	

FORTESCUE METALS GROUP LTD	371,000	22.32	8,280,720.00
IGO LTD	150,000	14.05	2,107,500.00
MINERAL RESOURCES LTD	37,500	86.67	3,250,125.00
NEWCREST MINING	191,000	23.90	4,564,900.00
NORTHERN STAR RESOURCES LTD	257,000	11.38	2,924,660.00
PILBARA MINERALS LTD	540,000	4.69	2,532,600.00
RIO TINTO LTD	81,800	123.68	10,117,024.00
SOUTH32 LTD	1,010,000	4.66	4,706,600.00
REECE LTD	49,000	17.25	845,250.00
BRAMBLES LTD	295,000	12.22	3,604,900.00
QANTAS AIRWAYS LIMITED	220,000	6.57	1,445,400.00
AURIZON HOLDINGS LTD	380,000	3.46	1,314,800.00
TRANSURBAN GROUP	666,000	14.15	9,423,900.00
ARISTOCRAT LEISURE LTD	134,000	36.35	4,870,900.00
LOTTERY CORP LTD/THE	480,000	5.06	2,428,800.00
WESFARMERS LIMITED	249,000	51.32	12,778,680.00
COLES GROUP LTD	293,000	18.24	5,344,320.00
ENDEAVOUR GROUP LTD/AUSTRALIA	330,000	6.91	2,280,300.00
WOOLWORTHS GROUP LTD	263,000	36.49	9,596,870.00
TREASURY WINE ESTATES LTD	156,000	13.84	2,159,040.00
COCHLEAR LTD	14,100	226.62	3,195,342.00
RAMSAY HEALTH CARE LTD	41,000	66.85	2,740,850.00
SONIC HEALTHCARE LTD	99,000	33.20	3,286,800.00
CSL LIMITED	104,400	302.99	31,632,156.00
ANZ GROUP HOLDINGS LTD	656,000	24.92	16,347,520.00
COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	370,300	101.50	37,585,450.00
NATIONAL AUSTRALIA BANK	688,000	30.51	20,990,880.00
WESTPAC BANKING CORP	767,000	22.76	17,456,920.00
INSURANCE AUSTRALIA GROUP LTD	540,000	4.78	2,581,200.00
MEDIBANK PRIVATE LTD	590,000	3.08	1,817,200.00
QBE INSURANCE	332,000	13.40	4,448,800.00
SUNCORP GROUP LTD	268,000	12.80	3,430,400.00
COMPUTERSHARE LTD	113,000	23.26	2,628,380.00
WISETECH GLOBAL LTD	33,000	58.62	1,934,460.00
XERO LIMITED	28,300	82.41	2,332,203.00

	TELSTRA GROUP LTD	850,000	4.22	3,587,000.00	
	ORIGIN ENERGY LTD	370,000	6.88	2,545,600.00	
	APA GROUP	257,000	10.78	2,770,460.00	
	ASX LTD	41,500	70.25	2,915,375.00	
	MACQUARIE GROUP LIMITED	79,200	194.11	15,373,512.00	
	IDP EDUCATION LTD	46,000	31.56	1,451,760.00	
	REA GROUP LTD	12,500	128.58	1,607,250.00	
	SEEK LTD	70,000	25.26	1,768,200.00	
	小計 銘柄数：51			361,395,527.00	
				(33,320,667,589)	
	組入時価比率：2.2%			2.3%	
ニュージーランドドル	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	270,000	8.75	2,362,500.00	
	FISHER & PAYKEL HEALTHCARE CORPORATION L	127,000	26.22	3,329,940.00	
	SPARK NEW ZEALAND LTD	430,000	5.28	2,270,400.00	
	MERCURY NZ LTD	137,000	6.45	883,650.00	
	MERIDIAN ENERGY LTD	300,000	5.49	1,647,000.00	
	小計 銘柄数：5			10,493,490.00	
				(880,193,941)	
	組入時価比率：0.1%			0.1%	
香港ドル	XINYI GLASS HOLDINGS CO LTD	430,000	15.30	6,579,000.00	
	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	584,040	47.90	27,975,516.00	
	TECHTRONIC INDUSTRIES COMPANY LIMITED	304,000	103.10	31,342,400.00	
	SITC INTERNATIONAL HOLDINGS	280,000	16.80	4,704,000.00	
	MTR CORP	340,000	40.35	13,719,000.00	
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	466,000	52.50	24,465,000.00	
	SANDS CHINA LTD	512,000	29.05	14,873,600.00	
	BUDWEISER BREWING CO APAC LT	350,000	23.55	8,242,500.00	
	WH GROUP LIMITED	1,759,806	4.62	8,130,303.72	
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	780,000	26.20	20,436,000.00	
	HANG SENG BANK	172,000	123.70	21,276,400.00	
	AIA GROUP LTD	2,598,000	85.20	221,349,600.00	
	HKT TRUST AND HKT LTD	849,600	10.50	8,920,800.00	
	CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS LTD	134,000	42.85	5,741,900.00	
	CLP HLDGS	366,000	56.70	20,752,200.00	

	POWER ASSETS HOLDINGS LTD	310,000	42.90	13,299,000.00	
	HONG KONG & CHINA GAS	2,410,383	7.60	18,318,910.80	
	HONG KONG EXCHANGES & CLEARING LTD	264,000	334.60	88,334,400.00	
	CK ASSET HOLDINGS LTD	441,040	50.55	22,294,572.00	
	ESR GROUP LTD	440,000	14.54	6,397,600.00	
	HANG LUNG PROPERTIES LTD	460,000	16.02	7,369,200.00	
	HENDERSON LAND	310,443	27.55	8,552,704.65	
	NEW WORLD DEVELOPMENT	309,916	22.30	6,911,126.80	
	SINO LAND CO. LTD	730,000	10.30	7,519,000.00	
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	322,000	111.10	35,774,200.00	
	SWIRE PACIFIC-A	104,000	65.65	6,827,600.00	
	SWIRE PROPERTIES LTD	230,000	21.10	4,853,000.00	
	WHARF REAL ESTATE INVESTMENT	350,000	43.85	15,347,500.00	
小計	銘柄数：28			680,307,033.97	
				(11,646,856,421)	
	組入時価比率：0.8%			0.8%	
シンガポールドル	SINGAPORE TECH ENGINEERING	310,000	3.65	1,131,500.00	
	JARDINE CYCLE&CARRIAGE LTD	21,000	28.61	600,810.00	
	KEPPEL CORP.	313,000	7.13	2,231,690.00	
	SINGAPORE AIRLINES LTD	280,000	5.85	1,638,000.00	
	GENTING SINGAPORE LTD	1,410,000	1.01	1,424,100.00	
	WILMAR INTERNATIONAL LTD	440,000	3.97	1,746,800.00	
	DBS GROUP HLDGS	394,000	34.80	13,711,200.00	
	OCBC-ORD	740,000	13.00	9,620,000.00	
	UNITED OVERSEAS BANK	256,000	30.70	7,859,200.00	
	VENTURE CORP LTD	58,000	18.44	1,069,520.00	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS LIMITED	1,790,000	2.47	4,421,300.00	
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	199,000	8.99	1,789,010.00	
	CAPITALAND INVESTMENT LTD/SI	600,000	3.81	2,286,000.00	
	CITY DEVELOPMENTS LTD	100,000	7.86	786,000.00	
	UOL GROUP LIMITED	87,000	6.85	595,950.00	
小計	銘柄数：15			50,911,080.00	
				(5,116,563,540)	
	組入時価比率：0.3%			0.4%	

新シケル	ICL GROUP LTD	157,000	26.76	4,201,320.00	
	ELBIT SYSTEMS LTD	5,900	578.00	3,410,200.00	
	BANK HAPOALIM BM	273,000	30.95	8,449,350.00	
	BANK LEUMI LE-ISRAEL	337,000	30.20	10,177,400.00	
	ISRAEL DISCOUNT BANK-A	280,000	18.34	5,135,200.00	
	MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	33,000	115.40	3,808,200.00	
	NICE LTD	13,800	784.40	10,824,720.00	
	TOWER SEMICONDUCTOR LTD	22,000	145.20	3,194,400.00	
	BEZEQ THE ISRAELI TELECOM CO	470,000	5.49	2,580,300.00	
	AZRIELI GROUP	8,600	210.60	1,811,160.00	
	小計	銘柄数：10			53,592,250.00
	組入時価比率：0.1%			(2,029,500,992)	0.1%
合計				1,434,721,717,399	(1,434,721,717,399)

(注1) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券(2023年2月17日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	米ドル	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	34,000	5,508,340.00	
		AMERICAN HOMES 4 RENT-A	67,000	2,244,500.00	
		AMERICAN TOWER CORP	101,300	21,475,600.00	
		ANNALY CAPITAL MANAGEMENT	103,000	2,236,130.00	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	30,700	5,529,684.00	
		BOSTON PROPERTIES	33,600	2,398,032.00	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	21,500	2,581,075.00	
		CROWN CASTLE INC	94,800	13,249,248.00	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	61,800	6,975,984.00	
		EQUINIX INC	19,940	14,400,468.60	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	37,500	2,680,500.00	
		EQUITY RESIDENTIAL	79,100	5,219,809.00	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	14,300	3,390,244.00	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	29,700	4,717,548.00	
		GAMING AND LEISURE PROPERTIE	56,000	2,959,600.00	

	HEALTHCARE REALTY TRUST INC	86,000	1,799,120.00	
	HEALTHPEAK PROPERTIES INC	114,000	2,959,440.00	
	HOST HOTELS & RESORTS INC	158,000	2,741,300.00	
	INVITATION HOMES INC	136,000	4,432,240.00	
	IRON MOUNTAIN INC	62,000	3,295,920.00	
	KIMCO REALTY CORP	133,000	2,808,960.00	
	MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	135,000	1,730,700.00	
	MID-AMERICA APARTMENT COMM	25,000	4,200,000.00	
	PROLOGIS INC	200,912	25,272,720.48	
	PUBLIC STORAGE	34,100	10,214,996.00	
	REALTY INCOME CORP	135,700	8,998,267.00	
	REGENCY CENTERS CORP	31,900	2,060,740.00	
	SBA COMMUNICATIONS CORP	23,400	6,636,006.00	
	SIMON PROPERTY GROUP INC	71,300	8,866,155.00	
	SUN COMMUNITIES INC	27,000	4,262,760.00	
	UDR INC	73,000	3,282,810.00	
	VENTAS INC	87,000	4,428,300.00	
	VICI PROPERTIES INC	208,000	7,090,720.00	
	WELLTOWER INC	100,400	7,836,220.00	
	WEYERHAEUSER CO	159,000	5,157,960.00	
	WP CAREY INC	41,600	3,498,976.00	
小計	銘柄数：36	2,826,552	217,141,073.08	
			(29,183,760,221)	
	組入時価比率：2.0%		86.2%	
カナダドル	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	21,000	1,048,950.00	
	RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	28,000	620,480.00	
小計	銘柄数：2	49,000	1,669,430.00	
			(166,542,336)	
	組入時価比率：0.0%		0.5%	
ユーロ	COVIVIO	11,300	712,465.00	
	GECINA SA	9,600	1,064,640.00	
	KLEPIERRE	49,000	1,161,790.00	
	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	23,900	1,433,522.00	
	WAREHOUSES DE PAUW SCA	37,000	1,098,900.00	
小計	銘柄数：5	130,800	5,471,317.00	

			(783,492,594)	
		組入時価比率：0.1%	2.3%	
英ポンド	BRITISH LAND	183,000	820,023.00	
	LAND SECURITIES GROUP PLC	152,000	1,066,736.00	
	SEGRO PLC	265,000	2,215,930.00	
小計	銘柄数：3	600,000	4,102,689.00	
			(659,630,337)	
		組入時価比率：0.0%	1.9%	
豪ドル	DEXUS/AU	219,000	1,920,630.00	
	GOODMAN GROUP	366,000	7,404,180.00	
	GPT GROUP	440,000	2,090,000.00	
	LENDLEASE GROUP	135,000	1,085,400.00	
	MIRVAC GROUP	890,000	2,029,200.00	
	SCENTRE GROUP	1,100,000	3,267,000.00	
	STOCKLAND TRUST GROUP	540,000	2,127,600.00	
	VICINITY CENTRES	800,000	1,672,000.00	
小計	銘柄数：8	4,490,000	21,596,010.00	
			(1,991,152,122)	
		組入時価比率：0.1%	5.9%	
香港ドル	HK ELECTRIC INVESTMENTS -SS	470,000	2,368,800.00	
	LINK REIT	463,000	24,886,250.00	
小計	銘柄数：2	933,000	27,255,050.00	
			(466,606,456)	
		組入時価比率：0.0%	1.4%	
シンガポールドル	CAPITALAND ASCENDAS REIT	710,040	1,966,810.80	
	CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST	1,160,021	2,227,240.32	
	MAPLETREE LOGISTICS TRUST	710,029	1,178,648.14	
	MAPLETREE PAN ASIA COMMERCIAL TRUST	490,000	828,100.00	
	銘柄数：4	3,070,090	6,200,799.26	
小計			(623,180,325)	
			1.8%	
合計			33,874,364,391	
			(33,874,364,391)	

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注3) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注4) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2023年2月17日現在			
	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
		うち1年超		
市場取引				
株価指数先物取引				
買建	18,917,450,335	—	19,109,893,147	192,442,812
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	1,226,640,156	—	1,232,660,535	6,020,379
米ドル	887,272,412	—	893,275,215	6,002,803
カナダドル	69,653,983	—	69,796,020	142,037
ユーロ	143,013,996	—	143,155,700	141,704
英ポンド	80,613,500	—	80,351,450	△262,050
豪ドル	46,086,265	—	46,082,150	△4,115
合計	—	—	—	198,463,191

(注) 時価の算定方法

1 先物取引

外国先物取引について

先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

外国債券マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2023年2月17日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	2,355,537,371

コール・ローン	1,008,335,478
国債証券	669,729,928,066
派生商品評価勘定	1,851,913
未収利息	6,120,437,039
前払費用	670,473,510
その他未収収益	7,430,135
流動資産合計	679,893,993,512
資産合計	679,893,993,512
負債の部	
流動負債	
未払金	696,813,642
未払解約金	589,223,205
未払利息	241
その他未払費用	3,357,894
流動負債合計	1,289,394,982
負債合計	1,289,394,982
純資産の部	
元本等	
元本	271,144,260,947
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	407,460,337,583
元本等合計	678,604,598,530
純資産合計	678,604,598,530
負債純資産合計	679,893,993,512

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2023年2月17日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2.5027円

(10,000口当たり純資産額)	(25,027円)
2. 有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券	115,539,485,172円
なお、上記の金額は利含み価格で表示しております。	
3. 自由処分権を有する担保受入金融資産の時価	
貸付有価証券の担保として受け入れている資産は次の通りであります。	
有価証券	120,746,866,665円
なお、上記の金額は利含み価格で表示しております。	

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2022年 2月 18日 至 2023年 2月 17日
<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。</p> <p>これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。</p> <p>○市場リスクの管理</p> <p>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>○信用リスクの管理</p> <p>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>○流動性リスクの管理</p> <p>流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年 2月 17日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>国債証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2023年 2月 17日現在	
期首	2022年 2月 18日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	248,128,706,565円
同期中における追加設定元本額	52,180,281,670円
同期中における一部解約元本額	29,164,727,288円
期末元本額	271,144,260,947円
期末元本額の内訳*	
バランスセレクト30	81,143,935円
バランスセレクト50	82,879,954円
バランスセレクト70	82,764,609円

野村外国債券インデックスファンド	262,333,203円
野村世界6資産分散投信(安定コース)	3,583,306,689円
野村世界6資産分散投信(分配コース)	23,217,159,171円
野村世界6資産分散投信(成長コース)	2,238,767,810円
野村資産設計ファンド2015	21,876,240円
野村資産設計ファンド2020	23,644,460円
野村資産設計ファンド2025	39,171,312円
野村資産設計ファンド2030	51,189,596円
野村資産設計ファンド2035	41,137,845円
野村資産設計ファンド2040	64,660,299円
野村外国債券インデックス Bコース(野村投資一任口座向け)	75,930,643,194円
のむラップ・ファンド(保守型)	6,393,085,013円
のむラップ・ファンド(普通型)	27,479,287,335円
のむラップ・ファンド(積極型)	8,202,755,480円
野村外国債券インデックス(野村SMA向け)	450,495,574円
野村資産設計ファンド2045	12,338,154円
野村インデックスファンド・外国債券	1,029,353,067円
マイ・ロード	7,894,761,395円
ネクストコア	75,105,924円
野村インデックスファンド・海外5資産バランス	350,423,483円
野村外国債券インデックスBコース(野村SMA・EW向け)	7,858,293,007円
野村世界6資産分散投信(配分変更コース)	1,170,455,706円
野村資産設計ファンド2050	11,184,253円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	4,498,566円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	3,000,585円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	1,898,021円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	1,587,407円
のむラップ・ファンド(やや保守型)	969,268,372円
のむラップ・ファンド(やや積極型)	1,329,297,599円
インデックス・ブレンド(タイプI)	3,999,637円
インデックス・ブレンド(タイプII)	2,900,642円
インデックス・ブレンド(タイプIII)	9,394,047円
インデックス・ブレンド(タイプIV)	1,915,744円
インデックス・ブレンド(タイプV)	9,479,668円
野村6資産均等バランス	3,102,704,205円
野村外国債券(含む新興国)インデックス Bコース(野村投資一任口座向け)	7,085,987,259円
世界6資産分散ファンド	72,646,812円
野村資産設計ファンド2060	5,964,741円
NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス(除く日本・為替ヘッジなし)連動型上場投信	10,377,036,114円
ファンドラップ(ウエルス・スクエア)外国債券	8,077,910,934円
野村外国債券インデックスファンドVA(適格機関投資家専用)	6,176,429円
グローバル・インデックス・バランス25VA(適格機関投資家専用)	955,783,088円
グローバル・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)	174,512,934円
グローバル・インデックス・バランス40VA(適格機関投資家専用)	980,262,126円
グローバル・インデックス・バランス60VA(適格機関投資家専用)	388,409,962円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型(適格機関投資家専用)	1,326,158円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型(適格機関投資家専用)	8,156,151円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型(適格機関投資家専用)	70,793円
野村インデックス・バランス60VA(適格機関投資家専用)	2,653,097,928円
野村ワールド・インデックス・バランス35VA(適格機関投資家専用)	4,362,071円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)	22,104,967円
野村世界インデックス・バランス40VA(適格機関投資家専用)	7,168,481円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA(適格機関投資家専用)	165,286,452円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)	141,957,182円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA(適格機関投資家専用)	1,862,267,983円

野村世界バランス25VA (適格機関投資家専用)	61,662,356円
ノムラ外国債券インデックスファンドVA (適格機関投資家専用)	782,020,246円
ノムラFOFs用インデックスファンド・外国債券 (適格機関投資家専用)	1,977,556,122円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス(2%コース向け)(適格機関投資家専用)	5,695,228円
バランスセレクト30 (確定拠出年金向け)	3,677,926円
バランスセレクト50 (確定拠出年金向け)	8,042,993円
バランスセレクト70 (確定拠出年金向け)	6,225,532円
野村外国債券パッシブファンド(確定拠出年金向け)	615,159,875円
マイバランス30 (確定拠出年金向け)	5,493,861,881円
マイバランス50 (確定拠出年金向け)	7,029,114,939円
マイバランス70 (確定拠出年金向け)	5,571,150,929円
野村外国債券インデックスファンド(確定拠出年金向け)	23,577,166,513円
マイバランスDC30	2,299,164,878円
マイバランスDC50	1,760,192,905円
マイバランスDC70	1,344,301,722円
野村DC外国債券インデックスファンド	9,526,711,170円
野村DC運用戦略ファンド	2,786,558,598円
野村DC運用戦略ファンド(マイルド)	280,597,567円
マイターゲット2050 (確定拠出年金向け)	380,876,551円
マイターゲット2030 (確定拠出年金向け)	908,998,074円
マイターゲット2040 (確定拠出年金向け)	369,767,187円
野村世界6資産分散投信(DC)安定コース	24,722,144円
野村世界6資産分散投信(DC)インカムコース	58,792,726円
野村世界6資産分散投信(DC)成長コース	28,121,139円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2030	21,931,434円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2040	15,533,655円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2050	8,046,614円
マイターゲット2035 (確定拠出年金向け)	311,088,904円
マイターゲット2045 (確定拠出年金向け)	167,382,903円
マイターゲット2055 (確定拠出年金向け)	100,499,895円
マイターゲット2060 (確定拠出年金向け)	124,787,296円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2060	4,034,605円
マイターゲット2065 (確定拠出年金向け)	43,009,760円
多資産分散投資ファンド(バランス10)(確定拠出年金向け)	65,012,366円
みらいバランス・株式10(富士通企業年金基金DC向け)	262,795,979円
野村DCバランスファンド(年金運用戦略タイプ)	41,348,569円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2023年2月17日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2023年2月17日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	US TREASURY BOND	63,000,000.00	60,703,939.80	
		US TREASURY BOND	162,300,000.00	169,742,964.39	
		US TREASURY BOND	44,200,000.00	48,001,889.52	
		US TREASURY BOND	158,750,000.00	168,535,445.25	

	US TREASURY BOND	100,000.00	105,666.01	
	US TREASURY BOND	100,000.00	83,242.18	
	US TREASURY BOND	1,200,000.00	1,143,351.48	
	US TREASURY N/B	8,000,000.00	7,793,484.80	
	US TREASURY N/B	9,300,000.00	9,080,634.39	
	US TREASURY N/B	200,000.00	192,282.34	
	US TREASURY N/B	9,300,000.00	9,094,094.28	
	US TREASURY N/B	100,000.00	95,274.15	
	US TREASURY N/B	1,200,000.00	1,164,995.64	
	US TREASURY N/B	400,000.00	389,378.80	
	US TREASURY N/B	19,900,000.00	19,199,018.52	
	US TREASURY N/B	22,200,000.00	21,097,170.60	
	US TREASURY N/B	50,850,000.00	49,254,977.88	
	US TREASURY N/B	18,400,000.00	17,851,593.52	
	US TREASURY N/B	100,000.00	94,833.98	
	US TREASURY N/B	2,700,000.00	2,605,605.30	
	US TREASURY N/B	700,000.00	677,509.70	
	US TREASURY N/B	3,800,000.00	3,689,117.14	
	US TREASURY N/B	127,100,000.00	123,267,134.27	
	US TREASURY N/B	14,400,000.00	13,583,249.28	
	US TREASURY N/B	18,400,000.00	17,718,624.08	
	US TREASURY N/B	300,000.00	290,695.29	
	US TREASURY N/B	100,000.00	93,972.65	
	US TREASURY N/B	25,200,000.00	24,209,718.12	
	US TREASURY N/B	4,450,000.00	4,262,178.40	
	US TREASURY N/B	300,000.00	292,195.29	
	US TREASURY N/B	4,800,000.00	4,505,437.44	
	US TREASURY N/B	4,300,000.00	4,132,702.91	
	US TREASURY N/B	750,000.00	716,748.00	
	US TREASURY N/B	1,000,000.00	973,144.50	
	US TREASURY N/B	10,800,000.00	10,102,429.08	
	US TREASURY N/B	2,050,000.00	1,958,870.94	
	US TREASURY N/B	10,000,000.00	9,465,624.99	
	US TREASURY N/B	900,000.00	878,431.59	
	US TREASURY N/B	100,000.00	93,277.34	

US TREASURY N/B	100,000.00	95,847.65
US TREASURY N/B	2,100,000.00	1,992,046.77
US TREASURY N/B	100,000.00	93,410.15
US TREASURY N/B	300,000.00	287,566.38
US TREASURY N/B	500,000.00	473,300.75
US TREASURY N/B	50,000.00	47,916.99
US TREASURY N/B	9,500,000.00	8,863,944.60
US TREASURY N/B	1,150,000.00	1,098,811.43
US TREASURY N/B	2,400,000.00	2,267,859.36
US TREASURY N/B	200,000.00	187,015.62
US TREASURY N/B	1,900,000.00	1,817,097.49
US TREASURY N/B	100,000.00	94,757.81
US TREASURY N/B	5,700,000.00	5,332,394.46
US TREASURY N/B	3,700,000.00	3,552,288.97
US TREASURY N/B	300,000.00	281,812.50
US TREASURY N/B	25,100,000.00	23,846,468.35
US TREASURY N/B	3,200,000.00	3,009,312.32
US TREASURY N/B	3,800,000.00	3,662,398.20
US TREASURY N/B	17,300,000.00	16,135,628.69
US TREASURY N/B	100,000.00	94,359.37
US TREASURY N/B	32,700,000.00	31,416,266.67
US TREASURY N/B	100,000.00	91,855.46
US TREASURY N/B	100,000.00	95,984.37
US TREASURY N/B	48,800,000.00	47,074,841.92
US TREASURY N/B	100,000.00	91,339.84
US TREASURY N/B	11,150,000.00	10,577,690.57
US TREASURY N/B	100,000.00	96,156.25
US TREASURY N/B	1,000,000.00	963,984.30
US TREASURY N/B	6,500,000.00	5,901,034.75
US TREASURY N/B	100,000.00	96,398.43
US TREASURY N/B	3,000,000.00	2,882,343.60
US TREASURY N/B	200,000.00	181,226.56
US TREASURY N/B	300,000.00	289,757.79
US TREASURY N/B	5,200,000.00	5,009,062.24
US TREASURY N/B	4,000,000.00	3,612,656.00

US TREASURY N/B	36,750,000.00	34,632,567.90	
US TREASURY N/B	700,000.00	671,289.01	
US TREASURY N/B	200,000.00	180,039.06	
US TREASURY N/B	43,750,000.00	42,177,734.37	
US TREASURY N/B	200,000.00	179,789.06	
US TREASURY N/B	100,000.00	96,375.00	
US TREASURY N/B	200,000.00	179,078.12	
US TREASURY N/B	51,300,000.00	48,452,444.73	
US TREASURY N/B	13,200,000.00	12,679,217.76	
US TREASURY N/B	200,000.00	179,156.24	
US TREASURY N/B	10,000,000.00	9,540,625.00	
US TREASURY N/B	200,000.00	178,945.30	
US TREASURY N/B	16,600,000.00	15,816,687.50	
US TREASURY N/B	17,100,000.00	15,232,358.52	
US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,847,734.20	
US TREASURY N/B	1,000,000.00	947,968.70	
US TREASURY N/B	2,200,000.00	1,961,437.50	
US TREASURY N/B	5,000,000.00	4,702,148.00	
US TREASURY N/B	200,000.00	179,484.36	
US TREASURY N/B	42,300,000.00	39,889,229.94	
US TREASURY N/B	300,000.00	268,253.88	
US TREASURY N/B	1,800,000.00	1,654,804.62	
US TREASURY N/B	300,000.00	280,224.60	
US TREASURY N/B	2,600,000.00	2,318,570.28	
US TREASURY N/B	100,000.00	92,589.84	
US TREASURY N/B	300,000.00	268,195.29	
US TREASURY N/B	3,200,000.00	2,957,499.84	
US TREASURY N/B	100,000.00	88,359.37	
US TREASURY N/B	32,950,000.00	30,012,813.93	
US TREASURY N/B	12,000,000.00	10,873,593.60	
US TREASURY N/B	100,000.00	88,539.06	
US TREASURY N/B	11,500,000.00	10,500,937.50	
US TREASURY N/B	300,000.00	266,238.27	
US TREASURY N/B	5,600,000.00	5,104,093.68	
US TREASURY N/B	300,000.00	268,183.59	

	US TREASURY N/B	13,300,000.00	12,275,483.71	
	US TREASURY N/B	55,000,000.00	50,075,778.50	
	US TREASURY N/B	500,000.00	448,164.05	
	US TREASURY N/B	100,000.00	91,375.00	
	US TREASURY N/B	200,000.00	179,000.00	
	US TREASURY N/B	200,000.00	180,414.06	
	US TREASURY N/B	36,950,000.00	34,334,630.96	
	US TREASURY N/B	2,900,000.00	2,576,015.48	
	US TREASURY N/B	100,000.00	91,419.92	
	US TREASURY N/B	300,000.00	260,250.00	
	US TREASURY N/B	100,000.00	93,650.39	
	US TREASURY N/B	17,000,000.00	14,625,312.50	
	US TREASURY N/B	350,000.00	330,797.84	
	US TREASURY N/B	67,500,000.00	62,801,365.50	
	US TREASURY N/B	200,000.00	171,554.68	
	US TREASURY N/B	100,000.00	93,974.60	
	US TREASURY N/B	300,000.00	256,734.36	
	US TREASURY N/B	300,000.00	289,142.55	
	US TREASURY N/B	100,000.00	84,875.00	
	US TREASURY N/B	1,400,000.00	1,320,949.14	
	US TREASURY N/B	20,300,000.00	18,745,383.37	
	US TREASURY N/B	100,000.00	85,167.96	
	US TREASURY N/B	100,000.00	95,880.85	
	US TREASURY N/B	100,000.00	84,457.03	
	US TREASURY N/B	300,000.00	254,191.38	
	US TREASURY N/B	1,000,000.00	920,683.50	
	US TREASURY N/B	300,000.00	255,199.20	
	US TREASURY N/B	500,000.00	424,257.80	
	US TREASURY N/B	500,000.00	426,015.60	
	US TREASURY N/B	28,200,000.00	26,506,897.38	
	US TREASURY N/B	100,000.00	86,683.59	
	US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,305,820.20	
	US TREASURY N/B	100,000.00	86,906.25	
	US TREASURY N/B	53,600,000.00	50,569,295.20	
	US TREASURY N/B	500,000.00	433,632.80	

US TREASURY N/B	16,400,000.00	14,195,608.76
US TREASURY N/B	100,000.00	85,164.06
US TREASURY N/B	16,150,000.00	15,210,964.71
US TREASURY N/B	10,100,000.00	8,646,151.46
US TREASURY N/B	100,000.00	86,039.06
US TREASURY N/B	300,000.00	259,464.84
US TREASURY N/B	2,400,000.00	2,286,093.60
US TREASURY N/B	100,000.00	86,980.46
US TREASURY N/B	100,000.00	86,300.78
US TREASURY N/B	3,200,000.00	2,816,374.72
US TREASURY N/B	35,050,000.00	32,422,616.95
US TREASURY N/B	18,000,000.00	15,953,905.80
US TREASURY N/B	8,100,000.00	7,374,163.86
US TREASURY N/B	100,000.00	93,667.96
US TREASURY N/B	28,900,000.00	26,283,194.59
US TREASURY N/B	2,100,000.00	1,951,605.39
US TREASURY N/B	300,000.00	286,898.43
US TREASURY N/B	100,000.00	92,144.53
US TREASURY N/B	300,000.00	260,648.43
US TREASURY N/B	1,000,000.00	949,199.20
US TREASURY N/B	100,000.00	87,460.93
US TREASURY N/B	100,000.00	80,289.06
US TREASURY N/B	200,000.00	170,835.92
US TREASURY N/B	86,200,000.00	98,527,272.36
US TREASURY N/B	400,000.00	317,937.48
US TREASURY N/B	100,000.00	79,035.15
US TREASURY N/B	161,450,000.00	177,390,023.08
US TREASURY N/B	100,000.00	81,763.67
US TREASURY N/B	100,000.00	84,460.93
US TREASURY N/B	100,000.00	81,445.31
US TREASURY N/B	35,650,000.00	29,146,659.26
US TREASURY N/B	6,000,000.00	5,104,452.60
US TREASURY N/B	100,000.00	92,367.18
US TREASURY N/B	800,000.00	729,874.96
US TREASURY N/B	18,500,000.00	18,875,781.25

US TREASURY N/B	100,000.00	107,486.32
US TREASURY N/B	6,850,000.00	7,718,156.67
US TREASURY N/B	100,000.00	106,992.18
US TREASURY N/B	100,000.00	95,107.42
US TREASURY N/B	1,100,000.00	1,143,312.50
US TREASURY N/B	100,000.00	107,015.62
US TREASURY N/B	2,100,000.00	2,214,351.51
US TREASURY N/B	100,000.00	108,644.53
US TREASURY N/B	100,000.00	105,164.06
US TREASURY N/B	6,400,000.00	4,084,499.84
US TREASURY N/B	100,000.00	98,851.56
US TREASURY N/B	4,100,000.00	2,600,296.67
US TREASURY N/B	1,400,000.00	1,450,585.92
US TREASURY N/B	100,000.00	66,128.90
US TREASURY N/B	100,000.00	110,257.81
US TREASURY N/B	200,000.00	143,984.36
US TREASURY N/B	100,000.00	105,230.46
US TREASURY N/B	2,100,000.00	1,605,105.39
US TREASURY N/B	7,500,000.00	7,245,409.50
US TREASURY N/B	13,300,000.00	9,267,138.09
US TREASURY N/B	2,400,000.00	2,110,031.04
US TREASURY N/B	9,300,000.00	6,757,031.25
US TREASURY N/B	100,000.00	87,589.84
US TREASURY N/B	600,000.00	464,484.36
US TREASURY N/B	100,000.00	85,617.18
US TREASURY N/B	500,000.00	444,882.80
US TREASURY N/B	200,000.00	163,960.92
US TREASURY N/B	100,000.00	90,625.00
US TREASURY N/B	100,000.00	81,738.28
US TREASURY N/B	1,000,000.00	991,562.50
US TREASURY N/B	2,390,000.00	2,075,098.61
US TREASURY N/B	100,000.00	93,652.34
US TREASURY N/B	100,000.00	93,367.18
US TREASURY N/B	8,000,000.00	7,175,000.00
US TREASURY N/B	39,950,000.00	34,366,360.28

	US TREASURY N/B	44,800,000.00	37,694,124.16	
	US TREASURY N/B	44,700,000.00	34,343,917.41	
	US TREASURY N/B	22,900,000.00	19,227,052.97	
	US TREASURY N/B	17,500,000.00	14,358,202.25	
	US TREASURY N/B	3,200,000.00	2,683,624.96	
	US TREASURY N/B	49,700,000.00	37,970,019.71	
	US TREASURY N/B	28,200,000.00	21,522,327.42	
	US TREASURY N/B	36,500,000.00	26,446,815.95	
	US TREASURY N/B	14,200,000.00	11,620,148.26	
	US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,672,187.40	
	US TREASURY N/B	1,700,000.00	1,421,027.28	
	US TREASURY N/B	11,400,000.00	9,089,272.44	
	US TREASURY N/B	6,300,000.00	5,024,250.00	
	US TREASURY N/B	100,000.00	83,601.56	
	US TREASURY N/B	100,000.00	85,601.56	
	US TREASURY N/B	500,000.00	418,359.35	
	US TREASURY N/B	100,000.00	89,761.71	
	US TREASURY N/B	470,000.00	394,469.49	
	US TREASURY N/B	100,000.00	81,968.75	
	US TREASURY N/B	11,250,000.00	8,080,223.62	
	US TREASURY N/B	300,000.00	221,367.18	
	US TREASURY N/B	1,000,000.00	676,445.30	
	US TREASURY N/B	45,900,000.00	25,408,156.14	
	US TREASURY N/B	44,200,000.00	25,288,959.28	
	US TREASURY N/B	32,600,000.00	19,936,937.50	
	US TREASURY N/B	25,800,000.00	16,810,312.50	
	US TREASURY N/B	75,850,000.00	55,580,862.39	
	US TREASURY N/B	1,400,000.00	937,890.52	
	US TREASURY N/B	100,000.00	64,794.92	
	US TREASURY N/B	100,000.00	71,082.03	
	US TREASURY N/B	100,000.00	81,707.03	
小計	銘柄数：245	2,698,310,000.00	2,495,611,347.08	
			(335,410,165,047)	
	組入時価比率：49.4%		50.1%	
カナダドル	CANADIAN GOVERNMENT	500,000.00	488,794.50	

	CANADIAN GOVERNMENT	7,000,000.00	6,836,480.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	900,000.00	881,825.40	
	CANADIAN GOVERNMENT	1,600,000.00	1,588,518.40	
	CANADIAN GOVERNMENT	34,500,000.00	32,644,176.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	94,911.80	
	CANADIAN GOVERNMENT	4,500,000.00	4,342,531.50	
	CANADIAN GOVERNMENT	2,100,000.00	1,930,506.90	
	CANADIAN GOVERNMENT	1,600,000.00	1,566,113.60	
	CANADIAN GOVERNMENT	350,000.00	315,577.15	
	CANADIAN GOVERNMENT	300,000.00	280,814.40	
	CANADIAN GOVERNMENT	14,200,000.00	12,987,021.80	
	CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	91,598.60	
	CANADIAN GOVERNMENT	200,000.00	181,252.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	300,000.00	291,340.20	
	CANADIAN GOVERNMENT	800,000.00	804,225.60	
	CANADIAN GOVERNMENT	250,000.00	234,511.25	
	CANADIAN GOVERNMENT	17,180,000.00	19,561,182.36	
	CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	94,313.30	
	CANADIAN GOVERNMENT	300,000.00	281,742.30	
	CANADIAN GOVERNMENT	500,000.00	434,713.50	
	CANADIAN GOVERNMENT	5,950,000.00	5,184,110.05	
	CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	86,470.10	
	CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	89,791.10	
	CANADIAN GOVERNMENT	900,000.00	841,239.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	16,900,000.00	20,435,665.90	
	CANADIAN GOVERNMENT	5,040,000.00	5,972,914.08	
	CANADIAN GOVERNMENT	500,000.00	543,475.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	9,400,000.00	9,629,266.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	600,000.00	542,002.80	
	CANADIAN GOVERNMENT	12,100,000.00	9,193,979.30	
	CANADIAN GOVERNMENT	1,100,000.00	776,298.60	
	CANADIAN GOVERNMENT	1,600,000.00	1,408,614.40	
小計	銘柄数：33	141,670,000.00	140,635,976.89	
			(14,029,845,054)	
	組入時価比率：2.1%			2.1%

メキシコペソ	MEX BONOS DESARR FIX RT	78,500,000.00	75,069,471.50		
	MEX BONOS DESARR FIX RT	51,500,000.00	51,054,216.00		
	MEX BONOS DESARR FIX RT	73,000,000.00	65,435,740.00		
	MEX BONOS DESARR FIX RT	118,000,000.00	104,970,062.40		
	MEX BONOS DESARR FIX RT	1,000,000.00	862,720.00		
	MEX BONOS DESARR FIX RT	110,800,000.00	103,327,648.00		
	MEX BONOS DESARR FIX RT	77,300,000.00	75,202,851.00		
	MEX BONOS DESARR FIX RT	106,600,000.00	99,045,258.00		
	MEX BONOS DESARR FIX RT	400,000.00	364,072.00		
	MEX BONOS DESARR FIX RT	53,300,000.00	57,511,233.00		
	MEX BONOS DESARR FIX RT	48,600,000.00	46,247,760.00		
	MEX BONOS DESARR FIX RT	68,200,000.00	59,876,872.00		
	MEX BONOS DESARR FIX RT	54,000,000.00	48,507,660.00		
	小計	銘柄数 : 13	841,200,000.00	787,475,563.90	
		組入時価比率 : 0.8%		(5,703,449,266)	0.9%
ユーロ	BELGIUM KINGDOM	5,550,000.00	5,515,590.00		
	BELGIUM KINGDOM	5,700,000.00	5,481,120.00		
	BELGIUM KINGDOM	1,700,000.00	1,620,801.42		
	BELGIUM KINGDOM	9,600,000.00	10,075,137.60		
	BELGIUM KINGDOM	100,000.00	94,282.60		
	BELGIUM KINGDOM	100,000.00	91,886.50		
	BELGIUM KINGDOM	1,000,000.00	902,269.00		
	BELGIUM KINGDOM	6,500,000.00	5,779,397.00		
	BELGIUM KINGDOM	11,400,000.00	9,775,123.80		
	BELGIUM KINGDOM	7,500,000.00	8,065,200.00		
	BELGIUM KINGDOM	100,000.00	84,210.00		
	BELGIUM KINGDOM	2,800,000.00	2,224,975.20		
	BELGIUM KINGDOM	100,000.00	83,401.95		
	BELGIUM KINGDOM	4,100,000.00	4,600,987.20		
	BELGIUM KINGDOM	4,000,000.00	4,236,178.40		
	BELGIUM KINGDOM	4,950,000.00	3,513,772.35		
	BELGIUM KINGDOM	2,700,000.00	1,906,966.80		
	BELGIUM KINGDOM	3,600,000.00	2,813,798.88		
	BELGIUM KINGDOM	2,200,000.00	1,654,023.80		

	BELGIUM KINGDOM GOVT	11,500,000.00	12,953,807.00	
	BELGIUM KINGDOM GOVT	10,500,000.00	12,364,117.50	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	4,550,000.00	4,625,470.85	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	13,600,000.00	13,724,440.00	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	10,300,000.00	10,251,476.70	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	2,100,000.00	2,034,333.00	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	12,200,000.00	11,366,593.60	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	19,650,000.00	20,361,624.75	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	97,704.50	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,200,000.00	1,097,280.00	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	3,000,000.00	2,896,784.70	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	50,000.00	54,540.05	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	800,000.00	751,512.80	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	93,795.00	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	90,355.00	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	11,300,000.00	10,511,599.00	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	900,000.00	772,605.00	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	22,800,000.00	20,901,968.40	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	6,250,000.00	5,709,062.50	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	16,350,000.00	17,985,000.00	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	90,293.60	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	500,000.00	429,200.00	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	4,200,000.00	3,838,720.62	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	29,700,000.00	27,523,563.21	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	5,400,000.00	4,854,600.00	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,000,000.00	824,279.00	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	800,000.00	542,876.00	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,900,000.00	2,173,991.40	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	4,200,000.00	4,710,090.00	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	500,000.00	470,080.95	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	13,000,000.00	15,612,090.00	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	86,560.58	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,500,000.00	1,231,967.55	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	5,600,000.00	5,071,082.80	
	BUNDESobligation	2,600,000.00	2,478,970.00	

	BUNDES OblIGATION	1,300,000.00	1,197,456.00
	BUNDES OblIGATION	2,950,000.00	2,683,851.00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	600,000.00	589,440.00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,500,000.00	1,458,735.00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	2,700,000.00	2,580,930.00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	7,700,000.00	7,374,136.00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	19,600,000.00	18,388,720.00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,000,000.00	914,020.00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	700,000.00	639,450.00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	21,300,000.00	24,687,978.00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	200,000.00	182,996.00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	19,300,000.00	21,996,403.00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	600,000.00	544,260.00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	10,700,000.00	11,875,288.00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	88,652.00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	87,763.00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	97,517.00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	19,550,000.00	24,161,649.50
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	32,100,000.00	38,953,992.00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	17,800,000.00	21,740,225.80
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	16,700,000.00	19,502,607.36
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	17,900,000.00	14,357,769.00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	7,700,000.00	9,451,018.50
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	2,800,000.00	3,655,198.40
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,130,000.00	1,252,581.27
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	3,700,000.00	3,707,705.25
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	11,700,000.00	11,795,940.00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	11,200,000.00	8,742,944.00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,000,000.00	499,740.00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	3,700,000.00	3,189,289.00
	BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	4,600,000.00	4,544,846.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	10,100,000.00	10,219,786.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	300,000.00	294,723.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	1,200,000.00	1,175,016.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	2,200,000.00	2,151,952.00

BUONI POLIENNALI DEL TES	7,300,000.00	7,340,807.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	7,600,000.00	7,362,804.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	1,000,000.00	991,430.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	2,100,000.00	1,990,779.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	31,200,000.00	32,167,200.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	95,620.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	5,500,000.00	5,276,208.30	
BUONI POLIENNALI DEL TES	400,000.00	386,360.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	5,800,000.00	5,491,730.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	11,750,000.00	11,471,525.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	3,000,000.00	2,886,900.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	12,550,000.00	12,546,235.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	91,682.72	
BUONI POLIENNALI DEL TES	18,600,000.00	19,133,820.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	800,000.00	753,280.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	2,000,000.00	1,911,200.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	26,600,000.00	30,071,300.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	92,000.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	90,580.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	189,160.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	187,240.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	35,450,000.00	39,881,250.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	2,600,000.00	2,486,380.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	185,300.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	850,000.00	836,825.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	15,000,000.00	15,765,000.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	95,280.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	800,000.00	763,520.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	40,550,000.00	44,130,565.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	2,000,000.00	1,988,400.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	97,860.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	1,000,000.00	845,500.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	20,000,000.00	22,872,000.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	1,050,000.00	859,635.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	75,880.00	

	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	86,590.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	18,350,000.00	20,564,845.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	6,000,000.00	6,058,200.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	1,400,000.00	1,185,100.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	22,300,000.00	23,595,630.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	15,700,000.00	14,170,820.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	800,000.00	773,440.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	79,110.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	7,300,000.00	7,072,970.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	500,000.00	435,550.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	83,960.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	5,000,000.00	5,336,000.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	169,000.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	12,100,000.00	12,954,260.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	8,800,000.00	9,164,320.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	4,900,000.00	4,092,480.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	2,800,000.00	2,399,600.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	8,800,000.00	8,007,120.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	7,900,000.00	5,518,940.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	4,100,000.00	2,836,228.30	
	FINNISH GOVERNMENT	700,000.00	692,314.00	
	FINNISH GOVERNMENT	600,000.00	617,310.00	
	FINNISH GOVERNMENT	100,000.00	95,310.08	
	FINNISH GOVERNMENT	2,000,000.00	1,868,188.00	
	FINNISH GOVERNMENT	3,300,000.00	3,285,819.90	
	FINNISH GOVERNMENT	2,400,000.00	2,060,757.60	
	FINNISH GOVERNMENT	1,300,000.00	1,094,575.69	
	FINNISH GOVERNMENT	2,000,000.00	1,632,290.00	
	FINNISH GOVERNMENT	4,500,000.00	3,057,196.50	
	FINNISH GOVERNMENT	400,000.00	374,132.80	
	FINNISH GOVERNMENT	1,000,000.00	729,226.80	
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	96,798.00	
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	99,062.00	
	FRANCE (GOVT OF)	12,000,000.00	11,310,681.60	
	FRANCE (GOVT OF)	5,700,000.00	5,360,293.11	

	FRANCE (GOVT OF)	9,950,000.00	9,442,550.00	
	FRANCE (GOVT OF)	3,100,000.00	2,875,541.40	
	FRANCE (GOVT OF)	13,300,000.00	12,089,407.40	
	FRANCE (GOVT OF)	8,000,000.00	7,424,532.00	
	FRANCE (GOVT OF)	500,000.00	451,821.50	
	FRANCE (GOVT OF)	6,900,000.00	6,210,503.70	
	FRANCE (GOVT OF)	15,100,000.00	13,459,566.20	
	FRANCE (GOVT OF)	3,300,000.00	2,875,950.00	
	FRANCE (GOVT OF)	300,000.00	296,460.00	
	FRANCE (GOVT OF)	14,500,000.00	12,036,102.00	
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	79,680.00	
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	82,280.00	
	FRANCE (GOVT OF)	10,600,000.00	8,356,223.80	
	FRANCE (GOVT OF)	2,000,000.00	1,380,800.00	
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	54,025.50	
	FRANCE (GOVT OF)	1,500,000.00	790,740.00	
	FRANCE (GOVT OF)	2,400,000.00	1,653,840.00	
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	5,400,000.00	5,287,150.80	
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	10,650,000.00	11,543,535.00	
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	100,000.00	95,050.00	
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	300,000.00	275,386.50	
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	36,400,000.00	37,126,180.00	
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	8,700,000.00	8,674,335.00	
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	40,150,000.00	45,875,390.00	
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	100,000.00	90,442.30	
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	28,050,000.00	34,665,873.00	
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	40,050,000.00	46,588,362.75	
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	10,300,000.00	11,286,732.79	
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	5,350,000.00	6,254,497.75	
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	24,450,000.00	24,467,115.00	
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	7,650,000.00	8,740,168.60	
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	14,840,000.00	17,235,992.20	
	IRISH GOVERNMENT	130,000.00	136,570.85	
	IRISH GOVERNMENT	10,600,000.00	9,640,203.92	
	IRISH TSY 1.10% 2029	600,000.00	541,222.20	

	IRISH TSY 1.3% 2033	5,100,000.00	4,326,753.30
	IRISH TSY 1.35% 2031	1,100,000.00	981,167.00
	IRISH TSY 1.5% 2050	2,900,000.00	2,001,142.10
	IRISH TSY 1.7% 2037	3,100,000.00	2,575,092.50
	IRISH TSY 1% 2026	100,000.00	94,667.80
	IRISH TSY 2.4% 2030	7,500,000.00	7,293,135.00
	IRISH TSY 2% 2045	1,600,000.00	1,282,057.60
	IRISH TSY 3.4% 2024	100,000.00	100,605.90
	NETHERLANDS GOVERNMENT	100,000.00	98,730.00
	NETHERLANDS GOVERNMENT	8,500,000.00	7,996,708.20
	NETHERLANDS GOVERNMENT	100,000.00	92,825.00
	NETHERLANDS GOVERNMENT	100,000.00	92,100.00
	NETHERLANDS GOVERNMENT	12,300,000.00	13,899,000.00
	NETHERLANDS GOVERNMENT	1,000,000.00	903,150.00
	NETHERLANDS GOVERNMENT	2,000,000.00	1,707,940.00
	NETHERLANDS GOVERNMENT	100,000.00	85,887.96
	NETHERLANDS GOVERNMENT	11,750,000.00	11,474,603.50
	NETHERLANDS GOVERNMENT	6,850,000.00	7,766,662.89
	NETHERLANDS GOVERNMENT	500,000.00	347,819.50
	NETHERLANDS GOVERNMENT	5,300,000.00	6,037,320.10
	NETHERLANDS GOVERNMENT	9,800,000.00	9,905,842.94
	NETHERLANDS GOVERNMENT	400,000.00	345,824.00
	REPUBLIC OF AUSTRIA	800,000.00	576,688.80
	REPUBLIC OF AUSTRIA	1,300,000.00	1,246,765.00
	REPUBLIC OF AUSTRIA	700,000.00	685,463.80
	REPUBLIC OF AUSTRIA	4,600,000.00	4,412,862.80
	REPUBLIC OF AUSTRIA	7,900,000.00	8,366,100.00
	REPUBLIC OF AUSTRIA	2,000,000.00	1,856,824.00
	REPUBLIC OF AUSTRIA	7,600,000.00	8,659,690.80
	REPUBLIC OF AUSTRIA	11,600,000.00	10,061,840.00
	REPUBLIC OF AUSTRIA	9,550,000.00	8,920,120.20
	REPUBLIC OF AUSTRIA	1,200,000.00	1,332,337.20
	REPUBLIC OF AUSTRIA	2,400,000.00	2,405,827.20
	REPUBLIC OF AUSTRIA	7,000,000.00	5,100,900.00
	REPUBLIC OF AUSTRIA	2,000,000.00	1,144,032.00

小計	REPUBLIC OF AUSTRIA	2,650,000.00	3,048,459.30	
	SPANISH GOVERNMENT	34,000,000.00	39,148,960.00	
	SPANISH GOVERNMENT	27,950,000.00	33,308,015.00	
	SPANISH GOVERNMENT	9,250,000.00	9,756,437.50	
	銘柄数 : 233	1,516,600,000.00	1,557,780,103.09	(223,074,110,762)
	組入時価比率 : 32.9%			33.3%
英債券	UK TREASURY	700,000.00	676,270.00	
	UK TREASURY	300,000.00	290,597.16	
	UK TREASURY	4,350,000.00	4,285,961.04	
	UK TREASURY	15,720,000.00	16,183,670.83	
	UK TREASURY	200,000.00	187,889.36	
	UK TREASURY	500,000.00	483,001.00	
	UK TREASURY	1,910,000.00	1,793,373.49	
	UK TREASURY	1,680,000.00	1,502,172.00	
	UK TREASURY	400,000.00	364,760.00	
	UK TREASURY	8,600,000.00	8,916,579.76	
	UK TREASURY	200,000.00	181,749.20	
	UK TREASURY	7,330,000.00	8,293,103.36	
	UK TREASURY	700,000.00	587,141.94	
	UK TREASURY	200,000.00	169,794.00	
	UK TREASURY	7,200,000.00	7,839,360.00	
	UK TREASURY	5,260,000.00	5,569,519.44	
	UK TREASURY	17,350,000.00	18,696,880.50	
	UK TREASURY	750,000.00	519,207.00	
	UK TREASURY	10,830,000.00	11,358,287.40	
	UK TREASURY	1,500,000.00	1,149,855.00	
	UK TREASURY	27,750,000.00	27,290,737.50	
	UK TREASURY	4,250,000.00	4,681,715.00	
	UK TREASURY	18,600,000.00	19,334,365.20	
	UK TREASURY	500,000.00	519,630.00	
UK TREASURY	320,000.00	344,195.20		
UK TREASURY	10,440,000.00	9,718,531.27		
UK TREASURY	1,900,000.00	1,977,615.00		
UK TREASURY	3,000,000.00	1,851,350.40		

	UK TREASURY	10,400,000.00	6,727,552.00	
	UK TREASURY	350,000.00	366,891.00	
	UK TREASURY	100,000.00	54,659.20	
	UK TREASURY	6,250,000.00	6,070,437.50	
	UK TREASURY	1,800,000.00	1,067,760.00	
	UK TREASURY	700,000.00	426,967.80	
	UK TREASURY	8,600,000.00	8,979,346.00	
	UK TREASURY	100,000.00	74,043.00	
	UK TREASURY	200,000.00	190,332.00	
	UK TSY 0 1/2% 2061	6,600,000.00	2,323,530.00	
	UK TSY 0 5/8% 2050	6,100,000.00	2,747,623.00	
	UK TSY 3 1/4% 2044	7,000,000.00	6,289,542.00	
	UNITED KINGDOM GILT	700,000.00	695,972.90	
	UNITED KINGDOM GILT	8,000,000.00	8,145,760.00	
	UNITED KINGDOM(GOVERNMENT)	3,470,000.00	3,711,060.90	
小計	銘柄数：43	212,810,000.00	202,638,789.35 (32,580,264,551)	
	組入時価比率：4.8%		4.9%	
スウェーデン ローナ	SWEDISH GOVERNMENT	34,350,000.00	34,082,070.00	
	SWEDISH GOVERNMENT	16,000,000.00	15,121,654.40	
	SWEDISH GOVERNMENT	17,300,000.00	15,890,330.26	
	SWEDISH GOVERNMENT	4,100,000.00	3,691,120.12	
	SWEDISH GOVERNMENT	13,100,000.00	10,908,566.50	
	SWEDISH GOVERNMENT	21,300,000.00	24,403,556.97	
小計	銘柄数：6	106,150,000.00	104,097,298.25 (1,336,609,309)	
	組入時価比率：0.2%		0.2%	
ノルウェー ローネ	NORWEGIAN GOVERNMENT	22,800,000.00	22,693,840.92	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	13,300,000.00	12,882,140.60	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	7,100,000.00	6,751,390.00	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	1,700,000.00	1,607,435.00	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	9,400,000.00	8,879,334.00	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	28,000,000.00	25,657,548.00	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	7,400,000.00	6,522,768.48	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	13,000,000.00	11,879,777.00	

小計	銘柄数：8	102,700,000.00	96,874,234.00 (1,266,146,238)
	組入時価比率：0.2%		0.2%
デンマーククローネ	KINGDOM OF DENMARK	25,200,000.00	24,457,860.00
	KINGDOM OF DENMARK	6,500,000.00	5,879,021.85
	KINGDOM OF DENMARK	37,250,000.00	32,306,925.00
	KINGDOM OF DENMARK	38,100,000.00	47,352,615.48
	KINGDOM OF DENMARK	7,500,000.00	4,019,595.00
小計	銘柄数：5	114,550,000.00	114,016,017.33 (2,191,387,853)
	組入時価比率：0.3%		0.3%
ズロチ	POLAND GOVERNMENT BOND	38,800,000.00	36,376,210.56
	POLAND GOVERNMENT BOND	8,300,000.00	7,386,170.00
	POLAND GOVERNMENT BOND	56,800,000.00	48,098,808.00
	POLAND GOVERNMENT BOND	3,300,000.00	2,659,800.00
	POLAND GOVERNMENT BOND	7,400,000.00	5,204,494.00
小計	銘柄数：5	114,600,000.00	99,725,482.56 (2,993,559,535)
	組入時価比率：0.4%		0.4%
豪ドル	AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,500,000.00	2,474,625.00
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	7,850,000.00	7,819,544.35
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	17,680,000.00	18,105,119.13
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	6,350,000.00	6,657,271.42
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,200,000.00	1,159,888.20
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	300,000.00	287,430.27
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,700,000.00	1,668,675.29
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	9,300,000.00	8,798,730.00
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	22,200,000.00	20,581,890.84
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	5,700,000.00	4,662,684.93
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,300,000.00	2,779,146.15
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	300,000.00	238,560.00
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	600,000.00	483,771.48
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,300,000.00	1,088,269.65
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	17,000,000.00	18,058,367.30
AUSTRALIAN GOVERNMENT	300,000.00	279,224.19	

小計	AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,050,000.00	2,711,972.46	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	9,350,000.00	9,123,817.89	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,550,000.00	1,395,155.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,250,000.00	1,861,431.52	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	6,600,000.00	5,431,800.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,000,000.00	1,814,400.00	
	銘柄数 : 22 組入時価比率 : 1.6%	123,380,000.00	117,481,775.07 (10,831,819,661) 1.6%	
ニュージーランド ドル	NEW ZEALAND GOVERNMENT	4,000,000.00	3,839,200.00	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	4,000,000.00	4,017,600.00	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	3,000,000.00	2,788,902.00	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	4,000,000.00	3,727,762.00	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	2,000,000.00	1,636,641.20	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	1,000,000.00	653,021.00	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	1,000,000.00	725,500.00	
小計	銘柄数 : 7 組入時価比率 : 0.2%	19,000,000.00	17,388,626.20 (1,458,557,965) 0.2%	
シンガポールドル	SINGAPORE GOVERNMENT	1,450,000.00	1,430,425.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	2,300,000.00	2,292,295.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	1,100,000.00	1,079,980.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	2,700,000.00	2,615,220.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	500,000.00	468,200.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	5,850,000.00	5,934,825.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	500,000.00	489,250.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	300,000.00	295,650.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	5,260,000.00	5,157,430.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	2,980,000.00	3,035,130.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	3,220,000.00	2,892,574.30	
	SINGAPORE GOVERNMENT	1,950,000.00	1,878,737.25	
	SINGAPORE GOVERNMENT	1,900,000.00	1,844,900.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	2,100,000.00	1,738,800.00	
小計	銘柄数 : 14	32,110,000.00	31,153,416.55 (3,130,918,363)	

	組入時価比率：0.5%		0.5%
リンギ	MALAYSIA GOVERNMENT	400,000.00	404,172.68
	MALAYSIA GOVERNMENT	1,000,000.00	1,008,938.40
	MALAYSIA GOVERNMENT	2,600,000.00	2,749,702.80
	MALAYSIA GOVERNMENT	3,300,000.00	3,222,623.25
	MALAYSIA GOVERNMENT	3,300,000.00	3,517,943.88
	MALAYSIAN GOVERNMENT	2,500,000.00	2,507,580.75
	MALAYSIAN GOVERNMENT	7,800,000.00	7,884,973.20
	MALAYSIAN GOVERNMENT	2,900,000.00	2,931,705.99
	MALAYSIAN GOVERNMENT	16,600,000.00	17,005,861.70
	MALAYSIAN GOVERNMENT	4,600,000.00	4,647,282.94
	MALAYSIAN GOVERNMENT	9,200,000.00	9,154,091.08
	MALAYSIAN GOVERNMENT	2,200,000.00	2,205,306.18
	MALAYSIAN GOVERNMENT	280,000.00	281,675.82
	MALAYSIAN GOVERNMENT	15,400,000.00	16,091,883.50
	MALAYSIAN GOVERNMENT	5,400,000.00	5,530,494.78
	MALAYSIAN GOVERNMENT	9,800,000.00	9,641,117.50
	MALAYSIAN GOVERNMENT	11,100,000.00	11,252,905.83
	MALAYSIAN GOVERNMENT	10,600,000.00	11,495,694.70
	MALAYSIAN GOVERNMENT	10,500,000.00	11,092,098.15
	小計	銘柄数：20	119,780,000.00
組入時価比率：0.5%			0.6%
人民元	CHINA GOVERNMENT BOND	141,900,000.00	142,182,026.25
	CHINA GOVERNMENT BOND	1,000,000.00	997,950.00
	CHINA GOVERNMENT BOND	142,100,000.00	141,637,151.88
	CHINA GOVERNMENT BOND	49,900,000.00	49,685,430.00
	CHINA GOVERNMENT BOND	73,500,000.00	72,952,425.00
	CHINA GOVERNMENT BOND	102,500,000.00	101,853,440.25
	CHINA GOVERNMENT BOND	89,500,000.00	89,755,075.00
	CHINA GOVERNMENT BOND	33,000,000.00	32,657,691.00
	CHINA GOVERNMENT BOND	84,800,000.00	84,125,840.00
	CHINA GOVERNMENT BOND	54,000,000.00	53,570,700.00
	CHINA GOVERNMENT BOND	31,500,000.00	31,185,000.00

		CHINA GOVERNMENT BOND	48,800,000.00	48,692,640.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	70,000,000.00	70,532,000.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	60,000,000.00	59,895,618.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	74,000,000.00	73,644,800.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	93,500,000.00	92,040,025.55	
		CHINA GOVERNMENT BOND	33,000,000.00	33,425,571.30	
		CHINA GOVERNMENT BOND	20,000,000.00	20,017,946.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	20,000,000.00	19,767,926.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	31,500,000.00	31,140,443.25	
		CHINA GOVERNMENT BOND	70,300,000.00	69,051,725.08	
		CHINA GOVERNMENT BOND	42,100,000.00	41,779,703.20	
		CHINA GOVERNMENT BOND	15,000,000.00	16,111,320.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	36,000,000.00	37,463,324.40	
		CHINA GOVERNMENT BOND	87,700,000.00	88,410,510.32	
		CHINA GOVERNMENT BOND	15,000,000.00	14,552,149.50	
	小計	銘柄数：26	1,520,600,000.00	1,517,128,431.98	
				(29,723,731,952)	
		組入時価比率：4.4%		4.4%	
	新シェケル	ISRAEL FIXED BOND	6,200,000.00	6,173,433.62	
		ISRAEL FIXED BOND	1,900,000.00	1,789,430.45	
		ISRAEL FIXED BOND	12,200,000.00	11,567,421.46	
		ISRAEL FIXED BOND	6,500,000.00	7,030,631.40	
		ISRAEL FIXED BOND	5,000,000.00	4,662,507.00	
		ISRAEL FIXED BOND	6,300,000.00	5,826,679.74	
		ISRAEL FIXED BOND	4,500,000.00	3,758,628.15	
		ISRAEL FIXED BOND	5,900,000.00	4,482,424.11	
		ISRAEL FIXED BOND	7,200,000.00	8,913,156.48	
		ISRAEL FIXED BOND	5,700,000.00	5,704,646.07	
	小計	銘柄数：10	61,400,000.00	59,908,958.48	
				(2,268,710,321)	
		組入時価比率：0.3%		0.3%	
	合計			669,729,928,066	
				(669,729,928,066)	

(注1) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(3) 貸付有価証券の明細(2023年2月17日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	備考
国債証券	米ドル	US TREASURY N/B	24,000,000	
		US TREASURY N/B	18,000,000	
		US TREASURY N/B	10,385,000	
		US TREASURY N/B	2,500,000	
		US TREASURY N/B	33,000,000	
		US TREASURY N/B	30,000,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY N/B	14,000,000	
		US TREASURY N/B	875,000	
		US TREASURY N/B	5,000,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY BOND	50,000,000	
		US TREASURY BOND	13,000,000	
		US TREASURY N/B	15,000,000	
		US TREASURY BOND	21,570,000	
		US TREASURY N/B	23,000,000	
		US TREASURY N/B	170,000	
		US TREASURY N/B	170,000	
		US TREASURY N/B	1,870,000	
		US TREASURY N/B	14,450,000	
		US TREASURY N/B	170,000	
		US TREASURY N/B	200,000	
		US TREASURY N/B	19,000,000	
		US TREASURY N/B	425,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY N/B	10,877,000	
		US TREASURY N/B	15,600,000	
		US TREASURY N/B	1,000,000	
		US TREASURY N/B	5,000,000	
		US TREASURY N/B	30,000,000	
		US TREASURY N/B	24,500,000	
		US TREASURY N/B	6,000,000	
		US TREASURY N/B	22,500,000	
		US TREASURY N/B	30,000,000	
		US TREASURY N/B	17,000,000	
		US TREASURY N/B	25,000,000	
		US TREASURY N/B	24,000,000	
		US TREASURY N/B	29,000,000	
		US TREASURY N/B	8,000,000	
	US TREASURY N/B	23,000,000		
US TREASURY N/B	14,000,000			
US TREASURY N/B	38,000,000			
US TREASURY N/B	850,000			
	豪ドル	AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,900,000	

	AUSTRALIAN GOVERNMENT	10,000,000	
ノルウェークローネ	NORWEGIAN GOVERNMENT	4,000,000	
メキシコペソ	MEX BONOS DESARR FIX RT	570,000	
新シェケル	ISRAEL FIXED BOND	1,800,000	
	ISRAEL FIXED BOND	5,015,000	
ユーロ	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	2,295,000	
	BUNDESREPUBLIC	2,507,000	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	850,000	
	BUNDESREPUBLIC	1,700,000	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	595,000	
	BUNDESREPUBLIC	14,640,000	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,664,000	
	BUNDESREPUBLIC	356,000	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	2,000,000	
	BUNDESREPUBLIC	2,550,000	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	2,200,000	
	BUNDESREPUBLIC	10,400,000	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	2,500,000	
	BUNDESREPUBLIC	1,200,000	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	2,400,000	
	BUNDESREPUBLIC	4,000,000	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	9,000,000	
	BUNDESREPUBLIC	3,100,000	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	18,000,000	
	BUNDESREPUBLIC	5,800,000	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	16,000,000	
	FRANCE (GOVT OF)	11,600,000	
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	1,000,000	
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	1,000,000	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	3,570,000	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	4,500,000	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	3,570,000	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,600,000	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	9,061,000	
	SPANISH GOVERNMENT	10,000,000	
	SPANISH GOVERNMENT	24,030,000	
	SPANISH GOVERNMENT	4,870,000	
NETHERLANDS GOVERNMENT	1,200,000		
NETHERLANDS GOVERNMENT	8,300,000		
REPUBLIC OF AUSTRIA	3,900,000		
BUONI POLIENNALI DEL TES	850,000		
BUONI POLIENNALI DEL TES	5,300,000		
BUONI POLIENNALI DEL TES	5,100,000		
BUONI POLIENNALI DEL TES	15,810,000		
BUONI POLIENNALI DEL TES	3,800,000		

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2023年2月17日現在		
	契約額等 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)

		うち1年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	315,929,017	—	317,780,930	1,851,913
米ドル	173,131,777	—	174,625,230	1,493,453
ユーロ	142,797,240	—	143,155,700	358,460
合計	315,929,017	—	317,780,930	1,851,913

(注) 時価の算定方法

1 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

新興国株式マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2023年2月17日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	2,595,259,155
コール・ローン	963,865,181
株式	82,089,363,980
投資信託受益証券	3,755,688,585
投資証券	106,295,375
派生商品評価勘定	1,652,980
未収配当金	132,100,981
差入委託証拠金	1,431,138,335
流動資産合計	91,075,364,572
資産合計	91,075,364,572
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	112,047,936
未払解約金	837,675,074
未払利息	230
その他未払費用	1,731,000
流動負債合計	951,454,240

負債合計	951,454,240
純資産の部	
元本等	
元本	56,190,680,938
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	33,933,229,394
元本等合計	90,123,910,332
純資産合計	90,123,910,332
負債純資産合計	91,075,364,572

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。</p> <p>投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。</p> <p>為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	<p>受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。</p> <p>有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>為替差損益 約定日基準で計上しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2023年2月17日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	

1口当たり純資産額
(10,000口当たり純資産額)

1,6039円
(16,039円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2022年2月18日
至 2023年2月17日

1. 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。

当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。

これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。

当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、株価指数先物取引を行っております。

当該デリバティブ取引は、対象とする株価指数等に係る価格変動リスクを有しております。

当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。

○市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。

○信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。

○流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年2月17日現在

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 時価の算定方法

株式

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

投資信託受益証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

投資証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

派生商品評価勘定

デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2023年2月17日現在

期首	2022年2月18日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	44,775,261,155円
同期中における追加設定元本額	16,697,202,502円
同期中における一部解約元本額	5,281,782,719円
期末元本額	56,190,680,938円
期末元本額の内訳*	
野村資産設計ファンド2015	18,497,472円
野村資産設計ファンド2020	19,991,799円
野村資産設計ファンド2025	32,790,988円
野村資産設計ファンド2030	51,741,862円

野村資産設計ファンド2035	49,340,011円
野村資産設計ファンド2040	87,137,592円
野村資産設計ファンド2045	19,287,677円
野村インデックスファンド・新興国株式 ネクストコア	3,790,643,180円
野村インデックスファンド・海外5資産バランス	17,687,729円
野村資産設計ファンド2050	543,073,718円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	22,039,152円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	5,613,594円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	3,622,636円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	2,840,146円
インデックス・ブレンド(タイプI)	2,589,348円
インデックス・ブレンド(タイプII)	2,095,624円
インデックス・ブレンド(タイプIII)	1,954,748円
インデックス・ブレンド(タイプIV)	16,617,629円
インデックス・ブレンド(タイプV)	5,019,562円
野村つみたて外国株投信	20,961,035円
野村外国株(含む新興国)インデックス Aコース(野村投資一任口座向け)	5,629,893,350円
野村外国株(含む新興国)インデックス Bコース(野村投資一任口座向け)	1,170,264,087円
世界6資産分散ファンド	2,151,481,914円
野村資産設計ファンド2060	112,611,520円
NEXT FUNDS 新興国株式・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(為替ヘッジなし)連動型上場投信	17,527,163円
ファンドラップ(ウエルス・スクエア)外国株式	1,296,842,871円
野村世界インデックス・バランス40VA(適格機関投資家専用)	3,195,516,012円
ノムラFOFs用インデックスファンド・新興国株式(適格機関投資家専用)	3,704,036円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス(2%コース向け)(適格機関投資家専用)	1,899,244,063円
野村新興国株式インデックスファンド(確定拠出年金向け)	735,718円
野村DC運用戦略ファンド	35,167,252,607円
野村DC運用戦略ファンド(マイルド)	655,766,363円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2030	45,027,417円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2040	22,166,441円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2050	20,933,470円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2060	15,860,360円
多資産分散投資ファンド(バランス10)(確定拠出年金向け)	11,855,735円
	60,452,309円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2023年2月17日現在)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	米ドル	INNER MONGOLIA YITAI COAL CO LTD	85,000	1.37	117,130.00	
		NOVATEK PJSC-SPONS GDR REG S	7,000	0.00	0.00	
		PJSC GAZPROM-ADR	456,300	0.00	0.00	
		PJSC LUKOIL	32,050	0.00	0.00	
		ROSNEFT OJSC - GDR	83,900	0.00	0.00	
		SURGUTNEFTEGAZ-SP ADR	103,000	0.00	0.00	

TATNEFT-SPONSORED ADR	19,100	0.00	0.00
PHOSAGRO PJSC	4,007	0.00	0.00
PHOSAGRO PJSC-GDR	78	0.00	0.00
PHOSAGRO PJSC-GDR REG S	1	0.00	0.00
QUIMICA Y MINERA CHIL-SP ADR	13,420	95.69	1,284,159.80
CIA DE MINAS BUENAVENTUR-ADR	21,600	7.36	158,976.00
NOVOLIPETSK STEEL PJSC	103,000	0.00	0.00
PJSC ALROSA	176,000	0.00	0.00
PJSC MMC NORILSK NICKEL-ADR	48,600	0.00	0.00
POLYUS PJSC	2,355	0.00	0.00
SEVERSTAL-GDR REG S	15,800	0.00	0.00
SOUTHERN COPPER CORP	7,990	76.10	608,039.00
ZTO EXPRESS CAYMAN INC	40,700	25.75	1,048,025.00
NIO INC ADR	128,700	10.19	1,311,453.00
H WORLD GROUP LTD-ADR	18,800	51.81	974,028.00
TRIP.COM GROUP LTD-ADR	52,600	38.05	2,001,430.00
YUM CHINA HOLDINGS INC	40,500	60.38	2,445,390.00
OZON HOLDINGS PLC - ADR	5,300	0.00	0.00
PDD HOLDINGS INC ADR	48,790	96.79	4,722,384.10
VIPSHOP HOLDINGS LTD - ADS	41,400	14.27	590,778.00
MAGNIT PJSC-SPON GDR REGS	31,300	0.00	0.00
X 5 RETAIL GROUP NV-REGS GDR	11,500	0.00	0.00
CIA CERVECERIAS UNIDAS-ADR	7,100	15.77	111,967.00
LEGEND BIOTECH CORP-ADR	4,500	49.04	220,680.00
ZAI LAB LTD - ADR	8,770	37.12	325,542.40
BANCO DE CHILE-ADR	21,400	21.89	468,446.00
BANCO SANTANDER CHILE-ADR	19,600	17.50	343,000.00
BANCOLOMBIA S. A. -SPONS ADR	10,030	27.10	271,813.00
COMMERCIAL INTL BANK-GDR REG	260,036	1.64	426,459.04
CREDICORP LTD	6,350	129.03	819,340.50
PJSC SBERBANK OF RUSSIA	811,000	0.00	0.00
STATE BANK OF INDIA-GDR	16,980	64.60	1,096,908.00
TCS GROUP HOLDING-REG S	9,300	0.00	0.00
VTB BANK JSC	175,780,000	0.00	0.00
SHANGHAI BAOSIGHT SOFTWARE CO LTD	37,700	3.18	120,149.90

	DAQO NEW ENERGY CORP-ADR	6,020	43.37	261,087.40	
	MOBILE TELESYSTEMS-SP ADR	28,650	0.00	0.00	
	ENEL CHILE SA-ADR	42,900	2.24	96,096.00	
	INTER RAO UES PJSC	3,660,000	0.00	0.00	
	360 DIGITECH INC-ADR	12,100	21.67	262,207.00	
	LUFAX HOLDING LTD	67,100	2.55	171,105.00	
	MOSCOW EXCHANGE MICEX-RTS PJSC	133,000	0.00	0.00	
	TAL EDUCATION GROUP-ADR	39,000	7.73	301,470.00	
	KE HOLDINGS INC ADR	65,800	19.49	1,282,442.00	
	SHANGHAI LUJIAZUI FIN&TRAD-B	87,648	0.79	69,592.51	
	IQIYI INC-ADR	41,500	7.20	298,800.00	
	TENCENT MUSIC ENTERTAINM-ADR	71,500	8.27	591,305.00	
	AUTOHOME INC-ADR	7,500	35.83	268,725.00	
	JOYY INC	4,250	34.70	147,475.00	
	KANZHUN LTD	19,900	23.83	474,217.00	
	VK CO LTD GDR	7,000	0.00	0.00	
	WEIBO CORP-SPON ADR	8,900	22.45	199,805.00	
	YANDEX NV-A	23,640	0.00	0.00	
小計	銘柄数：59			23,890,425.65	
				(3,210,873,207)	
	組入時価比率：3.6%			3.9%	
メキシコペソ	ORBIA ADVANCE CORP SAB DE CV	93,958	37.06	3,482,083.48	
	CEMEX SAB - CPO	1,455,985	9.61	13,992,015.85	
	GRUPO MEXICO SAB DE CV- SER B	305,983	83.62	25,586,298.46	
	INDUSTRIAS PENOLES SAB DE CV	16,210	235.76	3,821,669.60	
	ALFA S. A. B. -A	218,000	12.52	2,729,360.00	
	GRUPO CARSO SAB DE CV-SER A1	34,900	90.76	3,167,524.00	
	GRUPO AEROPORTUARIO DE SUR-B	18,900	513.82	9,711,198.00	
	GRUPO AEROPORTUARIO DEL-B SH	37,000	357.98	13,245,260.00	
	PROMOTORA Y OPERADORA DE INF	28,300	175.26	4,959,858.00	
	WALMART DE MEXICO-SER V	492,000	71.05	34,956,600.00	
	ARCA CONTINENTAL SAB DE CV	44,000	154.06	6,778,640.00	
	COCA-COLA FEMSA SAB DE CV	52,000	129.76	6,747,520.00	
	FOMENTO ECONOMICO MEXICA-UBD	182,700	175.59	32,080,293.00	
	GRUMA S. A. B. -B	23,900	252.94	6,045,266.00	

	GRUPO BIMBO SAB-SERIES A	131,000	89.05	11,665,550.00	
	KIMBERLY-CLARK DE MEXICO-A	143,000	36.49	5,218,070.00	
	BANCO DEL BAJIO SA	68,000	70.47	4,791,960.00	
	GRUPO FINANCIERO BANORTE-0	243,800	164.06	39,997,828.00	
	GRUPO FINANCIERO INBURSA-0	209,000	39.78	8,314,020.00	
	AMERICA MOVIL SAB DE C-SER L	2,678,000	19.01	50,908,780.00	
	GRUPO TELEVISIA SAB - SER CPO	201,000	21.61	4,343,610.00	
小計	銘柄数 : 21			292,543,404.39	
				(2,118,804,114)	
	組入時価比率 : 2.4%			2.6%	
リアル	COSAN SA	136,000	15.91	2,163,760.00	
	PETRO RIO SA	65,300	40.25	2,628,325.00	
	PETROBRAS - PETROLEO BRAS	359,000	30.15	10,823,850.00	
	PETROBRAS-PETROLEO BRAS-PR	460,000	26.85	12,351,000.00	
	ULTRAPAR PARTICIPACOES	86,000	12.89	1,108,540.00	
	BRASKEM SA-PREF A	13,200	20.30	267,960.00	
	KLABIN SA-UNIT	61,000	19.70	1,201,700.00	
	CIA SIDERURGICA NACIONAL SA	81,000	17.96	1,454,760.00	
	GERDAU SA PFD NPV	112,000	28.86	3,232,320.00	
	VALE SA	369,052	89.19	32,915,747.88	
	SUZANO SA	67,560	47.76	3,226,665.60	
	WEG SA	155,748	38.78	6,039,907.44	
	LOCALIZA RENT A CAR	71,560	58.09	4,156,920.40	
	LOCALIZA RENT A CAR SA-RIGHT	312	15.84	4,942.08	
	RUMO SA	123,000	17.95	2,207,850.00	
	CCR SA	121,000	11.08	1,340,680.00	
	MAGAZINE LUIZA SA	230,000	3.81	876,300.00	
	LOJAS RENNER S. A.	88,974	19.38	1,724,316.12	
	VIBRA ENERGIA SA	113,500	15.58	1,768,330.00	
	ATACADA0 SA	54,000	14.97	808,380.00	
	RAIA DROGASIL SA	102,000	23.30	2,376,600.00	
	SENDAS DISTRIBUIDORA SA	84,000	19.01	1,596,840.00	
	AMBEV SA	464,956	13.08	6,081,624.48	
	BRF SA	63,000	6.77	426,510.00	
	JBS SA	74,600	19.01	1,418,146.00	

	NATURA & CO HOLDING SA	92,500	15.36	1,420,800.00	
	HAPVIDA PARTICIPACOES E INVESTIMENTOS	420,987	5.13	2,159,663.31	
	REDE D'OR SAO LUIZ SA	65,300	29.07	1,898,271.00	
	HYPERA SA	33,000	46.33	1,528,890.00	
	BANCO BRADESCO S. A.	156,953	12.22	1,917,965.66	
	BANCO BRADESCO SA - PREF	499,042	14.02	6,996,568.84	
	BANCO DO BRASIL SA	91,000	42.40	3,858,400.00	
	BANCO SANTANDER (BRASIL) SA	43,700	29.55	1,291,335.00	
	ITAU UNIBANCO HOLDING SA-PREF	467,991	26.97	12,621,717.27	
	ITAUSA SA	492,018	8.76	4,310,077.68	
	BB SEGURIDADE PARTICIPACOES	67,000	35.37	2,369,790.00	
	TOTVS SA	61,000	28.50	1,738,500.00	
	TELEFONICA BRASIL S. A.	41,605	40.48	1,684,170.40	
	TIM SA	82,952	12.13	1,006,207.76	
	CENTRAIS ELECTRICAS BRASILEIRAS-PREF B	29,000	37.33	1,082,570.00	
	CENTRAIS ELETRICAS BRASILIER	121,100	35.97	4,355,967.00	
	CIA ENERGETICA DE MINAS GER-PREF	135,987	10.94	1,487,697.78	
	CPFL ENERGIA SA	18,400	30.93	569,112.00	
	ENERGISA SA-UNITS	20,800	39.99	831,792.00	
	EQUATORIAL ENERGIA SA - ORD	91,000	26.48	2,409,680.00	
	CIA SANEAMENTO BASICO DE SP	33,600	55.04	1,849,344.00	
	B3 SA-BRASIL BOLSA BALCAO	596,999	11.37	6,787,878.63	
	BANCO BTG PACTUAL SA - UNIT	109,000	21.39	2,331,510.00	
	ENGIE BRASIL SA	16,600	39.05	648,230.00	
小計	銘柄数：49			169,358,113.33	
				(4,354,688,232)	
	組入時価比率：4.8%			5.3%	
チリペソ	EMPRESAS COPEC SA	33,400	5,974.00	199,531,600.00	
	EMPRESAS CMPC SA	119,000	1,397.00	166,243,000.00	
	CIA SUD AMERICANA VAPORES	1,226,200	80.60	98,831,720.00	
	S. A. C. I. FALABELLA	94,000	1,908.80	179,427,200.00	
	CENCOSUD SA	126,000	1,504.00	189,504,000.00	
	BANCO DE CREDITO E INVERSION	6,282	26,130.00	164,148,660.00	
	ENEL AMERICAS SA	2,325,000	104.00	241,800,000.00	

小計	銘柄数：7			1,239,486,180.00	
	組入時価比率：0.2%			(210,140,007)	0.3%
コロンビアペソ	BANCOLOMBIA SA	28,900	39,400.00	1,138,660,000.00	
	INTERCONEXION ELECTRICA SA	33,800	18,800.00	635,440,000.00	
小計	銘柄数：2			1,774,100,000.00	
	組入時価比率：0.1%			(48,347,773)	0.1%
ユーロ	MYTILINEOS S. A.	12,000	24.60	295,200.00	
	FF GROUP	2,030	0.00	0.00	
	OPAP SA	20,200	15.06	304,212.00	
	JUMBO SA	10,732	18.77	201,439.64	
	ALPHA SERVICES AND HOLDINGS	206,500	1.35	279,497.75	
	EUROBANK ERGASIAS SERVICES AND HOLDINGS	282,800	1.30	369,761.00	
	NATIONAL BANK OF GREECE	43,700	4.67	204,297.50	
	HELLENIC TELECOM	18,000	15.42	277,560.00	
	PUBLIC POWER CORP	20,000	8.05	161,000.00	
	TERNA ENERGY SA	5,100	18.57	94,707.00	
小計	銘柄数：10			2,187,674.89	
	組入時価比率：0.3%			(313,275,044)	0.4%
トルコリラ	TUPRAS-TURKIYE PETROL RAFINE	12,700	630.40	8,006,080.00	
	HEKTAS TICARET T. A. S	100,000	33.66	3,366,000.00	
	SASA POLYESTER SANAYI	39,000	111.60	4,352,400.00	
	EREGLI DEMIR VE CELIK FABRIK	116,000	44.50	5,162,000.00	
	ASELSAN ELEKTRONIK SANAYI	62,460	56.95	3,557,097.00	
	KOC HLDGS	85,000	74.95	6,370,750.00	
	TURK SISE VE CAM FABRIKALARI AS	150,000	45.26	6,789,000.00	
	TURK HAVA YOLLARI AO	44,000	140.00	6,160,000.00	
	FORD OTOMOTIVE SANAYI AS	6,200	553.00	3,428,600.00	
	BIM BIRLESIK MAGAZALAR AS	45,000	134.10	6,034,500.00	
	AKBANK T. A. S	325,000	16.10	5,232,500.00	
	HACI OMER SABANCI HOLDING	81,000	40.04	3,243,240.00	
	TURKIYE IS BANKASI AS-C	383,995	11.05	4,243,144.75	
	YAPI VE KREDI BANKASI A. S.	260,000	9.12	2,371,200.00	

	TURKCELL ILETISIM HIZMET AS	117,000	35.30	4,130,100.00	
小計	銘柄数：15			72,446,611.75	
	組入時価比率：0.6%			(516,131,396)	0.6%
チェココルナ	KOMERCNI BANKA AS	5,050	734.00	3,706,700.00	
	MONETA MONEY BANK AS	42,000	87.70	3,683,400.00	
	CEZ AS	15,500	1,017.00	15,763,500.00	
小計	銘柄数：3			23,153,600.00	
	組入時価比率：0.2%			(140,118,641)	0.2%
フォロント	MOL HUNGARIAN OIL AND GAS PLC	37,500	2,792.00	104,700,000.00	
	RICHTER GEDEON NYRT	11,700	7,880.00	92,196,000.00	
	OTP BANK NYRT	22,300	11,175.00	249,202,500.00	
小計	銘柄数：3			446,098,500.00	
	組入時価比率：0.2%			(166,453,179)	0.2%
ズロチ	POLSKI KONCERN NAFTOWY S. A.	59,587	63.30	3,771,857.10	
	KGHM POLSKA MIEDZ S. A.	13,800	134.00	1,849,200.00	
	LPP SA	94	9,850.00	925,900.00	
	ALLEGRO.EU SA	44,400	29.15	1,294,260.00	
	PEPCO GROUP NV	21,700	43.58	945,686.00	
	DINO POLSKA SA	4,910	368.00	1,806,880.00	
	BANK PEKAO SA	15,700	95.16	1,494,012.00	
	MBANK	1,100	327.20	359,920.00	
	PKO BANK POLSKI SA	87,100	32.36	2,818,556.00	
	SANTANDER BANK POLSKA SA	3,100	289.20	896,520.00	
	POWSZECHNY ZAKLAD UBEZPIECZE	63,600	36.20	2,302,320.00	
	POLSKA GRUPA ENERGETYCZNA SA	73,000	6.76	493,918.00	
	CYFROWY POLSAT SA	18,900	17.72	334,908.00	
	CD PROJEKT RED SA	8,000	139.52	1,116,160.00	
小計	銘柄数：14			20,410,097.10	
	組入時価比率：0.7%			(612,670,294)	0.7%
香港ドル	CHINA COMMON RICH RENEWABLE ENERGY	367,000	0.00	0.00	
	CHINA OILFIELD SERVICES LTD-H	204,000	9.14	1,864,560.00	

CHINA COAL ENERGY CO-H	150,000	5.95	892,500.00
CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	2,510,900	4.16	10,445,344.00
CHINA SHENHUA ENERGY CO - H	337,000	23.10	7,784,700.00
PETROCHINA CO LTD-H	2,030,000	4.12	8,363,600.00
YANKUANG ENERGY GROUP CO-H	138,000	22.10	3,049,800.00
DONGYUE GROUP LTD	108,000	8.91	962,280.00
ANHUI CONCH CEMENT CO. LTD-H	107,000	29.05	3,108,350.00
CHINA NATIONAL BUILDING MA-H	393,000	7.07	2,778,510.00
CHINA RESOURCES CEMENT HOLDINGS LTD	176,000	4.35	765,600.00
ALUMINUM CORP OF CHINA LTD-H	490,000	4.00	1,960,000.00
CHINA HONGQIAO GROUP LTD	250,000	7.99	1,997,500.00
CMOC GROUP LTD-H	405,000	4.52	1,830,600.00
GANFENG LITHIUM GROUP CO LTD	31,640	64.50	2,040,780.00
JIANGXI COPPER COMPANY LTD-H	98,000	13.12	1,285,760.00
SHANDONG GOLD MINING CO LTD	60,000	13.82	829,200.00
ZHAOJIN MINING INDUSTRY-H	94,000	8.23	773,620.00
ZIJIN MINING GROUP CO-H	559,000	12.08	6,752,720.00
NINE DRAGONS PAPER HOLDINGS	118,000	6.65	784,700.00
AVICHINA INDUSTRY&TECH-H	202,000	3.89	785,780.00
CHINA LESSO GROUP HOLDINGS LTD	92,000	8.67	797,640.00
CHINA COMMUNICATIONS SERVICES CORP LTD H	174,400	2.87	500,528.00
CHINA CONCH VENTURE HOLDINGS	184,000	16.00	2,944,000.00
CHINA RAILWAY GROUP LTD-H	420,000	4.18	1,755,600.00
CHINA STATE CONSTRUCTION INT	227,250	9.38	2,131,605.00
XINJIANG GOLDWIND SCI&TEC-H	55,984	7.35	411,482.40
CITIC LTD	559,000	8.94	4,997,460.00
FOSUN INTERNATIONAL LIMITED	225,940	7.33	1,656,140.20
CRRC CORP LTD-H	550,000	3.54	1,947,000.00
HAITIAN INTERNATIONAL HLDGS	57,000	21.30	1,214,100.00
SANY HEAVY EQUIPMENT INTL	77,000	7.84	603,680.00
WEICHAI POWER CO LTD-H	214,800	11.78	2,530,344.00
ZHUZHOU CRRC TIMES ELECTRIC-H	55,200	39.45	2,177,640.00
BOC AVIATION LTD	15,000	60.20	903,000.00
CHINA EVERBRIGHT ENVIRONMENT	281,000	3.31	930,110.00

AIR CHINA LIMITED-H	148,000	7.02	1,038,960.00
CHINA SOUTHERN AIRLINES H	216,000	5.40	1,166,400.00
COSCO SHIPPING HOLDINGS CO LTD -H	273,000	8.40	2,293,200.00
ORIENT OVERSEAS INTERNATIONAL LTD	10,500	125.10	1,313,550.00
BEIJING CAPITAL INTERNATIONAL AIRPORT-H	204,000	5.91	1,205,640.00
CHINA MERCHANTS PORT HOLDING	106,000	11.18	1,185,080.00
COSCO SHIPPING PORTS LTD	182,000	5.54	1,008,280.00
JIANGSU EXPRESS CO LTD-H	148,000	7.49	1,108,520.00
SHENZHEN INTERNATIONAL HOLDINGS LIMITED	129,000	7.05	909,450.00
ZHEJIANG EXPRESSWAY-H	114,000	6.54	745,560.00
FUYAO GLASS INDUSTRY GROUP CO LTD	62,000	36.70	2,275,400.00
MINH GROUP LTD	66,000	20.80	1,372,800.00
BYD CO LTD-H	78,500	235.20	18,463,200.00
DONGFENG MOTOR GRP CO LTD-H	232,000	4.31	999,920.00
GEELY AUTOMOBILE HOLDINGS LT	580,000	11.70	6,786,000.00
GREAT WALL MOTOR COMPANY-H	307,000	11.48	3,524,360.00
GUANGZHOU AUTOMOBILE GROUP-H	285,890	5.36	1,532,370.40
LI AUTO INC	108,400	98.90	10,720,760.00
XPENG INC	91,500	37.25	3,408,375.00
YADEA GROUP HOLDINGS LTD	134,000	17.70	2,371,800.00
HAIER SMART HOME CO LTD-H	217,000	28.95	6,282,150.00
ANTA SPORTS PRODUCTS LTD	118,800	105.10	12,485,880.00
BOSIDENG INTL HLDGS LTD	350,000	4.36	1,526,000.00
LI NING CO LTD	227,000	71.55	16,241,850.00
SHENZHOU INTERNATIONAL GROUP	82,300	91.75	7,551,025.00
XTEP INTERNATIONAL HOLDINGS	105,000	9.28	974,400.00
HAICHANG OCEAN PARK HOLDINGS LTD	286,000	1.86	531,960.00
HAIDILAO INTERNATIONAL HOLDING LTD.	111,000	19.70	2,186,700.00
JIUMAOJIU INTERNATIONAL HOLDINGS	57,000	20.25	1,154,250.00
TONGCHENG TRAVEL HOLDINGS LTD	125,600	17.52	2,200,512.00
ALIBABA GROUP HOLDING LIMITED	1,430,380	102.10	146,041,798.00
ALIBABA HEALTH INFORMATION TECHNOLOGY LT	486,000	5.90	2,867,400.00
JD HEALTH INTERNATIONAL INC	106,900	57.05	6,098,645.00

JD. COM, INC.	208,067	212.60	44,235,044.20
MEITUAN-CLASS B	485,540	148.30	72,005,582.00
PING AN HEALTHCARE AND TECHNOLOGY CO LTD	36,600	19.42	710,772.00
CHINA MEIDONG AUTO HOLDINGS LIMITED	84,000	20.90	1,755,600.00
CHINA TOURISM GROUP DUTY F CO LTD	6,100	218.00	1,329,800.00
CHOW TAI FOOK JEWELLERY GROUP LTD	175,800	15.84	2,784,672.00
POP MART INTERNATIONAL GROUP	44,600	22.55	1,005,730.00
TOPSPORTS INTERNATIONAL HOLD	202,000	7.16	1,446,320.00
ZHONGSHENG GROUP HOLDINGS	55,000	43.70	2,403,500.00
ANHUI GUJING DISTILLERY CO LTD	12,300	141.00	1,734,300.00
CHINA RESOURCES BEER HOLDIN	151,333	59.55	9,011,880.15
NONGFU SPRING LTD	175,400	43.80	7,682,520.00
TSING TAO BREWERY CO-H	60,000	78.80	4,728,000.00
CHINA FEIHE LTD	405,000	6.79	2,749,950.00
CHINA HUIZHAN DAIRY HOLDINGS CO LTD	144,000	0.00	0.00
CHINA MENGNIU DAIRY CO	309,000	37.05	11,448,450.00
DALI FOODS GROUP CO LTD	240,000	3.43	823,200.00
TINGYI (CAYMAN ISLN) HLDG CO	168,000	13.04	2,190,720.00
UNI-PRESIDENT CHINA HOLDINGS LTD	125,000	7.27	908,750.00
WANT WANT CHINA HOLDINGS LTD	388,000	5.06	1,963,280.00
YIHAI INTERNATIONAL HOLDING LTD	55,000	24.55	1,350,250.00
SMOORE INTERNATIONAL HOLDING	147,000	10.42	1,531,740.00
VINDA INTERNATIONAL HOLDINGS	23,000	22.40	515,200.00
HENGAN INTL GROUP CO LTD	60,000	37.15	2,229,000.00
MICROPORT SCIENTIFIC CORP	47,000	23.30	1,095,100.00
SHANDONG WEIGAO GP MEDICAL-H	248,000	13.32	3,303,360.00
HYGEIA HEALTHCARE HOLDINGS CO	39,400	59.25	2,334,450.00
SHANGHAI PHARMACEUTICALS-H	50,900	13.70	697,330.00
SINOPHARM GROUP CO-H	132,400	21.50	2,846,600.00
3SBIO, INC	119,000	8.30	987,700.00
BEIGENE LTD	60,620	143.60	8,705,032.00
INNOVENT BIOLOGICS INC	104,000	40.40	4,201,600.00
CHINA MEDICAL SYSTEM HOLDING	158,000	12.96	2,047,680.00
CHINA RESOURCES PHARMACEUTICAL	179,500	6.24	1,120,080.00

GROUP LTD			
CHINA TRADITIONAL CHINESE MEDICINE	248,000	4.30	1,066,400.00
CSPC PHARMACEUTICAL GROUP LIMITED	891,520	8.75	7,800,800.00
HANSOH PHARMACEUTICAL GROUP	130,000	14.60	1,898,000.00
SHANGHAI FOSUN PHARMACEUTI-H	58,000	24.00	1,392,000.00
SINO BIOPHARMACEUTICAL	1,021,500	4.24	4,331,160.00
AGRICULTURAL BANK OF CHINA-H	2,980,000	2.77	8,254,600.00
BANK OF CHINA LTD-H	7,660,000	2.93	22,443,800.00
BANK OF COMMUNICATIONS CO-H	940,790	4.80	4,515,792.00
CHINA CITIC BANK-H	810,000	3.71	3,005,100.00
CHINA CONSTRUCTION BANK-H	9,278,000	4.93	45,740,540.00
CHINA EVERBRIGHT BANK CO L-H	257,000	2.34	601,380.00
CHINA MERCHANTS BANK-H	376,692	44.70	16,838,132.40
CHINA MINSHENG BANKING-H	589,800	2.83	1,669,134.00
IND & COMM BK OF CHINA-H	5,440,000	3.98	21,651,200.00
POSTAL SAVINGS BANK OF CHINA-H	853,000	4.93	4,205,290.00
FAR EAST HORIZON LTD	154,000	7.00	1,078,000.00
CHINA LIFE INSURANCE CO-H	718,000	13.66	9,807,880.00
CHINA PACIFIC INSURANCE GR-H	261,000	22.30	5,820,300.00
CHINA TAIPING INSURANCE HOLDING	103,472	9.65	998,504.80
NEW CHINA LIFE INSURANCE C-H	72,000	19.86	1,429,920.00
PEOPLE S INSURANCE CO GROU-H	850,000	2.56	2,176,000.00
PICC PROPERTY & CASUALTY -H	634,420	7.26	4,605,889.20
PING AN INSURANCE GROUP CO-H	610,500	57.45	35,073,225.00
ZHONGAN ONLINE P&C INSURANCE-H	58,000	21.90	1,270,200.00
CHINASOFT INTERNATIONAL LIMITED	280,000	6.04	1,691,200.00
GDS HOLDINGS LIMITED	84,200	22.30	1,877,660.00
TRAVELSKY TECHNOLOGY LTD-H	109,000	16.28	1,774,520.00
KINGDEE INTL SOFTWARE GROUP CO LTD	264,000	16.84	4,445,760.00
BYD ELECTRONIC INTERNATIONAL CO LTD	51,500	26.55	1,367,325.00
ZTE CORP-H	76,052	20.95	1,593,289.40
LENOVO GROUP LTD	718,000	7.00	5,026,000.00
XIAOMI CORPORATION	1,474,000	13.14	19,368,360.00
AAC TECHNOLOGIES HOLDINGS INC	52,000	19.00	988,000.00

KINGBOARD HOLDINGS LTD	60,000	30.80	1,848,000.00	
KINGBOARD LAMINATES HOLDING	65,000	10.60	689,000.00	
SUNNY OPTICAL TECHNOLOGY GROUP CO LTD	69,200	99.60	6,892,320.00	
FLAT GLASS GROUP CO LTD	49,000	21.15	1,036,350.00	
GCL TECHNOLOGY HOLDINGS LTD	1,956,000	2.17	4,244,520.00	
HUA HONG SEMICONDUCTOR LTD	46,000	30.55	1,405,300.00	
SHANGHAI FUDAN MICROELECTRONICS GROUP CO	32,000	29.05	929,600.00	
XINYI SOLAR HOLDINGS LTD	468,000	9.17	4,291,560.00	
CHINA TOWER CORP LTD	4,300,000	0.87	3,741,000.00	
BEIJING ENTERPRISES HOLDINGS LTD	36,000	26.45	952,200.00	
CHINA GAS HOLDINGS LTD	318,000	12.10	3,847,800.00	
CHINA RESOURCES GAS GROUP LT	86,000	33.75	2,902,500.00	
ENN ENERGY HOLDINGS LTD	78,000	121.00	9,438,000.00	
KUNLUN ENERGY COMPANY LTD	316,000	6.61	2,088,760.00	
BEIJING ENTERPRISES WATER GR	405,000	1.97	797,850.00	
GUANGDONG INVESTMENT	338,000	8.43	2,849,340.00	
CHINA CINDA ASSET MANAGEME-H	620,000	1.08	669,600.00	
CHINA GALAXY SECURITIES CO-H	266,000	3.94	1,048,040.00	
CHINA INTERNATIONAL CAPITAL CO LTD-H	172,400	17.06	2,941,144.00	
CITIC SECURITIES CO LTD-H	190,050	17.02	3,234,651.00	
GF SECURITIES CO LTD-H	82,600	11.50	949,900.00	
HAITONG SECURITIES CO LTD-H	268,000	5.22	1,398,960.00	
HUATAI SECURITIES CO LTD-H	126,000	9.15	1,152,900.00	
KOOLEARN TECHNOLOGY HOLDING	35,500	50.25	1,783,875.00	
NEW ORIENTAL EDUCATION & TECHNOLOGY	149,000	32.05	4,775,450.00	
CGN POWER CO LTD-H	980,000	1.81	1,773,800.00	
CHINA LONGYUAN POWER GROUP-H	366,000	11.12	4,069,920.00	
CHINA POWER INTERNATIONAL DEVELOPMENT	490,000	3.41	1,670,900.00	
CHINA RESOURCES POWER HOLDING	192,000	17.24	3,310,080.00	
HUANENG POWER INTL INC-H	410,000	4.12	1,689,200.00	
GENSCRIPT BIOTECH CORP	112,000	22.00	2,464,000.00	
HANGZHOU TIGERMED CONSULTING CO LTD	15,500	94.85	1,470,175.00	

PHARMARON BEIJING CO LTD	14,400	47.00	676,800.00	
WUXI APTEC CO LTD	30,500	90.00	2,745,000.00	
WUXI BIOLOGICS CAYMAN INC	349,500	57.85	20,218,575.00	
C&D INTERNATIONAL INVESTMENT GROUP LTD	73,000	26.00	1,898,000.00	
CHINA JINMAO HOLDINGS GROUP LTD	410,000	1.66	680,600.00	
CHINA OVERSEAS LAND & INVESTMENT	380,000	19.72	7,493,600.00	
CHINA OVERSEAS PROPERTY HOLD	155,000	9.78	1,515,900.00	
CHINA RESOURCES LAND LTD	310,444	36.20	11,238,072.80	
CHINA RESOURCES MIXC LIFESTY	71,000	44.45	3,155,950.00	
CHINA VANKE CO LTD-H	170,000	14.50	2,465,000.00	
COUNTRY GARDEN HOLDINGS CO	1,134,380	2.58	2,926,700.40	
COUNTRY GARDEN SERVICES HOLD	173,000	16.56	2,864,880.00	
GREENTOWN CHINA HOLDINGS	98,000	10.88	1,066,240.00	
GREENTOWN SERVICE GROUP CO.LTD.	128,000	5.29	677,120.00	
LONGFOR GROUP HOLDINGS LTD	187,000	25.40	4,749,800.00	
YUEXIU PROPERTY CO LTD	175,000	11.44	2,002,000.00	
CHINA LITERATURE LTD	49,800	38.90	1,937,220.00	
BILIBILI INC	19,120	182.20	3,483,664.00	
CHINA RUYI HOLDINGS LTD	368,000	1.87	688,160.00	
KINGSOFT CORP LTD	91,000	29.25	2,661,750.00	
NETEASE, INC.	190,150	138.20	26,278,730.00	
BAIDU INC-CLASS A	212,760	148.10	31,509,756.00	
KUAISHOU TECHNOLOGY	166,900	61.90	10,331,110.00	
TENCENT HOLDINGS LTD	603,100	382.60	230,746,060.00	
小計	銘柄数：192		1,260,184,366.35	
			(21,574,356,351)	
	組入時価比率：23.9%		26.2%	
リング	DIALOG GROUP BHD	313,044	2.58	807,653.52
	PETRONAS DAGANGAN BHD	30,000	22.16	664,800.00
	PETRONAS CHEMICALS GROUP BHD	244,000	8.20	2,000,800.00
	PRESS METAL ALUMINIUM HOLDINGS	399,000	5.25	2,094,750.00
	HAP SENG CONSOLIDATED	93,800	7.11	666,918.00
	SIME DARBY BERHAD	220,000	2.32	510,400.00
	MISC BHD	125,960	7.48	942,180.80
	MALAYSIA AIRPORTS HLDGS BHD	121,460	7.00	850,220.00

GENTING BHD	187,000	5.03	940,610.00	
GENTING MALAYSIA BHD	229,000	2.85	652,650.00	
MR DIY GROUP M BHD	187,500	1.81	339,375.00	
IOI CORP	247,000	3.85	950,950.00	
KUALA LUMPUR KEPONG	42,400	22.10	937,040.00	
NESTLE (MALAYSIA) BERHAD	7,300	135.50	989,150.00	
PPB GROUP BERHAD	51,740	17.82	922,006.80	
QL RESOURCES BHD	119,000	5.90	702,100.00	
SIME DARBY PLANTATION BHD	238,000	4.35	1,035,300.00	
HARTALEGA HOLDINGS BHD	117,000	1.65	193,050.00	
TOP GLOVE CORP BHD	428,000	0.84	359,520.00	
IHH HEALTHCARE BHD	156,000	5.91	921,960.00	
AMMB HOLDING	125,000	3.89	486,250.00	
CIMB GROUP HOLDINGS BERHAD	683,000	5.43	3,708,690.00	
HONG LEONG BANK	60,960	20.40	1,243,584.00	
HONG LEONG FINANCIAL GROUP	13,422	18.14	243,475.08	
MALAYAN BANKING	435,000	8.77	3,814,950.00	
PUBLIC BANK BHD	1,368,000	4.17	5,704,560.00	
RHB BANK BHD	125,023	5.52	690,126.96	
INARI AMERTRON BHD	271,000	2.59	701,890.00	
TELEKOM MALAYSIA	129,000	5.23	674,670.00	
AXIATA GROUP BERHAD	195,000	3.10	604,500.00	
DIGI.COM BERHAD	286,000	4.26	1,218,360.00	
MAXIS BHD	265,000	4.08	1,081,200.00	
TENAGA NASIONAL	258,000	9.90	2,554,200.00	
PETRONAS GAS BERHAD	91,000	17.50	1,592,500.00	
小計	銘柄数：34		41,800,390.16	
			(1,268,345,058)	
	組入時価比率：1.4%			1.5%
パーツ	PTT EXPLOR & PROD PCL-NVDR	135,000	160.00	21,600,000.00
	PTT PCL-NVDR	996,000	32.75	32,619,000.00
	THAI OIL PCL-NVDR	83,000	56.50	4,689,500.00
	INDORAMA VENTURES PCL-NVDR	187,967	39.50	7,424,696.50
	PTT GLOBAL CHEMICAL PCL-NVDR	227,994	49.50	11,285,703.00
	SIAM CEMENT PCL-NVDR	81,200	340.00	27,608,000.00

SCG PACKAGING PLC-NVDR	150,000	52.00	7,800,000.00
BTS GROUP HOLDINGS PCL-NVDR	880,000	8.15	7,172,000.00
AIRPORTS OF THAILAND PCL NVDR	411,000	72.75	29,900,250.00
BANGKOK EXPRESS AND METRO NVDR	810,000	9.45	7,654,500.00
ASSET WORLD CORP PCL-NVDR	700,000	5.75	4,025,000.00
MINOR INTERNATIONAL PCL-NVDR	270,978	33.75	9,145,507.50
CENTRAL RETAIL CORP PCL-NVDR	155,025	45.25	7,014,881.25
HOME PRODUCT CENTER PCL-NVDR	579,997	14.80	8,583,955.60
PTT OIL & RETAIL BUSINE-NVDR	258,000	22.70	5,856,600.00
BERLI JUCKER PUBLIC CO-NVDR	73,700	37.75	2,782,175.00
CP ALL PCL-NVDR	543,000	66.50	36,109,500.00
CARABAO GROUP PCL-NVDR	20,900	105.50	2,204,950.00
OSOTSPA PCL-NVDR	112,000	30.50	3,416,000.00
CHAROEN POKPHAND FOODS-NVDR	426,000	22.80	9,712,800.00
THAI UNION GROUP PCL-NVDR	199,800	15.80	3,156,840.00
BANGKOK DUSIT MED SERVI-NVDR	1,033,000	29.75	30,731,750.00
BUMRUNGRAD HOSPITAL PU-NVDR	59,000	215.00	12,685,000.00
KASIKORNBANK PCL-NVDR	49,000	139.50	6,835,500.00
KRUNG THAI BANK-NVDR	267,050	16.90	4,513,145.00
SCB X PCL-NVDR	81,000	99.50	8,059,500.00
DELTA ELECTRONICS THAI-NVDR	31,500	976.00	30,744,000.00
TRUE CORP PCL-NVDR	920,000	5.10	4,692,000.00
ADVANCED INFO SERVICE-NVDR	114,000	211.00	24,054,000.00
INTOUCH HOLDINGS PCL - NVDR	140,000	75.00	10,500,000.00
JMT NETWORK SERVICES-NVDR	51,000	45.50	2,320,500.00
KRUNGTHAI CARD PCL-NVDR	68,000	58.25	3,961,000.00
MUANGTHAI CAPITAL PCL-NVDR	49,000	35.00	1,715,000.00
SRISAWAD CORP PCL-NVDR	63,000	54.50	3,433,500.00
B GRIMM POWER PCL-NVDR	104,000	40.75	4,238,000.00
ELECTRICITY GENERATING PCL-NVDR	33,300	172.00	5,727,600.00
ENERGY ABSOLUTE PCL-NVDR	179,000	83.25	14,901,750.00
GLOBAL POWER SYNERGY-NVDR	59,000	71.25	4,203,750.00
GULF ENERGY DEVELOPMENT-NVDR	261,000	54.00	14,094,000.00
RATCH GROUP PCL-NVDR	115,000	42.50	4,887,500.00
CENTRAL PATTANA PCL-NVDR	185,000	73.00	13,505,000.00

	LAND & HOUSES PUB - NVDR	1,010,000	9.75	9,847,500.00	
小計	銘柄数：42			465,411,853.85	
				(1,810,452,111)	
	組入時価比率：2.0%			2.2%	
フィリピンペソ	ABOITIZ EQUITY VENTURES INC	146,000	55.20	8,059,200.00	
	AYALA CORPORATION	28,302	670.00	18,962,340.00	
	JG SUMMIT HOLDINGS INC	255,005	54.00	13,770,270.00	
	SM INVESTMENTS CORP	22,100	888.00	19,624,800.00	
	INTERNATIONAL CONTAINER TERMINAL SVCS	93,000	209.00	19,437,000.00	
	JOLLIBEE FOODS CORPORATION	43,000	238.60	10,259,800.00	
	MONDE NISSIN CORP	680,000	12.16	8,268,800.00	
	UNIVERSAL ROBINA CORP	107,000	147.40	15,771,800.00	
	BANK OF THE PHILIPPINE ISLANDS	193,999	105.10	20,389,294.90	
	BDO UNIBANK INC	249,997	124.20	31,049,627.40	
	METROPOLITAN BANK & TRUST	205,095	61.00	12,510,795.00	
	GLOBE TELECOM INC	2,226	1,970.00	4,385,220.00	
	PLDT INC	7,000	1,330.00	9,310,000.00	
	MANILA ELECTRIC COMPANY	16,900	309.00	5,222,100.00	
	ACEN CORP	617,479	7.00	4,322,353.00	
	AYALA LAND INC	768,000	29.60	22,732,800.00	
	SM PRIME HOLDINGS INC	1,065,975	37.85	40,347,153.75	
小計	銘柄数：17			264,423,354.05	
				(644,796,348)	
	組入時価比率：0.7%			0.8%	
ルピア	ADARO ENERGY INDONESIA TBK PT	1,170,000	2,920.00	3,416,400,000.00	
	UNITED TRACTORS TBK PT	147,050	24,650.00	3,624,782,500.00	
	BARITO PACIFIC TBK PT	2,889,701	890.00	2,571,833,890.00	
	SEMEN INDONESIA PERSERO TBK PT	377,079	7,525.00	2,837,519,475.00	
	ANEKA TAMBANG TBK	760,000	2,110.00	1,603,600,000.00	
	MERDEKA COPPER GOLD TBK PT	1,115,813	4,750.00	5,300,111,750.00	
	VALE INDONESIA TBK	198,000	6,825.00	1,351,350,000.00	
	INDAH KIAT PULP&PAPER	240,000	8,125.00	1,950,000,000.00	
	PT ASTRA INTERNATIONAL TBK	1,890,000	5,700.00	10,773,000,000.00	
	SUMBER ALFARIA TRIJAYA TBK P	1,930,000	2,980.00	5,751,400,000.00	
	INDOFOOD CBP SUKSES MAKMUR T	178,000	10,200.00	1,815,600,000.00	

	INDOFOOD SUKSES MAK TBK	420,000	6,600.00	2,772,000,000.00	
	PT CHAROEN POKPHAND INDONESIA	700,000	5,800.00	4,060,000,000.00	
	UNILEVER INDONESIA TBK PT	820,000	4,520.00	3,706,400,000.00	
	KALBE FARMA PT	2,300,000	2,290.00	5,267,000,000.00	
	BANK CENTRAL ASIA	5,320,000	8,700.00	46,284,000,000.00	
	BANK JAGO TBK PT	368,000	3,030.00	1,115,040,000.00	
	BANK MANDIRI	1,760,000	10,175.00	17,908,000,000.00	
	BANK NEGARA INDONESIA PT	810,000	9,350.00	7,573,500,000.00	
	BANK RAKYAT INDONESIA	6,780,028	4,870.00	33,018,736,360.00	
	SARANA MENARA NUSANTARA PT	1,479,000	1,090.00	1,612,110,000.00	
	TELEKOM INDONESIA PERSERO TBK	4,880,000	3,770.00	18,397,600,000.00	
小計	銘柄数：22			182,709,983,975.00	
				(1,626,118,857)	
	組入時価比率：1.8%			2.0%	
ウォン	HD HYUNDAI CO LTD	5,100	61,900.00	315,690,000.00	
	S-OIL CORPORATION	3,930	84,300.00	331,299,000.00	
	SK INNOVATION CO LTD	5,417	160,000.00	866,720,000.00	
	HANWHA SOLUTIONS CORP	10,300	45,500.00	468,650,000.00	
	KUMHO PETRO CHEMICAL CO	1,490	142,000.00	211,580,000.00	
	LG CHEM LTD - PREFERRED	630	321,000.00	202,230,000.00	
	LG CHEMICALS LTD	4,767	717,000.00	3,417,939,000.00	
	LOTTE CHEMICAL CORPORATION	1,932	174,400.00	336,940,800.00	
	SK IE TECHNOLOGY CO LTD	2,490	66,100.00	164,589,000.00	
	SKC CO LTD	2,610	92,000.00	240,120,000.00	
	POSCO CHEMICAL CO LTD	2,920	233,000.00	680,360,000.00	
	HYUNDAI STEEL CO	7,399	34,850.00	257,855,150.00	
	KOREA ZINC CO LTD	850	553,000.00	470,050,000.00	
	POSCO HOLDINGS INC	7,610	329,000.00	2,503,690,000.00	
	KOREA AEROSPACE INDUSTRIES	7,000	47,100.00	329,700,000.00	
	HYUNDAI ENGINEERING & CONSTR	6,900	36,700.00	253,230,000.00	
	SAMSUNG ENGINEERING CO LTD	14,400	27,600.00	397,440,000.00	
	DOOSAN ENERBILITY CO LTD	38,700	15,470.00	598,689,000.00	
	ECOPRO BM CO LTD	5,320	147,500.00	784,700,000.00	
	LG ENERGY SOLUTION	3,540	549,000.00	1,943,460,000.00	
	CJ CORP	1,100	80,600.00	88,660,000.00	

GS HOLDINGS CORP	3,600	42,400.00	152,640,000.00	
LG CORP	9,340	82,100.00	766,814,000.00	
SAMSUNG C&T CORP	7,790	115,500.00	899,745,000.00	
SK INC	3,370	187,800.00	632,886,000.00	
DOOSAN BOBCAT INC	3,350	37,300.00	124,955,000.00	
HYUNDAI HEAVY INDUSTRIES CO LTD	1,410	106,600.00	150,306,000.00	
HYUNDAI MIPO DOCKYARD CO., LTD.	2,100	73,700.00	154,770,000.00	
KOREA SHIPBUILDING & OFFSHORE ENGINEERIN	4,910	85,400.00	419,314,000.00	
SAMSUNG HEAVY INDUSTRIES	63,000	5,740.00	361,620,000.00	
S-1 CORPORATION	1,450	57,800.00	83,810,000.00	
HYUNDAI GLOVIS CO LTD	1,810	160,600.00	290,686,000.00	
KOREAN AIR LINES CO LTD	17,500	23,400.00	409,500,000.00	
HMM COMPANY LIMITED	27,100	22,200.00	601,620,000.00	
PAN OCEAN CO LTD	32,000	5,930.00	189,760,000.00	
HANKOOK TIRE & TECHNOLOGY CO	9,300	37,700.00	350,610,000.00	
HANON SYSTEMS	23,400	9,180.00	214,812,000.00	
HYUNDAI MOBIS	6,100	215,000.00	1,311,500,000.00	
HYUNDAI MOTOR CO LTD	13,480	179,300.00	2,416,964,000.00	
HYUNDAI MOTOR CO LTD-2ND PFD	4,130	94,500.00	390,285,000.00	
HYUNDAI MOTOR CO LTD-PFD	2,900	93,500.00	271,150,000.00	
KIA CORP	25,850	76,500.00	1,977,525,000.00	
COWAY CO LTD	4,970	56,900.00	282,793,000.00	
LG ELECTRONICS INC	10,300	114,000.00	1,174,200,000.00	
F&F CO LTD / NEW	1,600	149,700.00	239,520,000.00	
KANGWON LAND INC	7,900	21,150.00	167,085,000.00	
LOTTE SHOPPING CO	800	88,900.00	71,120,000.00	
HOTEL SHILLA CO LTD	3,680	80,800.00	297,344,000.00	
BGF RETAIL CO LTD /NEW	485	183,800.00	89,143,000.00	
E-MART CO	1,710	116,900.00	199,899,000.00	
CJ CHEILJEDANG CORP	820	329,000.00	269,780,000.00	
ORION CORP/REPUBLIC OF KOREA	1,800	124,400.00	223,920,000.00	
KT & G CORP	11,390	87,500.00	996,625,000.00	
AMOREPACIFIC CORP	2,460	149,500.00	367,770,000.00	
LG H&H	1,002	686,000.00	687,372,000.00	

HLB INC	12,500	29,600.00	370,000,000.00
SD BIOSENSOR INC	3,500	28,650.00	100,275,000.00
CELLTRION HEALTHCARE CO LTD	7,872	57,700.00	454,214,400.00
CELLTRION INC	9,890	157,300.00	1,555,697,000.00
SK BIOSCIENCE CO LTD	1,950	72,700.00	141,765,000.00
CELLTRION PHARM INC	1,135	59,900.00	67,986,500.00
HANMI PHARMACEUTICAL CO., LTD	508	272,500.00	138,430,000.00
SK BIOPHARMACEUTICALS CO LTD	3,320	68,000.00	225,760,000.00
YUHAN CORPORATION	4,190	51,800.00	217,042,000.00
HANA FINANCIAL HOLDINGS	30,000	44,400.00	1,332,000,000.00
INDUSTRIAL BK OF KOREA	26,100	10,110.00	263,871,000.00
KAKAObANK CORP	12,900	25,500.00	328,950,000.00
KB FINANCIAL GROUP INC	37,700	49,800.00	1,877,460,000.00
SHINHAN FINANCIAL GROUP	44,500	37,900.00	1,686,550,000.00
WOORI FINANCIAL GROUP INC	49,300	12,130.00	598,009,000.00
DB INSURANCE CO LTD	3,800	67,600.00	256,880,000.00
MERITZ FIRE & MARINE INSURAN	4,230	51,600.00	218,268,000.00
SAMSUNG FIRE & MARINE INSURANCE	3,110	205,000.00	637,550,000.00
SAMSUNG LIFE INSURANCE CO	8,200	67,200.00	551,040,000.00
SAMSUNG SDS CO LTD	3,620	131,000.00	474,220,000.00
SAMSUNG ELECTRONICS	460,750	63,700.00	29,349,775,000.00
SAMSUNG ELECTRONICS PFD	79,400	56,500.00	4,486,100,000.00
ILJIN MATERIALS CO LTD	2,150	65,100.00	139,965,000.00
L&F CO LTD	2,180	244,000.00	531,920,000.00
LG INNOTEK CO LTD	1,260	290,000.00	365,400,000.00
LG.DISPLAY CO LTD	23,500	15,260.00	358,610,000.00
SAMSUNG ELECTRO MECHANICS	5,740	151,400.00	869,036,000.00
SAMSUNG SDI CO, LTD	5,307	734,000.00	3,895,338,000.00
SK HYNIX INC	52,680	92,900.00	4,893,972,000.00
SK SQUARE CO LTD	8,699	37,200.00	323,602,800.00
LG UPLUS CORP	17,400	10,860.00	188,964,000.00
KOREA ELECTRIC POWER	26,600	18,320.00	487,312,000.00
KOREA INVESTMENT HOLDINGS CO	3,140	61,800.00	194,052,000.00
MERITZ SECURITIES	24,500	6,560.00	160,720,000.00
MIRAE ASSET SECURITIES CO LTD	24,737	7,380.00	182,559,060.00

	NH INVESTMENT & SECURITIES CO LTD	18,700	9,560.00	178,772,000.00	
	SAMSUNG SECURITIES	6,800	33,550.00	228,140,000.00	
	SAMSUNG BIOLOGICS CO LTD	1,703	809,000.00	1,377,727,000.00	
	CHEIL WORLDWIDE INC	5,900	20,600.00	121,540,000.00	
	HYBE CO LTD	2,010	190,500.00	382,905,000.00	
	KAKAO GAMES CORP	2,810	47,400.00	133,194,000.00	
	KRAFTON INC	2,990	178,200.00	532,818,000.00	
	NCSOFT CORPORATION	1,631	413,500.00	674,418,500.00	
	NETMARBLE CORP	1,470	61,400.00	90,258,000.00	
	PEARL ABYSS CORP	2,860	45,100.00	128,986,000.00	
	KAKAO CORP	30,420	64,200.00	1,952,964,000.00	
	NAVER CORP	12,660	220,500.00	2,791,530,000.00	
小計	銘柄数：102			98,617,981,210.00	
				(10,256,270,045)	
	組入時価比率：11.4%			12.5%	
新台幣ドル	FORMOSA PETROCHEMICAL CORP	122,360	84.00	10,278,240.00	
	FORMOSA CHEMICAL&FIBRE CO	331,998	71.20	23,638,257.60	
	FORMOSA PLASTIC	420,424	89.70	37,712,032.80	
	NAN YA PLASTICS CORP	440,726	75.40	33,230,740.40	
	ASIA CEMENT	208,980	42.55	8,892,099.00	
	TAIWAN CEMENT	637,888	37.50	23,920,800.00	
	CHINA STEEL	1,119,544	31.60	35,377,590.40	
	VOLTRONIC POWER TECHNOLOGY	6,000	1,570.00	9,420,000.00	
	WALSIN LIHWA CORP	268,429	56.30	15,112,552.70	
	FAR EASTERN NEW CENTURY CORPORATION	313,454	32.25	10,108,891.50	
	AIRTAC INTERNATIONAL GROUP	12,464	1,065.00	13,274,160.00	
	CHINA AIRLINES LTD	219,000	21.00	4,599,000.00	
	EVA AIRWAYS CORP	202,000	29.70	5,999,400.00	
	EVERGREEN MARINE	101,950	148.00	15,088,600.00	
	WAN HAI LINES LIMITED	86,335	73.70	6,362,889.50	
	YANG MING MARINE TRANSPORT	191,000	60.30	11,517,300.00	
	TAIWAN HIGH SPEED RAIL CORP	247,000	29.00	7,163,000.00	
	CHENG SHIN RUBBER IND CO LTD	142,036	34.30	4,871,834.80	
	NIEN MADE ENTERPRISE CO LTD	14,000	336.00	4,704,000.00	
	GIANT MANUFACTURING	24,613	207.50	5,107,197.50	

ECLAT TEXTILE COMPANY LTD	17,443	493.00	8,599,399.00	
FENG TAY ENTERPRISE CO LTD	39,815	196.00	7,803,740.00	
POU CHEN CORP	267,468	34.65	9,267,766.20	
MOMO.COM INC	5,600	769.00	4,306,400.00	
HOTAI MOTOR COMPANY LTD	29,000	623.00	18,067,000.00	
PRESIDENT CHAIN STORE CORP	53,816	269.50	14,503,412.00	
UNI-PRESIDENT ENTERPRISES CO	492,836	66.30	32,675,026.80	
PHARMAESSENTIA CORPORATION	17,000	503.00	8,551,000.00	
CHANG HWA COMMERCIAL BANK	546,603	17.30	9,456,231.90	
CTBC FINANCIAL HOLDING	1,672,212	22.70	37,959,212.40	
E.SUN FINANCIAL HOLDINGS CO	1,316,044	25.10	33,032,704.40	
FIRST FINANCIAL HOLDING CO	1,016,501	26.55	26,988,101.55	
HUA NAN FINANCIAL HOLDINGS C	824,710	22.80	18,803,388.00	
MEGA FINANCIAL HOLDING CO LT	1,102,139	33.40	36,811,442.60	
SINOPAC FINANCIAL HOLDINGS	918,644	17.30	15,892,541.20	
SINOPAC FINANCIAL HOLDINGS-RIGHTS	48,376	2.30	111,264.80	
TAISHIN FINANCIAL HOLDINGS	1,123,168	16.25	18,251,480.00	
TAIWAN BUSINESS BANK	649,000	13.70	8,891,300.00	
TAIWAN COOPERATIVE FINANCIAL	1,013,520	26.55	26,908,956.00	
THE SHANGHAI COMMERCIAL & SAVINGS BANK	370,906	47.10	17,469,672.60	
CHALEASE HOLDING CO LTD	137,699	231.50	31,877,318.50	
YUANTA FINANCIAL HOLDING CO	911,706	22.75	20,741,311.50	
CATHAY FINANCIAL HOLDING CO LTD	819,293	43.05	35,270,563.65	
CHINA DEVELOPMENT FINANCIAL HOLDING	1,477,789	13.05	19,285,146.45	
FUBON FINANCIAL HOLDING CO LTD	728,463	59.40	43,270,702.20	
SHIN KONG FINANCIAL HOLDINGS	1,330,113	8.70	11,571,983.10	
ACCTON TECHNOLOGY CORPORATION	50,000	283.50	14,175,000.00	
ACER INC	256,767	25.65	6,586,073.55	
ADVANTECH CO., LTD.	38,750	362.00	14,027,500.00	
ASUSTEK COMPUTER INC	66,805	278.00	18,571,790.00	
CATCHER TECHNOLOGY CO LTD	54,840	189.00	10,364,760.00	
COMPAL ELECTRONICS	354,590	23.50	8,332,865.00	
INVENTEC CO., LTD	251,911	26.25	6,612,663.75	
LITE-ON TECHNOLOGY CORP	189,897	70.00	13,292,790.00	

MICRO-STAR INTERNATIONAL CO LTD	74,000	135.50	10,027,000.00	
PEGATRON CORP	199,692	67.00	13,379,364.00	
QUANTA COMPUTER INC	256,684	78.90	20,252,367.60	
WIWYNN CORP	7,000	838.00	5,866,000.00	
AUO CORP	573,606	17.95	10,296,227.70	
DELTA ELECTRONICS INC	187,681	299.00	56,116,619.00	
E INK HOLDINGS INC	77,000	206.00	15,862,000.00	
HON HAI PRECISION INDUSTRY	1,204,649	103.50	124,681,171.50	
INNOLUX CORP	1,036,776	13.60	14,100,153.60	
LARGAN PRECISION CO LTD	9,040	2,215.00	20,023,600.00	
NAN YA PRINTED CIRCUIT BOARD CORPORATION	20,000	247.50	4,950,000.00	
SYNNEX TECHNOLOGY INTL CORP	122,566	63.20	7,746,171.20	
UNIMICRON TECHNOLOGY CORP	118,000	138.50	16,343,000.00	
WPG HOLDINGS CO LTD	170,387	49.20	8,383,040.40	
YAGEO CORPORATION	32,137	575.00	18,478,775.00	
ZHEN DING TECHNOLOGY HOLDING	64,410	114.00	7,342,740.00	
ASE TECHNOLOGY HOLDING CO LTD	323,658	104.00	33,660,432.00	
EMEMORY TECHNOLOGY INC	6,000	1,625.00	9,750,000.00	
GLOBALWAFERS CO LTD	20,000	519.00	10,380,000.00	
MEDIATEK INC	146,538	711.00	104,188,518.00	
NANYA TECHNOLOGY CO	100,000	59.70	5,970,000.00	
NOVATEK MICROELECTRONICS LTD	52,058	402.00	20,927,316.00	
PARADE TECHNOLOGIES LTD	6,000	880.00	5,280,000.00	
POWERCHIP SEMICONDUCTOR MANU	302,000	33.50	10,117,000.00	
REALTEK SEMICONDUCTOR CORP	43,417	359.50	15,608,411.50	
SILERGY CORP	28,000	587.00	16,436,000.00	
TAIWAN SEMICONDUCTOR	2,378,000	528.00	1,255,584,000.00	
UNITED MICROELECTRONICS CORP	1,185,500	50.10	59,393,550.00	
VANGUARD INTERNATIONAL SEMI	102,000	92.70	9,455,400.00	
WIN SEMICONDUCTORS CORP	41,000	171.00	7,011,000.00	
WINBOND ELECTRONICS CORPORATION	242,000	23.40	5,662,800.00	
CHUNGHWA TELECOM CO LTD	372,065	114.00	42,415,410.00	
FAR EASTONE TELECOMM CO LTD	144,000	68.50	9,864,000.00	
TAIWAN MOBILE CO LTD	154,200	96.20	14,834,040.00	

	RUENTEX DEVELOPMENT CO LTD	169,668	44.10	7,482,358.80	
小計	銘柄数：89			2,892,577,559.65	
				(12,821,928,548)	
	組入時価比率：14.2%			15.6%	
インドルピー	BHARAT PETROLEUM CORP LTD	82,000	325.70	26,707,400.00	
	COAL INDIA LTD	142,000	215.45	30,593,900.00	
	HINDUSTAN PETROLEUM CORP	64,380	231.40	14,897,532.00	
	INDIAN OIL CORPORATION LTD	268,500	79.80	21,426,300.00	
	OIL&NATURAL GAS CORP LTD	219,000	155.90	34,142,100.00	
	PETRONET LNG LTD	77,000	219.75	16,920,750.00	
	RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	293,700	2,430.05	713,705,685.00	
	ASIAN PAINTS LTD	38,800	2,805.95	108,870,860.00	
	BERGER PAINTS INDIA LTD	19,000	562.30	10,683,700.00	
	PI INDUSTRIES LTD	7,000	3,377.05	23,639,350.00	
	PIDILITE INDUSTRIES LTD	15,500	2,316.75	35,909,625.00	
	SRF LTD	14,200	2,326.20	33,032,040.00	
	UPL LTD	43,200	770.35	33,279,120.00	
	ACC LIMITED	6,000	1,841.65	11,049,900.00	
	AMBUJA CEMENTS LTD	57,000	347.80	19,824,600.00	
	GRASIM INDUSTRIES LIMITED	25,400	1,629.65	41,393,110.00	
	SHREE CEMENT LIMITED	880	25,117.60	22,103,488.00	
	ULTRATECH CEMENT LTD	9,260	7,171.75	66,410,405.00	
	HINDALCO INDUSTRIES LIMITED	136,500	434.70	59,336,550.00	
	JINDAL STEEL&POWER LTD	46,000	601.65	27,675,900.00	
	JSW STEEL LTD	66,000	727.95	48,044,700.00	
	TATA STEEL LIMITED	699,400	112.00	78,332,800.00	
	VEDANTA LTD	85,000	314.85	26,762,250.00	
	BHARAT ELECTRONICS LTD	348,000	97.75	34,017,000.00	
	LARSEN&TOUBRO LIMITED	66,900	2,178.30	145,728,270.00	
	ABB INDIA LTD	4,700	3,188.40	14,985,480.00	
	HAVELLS INDIA LTD	24,300	1,227.35	29,824,605.00	
	SIEMENS LIMITED	7,000	3,222.70	22,558,900.00	
	ADANI ENTERPRISES LTD	26,200	1,796.60	47,070,920.00	
	INDIAN RAILWAY CATERING & TO	22,200	649.25	14,413,350.00	
	INTERGLOBE AVIATION LTD	9,400	1,897.25	17,834,150.00	

CONTAINER CORP OF INDIA LTD	22,400	613.30	13,737,920.00
ADANI PORTS AND SPECIAL ECONOMIC ZONE	52,400	577.20	30,245,280.00
BALKRISHNA INDUSTRIES LTD	7,000	2,000.60	14,004,200.00
BHARAT FORGE LIMITED	30,400	855.95	26,020,880.00
MRF LTD	200	89,215.80	17,843,160.00
SAMVARDHANA MOTHERSON INTERNATIONAL LTD	159,000	80.15	12,743,850.00
TUBE INVESTMENTS OF INDIA LTD	9,300	2,419.45	22,500,885.00
BAJAJ AUTO LIMITED	6,500	3,906.60	25,392,900.00
EICHER MOTORS LTD	14,300	3,289.10	47,034,130.00
HERO MOTOCORP LTD	12,400	2,556.70	31,703,080.00
MAHINDRA&MAHINDRA LIMITED	81,900	1,368.15	112,051,485.00
MARUTI SUZUKI INDIA LTD	11,900	8,805.10	104,780,690.00
TATA MOTORS LTD	154,700	441.60	68,315,520.00
TVS MOTOR CO LTD	18,800	1,123.90	21,129,320.00
PAGE INDUSTRIES LTD	530	38,728.05	20,525,866.50
TITAN CO LTD	36,500	2,522.40	92,067,600.00
INDIAN HOTELS CO LIMITED	75,000	321.95	24,146,250.00
JUBILANT FOODWORKS LIMITED	36,000	466.40	16,790,400.00
ZOMATO LTD	270,000	51.40	13,878,000.00
TRENT LTD	21,600	1,363.10	29,442,960.00
AVENUE SUPERMARTS LTD	15,800	3,541.70	55,958,860.00
UNITED SPIRITS LTD	32,700	786.65	25,723,455.00
VARUN BEVERAGES LTD	20,000	1,274.60	25,492,000.00
BRITANNIA INDUSTRIES LTD	10,700	4,572.00	48,920,400.00
MARICO LIMITED	46,000	494.55	22,749,300.00
NESTLE INDIA LIMITED	3,400	19,628.85	66,738,090.00
TATA CONSUMER PRODUCTS LTD	55,700	732.60	40,805,820.00
ITC LTD	281,000	382.55	107,496,550.00
COLGATE-PALMOLIVE(INDIA)	10,200	1,449.30	14,782,860.00
DABUR INDIA LTD	59,800	535.60	32,028,880.00
GODREJ CONSUMER PRODUCTS LTD	43,500	932.40	40,559,400.00
HINDUSTAN UNILEVER LIMITED	79,300	2,527.10	200,399,030.00
APOLLO HOSPITALS ENTERPRISE	10,870	4,643.15	50,471,040.50
BIOCON LTD	31,000	242.85	7,528,350.00

AUROBINDO PHARMA LTD	18,700	479.90	8,974,130.00	
CIPLA LIMITED	46,300	1,035.50	47,943,650.00	
DR. REDDYS LABORATORIES	11,160	4,519.30	50,435,388.00	
LUPIN LTD	25,700	681.75	17,520,975.00	
SUN PHARMACEUTICAL INDUS LTD	90,700	995.15	90,260,105.00	
TORRENT PHARMACEUTICALS LTD	11,540	1,510.05	17,425,977.00	
AU SMALL FINANCE BANK LTD	12,600	626.45	7,893,270.00	
AXIS BANK LIMITED	219,300	864.75	189,639,675.00	
BANDHAN BANK LTD	56,000	242.10	13,557,600.00	
ICICI BANK LTD	497,000	869.45	432,116,650.00	
KOTAK MAHINDRA BANK LTD	56,500	1,787.95	101,019,175.00	
YES BANK LTD	1,230,000	16.25	19,987,500.00	
BAJAJ FINSERV LTD	37,060	1,428.20	52,929,092.00	
BAJAJ HOLDINGS AND INVESTMEN	2,350	5,997.00	14,092,950.00	
HOUSING DEVELOPMENT FINANCE	166,400	2,700.50	449,363,200.00	
HDFC LIFE INSURANCE CO LTD	90,400	514.60	46,519,840.00	
ICICI LOMBARD GENERAL INSURANCE COMPANY	23,100	1,118.40	25,835,040.00	
ICICI PRUDENTIAL LIFE INSURANCE CO LTD	33,200	428.50	14,226,200.00	
SBI LIFE INSURANCE CO LTD	42,600	1,174.10	50,016,660.00	
HCL TECHNOLOGIES LTD	106,300	1,128.15	119,922,345.00	
INFOSYS LTD	324,800	1,601.80	520,264,640.00	
LTIMINDTREE LTD	9,680	4,948.00	47,896,640.00	
MPHASIS LTD	10,500	2,262.55	23,756,775.00	
TATA CONSULTANCY SVS LTD	88,300	3,558.05	314,175,815.00	
TECH MAHINDRA LTD	57,400	1,130.25	64,876,350.00	
WIPRO LTD	126,700	409.90	51,934,330.00	
TATA ELXSI LTD	4,000	6,688.75	26,755,000.00	
INDUS TOWERS LTD	61,000	169.80	10,357,800.00	
BHARTI AIRTEL LIMITED	214,800	784.45	168,499,860.00	
ADANI TRANSMISSION LTD	25,500	968.55	24,698,025.00	
POWER GRID CORP OF INDIA LTD	303,000	214.60	65,023,800.00	
TATA POWER COMPANY LIMITED	139,000	205.15	28,515,850.00	
ADANI TOTAL GAS LTD	26,000	1,022.60	26,587,600.00	
GAIL INDIA LTD	190,500	95.95	18,278,475.00	

	INDRAPRASTHA GAS LTD	34,200	435.80	14,904,360.00	
	BAJAJ FINANCE LTD	26,280	6,437.30	169,172,244.00	
	CHOLAMANDALAM INVESTMENT AND	40,000	782.25	31,290,000.00	
	MUTHOOT FINANCE LTD	10,000	990.85	9,908,500.00	
	SBI CARDS & PAYMENT SERVICES	24,000	760.05	18,241,200.00	
	SHRIRAM FINANCE LTD	25,200	1,258.70	31,719,240.00	
	ADANI GREEN ENERGY LTD	28,800	616.30	17,749,440.00	
	ADANI POWER LIMITED	61,000	147.80	9,015,800.00	
	NTPC LIMITED	355,000	167.40	59,427,000.00	
	DIVIS LABORATORIES LTD	13,810	2,876.60	39,725,846.00	
	DLF LIMITED	58,000	371.70	21,558,600.00	
	GODREJ PROPERTIES LTD	9,300	1,186.15	11,031,195.00	
	INFO EDGE INDIA LTD	6,670	3,589.00	23,938,630.00	
小計	銘柄数：112			6,934,165,589.00	
				(11,372,031,565)	
	組入時価比率：12.6%			13.9%	
カタールリヤル	QATAR FUEL CO	64,000	16.89	1,080,960.00	
	QATAR GAS TRANSPORT CO NAKILAT	220,000	3.58	787,600.00	
	MESAIEED PETROCHEMICAL HOLDING	462,000	2.07	956,340.00	
	INDUSTRIES QATAR	143,000	14.00	2,002,000.00	
	COMMERCIAL BANK OF QATAR	294,000	6.19	1,821,330.00	
	MASRAF AL RAYAN	585,000	2.78	1,626,885.00	
	QATAR INTERNATIONAL ISLAMIC	86,000	10.40	894,400.00	
	QATAR ISLAMIC BANK	171,000	19.51	3,336,210.00	
	QATAR NATIONAL BANK	444,000	16.20	7,192,800.00	
	OOREDOO QSC	65,000	9.51	618,150.00	
	QATAR ELECTRICITY & WATER CO	34,400	17.45	600,280.00	
	BARWA REAL ESTATE CO	195,000	2.82	550,095.00	
小計	銘柄数：12			21,467,050.00	
				(790,846,122)	
	組入時価比率：0.9%			1.0%	
エジプトポンド	EASTERN CO SAE	51,525	18.14	934,663.50	
	EFG-HERMES HOLDING SAE	60,000	20.91	1,254,600.00	
小計	銘柄数：2			2,189,263.50	
				(9,623,564)	

	組入時価比率：0.0%			0.0%
ランド	EXXARO RESOURCES LTD	28,200	206.08	5,811,456.00
	SASOL LTD	57,900	305.61	17,694,819.00
	AFRICAN RAINBOW MINERALS LTD	10,100	274.08	2,768,208.00
	ANGLO AMERICAN PLATINUM LTD	5,330	1,136.23	6,056,105.90
	ANGLOGOLD ASHANTI LTD	40,800	331.43	13,522,344.00
	GOLD FIELDS LTD	84,400	182.32	15,387,808.00
	HARMONY GOLD MINING CO LTD	40,800	58.77	2,397,816.00
	IMPALA PLATINUM HOLDINGS LTD	81,200	184.87	15,011,444.00
	KUMBA IRON ORE LTD	7,600	531.42	4,038,792.00
	NORTHAM PLATINUM HOLDINGS LT	26,700	156.00	4,165,200.00
	SIBANYE STILLWATER LTD	273,000	41.82	11,416,860.00
	BIDVEST GROUP LTD	25,500	247.08	6,300,540.00
	NASPERS LTD-N SHS	21,020	3,476.13	73,068,252.60
	WOOLWORTHS HOLDINGS LTD	94,000	78.93	7,419,420.00
	MR PRICE GROUP LTD	25,000	164.76	4,119,000.00
	PEPKOR HOLDINGS LTD	173,000	19.51	3,375,230.00
	THE FOSCHINI GROUP LTD	32,000	106.08	3,394,560.00
	BID CORP LTD	33,000	382.28	12,615,240.00
	CLICKS GROUP LTD	23,700	271.96	6,445,452.00
	SHOPRITE HOLDINGS LTD	48,100	226.50	10,894,650.00
	SPAR GROUP LIMITED/THE	15,300	152.91	2,339,523.00
	ASPEN PHARMACARE HOLDINGS LT	31,500	149.39	4,705,785.00
	ABSA GROUP LTD	77,300	190.26	14,707,098.00
	CAPITEC BANK HOLDINGS LTD	7,940	1,775.35	14,096,279.00
	NEDBANK GROUP LTD	44,579	229.16	10,215,723.64
	STANDARD BANK GROUP LTD	131,700	173.87	22,898,679.00
	FIRSTRAND LTD	489,000	64.81	31,692,090.00
	REMGRO LTD	47,300	138.49	6,550,577.00
	DISCOVERY LTD	46,907	143.14	6,714,267.98
	OLD MUTUAL LTD	434,000	11.80	5,121,200.00
	SANLAM LIMITED	190,000	58.50	11,115,000.00
MTN GROUP LTD	171,000	144.93	24,783,030.00	
VODACOM GROUP	68,100	130.02	8,854,362.00	
REINET INVESTMENTS SCA	14,200	339.01	4,813,942.00	

	NEPI ROCKCASTLE N.V.	41,900	108.06	4,527,714.00	
	MULTICHOICE GROUP LTD	43,200	130.81	5,650,992.00	
小計	銘柄数：36			404,689,460.12	
	組入時価比率：3.3%			(2,990,655,110)	3.6%
UAEディールハム	MULTIPLY GROUP	295,000	4.07	1,200,650.00	
	Q HOLDING PJSC	181,000	3.15	570,150.00	
	ABU DHABI NATIONAL OIL CO FO	298,000	4.38	1,305,240.00	
	ABU DHABI COMMERCIAL BANK	285,000	8.96	2,553,600.00	
	ABU DHABI ISLAMIC BANK	128,000	10.20	1,305,600.00	
	DUBAI ISLAMIC BANK	286,029	5.72	1,636,085.88	
	EMIRATES NBD PJSC	194,000	13.40	2,599,600.00	
	FIRST ABU DHABI BANK PJSC	442,925	14.00	6,200,950.00	
	EMIRATES TELECOM GROUP CO	344,900	26.96	9,298,504.00	
	ALDAR PROPERTIES PJSC	330,000	4.68	1,544,400.00	
	EMAAR PROPERTIES PJSC	349,000	5.68	1,982,320.00	
小計	銘柄数：11			30,197,099.88	
	組入時価比率：1.2%			(1,106,723,710)	1.3%
クウェートディナール	AGILITY	134,400	0.60	81,715.20	
	BOUBYAN BANK K.S.C	127,951	0.77	99,545.87	
	GULF BANK	128,000	0.31	40,064.00	
	KUWAIT FINANCE HOUSE	693,000	0.87	608,454.00	
	NATIONAL BANK OF KUWAIT	709,000	1.10	785,572.00	
	MOBILE TELECOMMUNICATIONS CO	189,000	0.54	103,572.00	
	MABANEE CO SAKC	75,949	0.82	62,961.72	
小計	銘柄数：7			1,781,884.79	
	組入時価比率：0.9%			(782,888,901)	1.0%
サウジアラビヤリヤル	RABIGH REFINING AND PETROCHE	47,751	11.24	536,721.24	
	SAUDI ARABIAN OIL CO	240,400	33.05	7,945,220.00	
	ADVANCED PETROCHEMICALS CO	10,833	47.65	516,192.45	
	NATIONAL INDUSTRIALIZATION C	28,000	12.24	342,720.00	
	SABIC AGRI-NUTRIENTS CO	19,300	126.40	2,439,520.00	

SAHARA INTERNATIONAL PETROCH	40,600	36.25	1,471,750.00
SAUDI BASIC INDUSTRIES CORP	86,800	95.60	8,298,080.00
SAUDI IND INVESTMENT GROUP	29,368	23.98	704,244.64
SAUDI KAYAN PETROCHEMICAL CO	67,000	13.10	877,700.00
YANBU NATIONAL PETROCHEMICAL	28,900	44.40	1,283,160.00
SAUDI ARABIAN MINING CO	83,800	68.00	5,698,400.00
JARIR MARKETING CO	6,100	144.00	878,400.00
NAHDI MEDICAL CO	3,400	188.00	639,200.00
ALMARAI CO	26,300	55.20	1,451,760.00
SAVOLA	27,400	28.50	780,900.00
DALLAH HEALTHCARE CO	3,200	144.00	460,800.00
DR SULAIMAN AL HABIB MEDICAL	7,800	242.80	1,893,840.00
MOUWASAT MEDICAL SERVICES CO	5,000	194.00	970,000.00
AL RAJHI BANK	192,000	76.20	14,630,400.00
ALINMA BANK	94,300	29.80	2,810,140.00
ARAB NATIONAL BANK	60,800	26.50	1,611,200.00
BANK AL - JAZIRA	34,100	18.40	627,440.00
BANK ALBILAD	42,666	40.85	1,742,906.10
BANQUE SAUDI FRANSI	62,600	36.35	2,275,510.00
RIYAD BANK	124,000	28.70	3,558,800.00
SAUDI BRITISH BANK	83,800	34.85	2,920,430.00
SAUDI INVESTMENT BANK/THE	39,000	17.06	665,340.00
THE SAUDI NATIONAL BANK	216,500	48.95	10,597,675.00
BUPA ARABIA FOR COOPERATIVE	7,750	159.80	1,238,450.00
ARABIAN INTERNET & COMMUNICA	2,100	240.00	504,000.00
ELM CO	1,900	391.00	742,900.00
SAUDI TELECOM CO	140,700	36.45	5,128,515.00
ETIHAD ETISALAT CO	34,300	33.95	1,164,485.00
MOBILE TELECOMMUNICATIONS COMPANY	29,000	10.28	298,120.00
SAUDI ELECTRICITY CO	77,000	22.32	1,718,640.00
SAUDI TADAWUL GROUP HOLDING	5,500	161.40	887,700.00
ACWA POWER CO	8,700	147.20	1,280,640.00
DAR AL ARKAN REAL ESTATE DEV	53,000	13.74	728,220.00
EMAAR ECONOMIC CITY	35,000	7.93	277,550.00
SAUDI RESEARCH & MEDIA GROUP	2,800	194.00	543,200.00

	小計	銘柄数：40 組入時価比率：3.7%		93,140,869.43 (3,342,825,803) 4.1%	
	合計			82,089,363,980 (82,089,363,980)	

(注1) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券(2023年2月17日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	米ドル	ISHARES MSCI CHINA A UCITS ETF	5,517,100	27,944,111.50	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：4.2%	5,517,100	27,944,111.50 (3,755,688,585) 97.3%	
	合計			3,755,688,585 (3,755,688,585)	
投資証券	メキシコペソ	FIBRA UNO ADMINISTRACION SA	319,000	8,156,830.00	
		OPERADORA DE SITES MEX- A-1	111,000	2,203,350.00	
	小計	銘柄数：2 組入時価比率：0.1%	430,000	10,360,180.00 (75,035,675) 1.9%	
	ランド	GROWTHPOINT PROPERTIES LTD	300,000	4,230,000.00	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：0.0%	300,000	4,230,000.00 (31,259,700) 0.8%	
合計			106,295,375 (106,295,375)		
合計				3,861,983,960 (3,861,983,960)	

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注3) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注4) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2023年2月17日現在		
	契約額等(円)		時価(円)
	うち1年超		
			評価損益(円)

市場取引				
株価指数先物取引				
買建	4,208,121,792	—	4,096,819,776	△111,302,016
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	93,121,910	—	94,028,970	907,060
米ドル	93,121,910	—	94,028,970	907,060
合計	—	—	—	△110,394,956

(注) 時価の算定方法

1 先物取引

外国先物取引について

先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

新興国債券マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2023年2月17日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	154,412,885
コール・ローン	638,337,351
国債証券	30,038,345,115
未収入金	129,947,327
未収利息	333,678,581
前払費用	47,833,577
流動資産合計	31,342,554,836
資産合計	31,342,554,836
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	280,228

未払解約金	712,401,924
未払利息	152
その他未払費用	44,500
流動負債合計	712,726,804
負債合計	712,726,804
純資産の部	
元本等	
元本	16,026,316,509
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	14,603,511,523
元本等合計	30,629,828,032
純資産合計	30,629,828,032
負債純資産合計	31,342,554,836

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2023年2月17日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.9112円
(10,000口当たり純資産額)	(19,112円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2022年2月18日 至 2023年2月17日	
1. 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p>
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p>

当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。

○市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。

○信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。

○流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年2月17日現在

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 時価の算定方法

国債証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

派生商品評価勘定

デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2023年2月17日現在

期首	2022年2月18日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	12,405,234,030円
同期中における追加設定元本額	11,724,901,949円
同期中における一部解約元本額	8,103,819,470円
期末元本額	16,026,316,509円
期末元本額の内訳*	
野村インデックスファンド・新興国債券・為替ヘッジ型	514,023,277円
ネクストコア	3,868,063円
野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型	1,058,281,327円
インデックス・ブレンド(タイプⅠ)	6,558,791円
インデックス・ブレンド(タイプⅡ)	4,620,600円
インデックス・ブレンド(タイプⅢ)	27,729,826円
インデックス・ブレンド(タイプⅣ)	8,376,913円
インデックス・ブレンド(タイプⅤ)	11,208,699円
野村外国債券(含む新興国)インデックス Aコース(野村投資一任口座向け)	1,727,805,389円
野村外国債券(含む新興国)インデックス Bコース(野村投資一任口座向け)	3,066,955,918円
NEXT FUNDS 新興国債券・J. P. モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス(為替ヘッジなし)連動型上場投信	1,305,404,368円
ファンドラップ(ウエルス・スクエア)外国債券	352,210,770円
野村世界インデックス・バランス40VA(適格機関投資家専用)	3,115,264円
ノムラ新興国債券インデックスファンドVA(適格機関投資家専用)	2,167,570円
新興国債券・インデックスF(適格機関投資家専用)	1,161,814,908円
オールウェザー・ファクターアロケーションMオープン投信(適格機関投資家専用)	192,843,707円
野村新興国債券インデックスファンド(確定拠出年金向け)	6,297,156,587円
野村DC運用戦略ファンド	103,635,836円
野村DC運用戦略ファンド(マイルド)	11,130,886円
多資産分散投資ファンド(バランス10)(確定拠出年金向け)	167,407,810円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2023年2月17日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2023年2月17日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	ABU DHABI GOVT INT'L	3,100,000.00	2,970,203.00	
		ABU DHABI GOVT INT'L	1,200,000.00	1,150,015.20	
		ABU DHABI GOVT INT'L	1,200,000.00	1,056,600.00	
		ABU DHABI GOVT INT'L	2,000,000.00	1,794,690.00	
		ABU DHABI GOVT INT'L	2,400,000.00	2,221,377.60	
		ABU DHABI GOVT INT'L	400,000.00	330,215.60	
		ABU DHABI GOVT INT'L	400,000.00	330,296.80	
		ABU DHABI GOVT INT'L	1,800,000.00	1,326,006.00	
		ABU DHABI GOVT INT'L	3,200,000.00	2,686,188.80	
		ABU DHABI GOVT INT'L	1,000,000.00	611,250.00	
		ARAB REPUBLIC OF EGYPT	2,100,000.00	1,703,944.20	
		ARAB REPUBLIC OF EGYPT	2,100,000.00	1,563,093.00	
		ARAB REPUBLIC OF EGYPT	2,400,000.00	1,637,328.00	
		ARAB REPUBLIC OF EGYPT	3,200,000.00	2,202,240.00	
		CHINA GOVT INTL BOND	2,500,000.00	2,386,012.50	
		CHINA GOVT INTL BOND	2,400,000.00	2,152,447.44	
		CHINA GOVT INTL BOND	2,400,000.00	2,145,169.44	
		CHINA GOVT INTL BOND	1,400,000.00	1,245,021.82	
		CHINA GOVT INTL BOND	1,500,000.00	1,244,241.30	
		DOMINICAN REPUBLIC	1,800,000.00	1,685,522.70	
		DOMINICAN REPUBLIC	1,700,000.00	1,480,558.73	
		DOMINICAN REPUBLIC	1,500,000.00	1,275,127.95	
		DOMINICAN REPUBLIC	2,500,000.00	2,302,215.75	
		DOMINICAN REPUBLIC	1,300,000.00	1,038,106.03	
		DOMINICAN REPUBLIC	2,100,000.00	1,784,105.40	
		DOMINICAN REPUBLIC	2,000,000.00	1,526,736.40	
		FED REPUBLIC OF BRAZIL	1,500,000.00	1,417,301.10	
		FED REPUBLIC OF BRAZIL	1,500,000.00	1,392,358.05	
		FED REPUBLIC OF BRAZIL	3,700,000.00	3,205,960.83	

FED REPUBLIC OF BRAZIL	600,000.00	507,537.54
FED REPUBLIC OF BRAZIL	3,800,000.00	2,738,193.36
HUNGARY	1,000,000.00	1,017,550.00
HUNGARY	1,700,000.00	1,661,020.70
HUNGARY	1,700,000.00	1,307,181.00
HUNGARY	1,500,000.00	1,537,500.00
HUNGARY	1,800,000.00	1,104,159.60
MEXICO GLOBAL	1,700,000.00	1,113,970.73
OMAN GOV INTERNTL BOND	3,300,000.00	3,358,281.30
OMAN GOV INTERNTL BOND	2,300,000.00	2,365,322.30
REPUBLIC OF ARGENTINA	3,975,113.00	1,191,778.23
REPUBLIC OF ARGENTINA	4,165,309.00	1,310,411.20
REPUBLIC OF ARGENTINA	10,237,686.00	2,803,409.10
REPUBLIC OF ARGENTINA	6,286,159.00	2,100,077.48
REPUBLIC OF ARGENTINA	3,800,000.00	1,149,325.96
REPUBLIC OF ARGENTINA	1,000,000.00	281,486.20
REPUBLIC OF CHILE	1,200,000.00	1,115,449.20
REPUBLIC OF CHILE	1,000,000.00	937,364.70
REPUBLIC OF CHILE	1,400,000.00	1,186,161.34
REPUBLIC OF CHILE	2,000,000.00	1,668,064.20
REPUBLIC OF CHILE	1,100,000.00	882,722.94
REPUBLIC OF CHILE	1,500,000.00	1,308,038.70
REPUBLIC OF CHILE	1,200,000.00	895,901.76
REPUBLIC OF CHILE	2,400,000.00	2,105,070.72
REPUBLIC OF CHILE	1,600,000.00	1,179,062.72
REPUBLIC OF CHILE	1,700,000.00	1,243,358.58
REPUBLIC OF CHILE	800,000.00	513,432.24
REPUBLIC OF COLOMBIA	1,900,000.00	1,648,590.29
REPUBLIC OF COLOMBIA	900,000.00	686,870.28
REPUBLIC OF COLOMBIA	2,100,000.00	1,546,053.39
REPUBLIC OF COLOMBIA	1,600,000.00	1,155,357.92
REPUBLIC OF COLOMBIA	1,700,000.00	1,702,379.49
REPUBLIC OF COLOMBIA	3,000,000.00	2,008,950.30
REPUBLIC OF COLOMBIA	800,000.00	469,681.44
REPUBLIC OF ECUADOR	3,400,000.00	1,751,000.00

	REPUBLIC OF ECUADOR	7,600,000.00	2,900,095.40	
	REPUBLIC OF ECUADOR	2,600,000.00	897,000.00	
	REPUBLIC OF INDONESIA	5,600,000.00	5,262,468.40	
	REPUBLIC OF INDONESIA	2,100,000.00	1,783,074.30	
	REPUBLIC OF INDONESIA	800,000.00	588,774.40	
	REPUBLIC OF NIGERIA	1,300,000.00	929,370.00	
	REPUBLIC OF PANAMA	800,000.00	698,225.52	
	REPUBLIC OF PANAMA	1,800,000.00	1,357,022.70	
	REPUBLIC OF PANAMA	1,800,000.00	1,877,720.58	
	REPUBLIC OF PANAMA	2,000,000.00	1,535,739.20	
	REPUBLIC OF PANAMA	3,200,000.00	2,387,128.00	
	REPUBLIC OF PANAMA	1,200,000.00	784,928.28	
	REPUBLIC OF PANAMA	1,900,000.00	1,389,185.57	
	REPUBLIC OF PERU	3,400,000.00	2,840,591.88	
	REPUBLIC OF PERU	1,900,000.00	1,520,390.07	
	REPUBLIC OF PERU	1,600,000.00	1,160,482.08	
	REPUBLIC OF PERU	1,500,000.00	888,915.15	
	REPUBLIC OF PHILIPPINES	1,600,000.00	1,517,393.76	
	REPUBLIC OF PHILIPPINES	600,000.00	407,423.76	
	REPUBLIC OF PHILIPPINES	2,300,000.00	1,671,061.78	
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	2,000,000.00	1,792,498.00	
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	2,000,000.00	1,486,830.00	
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	1,800,000.00	1,575,450.00	
	REPUBLIC OF SRI LANKA	600,000.00	213,365.34	
	REPUBLIC OF TURKEY	2,100,000.00	2,050,996.50	
	REPUBLIC OF TURKEY	1,500,000.00	1,433,580.00	
	REPUBLIC OF TURKEY	1,500,000.00	1,382,400.00	
	REPUBLIC OF TURKEY	2,800,000.00	2,640,708.00	
	REPUBLIC OF TURKEY	2,000,000.00	1,784,200.00	
	REPUBLIC OF TURKEY	1,400,000.00	1,372,714.00	
	REPUBLIC OF TURKEY	3,400,000.00	3,426,690.00	
	REPUBLIC OF TURKEY	1,500,000.00	1,296,411.00	
	REPUBLIC OF TURKEY	1,300,000.00	1,194,887.20	
	REPUBLIC OF TURKEY	1,000,000.00	784,975.00	
	REPUBLIC OF TURKEY	1,100,000.00	887,683.50	

	REPUBLIC OF TURKEY	600,000.00	474,567.60
	REPUBLIC OF TURKEY	1,800,000.00	1,722,420.00
	REPUBLIC OF TURKEY	1,000,000.00	801,170.00
	REPUBLICA ORIENT URUGUAY	2,000,000.00	1,960,317.00
	REPUBLICA ORIENT URUGUAY	2,100,000.00	2,047,387.44
	ROMANIA	1,500,000.00	1,584,633.00
	ROMANIA	1,500,000.00	1,037,134.50
	SAUDI INTERNATIONAL BOND	1,000,000.00	988,200.00
	SAUDI INTERNATIONAL BOND	2,900,000.00	2,782,668.90
	SAUDI INTERNATIONAL BOND	900,000.00	899,130.60
	SAUDI INTERNATIONAL BOND	4,400,000.00	4,342,905.60
	SAUDI INTERNATIONAL BOND	2,100,000.00	2,078,046.60
	SAUDI INTERNATIONAL BOND	600,000.00	548,093.40
	SAUDI INTERNATIONAL BOND	2,100,000.00	2,205,315.00
	SAUDI INTERNATIONAL BOND	1,200,000.00	963,036.00
	SAUDI INTERNATIONAL BOND	500,000.00	498,323.00
	SAUDI INTERNATIONAL BOND	2,500,000.00	2,322,422.50
	SAUDI INTERNATIONAL BOND	1,300,000.00	1,253,184.40
	SAUDI INTERNATIONAL BOND	500,000.00	462,376.00
	SAUDI INTERNATIONAL BOND	1,200,000.00	918,306.00
	SAUDI INTERNATIONAL BOND	1,800,000.00	1,553,220.00
	SAUDI INTERNATIONAL BOND	1,300,000.00	909,818.00
	STATE OF QATAR	1,400,000.00	1,373,680.00
	STATE OF QATAR	1,400,000.00	1,361,633.00
	STATE OF QATAR	1,700,000.00	1,711,051.70
	STATE OF QATAR	2,400,000.00	2,360,596.80
	STATE OF QATAR	1,800,000.00	1,730,880.00
	STATE OF QATAR	3,800,000.00	3,820,064.00
	STATE OF QATAR	3,800,000.00	3,676,500.00
	STATE OF QATAR	3,000,000.00	2,732,700.00
	UAE INT'L GOVT BOND	1,400,000.00	1,374,445.80
	UAE INT'L GOVT BOND	1,000,000.00	733,798.00
	UKRAINE GOVERNMENT	2,000,000.00	405,360.00
	UKRAINE GOVERNMENT	1,200,000.00	225,384.00
	UKRAINE GOVERNMENT	2,100,000.00	382,987.50

		UNITED MEXICAN STATES	1,800,000.00	1,728,312.30	
		UNITED MEXICAN STATES	1,100,000.00	970,696.98	
		UNITED MEXICAN STATES	1,600,000.00	1,311,263.84	
		UNITED MEXICAN STATES	1,400,000.00	1,322,882.68	
		UNITED MEXICAN STATES	2,200,000.00	2,070,452.12	
		UNITED MEXICAN STATES	900,000.00	741,891.60	
		UNITED MEXICAN STATES	1,500,000.00	1,558,896.90	
		UNITED MEXICAN STATES	1,700,000.00	1,368,379.81	
		UNITED MEXICAN STATES	900,000.00	714,577.41	
		UNITED MEXICAN STATES	2,100,000.00	1,781,075.10	
		UNITED MEXICAN STATES	2,200,000.00	1,689,405.96	
		UNITED MEXICAN STATES	1,300,000.00	864,572.67	
	小計	銘柄数：146	288,564,267.00	223,499,591.63	
				(30,038,345,115)	
		組入時価比率：98.1%		100.0%	
	合計			30,038,345,115	
				(30,038,345,115)	

(注1) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2023年2月17日現在			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建	91,062,200	—	91,342,428	△280,228
米ドル	91,062,200	—	91,342,428	△280,228
合計	91,062,200	—	91,342,428	△280,228

(注) 時価の算定方法

1 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

す。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

（2023年2月17日現在）

資産の部	
流動資産	
預金	52,880,445
コール・ローン	21,917,632
国債証券	7,963,461,820
派生商品評価勘定	96,613
未収利息	98,913,908
前払費用	14,282,206
流動資産合計	8,151,552,624
資産合計	8,151,552,624
負債の部	
流動負債	
前受収益	8,754
未払解約金	3,811,170
未払利息	5
その他未払費用	276,000
流動負債合計	4,095,929
負債合計	4,095,929
純資産の部	
元本等	
元本	5,553,554,839
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,593,901,856
元本等合計	8,147,456,695
純資産合計	8,147,456,695
負債純資産合計	8,151,552,624

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>国債証券</p> <p>原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。</p> <p>為替予約取引</p> <p>計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>有価証券売買等損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p> <p>為替差損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p>

4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
------------------------	--

(重要な会計上の見積りに関する注記)
該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2023年2月17日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1,4671円
(10,000口当たり純資産額)	(14,671円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2022年2月18日 至 2023年2月17日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年2月17日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	
国債証券	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
派生商品評価勘定	デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2023年2月17日現在	
期首	2022年2月18日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	6,295,141,360円
同期中における追加設定元本額	1,375,506,969円
同期中における一部解約元本額	2,117,093,490円

期末元本額		5,553,554,839円
期末元本額の内訳*		
野村資産設計ファンド2015		11,130,266円
野村資産設計ファンド2020		12,022,464円
野村資産設計ファンド2025		20,003,995円
野村資産設計ファンド2030		26,520,344円
野村資産設計ファンド2035		21,312,732円
野村資産設計ファンド2040		33,499,255円
野村資産設計ファンド2045		6,392,160円
野村インデックスファンド・新興国債券		709,809,083円
ネクストコア		11,868,562円
野村インデックスファンド・海外5資産バランス		596,513,744円
野村資産設計ファンド2050		5,917,366円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型		2,287,380円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型		1,582,060円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型		983,328円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型		845,903円
インデックス・ブレンド(タイプⅢ)		3,997,565円
インデックス・ブレンド(タイプⅣ)		2,173,330円
インデックス・ブレンド(タイプⅤ)		6,458,177円
世界6資産分散ファンド		123,664,178円
野村資産設計ファンド2060		3,034,125円
ノムラFOFs用インデックスファンド・新興国債券(適格機関投資家専用)		2,778,063,140円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス(2%コース向け)(適格機関投資家専用)		808,401円
オールウェザー・ファクターアロケーションMオープン投信(適格機関投資家専用)		207,770,457円
野村DC新興国債券(現地通貨建て)インデックスファンド		493,398,908円
野村DC運用戦略ファンド		415,359,898円
野村DC運用戦略ファンド(マイルド)		32,421,077円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2030		11,362,255円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2040		8,047,691円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2050		4,255,522円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2060		2,051,473円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2023年2月17日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2023年2月17日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	メキシコペソ	MEX BONOS DESARR FIX RT	6,600,000.00	6,311,573.40	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	14,100,000.00	13,977,950.40	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	6,000,000.00	5,378,280.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	14,500,000.00	12,898,863.60	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	6,700,000.00	5,780,224.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	3,450,000.00	3,217,332.00	

	MEX BONOS DESARR FIX RT	10,300,000.00	10,020,561.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	20,000,000.00	18,582,600.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	4,200,000.00	3,822,756.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	2,700,000.00	2,913,327.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	6,100,000.00	5,804,760.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	7,700,000.00	6,760,292.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	10,600,000.00	9,521,874.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	1,200,000.00	1,077,655.56	
	MEXICAN FIXED RATE BONDS	6,600,000.00	6,427,710.96	
小計	銘柄数：15	120,750,000.00	112,495,759.92	
			(814,773,040)	
	組入時価比率：10.0%		10.2%	
レアル	LETRA TESOURO NACIONAL	6,400,000.00	5,755,873.92	
	LETRA TESOURO NACIONAL	6,400,000.00	5,437,388.80	
	LETRA TESOURO NACIONAL	4,700,000.00	3,556,046.79	
	LETRA TESOURO NACIONAL	10,600,000.00	7,506,161.04	
	NOTA DO TESOURO NACIONAL	391,000.00	3,802,828.07	
	NOTA DO TESOURO NACIONAL	230,000.00	2,138,621.88	
	NOTA DO TESOURO NACIONAL	250,000.00	2,229,049.75	
	NOTA DO TESOURO NACIONAL	160,000.00	1,381,097.12	
小計	銘柄数：8	29,131,000.00	31,807,067.37	
			(817,851,942)	
	組入時価比率：10.0%		10.2%	
チリペソ	BONOS TESORERIA PESOS	180,000,000.00	167,175,000.00	
	BONOS TESORERIA PESOS	160,000,000.00	155,496,000.00	
	BONOS TESORERIA PESOS	60,000,000.00	58,649,364.00	
	BONOS TESORERIA PESOS	70,000,000.00	58,775,500.00	
	BONOS TESORERIA PESOS	295,000,000.00	283,922,750.00	
	BONOS TESORERIA PESOS	240,000,000.00	231,799,944.00	
	BONOS TESORERIA PESOS	115,000,000.00	120,997,250.00	
小計	銘柄数：7	1,120,000,000.00	1,076,815,808.00	
			(182,561,198)	
	組入時価比率：2.2%		2.3%	
コロンビアペソ	REPUBLIC OF COLOMBIA	1,790,000,000.00	1,634,537,426.00	
	TITULOS DE TESORERIA	950,000,000.00	932,611,485.00	

	TITULOS DE TESORERIA	890,000,000.00	774,643,362.00	
	TITULOS DE TESORERIA	900,000,000.00	700,310,880.00	
	TITULOS DE TESORERIA	1,460,000,000.00	1,119,605,526.00	
	TITULOS DE TESORERIA	1,330,000,000.00	1,025,978,492.00	
	TITULOS DE TESORERIA	800,000,000.00	579,087,600.00	
	TITULOS DE TESORERIA	990,000,000.00	691,540,245.00	
	TITULOS DE TESORERIA	1,850,000,000.00	1,246,934,225.00	
	TITULOS DE TESORERIA	900,000,000.00	537,216,300.00	
	TITULOS DE TESORERIA	800,000,000.00	605,958,080.00	
	TITULOS DE TESORERIA	560,000,000.00	324,664,648.00	
小計	銘柄数：12	13,220,000,000.00	10,173,088,269.00	
			(277,237,001)	
	組入時価比率：3.4%		3.5%	
ソル	BONOS DE TESORERIA	200,000.00	196,979.18	
	BONOS DE TESORERIA	780,000.00	719,219.51	
	BONOS DE TESORERIA	600,000.00	530,299.38	
	BONOS DE TESORERIA	900,000.00	724,908.78	
	BONOS DE TESORERIA	700,000.00	524,570.41	
	PERU BONO SOBERANO	700,000.00	729,445.29	
	PERU BONO SOBERANO	500,000.00	473,241.70	
	PERU BONO SOBERANO	320,000.00	288,732.44	
	REPUBLIC OF PERU	1,100,000.00	1,047,537.15	
小計	銘柄数：9	5,800,000.00	5,234,933.84	
			(182,615,432)	
	組入時価比率：2.2%		2.3%	
ウルグアイペソ	REPUBLICA ORIENT URUGUAY	4,000,000.00	3,815,302.00	
小計	銘柄数：1	4,000,000.00	3,815,302.00	
			(12,972,789)	
	組入時価比率：0.2%		0.2%	
セルビアディナール	SERBIA TREASURY BONDS	22,000,000.00	18,425,000.00	
小計	銘柄数：1	22,000,000.00	18,425,000.00	
			(22,474,888)	
	組入時価比率：0.3%		0.3%	
トルコリラ	TURKEY GOVERNMENT BOND	520,000.00	527,540.00	
	TURKEY GOVERNMENT BOND	810,000.00	799,470.00	

小計	TURKEY GOVERNMENT BOND	1,020,000.00	986,340.00	
	TURKEY GOVERNMENT BOND	1,800,000.00	1,961,100.00	
	TURKEY GOVERNMENT BOND	400,000.00	408,400.00	
	TURKEY GOVERNMENT BOND	500,000.00	518,500.00	
	TURKEY GOVERNMENT BOND	700,000.00	739,375.00	
	TURKEY GOVERNMENT BOND	1,000,000.00	1,207,000.00	
	TURKEY GOVERNMENT BOND	3,500,000.00	4,333,875.00	
	銘柄数：9	10,250,000.00	11,481,600.00	(81,798,362)
	組入時価比率：1.0%			1.0%
チェココロナ	CZECH REPUBLIC	14,000,000.00	13,439,650.00	
	CZECH REPUBLIC	4,800,000.00	4,922,400.00	
	CZECH REPUBLIC	6,400,000.00	5,620,595.20	
	CZECH REPUBLIC	11,500,000.00	9,577,683.00	
	CZECH REPUBLIC	4,300,000.00	4,441,900.00	
	CZECH REPUBLIC	3,400,000.00	3,022,600.00	
	CZECH REPUBLIC	13,200,000.00	10,185,780.00	
	CZECH REPUBLIC	5,400,000.00	5,486,400.00	
	CZECH REPUBLIC	5,800,000.00	4,454,226.00	
	CZECH REPUBLIC	11,300,000.00	8,804,282.00	
	CZECH REPUBLIC	5,200,000.00	4,945,304.00	
	銘柄数：11	85,300,000.00	74,900,820.20	(453,277,293)
	組入時価比率：5.6%			5.7%
フォリント	HUNGARY GOVERNMENT BOND	27,000,000.00	25,373,844.00	
	HUNGARY GOVERNMENT BOND	68,000,000.00	59,698,220.00	
	HUNGARY GOVERNMENT BOND	16,000,000.00	13,528,800.00	
	HUNGARY GOVERNMENT BOND	63,000,000.00	54,978,474.60	
	HUNGARY GOVERNMENT BOND	85,000,000.00	65,458,882.50	
	HUNGARY GOVERNMENT BOND	60,000,000.00	45,753,000.00	
	HUNGARY GOVERNMENT BOND	46,000,000.00	34,317,150.00	
	HUNGARY GOVERNMENT BOND	107,000,000.00	80,726,150.00	
	HUNGARY GOVERNMENT BOND	57,000,000.00	50,937,291.90	
	HUNGARY GOVERNMENT BOND	102,000,000.00	72,000,168.00	
	HUNGARY GOVERNMENT BOND	130,000,000.00	89,310,000.00	

小計	HUNGARY GOVERNMENT BOND	20,000,000.00	15,004,000.00	
	HUNGARY GOVERNMENT BOND	88,000,000.00	47,467,200.00	
	銘柄数：13	869,000,000.00	654,553,181.00	
	組入時価比率：3.0%		(244,234,082)	3.1%
ズロチ	POLAND GOVERNMENT BOND	3,200,000.00	3,161,760.00	
	POLAND GOVERNMENT BOND	3,100,000.00	2,906,346.72	
	POLAND GOVERNMENT BOND	2,200,000.00	1,957,780.00	
	POLAND GOVERNMENT BOND	300,000.00	279,180.00	
	POLAND GOVERNMENT BOND	1,400,000.00	1,233,400.00	
	POLAND GOVERNMENT BOND	2,700,000.00	2,179,791.00	
	POLAND GOVERNMENT BOND	500,000.00	455,000.00	
	POLAND GOVERNMENT BOND	4,800,000.00	3,868,800.00	
	POLAND GOVERNMENT BOND	3,400,000.00	2,348,380.00	
	小計	銘柄数：9	21,600,000.00	18,390,437.72
	組入時価比率：6.8%		(552,044,159)	6.9%
ルーブル	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	12,000,000.00	0.00	
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	21,000,000.00	0.00	
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	12,000,000.00	0.00	
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	21,000,000.00	0.00	
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	28,300,000.00	0.00	
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	32,500,000.00	0.00	
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	27,000,000.00	0.00	
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	38,700,000.00	0.00	
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	29,000,000.00	0.00	
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	12,000,000.00	0.00	
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	18,700,000.00	0.00	
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	16,000,000.00	0.00	
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	24,000,000.00	0.00	
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	20,200,000.00	0.00	
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	26,500,000.00	0.00	
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	27,500,000.00	0.00	
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	10,000,000.00	0.00	
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	51,000,000.00	0.00	

小計	銘柄数 : 18	427,400,000.00	0.00		
	組入時価比率 : 0.0%		(0)	0.0%	
レイ	ROMANIA	500,000.00	492,025.00		
	ROMANIA	1,000,000.00	960,860.00		
	ROMANIA	800,000.00	759,381.12		
	ROMANIA	920,000.00	881,360.00		
	ROMANIA	500,000.00	460,375.00		
	ROMANIA	500,000.00	466,977.50		
	ROMANIA	700,000.00	620,410.77		
	ROMANIA	760,000.00	718,317.80		
	ROMANIA	1,330,000.00	1,085,067.59		
	ROMANIA	1,150,000.00	1,014,432.25		
	ROMANIA	1,900,000.00	1,458,744.00		
	ROMANIA GOVERNMENT BOND	200,000.00	190,047.14		
	ROMANIA GOVERNMENT BOND	1,000,000.00	720,570.00		
	小計	銘柄数 : 13	11,260,000.00	9,828,568.17	
		組入時価比率 : 3.5%		(287,399,127)	3.6%
リング	MALAYSIA GOVERNMENT	800,000.00	808,345.36		
	MALAYSIA GOVERNMENT	2,850,000.00	2,884,868.89		
	MALAYSIA GOVERNMENT	1,200,000.00	1,171,863.00		
	MALAYSIA GOVERNMENT	1,800,000.00	1,918,878.48		
	MALAYSIA GOVERNMENT	400,000.00	425,520.28		
	MALAYSIAN GOVERNMENT	1,400,000.00	1,404,245.22		
	MALAYSIAN GOVERNMENT	600,000.00	606,536.40		
	MALAYSIAN GOVERNMENT	2,200,000.00	2,224,052.82		
	MALAYSIAN GOVERNMENT	1,300,000.00	1,316,317.21		
	MALAYSIAN GOVERNMENT	2,400,000.00	2,431,516.32		
	MALAYSIAN GOVERNMENT	2,500,000.00	2,506,029.75		
	MALAYSIAN GOVERNMENT	2,200,000.00	2,213,167.22		
	MALAYSIAN GOVERNMENT	1,200,000.00	1,094,621.88		
	MALAYSIAN GOVERNMENT	2,000,000.00	1,948,716.60		
	MALAYSIAN GOVERNMENT	500,000.00	542,637.00		
	MALAYSIAN GOVERNMENT	1,200,000.00	1,129,722.12		

小計	MALAYSIAN GOVERNMENT	1,570,000.00	1,484,399.20
	銘柄数：17	26,120,000.00	26,111,437.75 (792,296,744)
	組入時価比率：9.7%		9.9%
パーツ	THAILAND GOVERNMENT BOND	10,100,000.00	10,161,702.92
	THAILAND GOVERNMENT BOND	15,000,000.00	14,805,127.50
	THAILAND GOVERNMENT BOND	7,000,000.00	6,887,030.50
	THAILAND GOVERNMENT BOND	12,900,000.00	12,808,198.44
	THAILAND GOVERNMENT BOND	12,500,000.00	12,237,340.00
	THAILAND GOVERNMENT BOND	12,300,000.00	12,949,502.73
	THAILAND GOVERNMENT BOND	13,300,000.00	13,337,600.43
	THAILAND GOVERNMENT BOND	9,400,000.00	9,729,438.04
	THAILAND GOVERNMENT BOND	10,200,000.00	11,740,333.62
	THAILAND GOVERNMENT BOND	13,800,000.00	13,150,087.62
	THAILAND GOVERNMENT BOND	12,800,000.00	13,935,654.40
	THAILAND GOVERNMENT BOND	12,100,000.00	11,650,872.20
	THAILAND GOVERNMENT BOND	4,000,000.00	4,406,718.40
	THAILAND GOVERNMENT BOND	2,500,000.00	2,668,736.00
	THAILAND GOVERNMENT BOND	3,600,000.00	3,151,711.44
	THAILAND GOVERNMENT BOND	12,100,000.00	10,524,927.27
	THAILAND GOVERNMENT BOND	9,100,000.00	9,651,694.78
	THAILAND GOVERNMENT BOND	4,800,000.00	5,068,207.20
	THAILAND GOVERNMENT BOND	8,400,000.00	8,666,644.56
	小計	銘柄数：20	201,600,000.00
組入時価比率：9.7%			9.9%
ルピア	INDONESIA GOVERNMENT	5,530,000,000.00	5,659,553,522.00
	INDONESIA GOVERNMENT	3,800,000,000.00	3,890,336,640.00
	INDONESIA GOVERNMENT	4,300,000,000.00	4,316,226,910.00
	INDONESIA GOVERNMENT	1,580,000,000.00	1,762,505,800.00
	INDONESIA GOVERNMENT	3,400,000,000.00	3,332,290,020.00
	INDONESIA GOVERNMENT	4,000,000,000.00	3,840,160,000.00
	INDONESIA GOVERNMENT	4,450,000,000.00	4,559,761,920.00
	INDONESIA GOVERNMENT	5,000,000,000.00	4,928,518,500.00

	INDONESIA GOVERNMENT	3,230,000,000.00	3,621,936,921.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	3,500,000,000.00	3,809,306,200.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	1,110,000,000.00	1,362,163,473.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	4,600,000,000.00	4,686,813,960.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	4,500,000,000.00	4,440,919,500.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	2,400,000,000.00	2,812,440,960.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	4,700,000,000.00	4,606,846,000.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	1,600,000,000.00	1,761,012,320.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	1,800,000,000.00	1,892,413,800.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	4,900,000,000.00	4,852,583,680.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	1,180,000,000.00	1,315,205,934.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	5,000,000,000.00	5,246,580,500.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	4,030,000,000.00	4,461,104,414.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	3,000,000,000.00	2,909,006,400.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	1,800,000,000.00	1,745,451,000.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	2,600,000,000.00	2,703,147,460.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	3,400,000,000.00	3,521,894,760.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	2,800,000,000.00	2,835,000,000.00	
小計	銘柄数：26	88,210,000,000.00	90,873,180,594.00	
			(808,771,307)	
	組入時価比率：9.9%		10.2%	
人民元	CHINA GOVERNMENT BOND	8,000,000.00	8,015,900.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	900,000.00	893,295.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	1,600,000.00	1,589,907.36	
	CHINA GOVERNMENT BOND	7,800,000.00	7,822,230.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	400,000.00	396,820.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	7,200,000.00	7,254,720.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	1,200,000.00	1,197,912.36	
	CHINA GOVERNMENT BOND	2,400,000.00	2,362,524.72	
	CHINA GOVERNMENT BOND	6,000,000.00	6,077,376.60	
	CHINA GOVERNMENT BOND	500,000.00	494,292.75	
	CHINA GOVERNMENT BOND	2,800,000.00	2,778,697.60	
	CHINA GOVERNMENT BOND	2,000,000.00	2,148,176.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	400,000.00	403,240.64	
小計	銘柄数：13	41,200,000.00	41,435,093.03	

				(811,800,486)
		組入時価比率：10.0%		10.2%
エジプトポンド	EGYPT GOVERNMENT BOND	2,000,000.00		1,722,477.00
	EGYPT GOVERNMENT BOND	6,000,000.00		5,040,040.80
	EGYPT GOVERNMENT BOND	6,300,000.00		5,205,913.02
	EGYPT GOVERNMENT BOND	3,200,000.00		2,615,643.20
	小計	銘柄数：4	17,500,000.00	14,584,074.02
		組入時価比率：0.8%		0.8%
ランド	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	15,300,000.00		16,260,075.00
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	17,400,000.00		15,696,105.00
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	10,660,000.00		8,713,484.00
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	13,300,000.00		11,498,515.00
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	10,900,000.00		9,319,500.00
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	4,800,000.00		3,200,880.00
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	9,900,000.00		7,927,920.00
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	9,600,000.00		7,814,400.00
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	5,050,000.00		3,178,470.00
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	8,800,000.00		6,847,720.00
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	17,700,000.00		13,779,450.00
小計	銘柄数：11	123,410,000.00	104,236,519.00	
		組入時価比率：9.5%		9.7%
合計				7,963,461,820
				(7,963,461,820)

(注1) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2023年2月17日現在			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	14,679,368	—	14,775,981	96,613
米ドル	14,679,368	—	14,775,981	96,613
合計	14,679,368	—	14,775,981	96,613

(注) 時価の算定方法

1 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価していません。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

J-REITインデックス マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2023年2月17日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	987,630,670
投資証券	44,638,415,200
未収配当金	312,664,729
差入委託証拠金	148,418,820
流動資産合計	46,087,129,419
資産合計	46,087,129,419
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	68,345,340
未払金	29,767,817
未払解約金	18,819,393
未払利息	236
流動負債合計	116,932,786
負債合計	116,932,786
純資産の部	
元本等	
元本	18,069,199,879
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	27,900,996,754
元本等合計	45,970,196,633
純資産合計	45,970,196,633
負債純資産合計	46,087,129,419

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	先物取引 取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。 受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

(重要な会計上の見積りに関する注記)
該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2023年2月17日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2,5441円
(10,000口当たり純資産額)	(25,441円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2022年2月18日 至 2023年2月17日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、REITの価格変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として、REIT指数先物取引を行っております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年2月17日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ
2. 時価の算定方法	ん。

投資証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

派生商品評価勘定

デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2023年2月17日現在	
期首	2022年2月18日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	17,123,088,767円
同期中における追加設定元本額	5,610,054,737円
同期中における一部解約元本額	4,663,943,625円
期末元本額	18,069,199,879円
期末元本額の内訳*	
野村世界6資産分散投信(安定コース)	1,752,129,437円
野村世界6資産分散投信(分配コース)	2,270,498,841円
野村世界6資産分散投信(成長コース)	1,094,690,267円
野村資産設計ファンド2015	13,888,830円
野村資産設計ファンド2020	15,015,295円
野村資産設計ファンド2025	19,155,266円
野村資産設計ファンド2030	21,765,698円
野村資産設計ファンド2035	22,738,886円
野村資産設計ファンド2040	41,239,493円
野村資産設計ファンド2045	6,295,343円
野村インデックスファンド・J-REIT	3,178,835,037円
ネクストコア	21,503,629円
野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型	1,222,747,984円
野村J-REITインデックス(野村SMA・EW向け)	1,561,386,413円
野村世界6資産分散投信(配分変更コース)	693,356,711円
野村資産設計ファンド2050	5,308,638円
インデックス・ブレンド(タイプI)	329,666円
インデックス・ブレンド(タイプII)	205,028円
インデックス・ブレンド(タイプIII)	2,322,624円
インデックス・ブレンド(タイプIV)	631,374円
インデックス・ブレンド(タイプV)	1,840,625円
野村6資産均等バランス	3,034,258,089円
野村世界REITインデックス Aコース(野村投資一任口座向け)	108,300,535円
野村資産設計ファンド2060	3,787,736円
ファンドラップ(ウエルス・スクエア)REIT	166,646,585円
ノムラFOFs用インデックスファンド・J-REIT(適格機関投資家専用)	98,549,932円
野村国内外マルチアセット(6資産)ファンド(適格機関投資家専用)	14,394,560円
J-REITインデックスファンド(適格機関投資家専用)	1,676,026,257円
野村国内外マルチアセット(6資産)オープン投信(適格機関投資家専用)	54,802,299円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス(2%コース向け)(適格機関投資家専用)	464,026円
オールウェザー・ファクターアロケーションMオープン投信(適格機関投資家専用)	11,379,921円
野村DC運用戦略ファンド	797,501,792円
野村DC運用戦略ファンド(マイルド)	61,854,171円
野村世界6資産分散投信(DC)安定コース	12,088,397円
野村世界6資産分散投信(DC)インカムコース	5,748,944円
野村世界6資産分散投信(DC)成長コース	13,750,386円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2030	9,325,054円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2040	9,907,161円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2050	3,819,955円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2023年2月17日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2023年2月17日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	日本円	エスコンジャパンリート投資法人 投資証券	886	100,029,400	
		サンケイリアルエステート投資法人 投資証券	1,397	121,818,400	
		SOSiLA物流リート投資法人 投資証券	2,168	274,252,000	
		東海道リート投資法人 投資証券	725	83,737,500	
		日本アコモデーションファンド投資 法人 投資証券	1,505	907,515,000	
		森ヒルズリート投資法人 投資証券	5,126	765,311,800	
		産業ファンド投資法人 投資証券	6,515	915,357,500	
		アドバンス・レジデンス投資法人 投資証券	4,359	1,423,213,500	
		ケネディクス・レジデンシャル・ネ クスト投資法人 投資証券	3,197	648,351,600	
		アクティビア・プロパティーズ投資 法人 投資証券	2,302	881,666,000	
		GLP投資法人 投資証券	14,070	2,030,301,000	
		コンフォリア・レジデンシャル投資 法人 投資証券	2,085	636,967,500	
		日本プロロジスリート投資法人 投 資証券	7,348	2,100,058,400	
		星野リゾート・リート投資法人 投 資証券	762	569,976,000	
		Oneリート投資法人 投資証券	760	182,172,000	
		イオンリート投資法人 投資証券	5,004	725,079,600	
		ヒューリックリート投資法人 投資 証券	4,079	626,126,500	
		日本リート投資法人 投資証券	1,416	461,616,000	
		積水ハウス・リート投資法人 投資 証券	13,100	915,690,000	
		トーセイ・リート投資法人 投資証	967	125,033,100	

券			
ケネディクス商業リート投資法人 投資証券	1,895	456,695,000	
ヘルスケア&メディカル投資法人 投資証券	1,075	178,450,000	
サムティ・レジデンシャル投資法人 投資証券	1,133	122,817,200	
野村不動産マスターファンド投資法人 投資証券	14,097	2,154,021,600	
いちごホテルリート投資法人 投資 証券	722	84,040,800	
ラサールロジポート投資法人 投資 証券	5,337	826,167,600	
スターアジア不動産投資法人 投資 証券	5,443	291,200,500	
マリモ地方創生リート投資法人 投 資証券	666	82,450,800	
三井不動産ロジスティクスパーク投 資法人 投資証券	1,722	761,124,000	
大江戸温泉リート投資法人 投資証 券	704	45,478,400	
投資法人みらい 投資証券	5,296	233,024,000	
森トラスト・ホテルリート投資法人 投資証券	1,023	129,307,200	
三菱地所物流リート投資法人 投資 証券	1,498	599,949,000	
CREロジスティクスファンド投資 法人 投資証券	1,688	288,648,000	
ザイマックス・リート投資法人 投 資証券	707	81,870,600	
タカラレーベン不動産投資法人 投 資証券	1,909	176,009,800	
アドバンス・ロジスティクス投資法 人	1,900	258,210,000	
日本ビルファンド投資法人 投資証 券	5,086	2,863,418,000	
ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	4,359	2,445,399,000	
日本都市ファンド投資法人 投資証 券	21,996	2,252,390,400	
オリックス不動産投資法人 投資証 券	8,686	1,595,618,200	
日本プライムリアルティ投資法人 投資証券	2,981	1,056,764,500	
N T T都市開発リート投資法人	4,191	551,954,700	
東急リアル・エステート投資法人 投資証券	2,923	554,493,100	

	グローバル・ワン不動産投資法人 投資証券	3,208	344,860,000	
	ユナイテッド・アーバン投資法人 投資証券	9,752	1,462,800,000	
	森トラスト総合リート投資法人 投資証券	3,116	434,993,600	
	インヴィンシブル投資法人 投資証券	19,188	1,068,771,600	
	フロンティア不動産投資法人 投資証券	1,617	807,691,500	
	平和不動産リート投資法人 投資証券	2,979	458,766,000	
	日本ロジスティクスファンド投資法人 投資証券	2,939	850,546,600	
	福岡リート投資法人 投資証券	2,255	374,330,000	
	ケネディクス・オフィス投資法人 投資証券	2,537	790,275,500	
	いちごオフィスリート投資法人 投資証券	3,572	304,691,600	
	大和証券オフィス投資法人 投資証券	903	549,927,000	
	阪急阪神リート投資法人 投資証券	1,969	279,007,300	
	スターツプロシード投資法人 投資証券	756	175,618,800	
	大和ハウスリート投資法人 投資証券	6,571	1,819,509,900	
	ジャパン・ホテル・リート投資法人 投資証券	14,058	1,173,843,000	
	大和証券リビング投資法人 投資証券	6,041	667,530,500	
	ジャパンエクセレント投資法人 投資証券	3,999	491,477,100	
	小計	260,268	44,638,415,200	
	銘柄数：61			
	組入時価比率：97.1%		100.0%	
	合計		44,638,415,200	

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2023年2月17日現在			
	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
		うち1年超		
市場取引				
REIT 指数先物取引				
買建	1,395,014,820	—	1,326,750,000	△68,345,340
合計	1,395,014,820	—	1,326,750,000	△68,345,340

(注) 時価の算定方法

1 先物取引

国内先物取引について

先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

海外REITインデックス マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2023年2月17日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	573,420,328
コール・ローン	43,394,891
投資証券	58,298,948,054
派生商品評価勘定	2,898,860
未収入金	6,454,252
未収配当金	103,220,581
差入委託証拠金	139,754,455
流動資産合計	59,168,091,421
資産合計	59,168,091,421
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	8,065,344
未払解約金	3,979,885
未払利息	10
その他未払費用	162,800
流動負債合計	12,208,039
負債合計	12,208,039
純資産の部	
元本等	
元本	18,272,411,167
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	40,883,472,215
元本等合計	59,155,883,382
純資産合計	59,155,883,382
負債純資産合計	59,168,091,421

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引
--------------------	---

	<p>計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。</p> <p>為替予約取引</p> <p>計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。</p> <p>有価証券売買等損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p> <p>派生商品取引等損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p> <p>為替差損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)
該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2023年2月17日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	3,2374円
(10,000口当たり純資産額)	(32,374円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2022年2月18日 至 2023年2月17日
<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。</p> <p>これらは、REITの価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>当ファンドは、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として、REIT指数先物取引を行っております。</p> <p>当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。</p> <p>○市場リスクの管理</p> <p>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>○信用リスクの管理</p> <p>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>○流動性リスクの管理</p> <p>流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年2月17日現在

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 時価の算定方法

投資証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

派生商品評価勘定

デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2023年2月17日現在	
期首	2022年2月18日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	16,192,356,534円
同期中における追加設定元本額	6,181,230,955円
同期中における一部解約元本額	4,101,176,322円
期末元本額	18,272,411,167円
期末元本額の内訳*	
野村世界6資産分散投信(安定コース)	1,416,980,482円
野村世界6資産分散投信(分配コース)	1,836,195,688円
野村世界6資産分散投信(成長コース)	885,296,866円
野村資産設計ファンド2015	11,231,333円
野村資産設計ファンド2020	12,143,040円
野村資産設計ファンド2025	15,491,074円
野村資産設計ファンド2030	17,602,279円
野村資産設計ファンド2035	18,389,370円
野村資産設計ファンド2040	33,351,164円
野村資産設計ファンド2045	5,091,153円
野村インデックスファンド・外国REIT	1,650,718,085円
ネクストコア	3,956,126円
野村インデックスファンド・海外5資産バランス	554,284,845円
野村世界6資産分散投信(配分変更コース)	255,644,642円
野村資産設計ファンド2050	4,293,106円
インデックス・ブレンド(タイプI)	1,032,857円
インデックス・ブレンド(タイプII)	1,124,610円
インデックス・ブレンド(タイプIII)	7,285,632円
インデックス・ブレンド(タイプIV)	1,980,694円
インデックス・ブレンド(タイプV)	6,767,445円
野村6資産均等バランス	2,453,862,189円
野村資産設計ファンド2060	3,063,208円
NEXT FUNDS 外国REIT・S&P先進国REIT指数(除く日本・為替ヘッジなし)連動型上場投信	5,079,341,954円
ファンドラップ(ウエルス・スクエア)REIT	2,816,105,563円
ノムラ海外REITインデックス・ファンドVA(適格機関投資家専用)	890,119,134円
ノムラFOFs用インデックスファンド・外国REIT(適格機関投資家専用)	66,611,122円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス(2%コース向け)(適格機関投資家専用)	375,239円
野村DC運用戦略ファンド	147,536,052円
野村DC運用戦略ファンド(マイルド)	9,709,226円
野村世界6資産分散投信(DC)安定コース	9,776,121円
野村世界6資産分散投信(DC)インカムコース	4,649,181円
野村世界6資産分散投信(DC)成長コース	11,120,198円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2030	7,541,349円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2040	8,012,110円

野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2050	3,089,270円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2060	2,072,002円
多資産分散投資ファンド（バランス10）（確定拠出年金向け）	20,566,758円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2023年2月17日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2023年2月17日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	米ドル	ACADIA REALTY TRUST	30,300	463,893.00	
		AGREE REALTY CORP	28,480	2,124,038.40	
		ALEXANDER & BALDWIN INC	23,200	450,080.00	
		ALEXANDERS INC	720	161,654.40	
		ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	48,150	7,800,781.50	
		ALPINE INCOME PROPERTY TRUST	3,800	72,998.00	
		AMERICAN ASSETS TRUST INC	16,600	437,576.00	
		AMERICAN HOMES 4 RENT-A	98,800	3,309,800.00	
		AMERICOLD REALTY TRUST INC	86,700	2,632,212.00	
		APARTMENT INCOME REIT CO	48,100	1,890,330.00	
		APARTMENT INVT&MGMT CO-A	49,200	374,904.00	
		APPLE HOSPITALITY REIT INC	68,300	1,173,394.00	
		ARMADA HOFFLER PROPERTIES INC	22,000	293,040.00	
		ASHFORD HOSPITALITY TRUST	12,000	73,080.00	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	45,120	8,127,014.40	
		BLUEROCK HOMES TRUST INC	1,100	22,495.00	
		BOSTON PROPERTIES	45,930	3,278,024.10	
		BRAEMAR HOTELS & RESORTS INC	20,000	97,800.00	
		BRANDYWINE REALTY TRUST	56,700	373,086.00	
		BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	96,400	2,228,768.00	
		BROADSTONE NET LEASE INC-A	55,600	1,022,484.00	
		BRT APARTMENTS CORP	3,500	73,710.00	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	34,320	4,120,116.00	
		CARETRUST REIT INC	31,400	648,410.00	
CBL & ASSOCIATES PROPERTIES	8,200	215,004.00			

CENTERSPACE	4,820	314,697.80	
CHATHAM LODGING TRUST	16,300	220,376.00	
CITY OFFICE REIT INC	12,800	119,296.00	
CLIPPER REALTY INC	4,000	27,200.00	
COMMUNITY HEALTHCARE TRUST I	7,700	317,625.00	
CORPORATE OFFICE PROPERTIES	36,500	952,650.00	
COUSINS PROPERTIES INC	48,700	1,273,992.00	
CTO REALTY GROWTH INC	5,600	107,800.00	
CUBESMART	72,310	3,282,874.00	
DIAMONDROCK HOSPITALITY CO	68,200	612,436.00	
DIGITAL CORE REIT MANAGEMENT	100,000	60,500.00	
DIGITAL REALTY TRUST INC	92,580	10,450,430.40	
DIVERSIFIED HEALTHCARE TRUST	82,000	65,796.80	
DOUGLAS EMMETT INC	57,100	894,757.00	
EAGLE HOSPITALITY TRUST	100,000	0.00	
EASTERLY GOVERNMENT PROPERTIES INC	29,400	470,694.00	
EASTGROUP PROPERTIES	14,020	2,333,208.40	
ELME COMMUNITIES	28,200	530,442.00	
EMPIRE STATE REALTY TRUST IN	41,900	339,390.00	
EPR PROPERTIES	24,100	1,024,250.00	
EQUINIX INC	29,810	21,528,483.90	
EQUITY COMMONWEALTH	35,200	913,440.00	
EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	56,350	4,027,898.00	
EQUITY RESIDENTIAL	109,670	7,237,123.30	
ESSENTIAL PROPERTIES REALTY	45,800	1,163,778.00	
ESSEX PROPERTY TRUST INC	20,870	4,947,859.60	
EXTRA SPACE STORAGE INC	43,180	6,858,711.20	
FARMLAND PARTNERS INC	16,100	202,377.00	
FEDERAL REALTY INVS TRUST	23,520	2,582,966.40	
FIRST INDUSTRIAL REALTY TR	42,490	2,294,460.00	
FOUR CORNERS PROPERTY TRUST	26,900	776,334.00	
FRANKLIN STREET PROPERTIES C	31,000	86,490.00	
GAMING AND LEISURE PROPERTIE	82,980	4,385,493.00	
GETTY REALTY CORP	13,600	472,872.00	

	GLADSTONE COMMERCIAL CORP	13,100	214,316.00	
	GLADSTONE LAND CORP	10,600	198,750.00	
	GLOBAL MEDICAL REIT INC	20,000	217,200.00	
	GLOBAL NET LEASE INC	33,500	487,425.00	
	HEALTHCARE REALTY TRUST INC	122,500	2,562,700.00	
	HEALTHPEAK PROPERTIES INC	173,200	4,496,272.00	
	HERSHA HOSPITALITY TRUST	11,200	98,112.00	
	HIGHWOODS PROPERTIES INC	34,200	1,002,060.00	
	HOST HOTELS & RESORTS INC	230,400	3,997,440.00	
	HUDSON PACIFIC PROPERTIES IN	41,700	434,931.00	
	INDEPENDENCE REALTY TRUST IN	72,000	1,365,840.00	
	INDUS REALTY TRUST INC	1,800	113,670.00	
	INDUSTRIAL LOGISTICS PROPERTIES	19,700	94,166.00	
	INNOVATIVE INDUSTRIAL PROPERTIES INC	9,080	794,590.80	
	INVENTRUST PROPERTIES CORP	21,800	535,844.00	
	INVITATION HOMES INC	187,300	6,104,107.00	
	IRON MOUNTAIN INC	93,700	4,981,092.00	
	ISTAR INC	28,300	243,946.00	
	JBG SMITH PROPERTIES	32,200	612,766.00	
	KEPPEL PACIFIC OAK US REIT	250,000	123,750.00	
	KILROY REALTY CORP	33,900	1,324,473.00	
	KIMCO REALTY CORP	199,300	4,209,216.00	
	KITE REALTY GROUP TRUST	70,300	1,597,919.00	
	LIFE STORAGE INC	27,360	3,343,939.20	
	LTC PROPERTIES INC	13,100	493,346.00	
	LXP INDUSTRIAL TRUST	88,600	992,320.00	
	MACERICH CO /THE	68,900	884,676.00	
	MANULIFE US REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	590,515	165,344.20	
	MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	192,400	2,466,568.00	
	MID-AMERICA APARTMENT COMM	37,230	6,254,640.00	
	NATIONAL RETAIL PROPERTIES INC	57,520	2,690,210.40	
	NATIONAL STORAGE AFFILIATES	27,200	1,128,800.00	
	NATL HEALTH INVESTORS INC	13,910	814,847.80	
	NETSTREIT CORP	17,700	343,026.00	

NEXPOINT DIVERSIFIED REAL ESTATE TRUST	10,500	136,080.00	
NEXPOINT RESIDENTIAL TRUST INC	7,240	358,307.60	
OFFICE PROPERTIES INCOME	15,500	272,335.00	
OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	75,300	2,152,827.00	
ONE LIBERTY PROPERTIES INC	5,500	129,525.00	
ORION OFFICE REIT INC	18,000	164,880.00	
PARAMOUNT GROUP INC	54,600	319,410.00	
PARK HOTELS & RESORTS INC	72,300	1,002,078.00	
PEBBLEBROOK HOTEL TRUST	42,900	664,521.00	
PHILLIPS EDISON & CO INC	37,700	1,299,519.00	
PHYSICIANS REALTY TRUST	73,400	1,157,518.00	
PIEDMONT OFFICE REALTY TRU-A	39,900	409,374.00	
PLYMOUTH INDUSTRIAL REIT INC	12,300	263,097.00	
POSTAL REALTY TRUST INC-A	5,500	84,370.00	
PRIME US REIT	212,000	94,340.00	
PROLOGIS INC	297,400	37,409,946.00	
PUBLIC STORAGE	50,910	15,250,599.60	
REALTY INCOME CORP	201,970	13,392,630.70	
REGENCY CENTERS CORP	49,590	3,203,514.00	
RETAIL OPPORTUNITY INVESTMEN	40,300	593,619.00	
REXFORD INDUSTRIAL REALTY INC	59,100	3,655,335.00	
RLJ LODGING TRUST	52,600	607,004.00	
RPT REALTY	27,100	293,764.00	
RYMAN HOSPITALITY PROPERTIES	17,710	1,602,223.70	
SABRA HEALTH CARE REIT INC	75,100	980,055.00	
SAFEHOLD INC	8,000	258,400.00	
SAUL CENTERS INC	4,300	177,719.00	
SERVICE PROPERTIES TRUST	53,400	561,768.00	
SIMON PROPERTY GROUP INC	105,290	13,092,811.50	
SITE CENTERS CORP	60,300	833,346.00	
SL GREEN REALTY CORP	20,920	807,930.40	
SPIRIT REALTY CAPITAL INC	44,900	1,983,682.00	
STAG INDUSTRIAL INC	57,600	2,022,336.00	
SUMMIT HOTEL PROPERTIES INC	34,000	272,000.00	

	SUN COMMUNITIES INC	39,940	6,305,727.20	
	SUNSTONE HOTEL INVESTORS INC	67,400	694,220.00	
	TANGER FACTORY OUTLET CENTER	33,400	618,568.00	
	TERRENO REALTY CORP	23,250	1,480,560.00	
	THE NECESSITY RETAIL REIT WHERE AMERICA	44,200	293,930.00	
	UDR INC	98,600	4,434,042.00	
	UMH PROPERTIES INC	16,300	290,140.00	
	UNIVERSAL HEALTH RLTY INCOME	4,200	234,402.00	
	URBAN EDGE PROPERTIES	38,000	604,200.00	
	URSTADT BIDDLE-CL A	9,600	174,048.00	
	VENTAS INC	128,880	6,559,992.00	
	VERIS RESIDENTIAL INC	25,300	416,691.00	
	VICI PROPERTIES INC	310,100	10,571,309.00	
	VORNADO REALTY TRUST	51,800	1,166,536.00	
	WELLTOWER INC	152,210	11,879,990.50	
	WHITESTONE REIT	15,000	152,700.00	
	WP CAREY INC	67,060	5,640,416.60	
	XENIA HOTELS & RESORTS INC	37,000	525,030.00	
小計	銘柄数：145	8,307,905	335,279,065.80	
			(45,061,506,443)	
	組入時価比率：76.2%		77.3%	
カナダドル	ALLIED PROPERTIES REAL ESTAT	20,400	584,664.00	
	ARTIS REAL ESTATE INVESTMENT	18,000	170,280.00	
	AUTOMOTIVE PROPERTIES REAL ESTATE INVEST	6,000	74,220.00	
	BOARDWALK REAL ESTATE INVEST	7,400	433,566.00	
	BSR REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	5,700	112,290.00	
	BTB REAL ESTATE INVESTMENT T	15,000	57,000.00	
	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	27,100	1,353,645.00	
	CHOICE PROPERTIES REIT	51,100	747,593.00	
	CROMBIE REAL ESTATE INVESTMENT	17,300	279,222.00	
	CT REAL ESTATE INVESTMENT TR	17,000	274,550.00	
	DREAM INDUSTRIAL REAL ESTATE INVESTMENT	39,600	580,140.00	
	DREAM OFFICE REAL ESTATE INVESTMENT TRUS	8,000	132,000.00	

	EUROPEAN RESIDENTIAL REAL ES	11,000	39,710.00	
	FIRST CAPITAL REAL ESTATE INVESTMENT	33,200	594,280.00	
	GRANITE REAL ESTATE INVESTME	10,000	840,000.00	
	H&R REAL ESTATE INVSTMNT-UTS	41,100	538,821.00	
	INOVALIS REAL ESTATE INVESTM	4,000	18,040.00	
	INTERRENT REAL ESTATE INVEST	23,000	337,410.00	
	KILLAM APARTMENT REAL ESTATE	17,800	327,876.00	
	MINTO APARTMENT REAL ESTATE	6,400	103,488.00	
	MORGUARD NORTH AMERICAN RESI	5,800	107,938.00	
	NEXUS INDUSTRIAL REIT	8,000	88,080.00	
	NORTHWEST HEALTHCARE PROPERT	39,000	377,910.00	
	PRIMARIS REIT	15,925	243,652.50	
	PRO REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	11,000	69,850.00	
	RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	47,500	1,052,600.00	
	SLATE GROCERY REIT	9,400	139,308.00	
	SLATE OFFICE REIT	12,000	53,280.00	
	SMARTCENTRES REAL ESTATE INV	22,800	627,000.00	
	TRUE NORTH COMMERCIAL REAL E	14,000	85,120.00	
小計	銘柄数：30	564,525	10,443,533.50	
			(1,041,846,901)	
	組入時価比率：1.8%		1.8%	
ユーロ	AEDIFICA	12,720	1,022,052.00	
	ALSTRIA OFFICE REIT-AG	4,000	31,280.00	
	ALTAREA	1,540	196,196.00	
	CARE PROPERTY INVEST	12,533	177,968.60	
	CARMILA	18,400	259,072.00	
	COFINIMMO	9,810	840,226.50	
	COVIVIO	14,860	936,923.00	
	CROMWELL REIT EUR	116,000	193,720.00	
	EUROCOMMERCIAL PROPERTIES NV	14,100	327,684.00	
	GECINA SA	17,480	1,938,532.00	
	HAMBORNER REIT AG	22,000	166,980.00	
	ICADE	10,300	457,732.00	
	IMMOBILIARE GRANDE DISTRIBUZ	18,000	49,860.00	

	INMOBILIARIA COLONIAL SOCIMI SA	96,500	652,822.50	
	INTERVEST OFFICES & WAREHOUSES	7,600	151,088.00	
	IRISH RESIDENTIAL PROPERTIES	135,000	158,220.00	
	KLEPIERRE	62,600	1,484,246.00	
	LAR ESPANA REAL ESTATE SOCIM	20,000	93,900.00	
	MERCIALYS	26,000	262,860.00	
	MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	106,800	968,676.00	
	MONTEA	4,100	317,750.00	
	NSI NV	5,600	133,840.00	
	RETAIL ESTATES	3,600	237,960.00	
	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	34,360	2,060,912.80	
	VASTNED RETAIL NV	6,200	138,570.00	
	WAREHOUSES DE PAUW SCA	49,600	1,473,120.00	
	WERELDHAVE NV	12,600	186,480.00	
	XIOR STUDENT HOUSING NV	7,500	228,750.00	
小計	銘柄数：28	849,803	15,147,421.40	
			(2,169,110,744)	
	組入時価比率：3.7%		3.7%	
英ポンド	ABRDN PROPERTY INCOME TRUST LIMITED	140,000	91,140.00	
	AEW UK REIT PLC	48,000	48,000.00	
	ASSURA PLC	941,000	499,200.50	
	BALANCED COMMERCIAL PROPERTY TRUST LTD	270,000	224,910.00	
	BIG YELLOW GROUP PLC	56,700	727,461.00	
	BRITISH LAND	300,400	1,346,092.40	
	CAPITAL & COUNTIES PROPERTIES PLC	268,000	336,340.00	
	CIVITAS SOCIAL HOUSING PLC	214,000	133,322.00	
	CLS HOLDINGS PLC	59,000	92,040.00	
	CUSTODIAN PROPERTY INCOME REIT PLC	139,000	127,880.00	
	DERWENT LONDON PLC	36,500	955,570.00	
	EDISTON PROPERTY INVESTMENT	70,000	45,920.00	
	EMPIRIC STUDENT PROPERTY PLC	203,000	177,828.00	
	GREAT PORTLAND ESTATES PLC	80,100	455,368.50	
	HAMMERSON PLC	1,250,000	374,750.00	
	HOME REIT PLC	267,000	101,593.50	

	IMPACT HEALTHCARE REIT PLC	139,000	140,946.00	
	INTU PROPERTIES PLC	184,000	0.00	
	LAND SECURITIES GROUP PLC	241,100	1,692,039.80	
	LONDONMETRIC PROPERTY PLC	320,000	615,680.00	
	LXI REIT PLC	544,000	634,304.00	
	NEWRIVER REIT PLC	100,000	92,500.00	
	PICTON PROPERTY INCOME LTD	170,000	132,600.00	
	PRIMARY HEALTH PROPERTIES	440,000	484,440.00	
	PRS REIT PLC/THE	170,000	154,360.00	
	REGIONAL REIT LTD	151,000	91,355.00	
	SAFESTORE HOLDINGS PLC	68,700	729,594.00	
	SCHRODER REAL ESTATE INVESTM TRUST	200,000	94,600.00	
	SEGRO PLC	389,200	3,254,490.40	
	SHAFTESBURY PLC	94,000	397,620.00	
	SUPERMARKET INCOME REIT PLC	410,000	392,780.00	
	TRIPLE POINT SOCIAL HOUSING	120,000	66,720.00	
	TRITAX BIG BOX REIT PLC	597,000	914,007.00	
	UK COMMERCIAL PROPERTY REIT	270,000	149,310.00	
	UNITE GROUP PLC	128,200	1,271,103.00	
	URBAN LOGISTICS REIT PLC	151,000	211,400.00	
	WAREHOUSE REIT PLC	138,000	150,144.00	
	WORKSPACE GROUP PLC	44,000	225,060.00	
小計	銘柄数：38	9,411,900	17,632,469.10	
			(2,834,948,381)	
	組入時価比率：4.8%		4.9%	
豪ドル	ABACUS PROPERTY GROUP	130,000	397,800.00	
	ARENA REIT	116,000	450,080.00	
	BWP TRUST	153,000	607,410.00	
	CENTURIA CAPITAL GROUP	220,000	422,400.00	
	CENTURIA INDUSTRIAL REIT	181,000	628,070.00	
	CENTURIA OFFICE REIT	139,000	230,740.00	
	CHARTER HALL GROUP	151,400	2,280,084.00	
	CHARTER HALL LONG WALE REIT	210,000	980,700.00	
	CHARTER HALL RETAIL REIT	172,000	710,360.00	

	CHARTER HALL SOCIAL INFRASTRUCTURE REIT	104,000	347,360.00	
	CROMWELL PROPERTY GROUP	475,000	346,750.00	
	DEXUS INDUSTRIA REIT	70,000	221,200.00	
	DEXUS/AU	345,000	3,025,650.00	
	GDI PROPERTY GROUP	160,000	129,600.00	
	GOODMAN GROUP	551,600	11,158,868.00	
	GPT GROUP	614,000	2,916,500.00	
	GROWTHPOINT PROPERTIES AUSTR	91,000	312,130.00	
	HEALTHCO REIT	73,000	112,785.00	
	HMC CAPITAL LTD	66,000	306,240.00	
	HOMEKO DAILY NEEDS REIT	517,000	682,440.00	
	HOTEL PROPERTY INVESTMENTS L	66,000	242,220.00	
	INGENIA COMMUNITIES GROUP	118,000	551,060.00	
	MIRVAC GROUP	1,266,000	2,886,480.00	
	NATIONAL STORAGE REIT	358,000	862,780.00	
	RAM ESSENTIAL SERVICES PROPE	100,000	81,000.00	
	REGION RE LTD	359,000	929,810.00	
	RURAL FUNDS GROUP	121,000	295,240.00	
	SCENTRE GROUP	1,670,000	4,959,900.00	
	STOCKLAND TRUST GROUP	766,000	3,018,040.00	
	VICINITY CENTRES	1,240,000	2,591,600.00	
	WAYPOINT REIT	237,000	651,750.00	
小計	銘柄数：31	10,840,000	43,337,047.00	
			(3,995,675,733)	
	組入時価比率：6.8%		6.9%	
ニュージーランドドル	ARGOSY PROPERTY LTD	290,000	329,150.00	
	GOODMAN PROPERTY TRUST	340,000	727,600.00	
	KIWI PROPERTY GROUP LTD	500,000	480,000.00	
	PRECINCT PROPERTIES NEW ZEALAND	440,000	574,200.00	
	STRIDE PROPERTY GROUP	170,000	244,800.00	
	VITAL HEALTHCARE PROPERTY TRUST	150,000	372,000.00	
小計	銘柄数：6	1,890,000	2,727,750.00	
			(228,803,670)	
	組入時価比率：0.4%		0.4%	
香港ドル	CHAMPION REIT	600,000	2,142,000.00	

小計	FORTUNE REIT	460,000	3,082,000.00	
	LINK REIT	679,400	36,517,750.00	
	PROSPERITY REIT	430,000	976,100.00	
	SUNLIGHT REAL ESTATE INVESTMENT	330,000	1,138,500.00	
	YUEXIU REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	759,800	1,975,480.00	
	銘柄数：6 組入時価比率：1.3%	3,259,200	45,831,830.00 (784,640,929) 1.3%	
シンガポールドル	AIMS APAC REIT MANAGEMENT LTD	170,000	226,100.00	
	CAPITALAND ASCENDAS REIT	1,078,762	2,988,170.74	
	CAPITALAND ASCOTT TRUST	655,956	688,753.80	
	CAPITALAND CHINA TRUST	386,279	440,358.06	
	CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST	1,617,694	3,105,972.48	
	CDL HOSPITALITY TRUSTS	267,000	339,090.00	
	DAIWA HOUSE LOGISTICS TRUST	170,000	106,250.00	
	EC WORLD REIT	60,000	27,300.00	
	ESR-LOGOS REIT	1,809,692	633,392.20	
	FAR EAST HOSPITALITY TRUST	330,000	217,800.00	
	FIRST REAL ESTATE INVT TRUST	356,400	98,010.00	
	FRASERS CENTREPOINT TRUST	353,838	757,213.32	
	FRASERS LOGISTICS & COMMERCIAL TRUST	946,746	1,192,899.96	
	KEPPEL DC REIT	421,211	855,058.33	
	KEPPEL REIT	656,000	600,240.00	
	LENDLEASE GLOBAL COMMERCIAL	625,000	431,250.00	
	MAPLETREE INDUSTRIAL TRUST	638,900	1,495,026.00	
	MAPLETREE LOGISTICS TRUST	1,029,980	1,709,766.80	
	MAPLETREE PAN ASIA COMMERCIAL TRUST	747,716	1,263,640.04	
	OUÉ COMMERCIAL REAL ESTATE I	780,216	265,273.44	
	PARAGON REIT	360,000	345,600.00	
	PARKWAY LIFE REAL ESTATE	124,000	497,240.00	
	SASSEUR REAL ESTATE INVESTME	180,000	148,500.00	
STARHILL GLOBAL REIT	460,000	248,400.00		
SUNTEC REIT	712,000	989,680.00		

小計	銘柄数：25	14,937,390	19,670,985.17 (1,976,934,009)	3.4%	
	組入時価比率：3.3%				
	ウォン	D&D PLATFORM REIT CO LTD	16,000	57,760,000.00	
		E KOCREF CR-REIT CO LTD	8,000	41,680,000.00	
		ESR KENDALL SQUARE REIT CO LTD	54,000	224,370,000.00	
		IGIS VALUE PLUS REIT CO LTD	12,000	60,480,000.00	
		JR REIT XXVII	48,000	215,280,000.00	
		KORAMCO ENERGY PLUS REIT	11,445	59,285,100.00	
		LOTTE REIT CO LTD	40,000	155,800,000.00	
		MIRAE ASIA PAC REAL EST-1	30,000	125,100,000.00	
		NH ALL-ONE REIT CO LTD	14,000	50,190,000.00	
		SHINHAN ALPHA REIT CO LTD	21,000	141,330,000.00	
		SHINHAN SEOBU T&D REIT CO LTD	8,000	31,640,000.00	
		SK REITS CO LTD	22,822	119,359,060.00	
	小計	銘柄数：12	285,267	1,282,274,160.00 (133,356,512)	0.2%
組入時価比率：0.2%					
新シェケル	MENIVIM-THE NEW REIT LTD	220,000	337,920.00		
	REIT 1 LTD	65,000	1,036,750.00		
	SELLA CAPITAL REAL ESTATE LTD	70,000	529,900.00		
小計	銘柄数：3	355,000	1,904,570.00 (72,124,732)	0.1%	
組入時価比率：0.1%					
合計			58,298,948,054 (58,298,948,054)		

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注3) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注4) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2023年2月17日現在			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引				
REIT指数先物取引				
買建	727,582,464	—	722,362,368	△5,220,096

市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	17,406,545	—	17,460,157	53,612
米ドル	17,406,545	—	17,460,157	53,612
合計	—	—	—	△5,166,484

(注) 時価の算定方法

1 先物取引

外国先物取引について

先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

野村マネー マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2023年2月17日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	3,607,618,242
地方債証券	430,283,464
特殊債券	693,453,194
社債券	100,035,130
未収利息	756,500
前払費用	2,032,148
流動資産合計	4,834,178,678
資産合計	4,834,178,678
負債の部	
流動負債	
未払利息	863
流動負債合計	863
負債合計	863
純資産の部	
元本等	

元本	4,740,562,738
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	93,615,077
元本等合計	4,834,177,815
純資産合計	4,834,177,815
負債純資産合計	4,834,178,678

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	地方債証券、特殊債券、社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2023年2月17日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.0197円
(10,000口当たり純資産額)	(10,197円)

（金融商品に関する注記）

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2022年2月18日 至 2023年2月17日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年2月17日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	地方債証券、特殊債券、社債券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2023年2月17日現在	
期首	2022年2月18日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	7,924,810,012円
同期中における追加設定元本額	2,577,948,308円
同期中における一部解約元本額	5,762,195,582円
期末元本額	4,740,562,738円
期末元本額の内訳*	
野村世界業種別投資シリーズ (マネープール・ファンド)	577,413,374円
ノムラ・アジア・シリーズ (マネープール・ファンド)	87,276,471円
ネクストコア	2,282,012円
野村世界高金利通貨投信	34,318,227円
野村新世界高金利通貨投信	982,608円
欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド (欧州通貨コース)	982,609円
欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド (円コース)	982,609円
欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド (豪ドルコース)	982,609円
野村米国ハイ・イールド債券投信 (円コース) 毎月分配型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信 (米ドルコース) 毎月分配型	98,261円
野村米国ハイ・イールド債券投信 (ユーロコース) 毎月分配型	98,261円
野村米国ハイ・イールド債券投信 (豪ドルコース) 毎月分配型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信 (ブラジルリアルコース) 毎月分配型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信 (南アフリカランドコース) 毎月分配型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信 (トルコリラコース) 毎月分配型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信 (円コース) 年2回決算型	98,261円
野村米国ハイ・イールド債券投信 (米ドルコース) 年2回決算型	98,261円
野村米国ハイ・イールド債券投信 (ユーロコース) 年2回決算型	9,826円
野村米国ハイ・イールド債券投信 (豪ドルコース) 年2回決算型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信 (ブラジルリアルコース) 年2回決算型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信 (南アフリカランドコース) 年2回決算型	98,260円
野村米国ハイ・イールド債券投信 (トルコリラコース) 年2回決算型	98,261円
野村日本ブランド株投資 (円コース) 毎月分配型	982,609円
野村日本ブランド株投資 (豪ドルコース) 毎月分配型	982,608円
野村日本ブランド株投資 (ブラジルリアルコース) 毎月分配型	982,608円
野村日本ブランド株投資 (南アフリカランドコース) 毎月分配型	98,261円
野村日本ブランド株投資 (トルコリラコース) 毎月分配型	982,607円
野村日本ブランド株投資 (円コース) 年2回決算型	982,608円
野村日本ブランド株投資 (豪ドルコース) 年2回決算型	982,608円
野村日本ブランド株投資 (ブラジルリアルコース) 年2回決算型	982,608円
野村日本ブランド株投資 (南アフリカランドコース) 年2回決算型	98,260円
野村日本ブランド株投資 (トルコリラコース) 年2回決算型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信 (円コース) 毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信 (豪ドルコース) 毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信 (ブラジルリアルコース) 毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信 (南アフリカランドコース) 毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信 (トルコリラコース) 毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信 (円コース) 年2回決算型	98,261円
野村新米国ハイ・イールド債券投信 (豪ドルコース) 年2回決算型	98,260円
野村新米国ハイ・イールド債券投信 (ブラジルリアルコース) 年2回決算型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信 (南アフリカランドコース) 年2回決算型	98,261円
野村新米国ハイ・イールド債券投信 (トルコリラコース) 年2回決算型	98,260円
野村新エマージング債券投信 (円コース) 毎月分配型	982,608円
野村新エマージング債券投信 (米ドルコース) 毎月分配型	98,261円
野村新エマージング債券投信 (豪ドルコース) 毎月分配型	982,607円

野村新エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型	982,608円
野村新エマージング債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型	98,261円
野村新エマージング債券投信（中国元コース）毎月分配型	982,607円
野村新エマージング債券投信（インドネシアルピアコース）毎月分配型	982,608円
野村新エマージング債券投信（円コース）年2回決算型	982,608円
野村新エマージング債券投信（米ドルコース）年2回決算型	98,261円
野村新エマージング債券投信（豪ドルコース）年2回決算型	98,260円
野村新エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型	982,608円
野村新エマージング債券投信（南アフリカランドコース）年2回決算型	9,826円
野村新エマージング債券投信（中国元コース）年2回決算型	982,608円
野村新エマージング債券投信（インドネシアルピアコース）年2回決算型	98,261円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（円コース）毎月分配型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（資源国通貨コース）毎月分配型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（アジア通貨コース）毎月分配型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（円コース）年2回決算型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（資源国通貨コース）年2回決算型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（アジア通貨コース）年2回決算型	984,834円
野村アジアCB投信（毎月分配型）	982,608円
野村グローバルCB投信（円コース）毎月分配型	984,543円
野村グローバルCB投信（資源国通貨コース）毎月分配型	984,543円
野村グローバルCB投信（アジア通貨コース）毎月分配型	984,543円
野村グローバルCB投信（円コース）年2回決算型	984,543円
野村グローバルCB投信（資源国通貨コース）年2回決算型	984,543円
野村グローバルCB投信（アジア通貨コース）年2回決算型	984,543円
ノムラ新興国債券ファンズ（野村SMA向け）	10,000円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（円コース）毎月分配型	984,252円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（米ドルコース）毎月分配型	98,261円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（豪ドルコース）毎月分配型	984,252円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型	984,252円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（円コース）年2回決算型	984,252円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（米ドルコース）年2回決算型	98,261円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（豪ドルコース）年2回決算型	984,252円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型	984,252円
野村日本ブランド株投資（資源国通貨コース）毎月分配型	982,609円
野村日本ブランド株投資（アジア通貨コース）毎月分配型	982,609円
野村日本ブランド株投資（資源国通貨コース）年2回決算型	982,609円
野村日本ブランド株投資（アジア通貨コース）年2回決算型	982,609円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（円コース）毎月分配型	982,607円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（資源国通貨コース）毎月分配型	982,607円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（アジア通貨コース）毎月分配型	982,608円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（円コース）年2回決算型	98,261円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（資源国通貨コース）年2回決算型	98,261円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（アジア通貨コース）年2回決算型	98,261円
野村米国ブランド株投資（円コース）毎月分配型	98,261円
野村米国ブランド株投資（資源国通貨コース）毎月分配型	983,768円
野村米国ブランド株投資（アジア通貨コース）毎月分配型	983,768円
野村米国ブランド株投資（円コース）年2回決算型	983,768円
野村米国ブランド株投資（資源国通貨コース）年2回決算型	983,768円
野村米国ブランド株投資（アジア通貨コース）年2回決算型	983,768円
ノムラ・グローバルトレンド（円コース）毎月分配型	983,672円
ノムラ・グローバルトレンド（資源国通貨コース）毎月分配型	983,672円
ノムラ・グローバルトレンド（アジア通貨コース）毎月分配型	983,672円
ノムラ・グローバルトレンド（円コース）年2回決算型	983,672円
ノムラ・グローバルトレンド（資源国通貨コース）年2回決算型	983,672円
ノムラ・グローバルトレンド（アジア通貨コース）年2回決算型	983,672円
野村テンプレートン・トータル・リターン Aコース	983,381円

野村テンプレートン・トータル・リターン Bコース	98,261円
野村テンプレートン・トータル・リターン Cコース	983,381円
野村テンプレートン・トータル・リターン Dコース	983,381円
野村米国ハイ・イールド債券投信(通貨セレクトコース)毎月分配型	982,609円
野村米国ハイ・イールド債券投信(通貨セレクトコース)年2回決算型	98,262円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信(通貨セレクトコース)毎月分配型	982,609円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信(通貨セレクトコース)年2回決算型	98,261円
野村グローバル高配当株プレミアム(円コース)毎月分配型	983,091円
野村グローバル高配当株プレミアム(通貨セレクトコース)毎月分配型	983,091円
野村グローバル高配当株プレミアム(円コース)年2回決算型	983,091円
野村グローバル高配当株プレミアム(通貨セレクトコース)年2回決算型	983,091円
野村アジアハイ・イールド債券投信(円コース)毎月分配型	982,898円
野村アジアハイ・イールド債券投信(通貨セレクトコース)毎月分配型	982,898円
野村アジアハイ・イールド債券投信(アジア通貨セレクトコース)毎月分配型	982,898円
野村アジアハイ・イールド債券投信(円コース)年2回決算型	982,898円
野村アジアハイ・イールド債券投信(通貨セレクトコース)年2回決算型	982,898円
野村アジアハイ・イールド債券投信(アジア通貨セレクトコース)年2回決算型	982,898円
野村豪ドル債オープン・プレミアム毎月分配型	982,801円
野村豪ドル債オープン・プレミアム年2回決算型	491,401円
野村グローバルREITプレミアム(円コース)毎月分配型	982,608円
野村グローバルREITプレミアム(通貨セレクトコース)毎月分配型	982,608円
野村グローバルREITプレミアム(円コース)年2回決算型	982,608円
野村グローバルREITプレミアム(通貨セレクトコース)年2回決算型	982,608円
野村日本高配当株プレミアム(円コース)毎月分配型	982,415円
野村日本高配当株プレミアム(通貨セレクトコース)毎月分配型	982,415円
野村日本高配当株プレミアム(円コース)年2回決算型	982,415円
野村日本高配当株プレミアム(通貨セレクトコース)年2回決算型	982,415円
野村高配当インフラ関連株プレミアム(円コース)毎月分配型	982,029円
野村高配当インフラ関連株プレミアム(通貨セレクトコース)毎月分配型	982,029円
野村高配当インフラ関連株プレミアム(円コース)年2回決算型	982,029円
野村高配当インフラ関連株プレミアム(通貨セレクトコース)年2回決算型	982,029円
野村カルミニャック・ファンド Aコース	981,547円
野村カルミニャック・ファンド Bコース	981,547円
野村通貨選択日本株投信(米ドルコース)毎月分配型	981,451円
野村通貨選択日本株投信(ユーロコース)毎月分配型	966円
野村通貨選択日本株投信(豪ドルコース)毎月分配型	177,539円
野村通貨選択日本株投信(ブラジルリアルコース)毎月分配型	398,357円
野村通貨選択日本株投信(トルコリラコース)毎月分配型	123,377円
野村通貨選択日本株投信(メキシコペソコース)毎月分配型	626,503円
野村通貨選択日本株投信(中国元コース)毎月分配型	23,859円
野村通貨選択日本株投信(インドネシアルピアコース)毎月分配型	27,600円
野村通貨選択日本株投信(インドルピーコース)毎月分配型	149,947円
野村通貨選択日本株投信(米ドルコース)年2回決算型	981,451円
野村通貨選択日本株投信(ユーロコース)年2回決算型	3,114円
野村通貨選択日本株投信(豪ドルコース)年2回決算型	132,547円
野村通貨選択日本株投信(ブラジルリアルコース)年2回決算型	100,946円
野村通貨選択日本株投信(トルコリラコース)年2回決算型	18,851円
野村通貨選択日本株投信(メキシコペソコース)年2回決算型	373,897円
野村通貨選択日本株投信(中国元コース)年2回決算型	13,042円
野村通貨選択日本株投信(インドネシアルピアコース)年2回決算型	14,308円
野村通貨選択日本株投信(インドルピーコース)年2回決算型	63,772円
野村エマージング債券プレミアム毎月分配型	981,451円
野村エマージング債券プレミアム年2回決算型	981,451円
ノムラ THE USA Aコース	981,258円
ノムラ THE USA Bコース	981,258円
野村日本ブランド株投資(米ドルコース)毎月分配型	9,809円

野村日本ブランド株投資 (メキシコペソコース) 毎月分配型	9,809 円
野村日本ブランド株投資 (米ドルコース) 年2回決算型	9,809 円
野村日本ブランド株投資 (メキシコペソコース) 年2回決算型	9,809 円
野村アジアハイ・イールド債券投信 (米ドルコース) 毎月分配型	9,808 円
野村アジアハイ・イールド債券投信 (米ドルコース) 年2回決算型	9,808 円
野村米国ハイ・イールド債券投信 (メキシコペソコース) 毎月分配型	9,808 円
野村米国ハイ・イールド債券投信 (メキシコペソコース) 年2回決算型	9,808 円
野村米国ブランド株投資 (米ドルコース) 毎月分配型	9,807 円
野村米国ブランド株投資 (米ドルコース) 年2回決算型	9,807 円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信 (米ドルコース) 毎月分配型	9,807 円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信 (米ドルコース) 年2回決算型	9,807 円
野村グローバルボンド投信 Aコース	98,049 円
野村グローバルボンド投信 Bコース	980,489 円
野村グローバルボンド投信 Cコース	98,049 円
野村グローバルボンド投信 Dコース	980,489 円
野村グローバルボンド投信 Eコース	98,049 円
野村グローバルボンド投信 Fコース	980,489 円
野村新米国ハイ・イールド債券投信 (米ドルコース) 毎月分配型	9,805 円
野村新米国ハイ・イールド債券投信 (メキシコペソコース) 毎月分配型	9,805 円
野村新米国ハイ・イールド債券投信 (米ドルコース) 年2回決算型	9,805 円
野村新米国ハイ・イールド債券投信 (メキシコペソコース) 年2回決算型	9,805 円
野村高配当インフラ関連株ファンド (円コース) 毎月分配型	9,803 円
野村高配当インフラ関連株ファンド (米ドルコース) 毎月分配型	980,297 円
野村高配当インフラ関連株ファンド (通貨セレクトコース) 毎月分配型	980,297 円
野村高配当インフラ関連株ファンド (円コース) 年2回決算型	9,803 円
野村高配当インフラ関連株ファンド (米ドルコース) 年2回決算型	980,297 円
野村高配当インフラ関連株ファンド (通貨セレクトコース) 年2回決算型	9,803 円
ノムラ新興国債券ファンズ (野村SMA・EW向け)	9,801 円
野村ブルーベイ・トータルリターンファンド (野村SMA・EW向け)	9,801 円
グローバル・ストック Aコース	97,953 円
グローバル・ストック Bコース	979,528 円
グローバル・ストック Cコース	97,953 円
グローバル・ストック Dコース	979,528 円
野村グローバル・クオリティ・グロース Aコース (野村SMA・EW向け)	9,794 円
野村グローバル・クオリティ・グロース Bコース (野村SMA・EW向け)	9,794 円
野村MFSグローバル・リサーチ・フォーカス株式 Aコース (野村SMA・EW向け)	9,794 円
野村MFSグローバル・リサーチ・フォーカス株式 Bコース (野村SMA・EW向け)	9,794 円
野村ファンドラップ債券プレミア	9,795 円
野村ファンドラップオルタナティブプレミア	9,795 円
野村PIMCO米国投資適格債券戦略ファンド (為替ヘッジあり) 毎月分配型	9,797 円
野村PIMCO米国投資適格債券戦略ファンド (為替ヘッジあり) 年2回決算型	9,797 円
野村ウエスタン・世界債券戦略ファンド Aコース	9,797 円
野村ウエスタン・世界債券戦略ファンド Bコース	9,797 円
野村ウエスタン・世界債券戦略ファンド Cコース	9,797 円
野村ウエスタン・世界債券戦略ファンド Dコース	9,797 円
(年3%目標払出) のむらップ・ファンド (普通型)	98,001 円
(年6%目標払出) のむらップ・ファンド (普通型)	98,001 円
野村ブラックロック循環経済関連株投信 Aコース	98,011 円
野村ブラックロック循環経済関連株投信 Bコース	98,011 円
野村環境リーダーズ戦略ファンド Aコース	98,020 円
野村環境リーダーズ戦略ファンド Bコース	98,020 円
マイライフ・エール (資産成長型)	98,049 円
マイライフ・エール (年2%目標払出型)	98,049 円
マイライフ・エール (年6%目標払出型)	98,049 円

野村PIMCO・トレンド戦略ファンド Aコース	98,059円
野村PIMCO・トレンド戦略ファンド Bコース	98,059円
ノムラスマートプレミアムファンドハイブリッド30 (非課税適格機関投資家専用)	1,248,281,712円
ノムラスマートプレミアムファンドハイブリッド50 (適格機関投資家転売制限付)	158,756,834円
野村日経225ターゲット (公社債運用移行型) Kプライス (適格機関投資家専用)	1,941,761,887円
野村アンジェロ・ゴードンBDCファンド (為替ヘッジあり) 2210 (適格機関投資家転売制限付)	478,525,202円
野村DC運用戦略ファンド	85,180,134円
野村DCテンプレトン・トータル・リターン Aコース	9,818円
野村DCテンプレトン・トータル・リターン Bコース	9,818円
野村DC運用戦略ファンド (マイルド)	7,492,405円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2023年2月17日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2023年2月17日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
地方債証券	日本円	東京都 公募第719回	100,000,000	100,071,496	
		神奈川県 公募第196回	200,000,000	200,124,440	
		静岡県 公募平成25年度第1回	30,000,000	30,027,754	
		名古屋市 公募第482回	100,000,000	100,059,774	
	小計	銘柄数: 4 組入時価比率: 8.9%	430,000,000	430,283,464 35.2%	
合計			430,283,464		
特殊債券	日本円	日本政策投資銀行社債 財投機関債第91回	100,000,000	100,014,864	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第106回	200,000,000	200,172,304	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第195回	292,000,000	293,225,480	
		預金保険機構債券 政府保証第221回	100,000,000	100,040,546	
	小計	銘柄数: 4 組入時価比率: 14.3%	692,000,000	693,453,194 56.6%	
合計			693,453,194		
社債券	日本円	三井住友ファイナンス&リース 第18回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,035,130	
		小計	銘柄数: 1 組入時価比率: 2.1%	100,000,000	100,035,130 8.2%

	合計		100,035,130	
	合計		1,223,771,788	

(注1) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【中間財務諸表】

(1)当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 52 年大蔵省令第 38 号)(以下「中間財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第 38 条の 3 および第 57 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 12 期中間計算期間(2023 年 2 月 18 日から 2023 年 8 月 17 日まで)の中間財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

2023年10月27日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村 DC 運用戦略ファンドの2023年2月18日から2023年8月17日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村 DC 運用戦略ファンドの2023年8月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年2月18日から2023年8月17日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

【野村DC運用戦略ファンド】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第11期 (2023年2月17日現在)	第12期中間計算期間末 (2023年8月17日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	11,388,344,741	12,892,700,174
親投資信託受益証券	25,032,384,102	24,946,833,541
派生商品評価勘定	-	8,499,120
流動資産合計	36,420,728,843	37,848,032,835
資産合計	36,420,728,843	37,848,032,835
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	220,440,315	362,144,450
未払金	-	21,127,270
未払収益分配金	17,147,081	-
未払解約金	24,388,360	82,397,587
未払受託者報酬	9,709,973	10,077,843
未払委託者報酬	145,649,599	151,167,600
未払利息	2,726	18,742
その他未払費用	582,538	604,606
流動負債合計	417,920,592	627,538,098
負債合計	417,920,592	627,538,098
純資産の部		
元本等		
元本	34,294,162,159	34,942,901,240
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金(△)	1,708,646,092	2,277,593,497
(分配準備積立金)	1,591,146,311	1,478,506,264
元本等合計	36,002,808,251	37,220,494,737
純資産合計	36,002,808,251	37,220,494,737
負債純資産合計	36,420,728,843	37,848,032,835

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第11期中間計算期間 自 2022年2月18日 至 2022年8月17日	第12期中間計算期間 自 2023年2月18日 至 2023年8月17日
営業収益		
受取利息	-	1,064
有価証券売買等損益	670,367,550	1,914,449,439
為替差損益	△1,085,018,128	△1,221,813,545
営業収益合計	△414,650,578	692,636,958
営業費用		
支払利息	871,149	1,396,900
受託者報酬	9,387,540	10,077,843

委託者報酬	140,813,077	151,167,600
その他費用	563,189	714,884
営業費用合計	151,634,955	163,357,227
営業利益又は営業損失(△)	△566,285,533	529,279,731
経常利益又は経常損失(△)	△566,285,533	529,279,731
中間純利益又は中間純損失(△)	△566,285,533	529,279,731
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額(△)	△42,298,273	40,390,940
期首剰余金又は期首欠損金(△)	3,696,148,986	1,708,646,092
剰余金増加額又は欠損金減少額	324,607,086	208,173,601
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	324,607,086	208,173,601
剰余金減少額又は欠損金増加額	268,234,586	128,114,987
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	268,234,586	128,114,987
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金(△)	3,228,534,226	2,277,593,497

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
4. その他	当ファンドの中間計算期間は、2023年2月18日から2023年8月17日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第11期 2023年2月17日現在	第12期中間計算期間末 2023年8月17日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 34,294,162,159口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 34,942,901,240口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0498円 (10,000口当たり純資産額) (10,498円)	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0652円 (10,000口当たり純資産額) (10,652円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第11期 2023年2月17日現在	第12期中間計算期間末 2023年8月17日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額は

<p>ん。</p> <p>2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、(その他の注記)の2 デリバティブ取引関係に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。</p>	<p>ありません。</p> <p>2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載して おります。</p> <p>派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、(その他の注記)の2 デリバティブ取引関係に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。</p>
---	--

(その他の注記)

1 元本の移動

	第11期 自 2022年 2月 18日 至 2023年 2月 17日	第12期中間計算期間 自 2023年 2月 18日 至 2023年 8月 17日
期首元本額	30,796,504,938 円	34,294,162,159 円
期中追加設定元本額	7,910,171,964 円	3,197,750,791 円
期中一部解約元本額	4,412,514,743 円	2,549,011,710 円

2 デリバティブ取引関係

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

種類	第11期(2023年 2月 17日現在)				第12期中間計算期間末(2023年 8月 17日現在)			
	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
		うち1年 超				うち1年 超		
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売建	6,389,646,865	—	6,610,087,180	△220,440,315	9,371,538,210	—	9,725,183,540	△353,645,330
米ドル	2,652,234,660	—	2,764,511,760	△112,277,100	4,891,050,910	—	5,159,864,540	△268,813,630
カナダドル	476,439,000	—	498,093,000	△21,654,000	843,444,000	—	863,423,200	△19,979,200
ユーロ	1,879,592,445	—	1,931,555,700	△51,963,255	2,482,983,780	—	2,543,355,200	△60,371,420
英ポンド	635,571,640	—	642,271,600	△6,699,960	358,959,200	—	371,939,400	△12,980,200
豪ドル	745,809,120	—	773,655,120	△27,846,000	795,100,320	—	786,601,200	8,499,120
合計	6,389,646,865	—	6,610,087,180	△220,440,315	9,371,538,210	—	9,725,183,540	△353,645,330

(注) 時価の算定方法

1 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日 (以下「当該日」といいます) の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価していません。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

(参考)

当ファンドは、当該計算期間末現在、主要投資対象である親投資信託受益証券のうち、「国内株式マザーファンド」、「国内債券マザーファンド」、「外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、「新興国債券マザーファンド」、「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」、「J-REITインデックスマザーファンド」、「海外REITインデックスマザーファンド」および「野村マネーマザーファンド」受益証券に投資しており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。
なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

国内株式マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2023年8月17日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	24,830,932,515
株式	556,172,671,418
派生商品評価勘定	96,085,357
未収配当金	751,913,041
未収利息	496,417
その他未収収益	10,949,247
差入委託証拠金	283,557,002
流動資産合計	582,146,604,997
資産合計	582,146,604,997
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	46,905,459
未払金	766,464,516
未払解約金	60,251,295
未払利息	36,096
有価証券貸借取引受入金	16,504,721,633
流動負債合計	17,378,378,999
負債合計	17,378,378,999
純資産の部	
元本等	
元本	227,458,563,979
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	337,309,662,019
元本等合計	564,768,225,998
純資産合計	564,768,225,998
負債純資産合計	582,146,604,997

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引
--------------------	---

2. 費用・収益の計上基準	取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。 受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

2023年8月17日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2,4829円
(10,000口当たり純資産額)	(24,829円)
2. 有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券	15,433,154,600円

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

2023年8月17日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法	
株式	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
派生商品評価勘定	
先物取引	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2023年8月17日現在	
期首	2023年2月18日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	222,284,741,409円
同期中における追加設定元本額	18,900,860,908円
同期中における一部解約元本額	13,727,038,338円
期末元本額	227,458,563,979円
期末元本額の内訳*	
バランスセレクト30	111,548,867円
バランスセレクト50	264,435,578円
バランスセレクト70	410,559,024円
野村世界6資産分散投信(安定コース)	1,824,712,741円
野村世界6資産分散投信(分配コース)	2,434,924,060円
野村世界6資産分散投信(成長コース)	9,486,242,616円
野村資産設計ファンド2015	27,796,161円
野村資産設計ファンド2020	31,432,619円
野村資産設計ファンド2025	48,142,285円
野村資産設計ファンド2030	80,677,539円
野村資産設計ファンド2035	79,607,240円
野村資産設計ファンド2040	144,727,823円

野村日本株インデックス（野村投資一任口座向け）	19,971,181,347円
のむラップ・ファンド（保守型）	1,927,685,843円
のむラップ・ファンド（普通型）	14,728,738,226円
のむラップ・ファンド（積極型）	6,255,689,029円
野村資産設計ファンド2045	33,217,772円
野村インデックスファンド・TOPIX	2,078,121,323円
マイ・ロード	2,350,431,760円
ネクストコア	12,334,179円
野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型	1,243,342,385円
野村TOPIXインデックス（野村SMA・EW向け）	2,647,216,943円
野村世界6資産分散投信（配分変更コース）	1,253,212,357円
野村資産設計ファンド2050	36,722,496円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	9,064,020円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	5,814,544円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	4,703,512円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	4,530,285円
のむラップ・ファンド（やや保守型）	358,523,268円
のむラップ・ファンド（やや積極型）	952,567,140円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	5,669,584円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	4,028,584円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	28,043,263円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	10,216,203円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	35,918,588円
野村6資産均等バランス	3,835,633,527円
世界6資産分散ファンド	83,660,964円
野村資産設計ファンド2060	29,027,194円
はじめてのNISA・日本株式インデックス（TOPIX）	1,745,175円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）日本株式	3,319,486,522円
グローバル・インデックス・バランス25VA（適格機関投資家専用）	196,158,046円
グローバル・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	113,070,536円
グローバル・インデックス・バランス40VA（適格機関投資家専用）	271,852,462円
グローバル・インデックス・バランス60VA（適格機関投資家専用）	128,834,049円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型（適格機関投資家専用）	969,504円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型（適格機関投資家専用）	5,438,986円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型（適格機関投資家専用）	201,838円
野村インデックス・バランス60VA（適格機関投資家専用）	1,564,013,489円
野村ワールド・インデックス・バランス35VA（適格機関投資家専用）	1,276,926円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	15,438,975円
野村・国内株式インデックスファンド・VAS（適格機関投資家専用）	33,304,302円
野村世界インデックス・バランス40VA（適格機関投資家専用）	9,469,561円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA（適格機関投資家専用）	71,298,984円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	138,631,619円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA（適格機関投資家専用）	3,578,130,328円
野村世界バランス25VA（適格機関投資家専用）	31,163,535円
ノムラ日本株式インデックスファンドVA（適格機関投資家専用）	219,703,414円
ノムラFOFs用インデックスファンド・TOPIX（適格機関投資家専用）	3,899,393,949円
野村国内外マルチアセット（6資産）ファンド（適格機関投資家専用）	33,717,951円
野村国内外マルチアセット（6資産）オープン投信（適格機関投資家専用）	129,928,750円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス（2%コース向け）（適格機関投資家専用）	1,893,952円
バランスセレクト30（確定拠出年金向け）	5,313,422円
バランスセレクト50（確定拠出年金向け）	26,031,126円
バランスセレクト70（確定拠出年金向け）	33,440,474円
国内債券・株式バランスファンド（確定拠出年金向け）	101,358,922円
マイバランス30（確定拠出年金向け）	7,960,821,214円
マイバランス50（確定拠出年金向け）	24,123,064,080円

マイバランス70 (確定拠出年金向け)	30,045,775,247 円
野村国内株式インデックスファンド・TOPIX (確定拠出年金向け)	38,966,307,959 円
マイバランスDC30	3,375,100,331 円
マイバランスDC50	6,156,665,829 円
マイバランスDC70	7,114,826,024 円
野村DC国内株式インデックスファンド・TOPIX	12,964,759,859 円
野村DC運用戦略ファンド	493,863,298 円
野村DC運用戦略ファンド (マイルド)	39,036,644 円
マイターゲット2050 (確定拠出年金向け)	1,895,676,382 円
マイターゲット2030 (確定拠出年金向け)	1,798,815,436 円
マイターゲット2040 (確定拠出年金向け)	1,559,445,467 円
野村世界6資産分散投信 (DC) 安定コース	14,756,221 円
野村世界6資産分散投信 (DC) インカムコース	7,156,756 円
野村世界6資産分散投信 (DC) 成長コース	128,352,837 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2030	42,172,834 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2040	43,111,648 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2050	32,546,811 円
マイターゲット2035 (確定拠出年金向け)	1,021,163,784 円
マイターゲット2045 (確定拠出年金向け)	793,440,896 円
マイターゲット2055 (確定拠出年金向け)	588,413,922 円
マイターゲット2060 (確定拠出年金向け)	774,429,859 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2060	26,034,783 円
マイターゲット2065 (確定拠出年金向け)	296,123,578 円
多資産分散投資ファンド (バランス10) (確定拠出年金向け)	157,404,072 円
みらいバランス・株式10 (富士通企業年金基金DC向け)	179,608,581 円
野村DCバランスファンド (年金運用戦略タイプ)	78,321,941 円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

国内債券マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2023年8月17日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	94,221,149
国債証券	22,671,264,970
未収利息	58,837,762
前払費用	4,140,830
流動資産合計	22,828,464,711
資産合計	
22,828,464,711	
負債の部	
流動負債	
未払解約金	6,458,305
未払利息	136
流動負債合計	6,458,441
負債合計	
6,458,441	
純資産の部	
元本等	
元本	17,653,506,343

剰余金

期末剰余金又は期末欠損金 (△)	5, 168, 499, 927
元本等合計	22, 822, 006, 270
純資産合計	22, 822, 006, 270
負債純資産合計	22, 828, 464, 711

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>国債証券</p> <p>原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。</p>
2. 費用・収益の計上基準	<p>有価証券売買等損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p> <p>派生商品取引等損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>

(貸借対照表に関する注記)

2023年8月17日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1. 2928円
(10,000口当たり純資産額)	(12, 928円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

2023年8月17日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	
ん。	
2. 時価の算定方法	
国債証券	
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており	
ます。	

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2023年8月17日現在	
期首	2023年2月18日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	16, 345, 565, 387円
同期中における追加設定元本額	3, 210, 549, 717円
同期中における一部解約元本額	1, 902, 608, 761円
期末元本額	17, 653, 506, 343円
期末元本額の内訳*	
バランスセレクト30	601, 218, 822円
バランスセレクト50	689, 766, 206円
バランスセレクト70	354, 574, 704円
ネクストコア	182, 772, 645円
野村国内外マルチアセット (6資産) ファンド (適格機関投資家専用)	387, 604, 187円
野村国内外マルチアセット (6資産) オープン投信 (適格機関投資家専用)	1, 498, 814, 134円
バランスセレクト30 (確定拠出年金向け)	28, 212, 427円
バランスセレクト50 (確定拠出年金向け)	68, 030, 196円
バランスセレクト70 (確定拠出年金向け)	29, 143, 230円
野村日本国債インデックスファンド (確定拠出年金向け)	4, 972, 500, 865円

国内債券・株式バランスファンド（確定拠出年金向け）	197,295,246 円
野村DC運用戦略ファンド	7,227,367,987 円
野村DC運用戦略ファンド（マイルド）	1,416,205,694 円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2023年8月17日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	9,061,838,566
コール・ローン	2,085,437,811
株式	1,688,969,973,394
投資証券	35,023,612,046
派生商品評価勘定	14,892,241
未収入金	1,221,947
未収配当金	2,143,745,562
差入委託証拠金	8,144,106,654
流動資産合計	1,745,444,828,221
資産合計	1,745,444,828,221
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	516,779,733
未払解約金	188,983,083
未払利息	3,031
その他未払費用	2,531,000
流動負債合計	708,296,847
負債合計	708,296,847
純資産の部	
元本等	
元本	316,534,866,687
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,428,201,664,687
元本等合計	1,744,736,531,374
純資産合計	1,744,736,531,374
負債純資産合計	1,745,444,828,221

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日</p>
--------------------	--

	に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
	先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。 信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。
	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
	派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
	為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

2023年8月17日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	5,5120円
(10,000口当たり純資産額)	(55,120円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

2023年8月17日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	
株式	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
投資証券	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
派生商品評価勘定	
先物取引	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
派生商品評価勘定	
為替予約取引	
1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。	
① 計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。	
② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。	
・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。	
・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。	
2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2023年8月17日現在

期首	2023年2月18日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	312,015,803,140円
同期中における追加設定元本額	21,753,779,548円
同期中における一部解約元本額	17,234,716,001円
期末元本額	316,534,866,687円
期末元本額の内訳*	
バランスセレクト30	25,710,207円
バランスセレクト50	81,332,625円
バランスセレクト70	104,530,294円
野村外国株式インデックスファンド	490,421,336円
野村世界6資産分散投信(安定コース)	2,530,811,814円
野村世界6資産分散投信(分配コース)	3,377,152,709円
野村世界6資産分散投信(成長コース)	4,385,663,562円
野村資産設計ファンド2015	7,453,709円
野村資産設計ファンド2020	8,428,489円
野村資産設計ファンド2025	12,983,285円
野村資産設計ファンド2030	21,721,010円
野村資産設計ファンド2035	21,381,384円
野村資産設計ファンド2040	38,722,779円
野村外国株インデックス Bコース(野村投資一任口座向け)	40,972,810,998円
のむらップ・ファンド(保守型)	1,175,943,043円
のむらップ・ファンド(普通型)	12,147,111,176円
のむらップ・ファンド(積極型)	13,747,688,442円
野村資産設計ファンド2045	8,929,918円
野村インデックスファンド・外国株式	8,669,386,697円
マイ・ロード	1,241,152,551円
ネクストコア	7,249,807円
野村インデックスファンド・海外5資産バランス	174,021,573円
野村外国株インデックスBコース(野村SMA・EW向け)	2,930,098,168円
野村世界6資産分散投信(配分変更コース)	371,813,446円
野村資産設計ファンド2050	9,858,066円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	2,430,275円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	1,564,825円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	1,258,111円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	1,218,766円
のむらップ・ファンド(やや保守型)	265,714,953円
のむらップ・ファンド(やや積極型)	1,229,823,282円
インデックス・ブレンド(タイプI)	4,156,294円
インデックス・ブレンド(タイプII)	4,450,053円
インデックス・ブレンド(タイプIII)	38,709,791円
インデックス・ブレンド(タイプIV)	13,704,866円
インデックス・ブレンド(タイプV)	49,552,416円
野村6資産均等バランス	1,773,283,573円
野村つみたて外国株投信	16,279,123,212円
野村外国株(含む新興国)インデックス Bコース(野村投資一任口座向け)	5,112,816,489円
世界6資産分散ファンド	38,677,996円
野村資産設計ファンド2060	7,783,486円
野村スリーゼロ先進国株式投信	2,095,736,983円
はじめてのNISA・全世界株式インデックス(オール・カンントリー)	50,179,994円
NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSA I指数(為替ヘッジなし)連動型上場投信	6,973,847,401円
ファンドラップ(ウエルス・スクエア)外国株式	6,546,698,222円
グローバル・インデックス・バランス25VA(適格機関投資家専用)	90,691,495円
グローバル・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)	52,273,462円
グローバル・インデックス・バランス40VA(適格機関投資家専用)	372,878,031円

グローバル・インデックス・バランス60VA (適格機関投資家専用)	294,702,290円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型 (適格機関投資家専用)	448,195円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型 (適格機関投資家専用)	3,073,070円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型 (適格機関投資家専用)	205,274円
野村ワールド・インデックス・バランス35VA (適格機関投資家専用)	236,126円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA (適格機関投資家専用)	4,758,140円
野村外国株式インデックスファンド (適格機関投資家専用)	309,104,088円
野村世界インデックス・バランス40VA (適格機関投資家専用)	3,283,271円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA (適格機関投資家専用)	21,973,351円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA (適格機関投資家専用)	64,087,014円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA (適格機関投資家専用)	1,890,638,679円
野村世界バランス25VA (適格機関投資家専用)	14,406,363円
ノムラFOFs用インデックスファンド・外国株式 (適格機関投資家専用)	1,122,077,916円
野村FOFs用・外国株式MSCI-KOKUSAインデックスファンド (適格機関投資家専用)	11,330,046,930円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス (2%コース向け) (適格機関投資家専用)	875,610円
バランスセレクト30 (確定拠出年金向け)	1,214,255円
バランスセレクト50 (確定拠出年金向け)	7,938,185円
バランスセレクト70 (確定拠出年金向け)	8,437,856円
野村外国株式インデックスファンド・MSCI-KOKUSA (確定拠出年金向け)	98,992,884,935円
マイバランス30 (確定拠出年金向け)	1,844,570,509円
マイバランス50 (確定拠出年金向け)	7,439,720,866円
マイバランス70 (確定拠出年金向け)	7,750,897,653円
マイバランスDC30	772,914,870円
マイバランスDC50	1,897,538,695円
マイバランスDC70	1,806,097,399円
野村DC外国株式インデックスファンド・MSCI-KOKUSA	44,367,993,284円
野村DC運用戦略ファンド	289,764,964円
野村DC運用戦略ファンド (マイルド)	19,670,289円
マイターゲット2050 (確定拠出年金向け)	517,876,203円
マイターゲット2030 (確定拠出年金向け)	454,969,892円
マイターゲット2040 (確定拠出年金向け)	468,952,821円
野村世界6資産分散投信 (DC) 安定コース	20,466,213円
野村世界6資産分散投信 (DC) インカムコース	9,926,097円
野村世界6資産分散投信 (DC) 成長コース	59,339,864円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2030	11,354,294円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2040	11,534,713円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2050	8,736,960円
マイターゲット2035 (確定拠出年金向け)	297,374,302円
マイターゲット2045 (確定拠出年金向け)	226,983,930円
マイターゲット2055 (確定拠出年金向け)	154,363,777円
マイターゲット2060 (確定拠出年金向け)	198,907,275円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2060	6,981,088円
マイターゲット2065 (確定拠出年金向け)	76,057,416円
多資産分散投資ファンド (バランス10) (確定拠出年金向け)	90,963,479円
みらいバランス・株式10 (富士通企業年金基金DC向け)	55,357,556円
野村DCバランスファンド (年金運用戦略タイプ)	36,209,666円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

外国債券マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2023年8月17日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	1,917,520,081
コール・ローン	389,980,577
国債証券	761,213,541,808
未収入金	305,477,242
未収利息	5,956,057,383
前払費用	1,314,691,306
その他未収収益	6,826,058
流動資産合計	771,104,094,455
資産合計	771,104,094,455
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	1,609,277
未払金	29,590,678
未払解約金	620,901,290
未払利息	566
その他未払費用	3,357,859
流動負債合計	655,459,670
負債合計	655,459,670
純資産の部	
元本等	
元本	282,059,559,596
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	488,389,075,189
元本等合計	770,448,634,785
純資産合計	770,448,634,785
負債純資産合計	771,104,094,455

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

2023年8月17日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	

1口当たり純資産額	2,7315円
(10,000口当たり純資産額)	(27,315円)
2. 有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券	182,105,770,112円
なお、上記の金額は利含み価格で表示しております。	
3. 自由処分権を有する担保受入金融資産の時価	
貸付有価証券の担保として受け入れている資産は次の通りであります。	
有価証券	191,169,912,384円
なお、上記の金額は利含み価格で表示しております。	

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

2023年8月17日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法	
国債証券	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
派生商品評価勘定	
為替予約取引	
1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。	
①計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。	
②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。	
・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。	
・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。	
2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2023年8月17日現在	
期首	2023年2月18日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	271,144,260,947円
同期中における追加設定元本額	27,651,004,729円
同期中における一部解約元本額	16,735,706,080円
期末元本額	282,059,559,596円
期末元本額の内訳*	
バランスセレクト30	79,504,004円
バランスセレクト50	83,091,953円
バランスセレクト70	86,175,092円
野村外国債券インデックスファンド	259,138,846円
野村世界6資産分散投信(安定コース)	3,480,589,945円
野村世界6資産分散投信(分配コース)	23,219,436,614円
野村世界6資産分散投信(成長コース)	2,584,267,971円
野村資産設計ファンド2015	20,151,932円
野村資産設計ファンド2020	22,777,459円
野村資産設計ファンド2025	35,192,113円
野村資産設計ファンド2030	51,584,576円
野村資産設計ファンド2035	41,206,526円
野村資産設計ファンド2040	66,941,435円
野村外国債券インデックス Bコース(野村投資一任口座向け)	79,863,101,837円

のむラップ・ファンド (保守型)	5,812,746,551 円
のむラップ・ファンド (普通型)	29,736,671,388 円
のむラップ・ファンド (積極型)	9,177,686,456 円
野村外国債券インデックス (野村SMA向け)	382,037,965 円
野村資産設計ファンド2045	13,372,827 円
野村インデックスファンド・外国債券	1,020,678,659 円
マイ・ロード	7,002,008,610 円
ネクストコア	76,205,006 円
野村インデックスファンド・海外5資産バランス	358,900,002 円
野村外国債券インデックスBコース (野村SMA・EW向け)	5,758,748,313 円
野村世界6資産分散投信 (配分変更コース)	1,001,390,529 円
野村資産設計ファンド2050	12,088,979 円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	4,379,173 円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	3,063,119 円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	1,959,783 円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	1,731,661 円
のむラップ・ファンド (やや保守型)	984,224,124 円
のむラップ・ファンド (やや積極型)	1,541,425,343 円
インデックス・ブレンド (タイプI)	3,594,430 円
インデックス・ブレンド (タイプII)	2,682,887 円
インデックス・ブレンド (タイプIII)	9,050,932 円
インデックス・ブレンド (タイプIV)	2,260,989 円
インデックス・ブレンド (タイプV)	8,327,765 円
野村6資産均等バランス	3,657,197,972 円
野村外国債券 (含む新興国) インデックス Bコース (野村投資一任口座向け)	8,007,023,277 円
世界6資産分散ファンド	79,769,126 円
野村資産設計ファンド2060	6,009,824 円
NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス (除く日本・為替ヘッジなし) 連動型上場投信	11,454,601,401 円
ファンドラップ (ウエルス・スクエア) 外国債券	8,629,342,640 円
野村外国債券インデックスファンドVA (適格機関投資家専用)	5,414,024 円
グローバル・インデックス・バランス25VA (適格機関投資家専用)	897,979,823 円
グローバル・インデックス・バランス50VA (適格機関投資家専用)	172,517,955 円
グローバル・インデックス・バランス40VA (適格機関投資家専用)	907,424,175 円
グローバル・インデックス・バランス60VA (適格機関投資家専用)	307,161,672 円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型 (適格機関投資家専用)	924,623 円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型 (適格機関投資家専用)	6,916,671 円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型 (適格機関投資家専用)	77,013 円
野村インデックス・バランス60VA (適格機関投資家専用)	2,486,610,738 円
野村ワールド・インデックス・バランス35VA (適格機関投資家専用)	2,192,062 円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA (適格機関投資家専用)	14,724,363 円
野村世界インデックス・バランス40VA (適格機関投資家専用)	6,773,424 円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA (適格機関投資家専用)	158,672,089 円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA (適格機関投資家専用)	132,238,316 円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA (適格機関投資家専用)	1,950,471,511 円
野村世界バランス25VA (適格機関投資家専用)	59,250,402 円
ノムラ外国債券インデックスファンドVA (適格機関投資家専用)	1,006,624,236 円
ノムラFOFs用インデックスファンド・外国債券 (適格機関投資家専用)	1,933,175,325 円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス (2%コース向け) (適格機関投資家専用)	5,417,540 円
バランスセレクト30 (確定拠出年金向け)	3,711,265 円
バランスセレクト50 (確定拠出年金向け)	8,261,136 円
バランスセレクト70 (確定拠出年金向け)	6,989,715 円
野村外国債券パッシブファンド (確定拠出年金向け)	638,650,499 円
マイバランス30 (確定拠出年金向け)	5,468,633,816 円
マイバランス50 (確定拠出年金向け)	7,209,372,430 円

マイバランス70（確定拠出年金向け）	6,244,830,194円
野村外国債券インデックスファンド（確定拠出年金向け）	24,931,114,998円
マイバランスDC30	2,343,164,212円
マイバランスDC50	1,844,130,707円
マイバランスDC70	1,485,817,536円
野村DC外国債券インデックスファンド	10,218,592,487円
野村DC運用戦略ファンド	3,097,786,223円
野村DC運用戦略ファンド（マイルド）	355,548,800円
マイターゲット2050（確定拠出年金向け）	447,307,985円
マイターゲット2030（確定拠出年金向け）	1,069,074,834円
マイターゲット2040（確定拠出年金向け）	429,347,872円
野村世界6資産分散投信（DC）安定コース	28,139,585円
野村世界6資産分散投信（DC）インカムコース	68,238,398円
野村世界6資産分散投信（DC）成長コース	34,966,344円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2030	26,965,046円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2040	19,940,855円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2050	10,711,310円
マイターゲット2035（確定拠出年金向け）	384,612,636円
マイターゲット2045（確定拠出年金向け）	202,716,589円
マイターゲット2055（確定拠出年金向け）	129,169,895円
マイターゲット2060（確定拠出年金向け）	164,089,603円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2060	5,390,282円
マイターゲット2065（確定拠出年金向け）	62,744,063円
多資産分散投資ファンド（バランス10）（確定拠出年金向け）	62,533,985円
みらいバランス・株式10（富士通企業年金基金DC向け）	285,421,917円
野村DCバランスファンド（年金運用戦略タイプ）	74,678,383円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

新興国株式マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

（2023年8月17日現在）

資産の部	
流動資産	
預金	1,924,081,449
コール・ローン	706,377,068
株式	91,442,321,648
投資信託受益証券	3,939,779,157
投資証券	98,026,261
派生商品評価勘定	1,103,036
未収入金	3,873,725
未収配当金	286,973,856
差入委託証拠金	1,303,047,750
流動資産合計	99,705,583,950
資産合計	99,705,583,950
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	165,308,838
未払解約金	513,706,815

未払利息	1,026
その他未払費用	1,897,600
流動負債合計	680,914,279
負債合計	680,914,279
純資産の部	
元本等	
元本	57,707,992,738
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	41,316,676,933
元本等合計	99,024,669,671
純資産合計	99,024,669,671
負債純資産合計	99,705,583,950

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>株式</p> <p>原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>投資信託受益証券</p> <p>原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。</p> <p>投資証券</p> <p>原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>先物取引</p> <p>計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。</p> <p>為替予約取引</p> <p>計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。</p> <p>有価証券売買等損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p> <p>派生商品取引等損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p> <p>為替差損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>

(貸借対照表に関する注記)

2023年8月17日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.7160円
(10,000口当たり純資産額)	(17,160円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

2023年8月17日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	
ん。	
2. 時価の算定方法	
株式	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
投資信託受益証券	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
投資証券	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
派生商品評価勘定	
先物取引	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
派生商品評価勘定	
為替予約取引	
1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。	
①計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。	
②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。	
・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。	
・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。	
2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2023年8月17日現在		
期首		2023年2月18日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額		56,190,680,938円
同期中における追加設定元本額		5,424,210,851円
同期中における一部解約元本額		3,906,899,051円
期末元本額		57,707,992,738円
期末元本額の内訳*		
野村資産設計ファンド2015		16,922,676円
野村資産設計ファンド2020		19,134,795円
野村資産設計ファンド2025		29,074,404円
野村資産設計ファンド2030		48,837,829円
野村資産設計ファンド2035		48,350,784円
野村資産設計ファンド2040		88,370,127円
野村資産設計ファンド2045		20,150,224円
野村インデックスファンド・新興国株式		3,771,050,214円
ネクストコア		9,847,794円
野村インデックスファンド・海外5資産バランス		545,577,534円
野村資産設計ファンド2050		22,320,960円
野村ターゲットデートファンド2016	2026-2028年目標型	5,514,401円
野村ターゲットデートファンド2016	2029-2031年目標型	3,563,786円
野村ターゲットデートファンド2016	2032-2034年目標型	2,846,997円
野村ターゲットデートファンド2016	2035-2037年目標型	2,768,292円
インデックス・ブレンド(タイプI)		1,536,610円
インデックス・ブレンド(タイプII)		1,616,799円

インデックス・ブレンド (タイプⅢ)	12,141,925 円
インデックス・ブレンド (タイプⅣ)	4,129,668 円
インデックス・ブレンド (タイプⅤ)	14,670,233 円
野村つみたて外国株投信	6,551,484,182 円
野村外国株 (含む新興国) インデックス Aコース (野村投資一任口座向け)	971,084,297 円
野村外国株 (含む新興国) インデックス Bコース (野村投資一任口座向け)	2,057,637,703 円
世界6資産分散ファンド	121,260,138 円
野村資産設計ファンド2060	17,670,482 円
はじめてのNISA・全世界株式インデックス (オール・カントリー)	20,106,060 円
はじめてのNISA・新興国株式インデックス	2,625,062 円
NEXT FUNDS 新興国株式・MSCIエマージング・マーケット・インデックス (為替ヘッジなし) 連動型上場投信	1,294,164,026 円
ファンドラップ (ウエルス・スクエア) 外国株式	2,374,193,358 円
野村世界インデックス・バランス40VA (適格機関投資家専用)	3,431,031 円
ノムラFOFs用インデックスファンド・新興国株式 (適格機関投資家専用)	1,863,573,632 円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス (2%コース向け) (適格機関投資家専用)	686,286 円
野村新興国株式インデックスファンド (確定拠出年金向け)	37,195,845,726 円
野村DC運用戦略ファンド	394,180,954 円
野村DC運用戦略ファンド (マイルド)	27,102,425 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2030	25,529,252 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2040	26,324,336 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2050	19,782,695 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2060	15,848,873 円
多資産分散投資ファンド (バランス10) (確定拠出年金向け)	57,036,168 円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

新興国債券マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2023年8月17日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	76,415,983
コール・ローン	54,306,103
国債証券	35,326,065,629
派生商品評価勘定	225,305
未収入金	114,394,041
未収利息	406,719,209
前払費用	52,682,188
流動資産合計	36,030,808,458
資産合計	36,030,808,458
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	524,999
未払解約金	86,608,614
未払利息	78
その他未払費用	54,100
流動負債合計	87,187,791

負債合計	87,187,791
純資産の部	
元本等	
元本	17,067,051,758
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	18,876,568,909
元本等合計	35,943,620,667
純資産合計	35,943,620,667
負債純資産合計	36,030,808,458

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>

(貸借対照表に関する注記)

2023年8月17日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2.1060円
(10,000口当たり純資産額)	(21,060円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

2023年8月17日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	<p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
2. 時価の算定方法	<p>国債証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>派生商品評価勘定 為替予約取引 1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。 ①計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。 ②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。 ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートをを用いております。 ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。 2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2023年8月17日現在	
期首	2023年2月18日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	16,026,316,509円
同期中における追加設定元本額	4,039,040,720円
同期中における一部解約元本額	2,998,305,471円
期末元本額	17,067,051,758円
期末元本額の内訳*	
野村インデックスファンド・新興国債券・為替ヘッジ型	453,865,969円
ネクストコア	9,145,513円
野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型	983,701,126円
インデックス・ブレンド(タイプⅠ)	3,777,117円
インデックス・ブレンド(タイプⅡ)	2,653,067円
インデックス・ブレンド(タイプⅢ)	16,612,993円
インデックス・ブレンド(タイプⅣ)	5,310,672円
インデックス・ブレンド(タイプⅤ)	9,335,516円
野村外国債券(含む新興国)インデックス Aコース(野村投資一任口座向け)	1,821,442,635円
野村外国債券(含む新興国)インデックス Bコース(野村投資一任口座向け)	3,619,575,169円
NEXT FUNDS 新興国債券・J. P. モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス(為替ヘッジなし)連動型上場投信	1,286,928,880円
ファンドラップ(ウエルス・スクエア)外国債券	694,774,294円
野村世界インデックス・バランス40VA(適格機関投資家専用)	2,906,319円
ノムラ新興国債券インデックスファンドVA(適格機関投資家専用)	2,159,708円
新興国債券・インデックスF(適格機関投資家専用)	724,277,152円
オールウェザー・ファクターアロケーションMオープン投信(適格機関投資家専用)	313,831,552円
野村新興国債券インデックスファンド(確定拠出年金向け)	6,561,118,431円
野村DC運用戦略ファンド	364,841,897円
野村DC運用戦略ファンド(マイルド)	32,503,423円
多資産分散投資ファンド(バランス10)(確定拠出年金向け)	158,290,325円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

新興国債券(現地通貨建て)マザーファンド

貸借対照表

(単位:円)

(2023年8月17日現在)	
資産の部	
流動資産	
預金	73,545,992
コール・ローン	16,438,366
国債証券	9,021,112,829
未収利息	120,089,440
前払費用	9,940,573
流動資産合計	9,241,127,200
資産合計	9,241,127,200
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	102,411
前受収益	105,914

未払解約金	26,467,337
未払利息	23
その他未払費用	305,500
流動負債合計	26,981,185
負債合計	26,981,185
純資産の部	
元本等	
元本	5,487,919,872
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	3,726,226,143
元本等合計	9,214,146,015
純資産合計	9,214,146,015
負債純資産合計	9,241,127,200

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>

(貸借対照表に関する注記)

2023年8月17日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.6790円
(10,000口当たり純資産額)	(16,790円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

2023年8月17日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	<p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
2. 時価の算定方法	<p>国債証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>派生商品評価勘定 為替予約取引 1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。 ① 計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。 ② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。 ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。 ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。</p>

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2023年8月17日現在		2023年2月18日
期首		2023年2月18日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額		5,553,554,839円
同期中における追加設定元本額		788,249,728円
同期中における一部解約元本額		853,884,695円
期末元本額		5,487,919,872円
期末元本額の内訳*		
野村資産設計ファンド2015		10,205,483円
野村資産設計ファンド2020		11,531,123円
野村資産設計ファンド2025		17,169,203円
野村資産設計ファンド2030		26,112,697円
野村資産設計ファンド2035		20,880,983円
野村資産設計ファンド2040		33,903,492円
野村資産設計ファンド2045		6,769,479円
野村インデックスファンド・新興国債券		651,810,592円
ネクストコア		11,485,873円
野村インデックスファンド・海外5資産バランス		575,317,581円
野村資産設計ファンド2050		5,982,502円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型		2,217,021円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型		1,504,433円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型		1,019,912円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型		869,220円
インデックス・ブレンド(タイプI)		1,583,121円
インデックス・ブレンド(タイプII)		999,221円
インデックス・ブレンド(タイプIII)		10,439,203円
インデックス・ブレンド(タイプIV)		3,036,080円
インデックス・ブレンド(タイプV)		10,076,285円
世界6資産分散ファンド		127,870,219円
野村資産設計ファンド2060		3,042,241円
ノムラFOFs用インデックスファンド・新興国債券(適格機関投資家専用)		2,593,859,289円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス(2%コース向け)(適格機関投資家専用)		723,696円
オールウェザー・ファクターアロケーションMオープン投信(適格機関投資家専用)		304,855,634円
野村DC新興国債券(現地通貨建て)インデックスファンド		532,607,556円
野村DC運用戦略ファンド		455,739,161円
野村DC運用戦略ファンド(マイルド)		34,540,113円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2030		13,650,033円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2040		10,094,297円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2050		5,295,505円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2060		2,728,624円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

J-REITインデックス マザーファンド

貸借対照表

(単位:円)

(2023年8月17日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	1,131,229,844
投資証券	48,599,782,350
派生商品評価勘定	5,638,590
未収配当金	370,227,282
差入委託証拠金	90,168,210
流動資産合計	50,197,046,276
資産合計	50,197,046,276
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	6,226,420
未払金	16,567,675
未払解約金	14,788,946
未払利息	1,644
流動負債合計	37,584,685
負債合計	37,584,685
純資産の部	
元本等	
元本	18,953,721,661
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	31,205,739,930
元本等合計	50,159,461,591
純資産合計	50,159,461,591
負債純資産合計	50,197,046,276

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引 取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

2023年8月17日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2.6464円

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

2023年8月17日現在

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 時価の算定方法

投資証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

派生商品評価勘定

先物取引

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2023年8月17日現在

	2023年2月18日
期首	2023年2月18日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	18,069,199,879円
同期中における追加設定元本額	2,962,729,248円
同期中における一部解約元本額	2,078,207,466円
期末元本額	18,953,721,661円
期末元本額の内訳*	
野村世界6資産分散投信(安定コース)	1,748,260,475円
野村世界6資産分散投信(分配コース)	2,332,904,883円
野村世界6資産分散投信(成長コース)	1,298,389,208円
野村資産設計ファンド2015	13,316,231円
野村資産設計ファンド2020	15,057,726円
野村資産設計ファンド2025	19,218,700円
野村資産設計ファンド2030	22,734,346円
野村資産設計ファンド2035	21,791,891円
野村資産設計ファンド2040	44,254,400円
野村資産設計ファンド2045	7,661,765円
野村インデックスファンド・J-REIT	3,101,483,326円
ネクストコア	12,992,448円
野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型	1,191,240,506円
野村J-REITインデックス(野村SMA・EW向け)	1,489,398,270円
野村世界6資産分散投信(配分変更コース)	878,496,906円
野村資産設計ファンド2050	5,674,878円
インデックス・ブレンド(タイプI)	333,422円
インデックス・ブレンド(タイプII)	210,445円
インデックス・ブレンド(タイプIII)	2,639,243円
インデックス・ブレンド(タイプIV)	769,235円
インデックス・ブレンド(タイプV)	2,100,289円
野村6資産均等バランス	3,674,902,443円
野村世界REITインデックス Aコース(野村投資一任口座向け)	108,342,580円
野村資産設計ファンド2060	3,972,974円
ファンドラップ(ウエルス・スクエア)REIT	260,881,007円
ノムラFOFs用インデックスファンド・J-REIT(適格機関投資家専用)	127,258,938円
野村国内外マルチアセット(6資産)ファンド(適格機関投資家専用)	43,170,983円
J-REITインデックスファンド(適格機関投資家専用)	1,674,712,587円
野村国内外マルチアセット(6資産)オープン投信(適格機関投資家専用)	166,443,885円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス(2%コース向け)(適格機関投資家専用)	453,648円

オールウェザー・ファクターアロケーションMオープン投信（適格機関投資家専用）	11,379,921 円
野村DC運用戦略ファンド	518,733,412 円
野村DC運用戦略ファンド（マイルド）	44,616,856 円
野村世界6資産分散投信（DC）安定コース	14,137,858 円
野村世界6資産分散投信（DC）インカムコース	6,856,850 円
野村世界6資産分散投信（DC）成長コース	17,567,737 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2030	11,883,992 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2040	13,182,464 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2050	5,029,507 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2060	3,563,401 円
多資産分散投資ファンド（バランス10）（確定拠出年金向け）	37,702,025 円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

海外REITインデックス マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

（2023年8月17日現在）

資産の部	
流動資産	
預金	779,604,716
コール・ローン	65,157,204
投資証券	64,064,522,961
派生商品評価勘定	244,583
未収入金	7,343,566
未収配当金	129,321,672
差入委託証拠金	234,719,972
流動資産合計	65,280,914,674
資産合計	65,280,914,674
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	50,577,137
未払解約金	10,891,043
未払利息	94
その他未払費用	166,700
流動負債合計	61,634,974
負債合計	61,634,974
純資産の部	
元本等	
元本	19,854,354,188
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	45,364,925,512
元本等合計	65,219,279,700
純資産合計	65,219,279,700
負債純資産合計	65,280,914,674

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。</p> <p>為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。</p> <p>有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>為替差損益 約定日基準で計上しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>

(貸借対照表に関する注記)

2023年8月17日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	3,2849円
(10,000口当たり純資産額)	(32,849円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

2023年8月17日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	<p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
2. 時価の算定方法	<p>投資証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>派生商品評価勘定 先物取引 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>派生商品評価勘定 為替予約取引 1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。 ①計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。 ②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。 ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。 ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。 2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2023年8月17日現在	
期首	2023年2月18日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	18,272,411,167円
同期中における追加設定元本額	3,289,440,236円
同期中における一部解約元本額	1,707,497,215円
期末元本額	19,854,354,188円
期末元本額の内訳*	
野村世界6資産分散投信(安定コース)	1,406,902,825円
野村世界6資産分散投信(分配コース)	1,877,388,339円
野村世界6資産分散投信(成長コース)	1,044,872,006円
野村資産設計ファンド2015	10,716,018円
野村資産設計ファンド2020	12,117,629円
野村資産設計ファンド2025	15,466,153円
野村資産設計ファンド2030	18,295,347円
野村資産設計ファンド2035	17,536,952円
野村資産設計ファンド2040	35,613,590円
野村資産設計ファンド2045	6,165,766円
野村インデックスファンド・外国REIT	1,596,089,582円
ネクストコア	4,938,266円
野村インデックスファンド・海外5資産バランス	580,442,088円
野村世界6資産分散投信(配分変更コース)	701,199,550円
野村資産設計ファンド2050	4,566,829円
インデックス・ブレンド(タイプI)	533,546円
インデックス・ブレンド(タイプII)	842,169円
インデックス・ブレンド(タイプIII)	6,332,090円
インデックス・ブレンド(タイプIV)	2,153,242円
インデックス・ブレンド(タイプV)	7,592,696円
野村6資産均等バランス	2,957,358,751円
野村資産設計ファンド2060	3,197,231円
NEXT FUNDS 外国REIT・S&P先進国REIT指数(除く日本・為替ヘッジなし)連動型上場投信	5,526,993,667円
ファンドラップ(ウエルス・スクエア)REIT	2,680,177,629円
ノムラ海外REITインデックス・ファンドVA(適格機関投資家専用)	978,318,647円
ノムラFOF s用インデックスファンド・外国REIT(適格機関投資家専用)	69,204,097円
野村FOF s用・ターゲット・リターン・8資産バランス(2%コース向け)(適格機関投資家専用)	365,071円
野村DC運用戦略ファンド	197,481,844円
野村DC運用戦略ファンド(マイルド)	13,145,416円
野村世界6資産分散投信(DC)安定コース	11,377,372円
野村世界6資産分散投信(DC)インカムコース	5,518,016円
野村世界6資産分散投信(DC)成長コース	14,137,552円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2030	9,563,584円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2040	10,608,522円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2050	4,047,471円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2060	2,867,629円
多資産分散投資ファンド(バランス10)(確定拠出年金向け)	20,227,006円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

野村マネー マザーファンド

貸借対照表

(単位:円)

(2023年8月17日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	4,832,612,652
地方債証券	230,090,574
特殊債券	44,053,190
社債券	100,045,595
未収利息	193,374
前払費用	326,325
流動資産合計	5,207,321,710
資産合計	5,207,321,710
負債の部	
流動負債	
未払利息	7,025
流動負債合計	7,025
負債合計	7,025
純資産の部	
元本等	
元本	5,107,339,239
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	99,975,446
元本等合計	5,207,314,685
純資産合計	5,207,314,685
負債純資産合計	5,207,321,710

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	地方債証券、特殊債券、社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

2023年8月17日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.0196円
(10,000口当たり純資産額)	(10,196円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

2023年8月17日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	地方債証券、特殊債券、社債券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2023年 8月 17日現在	
期首	2023年 2月 18日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	4,740,562,738円
同期中における追加設定元本額	3,861,825,925円
同期中における一部解約元本額	3,495,049,424円
期末元本額	5,107,339,239円
期末元本額の内訳*	
野村世界業種別投資シリーズ (マネープール・ファンド)	1,167,080,836円
ノムラ・アジア・シリーズ (マネープール・ファンド)	68,496,125円
ネクストコア	2,282,012円
野村世界高金利通貨投信	34,318,227円
野村新世界高金利通貨投信	982,608円
欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド (欧州通貨コース)	982,609円
欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド (円コース)	982,609円
欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド (豪ドルコース)	982,609円
野村米国ハイ・イールド債券投信 (円コース) 毎月分配型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信 (米ドルコース) 毎月分配型	98,261円
野村米国ハイ・イールド債券投信 (ユーロコース) 毎月分配型	98,261円
野村米国ハイ・イールド債券投信 (豪ドルコース) 毎月分配型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信 (ブラジルリアルコース) 毎月分配型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信 (南アフリカランドコース) 毎月分配型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信 (トルコリラコース) 毎月分配型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信 (円コース) 年2回決算型	98,261円
野村米国ハイ・イールド債券投信 (米ドルコース) 年2回決算型	98,261円
野村米国ハイ・イールド債券投信 (ユーロコース) 年2回決算型	9,826円
野村米国ハイ・イールド債券投信 (豪ドルコース) 年2回決算型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信 (ブラジルリアルコース) 年2回決算型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信 (南アフリカランドコース) 年2回決算型	98,260円
野村米国ハイ・イールド債券投信 (トルコリラコース) 年2回決算型	98,261円
野村日本ブランド株投資 (円コース) 毎月分配型	982,609円
野村日本ブランド株投資 (豪ドルコース) 毎月分配型	982,608円
野村日本ブランド株投資 (ブラジルリアルコース) 毎月分配型	982,608円
野村日本ブランド株投資 (南アフリカランドコース) 毎月分配型	98,261円
野村日本ブランド株投資 (トルコリラコース) 毎月分配型	982,607円
野村日本ブランド株投資 (円コース) 年2回決算型	982,608円
野村日本ブランド株投資 (豪ドルコース) 年2回決算型	982,608円
野村日本ブランド株投資 (ブラジルリアルコース) 年2回決算型	982,608円
野村日本ブランド株投資 (南アフリカランドコース) 年2回決算型	98,260円
野村日本ブランド株投資 (トルコリラコース) 年2回決算型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信 (円コース) 毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信 (豪ドルコース) 毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信 (ブラジルリアルコース) 毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信 (南アフリカランドコース) 毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信 (トルコリラコース) 毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信 (円コース) 年2回決算型	98,261円
野村新米国ハイ・イールド債券投信 (豪ドルコース) 年2回決算型	98,260円
野村新米国ハイ・イールド債券投信 (ブラジルリアルコース) 年2回決算型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信 (南アフリカランドコース) 年2回決算型	98,261円
野村新米国ハイ・イールド債券投信 (トルコリラコース) 年2回決算型	98,260円
野村新エマージング債券投信 (円コース) 毎月分配型	982,608円
野村新エマージング債券投信 (米ドルコース) 毎月分配型	98,261円
野村新エマージング債券投信 (豪ドルコース) 毎月分配型	982,607円

野村新エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型	982,608円
野村新エマージング債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型	98,261円
野村新エマージング債券投信（中国元コース）毎月分配型	982,607円
野村新エマージング債券投信（インドネシアルピアコース）毎月分配型	982,608円
野村新エマージング債券投信（円コース）年2回決算型	982,608円
野村新エマージング債券投信（米ドルコース）年2回決算型	98,261円
野村新エマージング債券投信（豪ドルコース）年2回決算型	98,260円
野村新エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型	982,608円
野村新エマージング債券投信（南アフリカランドコース）年2回決算型	9,826円
野村新エマージング債券投信（中国元コース）年2回決算型	982,608円
野村新エマージング債券投信（インドネシアルピアコース）年2回決算型	98,261円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（円コース）毎月分配型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（資源国通貨コース）毎月分配型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（アジア通貨コース）毎月分配型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（円コース）年2回決算型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（資源国通貨コース）年2回決算型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（アジア通貨コース）年2回決算型	984,834円
野村アジアCB投信（毎月分配型）	982,608円
野村グローバルCB投信（円コース）毎月分配型	984,543円
野村グローバルCB投信（資源国通貨コース）毎月分配型	984,543円
野村グローバルCB投信（アジア通貨コース）毎月分配型	984,543円
野村グローバルCB投信（円コース）年2回決算型	984,543円
野村グローバルCB投信（資源国通貨コース）年2回決算型	984,543円
野村グローバルCB投信（アジア通貨コース）年2回決算型	984,543円
ノムラ新興国債券ファンズ（野村SMA向け）	10,000円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（円コース）毎月分配型	984,252円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（米ドルコース）毎月分配型	98,261円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（豪ドルコース）毎月分配型	984,252円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型	984,252円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（円コース）年2回決算型	984,252円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（米ドルコース）年2回決算型	98,261円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（豪ドルコース）年2回決算型	984,252円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型	984,252円
野村日本ブランド株投資（資源国通貨コース）毎月分配型	982,609円
野村日本ブランド株投資（アジア通貨コース）毎月分配型	982,609円
野村日本ブランド株投資（資源国通貨コース）年2回決算型	982,609円
野村日本ブランド株投資（アジア通貨コース）年2回決算型	982,609円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（円コース）毎月分配型	982,607円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（資源国通貨コース）毎月分配型	982,607円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（アジア通貨コース）毎月分配型	982,608円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（円コース）年2回決算型	98,261円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（資源国通貨コース）年2回決算型	98,261円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（アジア通貨コース）年2回決算型	98,261円
野村米国ブランド株投資（円コース）毎月分配型	98,261円
野村米国ブランド株投資（資源国通貨コース）毎月分配型	983,768円
野村米国ブランド株投資（アジア通貨コース）毎月分配型	983,768円
野村米国ブランド株投資（円コース）年2回決算型	983,768円
野村米国ブランド株投資（資源国通貨コース）年2回決算型	983,768円
野村米国ブランド株投資（アジア通貨コース）年2回決算型	983,768円
ノムラ・グローバルトレンド（円コース）毎月分配型	983,672円
ノムラ・グローバルトレンド（資源国通貨コース）毎月分配型	983,672円
ノムラ・グローバルトレンド（アジア通貨コース）毎月分配型	983,672円
ノムラ・グローバルトレンド（円コース）年2回決算型	983,672円
ノムラ・グローバルトレンド（資源国通貨コース）年2回決算型	983,672円
ノムラ・グローバルトレンド（アジア通貨コース）年2回決算型	983,672円
野村テンプレートン・トータル・リターン Aコース	983,381円

野村テンプレートン・トータル・リターン Bコース	98,261円
野村テンプレートン・トータル・リターン Cコース	983,381円
野村テンプレートン・トータル・リターン Dコース	983,381円
野村米国ハイ・イールド債券投信(通貨セレクトコース)毎月分配型	982,609円
野村米国ハイ・イールド債券投信(通貨セレクトコース)年2回決算型	98,262円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信(通貨セレクトコース)毎月分配型	982,609円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信(通貨セレクトコース)年2回決算型	98,261円
野村グローバル高配当株プレミアム(円コース)毎月分配型	983,091円
野村グローバル高配当株プレミアム(通貨セレクトコース)毎月分配型	983,091円
野村グローバル高配当株プレミアム(円コース)年2回決算型	983,091円
野村グローバル高配当株プレミアム(通貨セレクトコース)年2回決算型	983,091円
野村アジアハイ・イールド債券投信(円コース)毎月分配型	982,898円
野村アジアハイ・イールド債券投信(通貨セレクトコース)毎月分配型	982,898円
野村アジアハイ・イールド債券投信(アジア通貨セレクトコース)毎月分配型	982,898円
野村アジアハイ・イールド債券投信(円コース)年2回決算型	982,898円
野村アジアハイ・イールド債券投信(通貨セレクトコース)年2回決算型	982,898円
野村アジアハイ・イールド債券投信(アジア通貨セレクトコース)年2回決算型	982,898円
野村豪ドル債オープン・プレミアム毎月分配型	982,801円
野村豪ドル債オープン・プレミアム年2回決算型	491,401円
野村グローバルREITプレミアム(円コース)毎月分配型	982,608円
野村グローバルREITプレミアム(通貨セレクトコース)毎月分配型	982,608円
野村グローバルREITプレミアム(円コース)年2回決算型	982,608円
野村グローバルREITプレミアム(通貨セレクトコース)年2回決算型	982,608円
野村日本高配当株プレミアム(円コース)毎月分配型	982,415円
野村日本高配当株プレミアム(通貨セレクトコース)毎月分配型	982,415円
野村日本高配当株プレミアム(円コース)年2回決算型	982,415円
野村日本高配当株プレミアム(通貨セレクトコース)年2回決算型	982,415円
野村高配当インフラ関連株プレミアム(円コース)毎月分配型	982,029円
野村高配当インフラ関連株プレミアム(通貨セレクトコース)毎月分配型	982,029円
野村高配当インフラ関連株プレミアム(円コース)年2回決算型	982,029円
野村高配当インフラ関連株プレミアム(通貨セレクトコース)年2回決算型	982,029円
野村カルミニャック・ファンド Aコース	981,547円
野村カルミニャック・ファンド Bコース	981,547円
野村通貨選択日本株投信(米ドルコース)毎月分配型	981,451円
野村通貨選択日本株投信(ユーロコース)毎月分配型	966円
野村通貨選択日本株投信(豪ドルコース)毎月分配型	177,539円
野村通貨選択日本株投信(ブラジルリアルコース)毎月分配型	398,357円
野村通貨選択日本株投信(トルコリラコース)毎月分配型	123,377円
野村通貨選択日本株投信(メキシコペソコース)毎月分配型	626,503円
野村通貨選択日本株投信(中国元コース)毎月分配型	23,859円
野村通貨選択日本株投信(インドネシアルピアコース)毎月分配型	27,600円
野村通貨選択日本株投信(インドルピーコース)毎月分配型	149,947円
野村通貨選択日本株投信(米ドルコース)年2回決算型	981,451円
野村通貨選択日本株投信(ユーロコース)年2回決算型	3,114円
野村通貨選択日本株投信(豪ドルコース)年2回決算型	132,547円
野村通貨選択日本株投信(ブラジルリアルコース)年2回決算型	100,946円
野村通貨選択日本株投信(トルコリラコース)年2回決算型	18,851円
野村通貨選択日本株投信(メキシコペソコース)年2回決算型	373,897円
野村通貨選択日本株投信(中国元コース)年2回決算型	13,042円
野村通貨選択日本株投信(インドネシアルピアコース)年2回決算型	14,308円
野村通貨選択日本株投信(インドルピーコース)年2回決算型	63,772円
野村エマージング債券プレミアム毎月分配型	981,451円
野村エマージング債券プレミアム年2回決算型	981,451円
ノムラ THE USA Aコース	981,258円
ノムラ THE USA Bコース	981,258円
野村日本ブランド株投資(米ドルコース)毎月分配型	9,809円

野村日本ブランド株投資（メキシコペソコース）毎月分配型	9,809円
野村日本ブランド株投資（米ドルコース）年2回決算型	9,809円
野村日本ブランド株投資（メキシコペソコース）年2回決算型	9,809円
野村アジアハイ・イールド債券投信（米ドルコース）毎月分配型	9,808円
野村アジアハイ・イールド債券投信（米ドルコース）年2回決算型	9,808円
野村米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）毎月分配型	9,808円
野村米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）年2回決算型	9,808円
野村米国ブランド株投資（米ドルコース）毎月分配型	9,807円
野村米国ブランド株投資（米ドルコース）年2回決算型	9,807円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（米ドルコース）毎月分配型	9,807円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（米ドルコース）年2回決算型	9,807円
野村グローバルボンド投信 Aコース	98,049円
野村グローバルボンド投信 Bコース	980,489円
野村グローバルボンド投信 Cコース	98,049円
野村グローバルボンド投信 Dコース	980,489円
野村グローバルボンド投信 Eコース	98,049円
野村グローバルボンド投信 Fコース	980,489円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）毎月分配型	9,805円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）毎月分配型	9,805円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）年2回決算型	9,805円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）年2回決算型	9,805円
野村高配当インフラ関連株ファンド（円コース）毎月分配型	9,803円
野村高配当インフラ関連株ファンド（米ドルコース）毎月分配型	980,297円
野村高配当インフラ関連株ファンド（通貨セレクトコース）毎月分配型	980,297円
野村高配当インフラ関連株ファンド（円コース）年2回決算型	9,803円
野村高配当インフラ関連株ファンド（米ドルコース）年2回決算型	980,297円
野村高配当インフラ関連株ファンド（通貨セレクトコース）年2回決算型	9,803円
ノムラ新興国債券ファンズ（野村SMA・EW向け）	9,801円
野村ブルーベイ・トータルリターンファンド（野村SMA・EW向け）	9,801円
グローバル・ストック Aコース	97,953円
グローバル・ストック Bコース	979,528円
グローバル・ストック Cコース	97,953円
グローバル・ストック Dコース	116,529円
野村グローバル・クオリティ・グロース Aコース（野村SMA・EW向け）	9,794円
野村グローバル・クオリティ・グロース Bコース（野村SMA・EW向け）	9,794円
野村MFSグローバル・リサーチ・フォーカス株式 Aコース（野村SMA・EW向け）	9,794円
野村MFSグローバル・リサーチ・フォーカス株式 Bコース（野村SMA・EW向け）	9,794円
野村ファンドラップ債券プレミア	9,795円
野村ファンドラップオルタナティブプレミア	9,795円
野村PIMCO米国投資適格債券戦略ファンド（為替ヘッジあり）毎月分配型	9,797円
野村PIMCO米国投資適格債券戦略ファンド（為替ヘッジあり）年2回決算型	9,797円
野村ウエスタン・世界債券戦略ファンド Aコース	9,797円
野村ウエスタン・世界債券戦略ファンド Bコース	9,797円
野村ウエスタン・世界債券戦略ファンド Cコース	9,797円
野村ウエスタン・世界債券戦略ファンド Dコース	9,797円
（年3%目標払出）のむラップ・ファンド（普通型）	98,001円
（年6%目標払出）のむラップ・ファンド（普通型）	98,001円
野村ブラックロック循環経済関連株投信 Aコース	98,011円
野村ブラックロック循環経済関連株投信 Bコース	98,011円
野村環境リーダーズ戦略ファンド Aコース	98,020円
野村環境リーダーズ戦略ファンド Bコース	98,020円
マイライフ・エール（資産成長型）	98,049円
マイライフ・エール（年2%目標払出型）	98,049円
マイライフ・エール（年6%目標払出型）	98,049円

野村PIMCO・トレンド戦略ファンド Aコース	98,059円
野村PIMCO・トレンド戦略ファンド Bコース	98,059円
ノムラスマートプレミアムファンドハイブリッド30 (非課税適格機関投資家専用)	1,248,281,712円
ノムラスマートプレミアムファンドハイブリッド50 (適格機関投資家転売制限付)	158,756,834円
野村日経225ターゲット (公社債運用移行型) Kプライス (適格機関投資家専用)	1,486,454,639円
野村アンジェロ・ゴードンBDCファンド (為替ヘッジあり) 2210 (適格機関投資家転売制限付)	730,584,834円
野村DC運用戦略ファンド	85,180,134円
野村DCテンプレトン・トータル・リターン Aコース	9,818円
野村DCテンプレトン・トータル・リターン Bコース	9,818円
野村DC運用戦略ファンド (マイルド)	7,492,405円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

野村DC運用戦略ファンド

2023年9月29日現在

I 資産総額	45,583,468,651円
II 負債総額	8,305,789,233円
III 純資産総額 (I - II)	37,277,679,418円
IV 発行済口数	35,265,192,857口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.0571円

(参考) 国内株式マザーファンド

2023年9月29日現在

I 資産総額	677,611,244,365円
II 負債総額	91,441,436,226円
III 純資産総額 (I - II)	586,169,808,139円
IV 発行済口数	226,854,520,724口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	2.5839円

(参考) 国内債券マザーファンド

2023年9月29日現在

I 資産総額	20,576,072,000円
II 負債総額	384,465,161円
III 純資産総額 (I - II)	20,191,606,839円
IV 発行済口数	15,732,863,669口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.2834円

(参考) 外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド

2023年9月29日現在

I 資産総額	1,782,587,235,480円
II 負債総額	9,826,208,340円
III 純資産総額 (I - II)	1,772,761,027,140円
IV 発行済口数	322,470,135,026口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	5.4974円

(参考) 外国債券マザーファンド

2023年9月29日現在

I 資産総額	771,662,804,367円
II 負債総額	3,852,613,471円
III 純資産総額 (I - II)	767,810,190,896円
IV 発行済口数	282,673,641,422口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	2.7162円

(参考) 新興国株式マザーファンド

2023年9月29日現在

I 資産総額	99,575,720,239円
II 負債総額	540,544,098円
III 純資産総額 (I - II)	99,035,176,141円
IV 発行済口数	58,072,109,335口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.7054円

(参考) 新興国債券マザーファンド

2023年9月29日現在

I 資産総額	34,476,963,657円
II 負債総額	82,917,540円
III 純資産総額 (I - II)	34,394,046,117円
IV 発行済口数	16,421,635,411口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	2.0944円

(参考) 新興国債券(現地通貨建て)マザーファンド

2023年9月29日現在

I 資産総額	9,185,168,205円
II 負債総額	15,465,929円
III 純資産総額 (I - II)	9,169,702,276円
IV 発行済口数	5,531,467,932口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.6577円

(参考) J-REITインデックス マザーファンド

2023年9月29日現在

I 資産総額	52,605,864,676円
II 負債総額	1,644,395,495円
III 純資産総額 (I - II)	50,961,469,181円
IV 発行済口数	19,095,711,446口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	2.6687円

(参考) 海外REITインデックス マザーファンド

2023年9月29日現在

I 資産総額	63,849,499,301円
II 負債総額	162,156,702円
III 純資産総額 (I - II)	63,687,342,599円
IV 発行済口数	20,027,382,127口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	3.1800円

(参考) 野村マネー マザーファンド

2023年9月29日現在

I 資産総額	4,437,623,521円
II 負債総額	32,091,630円
III 純資産総額 (I - II)	4,405,531,891円
IV 発行済口数	4,321,141,723口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.0195円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2023年9月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

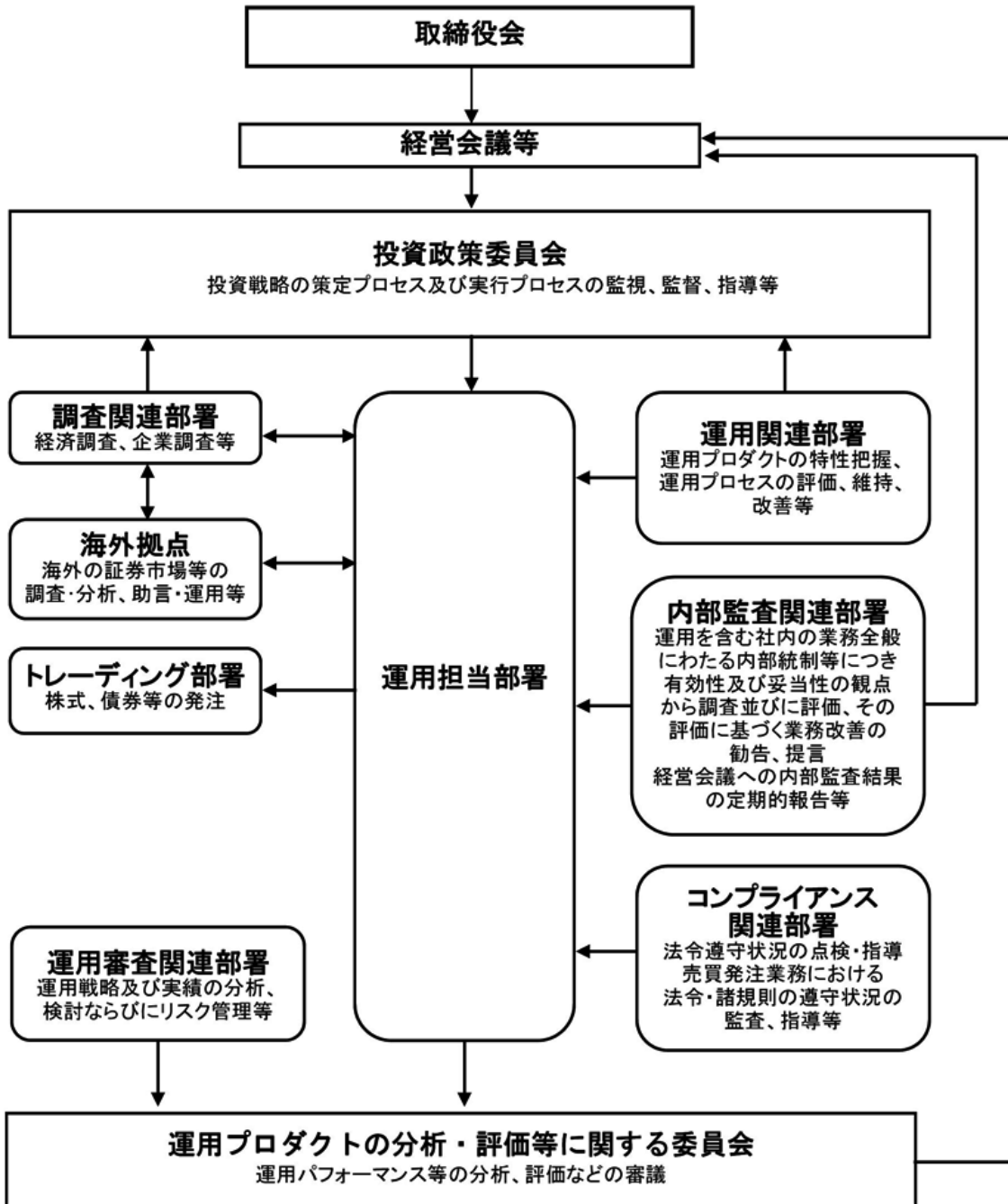
代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b) 投資信託の運用体制



2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2023年8月31日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	1,013	45,319,867
単位型株式投資信託	183	684,350
追加型公社債投資信託	14	6,826,247
単位型公社債投資信託	474	1,009,460
合計	1,684	53,839,924

3 【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号)により作成しております。
2. 財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、事業年度(2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで)の財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年6月9日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 湯原 尚

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水永 真太郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第64期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財

務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (2022年3月31日)		当事業年度 (2023年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			2,006		1,865
金銭の信託			35,894		42,108
有価証券			29,300		21,900
前払金			11		11
前払費用			454		775
未収入金			694		1,775
未収委託者報酬			27,176		26,116
未収運用受託報酬			4,002		3,780
短期貸付金			1,835		1,001
未収還付法人税等			-		2,083
その他			57		84
貸倒引当金			△15		△15
流動資産計			101,417		101,486
固定資産					
有形固定資産			1,744		1,335
建物	※2	1,219		906	
器具備品	※2	525		428	
無形固定資産			5,210		5,563
ソフトウェア		5,209		5,562	
その他		0		0	
投資その他の資産			16,067		16,336
投資有価証券		2,201		1,793	
関係会社株式		9,214		10,025	
長期差入保証金		443		520	
長期前払費用		13		10	
前払年金費用		1,297		1,553	
繰延税金資産		2,784		2,340	
その他		112		92	
固定資産計			23,023		23,235
資産合計			124,440		124,722

		前事業年度 (2022年3月31日)		当事業年度 (2023年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
預り金			120		124
未払金			17,615		17,879
未払収益分配金		0		0	
未払償還金		17		57	
未払手数料		8,357		8,409	
関係会社未払金		8,149		8,911	
その他未払金		1,089		500	
未払費用	※1		9,512		9,682
未払法人税等			1,319		1,024
前受収益			22		22
賞与引当金			4,416		3,635
その他			121		46
流動負債計			33,127		32,414
固定負債					
退職給付引当金			3,194		2,940
時効後支払損引当金			588		595
資産除去債務			1,123		1,123
固定負債計			4,905		4,659
負債合計			38,033		37,074
(純資産の部)					
株主資本			86,232		87,419
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			55,322		56,509
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		54,637		55,823	
別途積立金		24,606		24,606	
繰越利益剰余金		30,030		31,217	
評価・換算差額等			174		229
その他有価証券評価差額金			174		229
純資産合計			86,407		87,648
負債・純資産合計			124,440		124,722

(2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			115,733		113,491
運用受託報酬			17,671		18,198
その他営業収益			530		331
営業収益計			133,935		132,021
営業費用					
支払手数料			39,087		38,684
広告宣伝費			804		1,187
公告費			0		0
調査費			26,650		29,050
調査費		4,867		6,045	
委託調査費		21,783		23,004	
委託計算費			1,384		1,363
営業雑経費			3,094		3,302
通信費		72		89	
印刷費		918		903	
協会費		79		83	
諸経費		2,023		2,225	
営業費用計			71,021		73,587
一般管理費					
給料			12,033		11,316
役員報酬		229		226	
給料・手当		7,375		7,752	
賞与		4,427		3,337	
交際費			47		78
寄付金			73		115
旅費交通費			65		283
租税公課			1,049		963
不動産賃借料			1,432		1,232
退職給付費用			1,212		829
固定資産減価償却費			2,525		2,409
諸経費			11,116		12,439
一般管理費計			29,556		29,669
営業利益			33,357		28,763

		前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	※ 1	3,530		7,645	
受取利息		10		45	
為替差益		-		49	
その他		1,268		637	
営業外収益計			4,809		8,377
営業外費用					
金銭の信託運用損		1,387		1,736	
時効後支払損引当金繰入額		12		10	
為替差損		23		-	
その他		266		8	
営業外費用計			1,689		1,755
經常利益			36,477		35,385
特別利益					
投資有価証券等売却益		26		10	
株式報酬受入益		53		46	
固定資産売却益		9		-	
資産除去債務履行差額		141		-	
特別利益計			230		57
特別損失					
投資有価証券等売却損		0		16	
関係会社株式評価損		727		-	
固定資産除却損	※ 2	374		52	
資産除去債務履行差額		0		-	
事務所移転費用		54		-	
特別損失計			1,158		69
税引前当期純利益			35,549		35,374
法人税、住民税及び事業税			10,474		8,890
法人税等調整額			171		419
当期純利益			24,904		26,064

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,395	56,686	87,596
当期変動額									
剰余金の配当							△26,268	△26,268	△26,268
当期純利益							24,904	24,904	24,904
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△1,364	△1,364	△1,364
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,030	55,322	86,232

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	57	57	87,654
当期変動額			
剰余金の配当			△26,268
当期純利益			24,904
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	116	116	116
当期変動額合計	116	116	△1,247
当期末残高	174	174	86,407

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利益剰余金合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			
		別途積立金	繰越利益剰余金						
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,030	55,322	86,232
当期変動額									
剰余金の配当							△24,877	△24,877	△24,877
当期純利益							26,064	26,064	26,064
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,186	1,186	1,186
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,217	56,509	87,419

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	174	174	86,407
当期変動額			
剰余金の配当			△24,877
当期純利益			26,064
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	54	54	54
当期変動額合計	54	54	1,240
当期末残高	229	229	87,648

[重要な会計方針]

<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 市場価格のない … 時価法 株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない … 移動平均法による原価法 株式等</p>						
<p>2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法</p>	<p>時価法</p>						
<p>3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p>	<p>時価法</p>						
<p>4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準</p>	<p>外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>						
<p>5. 固定資産の減価償却の方法</p>	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。</p> <table border="0" data-bbox="671 936 1050 1025"> <tr> <td>建物</td> <td>6年</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>6～15年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4～15年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p>	建物	6年	附属設備	6～15年	器具備品	4～15年
建物	6年						
附属設備	6～15年						
器具備品	4～15年						
<p>6. 引当金の計上基準</p>	<p>(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p>						

7. 収益及び費用の計上基準

当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

① 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

② 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

③ 成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

[会計上の見積りに関する注記]

該当事項はありません。

[会計方針の変更]

(時価の算定に関する会計基準の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。

これにより、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

なお、「金融商品関係」注記の金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項における投資信託に関する注記事項においては、時価算定会計基準適用指針第27-3項に従って、前事業年度に係るものについては記載しておりません。

[未適用の会計基準等]

該当事項はありません。

[注記事項]

◇ 貸借対照表関係

前事業年度末 (2022年3月31日)	当事業年度末 (2023年3月31日)
※1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,223 百万円	※1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,350 百万円
※2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 589 百万円 器具備品 618 <hr/> 合計 1,207	※2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 901 百万円 器具備品 657 <hr/> 合計 1,559

◇ 損益計算書関係

前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
※1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 3,525 百万円	※1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 7,634 百万円
※2. 固定資産除却損 建物 346 百万円 器具備品 28 ソフトウェア - <hr/> 合計 374	※2. 固定資産除却損 建物 0 百万円 器具備品 0 ソフトウェア 52 <hr/> 合計 52

◇ 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2021年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	26,268百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	5,100円
基準日	2021年3月31日
効力発生日	2021年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2022年5月18日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	24,877百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,830円
基準日	2022年3月31日
効力発生日	2022年6月30日

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2022年5月18日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	24,877百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,830円
基準日	2022年3月31日
効力発生日	2022年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023年5月23日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	55,782百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	10,830円
基準日	2023年3月31日
効力発生日	2023年6月30日

◇ 金融商品関係

前事業年度（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、当社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	35,894	35,894	-
資産計	35,894	35,894	-
(2) その他（デリバティブ取引）	121	121	-
負債計	121	121	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、有価証券、短期貸付金、未払金、未払費用、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	前事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（※）1. 2	9,529
組合出資金等	1,886
合計	11,415

(※) 1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

2 非上場株式等について、前事業年度において727百万円減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	2,006	-	-	-
金銭の信託	35,894	-	-	-
未収委託者報酬	27,176	-	-	-
未収運用受託報酬	4,002	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	29,300	-	-	-
短期貸付金	1,835			
合計	100,215	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他） （※）	-	1,736	-	1,736
資産計	-	1,736	-	1,736
デリバティブ取引（通貨関連）	-	121	-	121
負債計	-	121	-	121

（※）時価算定適用指針第26項に従い経過措置を適用し、投資信託を主要な構成物とする金銭の信託34,157百万円は表中に含まれておりません。

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	42,108	42,108	-
資産計	42,108	42,108	-
(2) その他（デリバティブ取引）	46	46	-
負債計	46	46	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、有価証券、短期貸付金、未払金、未払費用、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	当事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（※）	10,261
組合出資金等	1,557
合計	11,819

(※) 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	1,865	-	-	-
金銭の信託	42,108	-	-	-
未収委託者報酬	26,116	-	-	-
未収運用受託報酬	3,780	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	21,900	-	-	-
短期貸付金	1,001			
合計	96,772	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	42,108	-	42,108
資産計	-	42,108	-	42,108
デリバティブ取引（通貨関連）	-	46	-	46
負債計	-	46	-	46

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

◇ 有価証券関係

前事業年度（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

1. 売買目的有価証券(2022 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2022 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2022 年 3 月 31 日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	前事業年度 (百万円)
子会社株式	9,107
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2022 年 3 月 31 日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 譲渡性預金	29,300	29,300	-
小計	29,300	29,300	-
合計	29,300	29,300	-

※市場価格のない株式等（貸借対照表計上額 315 百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額 1,886 百万円）は、記載していません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

1. 売買目的有価証券(2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2023 年 3 月 31 日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	9,919
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2023 年 3 月 31 日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 譲渡性預金	21,900	21,900	-
小計	21,900	21,900	-
合計	21,900	21,900	-

※市場価格のない株式等（貸借対照表計上額 235 百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額 1,557 百万円）は、記載していません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	66	-	16
合計	66	-	16

◇ デリバティブ取引関係

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	1,714	-	△121	△121

当事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	952	-	△46	△46

◇ 退職給付関係

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	
1. 採用している退職給付制度の概要	
当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。	
2. 確定給付制度	
(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	
退職給付債務の期首残高	23,270 百万円
勤務費用	961
利息費用	176
数理計算上の差異の発生額	△1,521
退職給付の支払額	△904
その他	△14
退職給付債務の期末残高	21,967
(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表	
年金資産の期首残高	19,349 百万円
期待運用収益	454
数理計算上の差異の発生額	△258
事業主からの拠出額	814
退職給付の支払額	△672
年金資産の期末残高	19,687
(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表	
積立型制度の退職給付債務	18,807 百万円
年金資産	△19,687
	△879
非積立型制度の退職給付債務	3,159
未積立退職給付債務	2,279
未認識数理計算上の差異	△489
未認識過去勤務費用	106
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,896
退職給付引当金	3,194
前払年金費用	△1,297
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,896
(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	961 百万円
利息費用	176
期待運用収益	△454
数理計算上の差異の費用処理額	322
過去勤務費用の費用処理額	△45
確定給付制度に係る退職給付費用	959
(5) 年金資産に関する事項	
①年金資産の主な内容	
年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。	
債券	51%
株式	32%
生保一般勘定	10%
生保特別勘定	6%
その他	1%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企业年金制度の割引率	0.9%
退職一時金制度の割引率	0.6%
長期期待運用収益率	2.35%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、197百万円でした。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	21,967 百万円
勤務費用	853
利息費用	188
数理計算上の差異の発生額	△1,476
退職給付の支払額	△1,133
その他	△83
退職給付債務の期末残高	20,314

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	19,687 百万円
期待運用収益	462
数理計算上の差異の発生額	△716
事業主からの拠出額	819
退職給付の支払額	△874
年金資産の期末残高	19,378

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	17,386 百万円
年金資産	△19,378
	△1,991
非積立型制度の退職給付債務	2,927
未積立退職給付債務	935
未認識数理計算上の差異	398
未認識過去勤務費用	53
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,387
退職給付引当金	2,940
前払年金費用	△1,553
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,387

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	853 百万円
利息費用	188
期待運用収益	△462
数理計算上の差異の費用処理額	127
過去勤務費用の費用処理額	△52
確定給付制度に係る退職給付費用	653

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	34%
株式	27%
生保一般勘定	11%
生保特別勘定	7%
その他	21%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮

しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企业年金制度の割引率	1.4%
-----------------	------

退職一時金制度の割引率	1.1%
-------------	------

長期期待運用収益率	2.35%
-----------	-------

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、202百万円でした。

◇ 税効果会計関係

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度末 (2022年3月31日)		当事業年度末 (2023年3月31日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
賞与引当金	1,381	賞与引当金	1,138
退職給付引当金	990	退職給付引当金	911
関係会社株式評価減	1,010	関係会社株式評価減	1,010
未払事業税	285	未払事業税	227
投資有価証券評価減	110	投資有価証券評価減	11
減価償却超過額	272	減価償却超過額	331
時効後支払損引当金	182	時効後支払損引当金	184
関係会社株式売却損	505	関係会社株式売却損	505
ゴルフ会員権評価減	92	ゴルフ会員権評価減	78
資産除去債務	348	資産除去債務	348
未払社会保険料	114	未払社会保険料	85
その他	84	その他	44
繰延税金資産小計	5,376	繰延税金資産小計	4,878
評価性引当額	△1,795	評価性引当額	△1,696
繰延税金資産合計	3,581	繰延税金資産合計	3,181
繰延税金負債		繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△233	資産除去債務に対応する除去費用	△171
関係会社株式評価益	△81	関係会社株式評価益	△84
その他有価証券評価差額金	△78	その他有価証券評価差額金	△102
前払年金費用	△402	前払年金費用	△481
繰延税金負債合計	△796	繰延税金負債合計	△840
繰延税金資産の純額	2,784	繰延税金資産の純額	2,340
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	31.0%	法定実効税率	31.0%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.9%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△6.4%
タックスヘイブン税制	1.8%	タックスヘイブン税制	2.1%
外国税額控除	△0.5%	外国税額控除	△0.6%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.4%	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.7%
その他	0.1%	その他	△0.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.9%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.3%

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

◇ 資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該不動産賃貸借契約期間とし、割引率は 0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：百万円)

	前事業年度		当事業年度	
	自 2021年4月1日	至 2022年3月31日	自 2022年4月1日	至 2023年3月31日
期首残高		1,371		1,123
有形固定資産の取得に伴う増加		48	-	
資産除去債務の履行による減少		△296		-
期末残高		1,123		1,123

◇ 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

区分	前事業年度 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)
委託者報酬	115,670 百万円
運用受託報酬	16,675 百万円
成功報酬（注）	1,058 百万円
その他営業収益	530 百万円
合計	133,935 百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

当事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

区分	当事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
委託者報酬	113,491 百万円
運用受託報酬	17,245 百万円
成功報酬（注）	952 百万円
その他営業収益	331 百万円
合計	132,021 百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針] 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

◇ セグメント情報等

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇ 関連当事者情報

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	ノムラ・エーエム・ファイナンス・インク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接 100%	資産の賃貸借	資金の貸付	3,427	短期貸付金	1,835
							資金の返済	1,709		
							貸付金利息	9	未収利息	4

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*1)	29,119	未払手数料	6,013

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株) (東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ノムラ・エー エム・ファイ ナンス・イン ク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接 100%	資産の賃貸借	資金の貸付	5,736	短期貸付 金	1,001
							資金の返済	6,489		
							貸付金利息	44	未収利息	11

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*1)	27,180	未払手数料	5,773

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株) (東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

◇ 1株当たり情報

前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
1株当たり純資産額	16,775円81銭	1株当たり純資産額	17,016円74銭
1株当たり当期純利益	4,835円10銭	1株当たり当期純利益	5,060円34銭
<p>潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p> <p>1株当たり当期純利益の算定上の基礎</p> <p>損益計算書上の当期純利益 24,904百万円</p> <p>普通株式に係る当期純利益 24,904百万円</p> <p>普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。</p> <p>普通株式の期中平均株式数 5,150,693株</p>		<p>潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p> <p>1株当たり当期純利益の算定上の基礎</p> <p>損益計算書上の当期純利益 26,064百万円</p> <p>普通株式に係る当期純利益 26,064百万円</p> <p>普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。</p> <p>普通株式の期中平均株式数 5,150,693株</p>	

4 【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

(1) 定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

約款

(野村 DC 運用戦略ファンド)

運用の基本方針

約款第 18 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目標に運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

国内株式マザーファンド受益証券、国内債券マザーファンド受益証券、外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド受益証券、外国債券マザーファンド受益証券、新興国株式マザーファンド受益証券、新興国債券マザーファンド受益証券、新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド受益証券、J-REIT インデックス マザーファンド受益証券、海外 REIT インデックス マザーファンド受益証券および野村マネー マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、為替予約取引等を主要取引対象とします。

(2) 投資態度

① 運用にあたっては、世界の様々な指標の動きを計量的なアプローチを用いて分析し、リスク水準※を一定範囲内程度に抑えつつ効率的に収益を獲得することを目指して、各マザーファンドへの投資比率および為替予約取引等のポジションを決定します。各マザーファンドへの投資比率および為替予約取引等のポジションは適宜見直しを行いません。なお、一部のマザーファンド受益証券への投資比率がゼロとなる場合があります。

※リスク水準とは、推定されるポートフォリオの変動の大きさのことです。

② 国内株式マザーファンド受益証券、外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド受益証券、新興国株式マザーファンド受益証券、J-REIT インデックス マザーファンド受益証券、海外 REIT インデックス マザーファンド受益証券への投資比率の合計は、原則として、信託財産の純資産総額の 50% 以内とします。

③ 為替予約取引等の利用については、外貨建資産の為替変動リスクを回避する目的（ヘッジ目的、代替ヘッジを含みます。）のほか、効率的に収益を獲得する目的（ヘッジ目的外）で活用します。なお、為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額は信託財産の純資産総額の 100% 以内とします。なお、実質的な外貨のエクスポージャーは、原則として、信託財産の純資産総額の 50% 以内となるように調整を行いません。

④ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ④ 外国為替予約取引等の利用はヘッジ目的に限定しません。

- ⑤ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ⑥ 同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ⑦ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑧ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑨ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みません。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
野村 DC 運用戦略ファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第 1 条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けません。

(信託の目的と金額)

第 2 条 委託者は、金 1 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 49 条第 1 項、第 50 条第 1 項、第 51 条第 1 項および第 53 条第 2 項の規定による解約の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第 5 条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第 7 条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については 1 億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 8 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 26 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円とします。

③ 前項の規定にかかわらず、受益者が第45条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

④ 第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第2項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口

座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があります、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条、第27条及び第31条に定めるものに限りません。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

ロ. 次に掲げるものをすべてみたす資産

・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの

・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの

・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第 16 条 委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である国内株式マザーファンド、国内債券マザーファンド、外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド、外国債券マザーファンド、新興国株式マザーファンド、新興国債券マザーファンド、新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド、J-REIT インデックスマザーファンド、海外 REIT インデックス マザーファンドおよび野村マネー マザーファンド（以下「各マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証書と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）

6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）

7. 投資法人債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）

8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。）

9. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）

10. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。）

11. コマーシャル・ペーパー

12. 新株引受権証券および新株予約権証券

13. 外国の者の発行する証券または証書で、第 1 号もしくは第 5 号の証券または証書の性質を有するプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの

14. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第 1 号から第 12 号の証券または証書の性質を有するもの

15. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
16. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
20. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
21. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
22. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第19号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第13号、第14号、第19号および第20号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第7号までの証券ならびに第13号、第14号、第19号および第20号の証券または証書のうち第2号から第7号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第15号および第16号の証券ならびに第19号の証券または証書のうち第15号および第16号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
 2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
 7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（前項に定める証券または証書を除きます。）
 8. 流動性のあるプリファード・セキュリティーズおよびこれらに類するもの（前項第13号に定める証券または証書を除きます。なお、前項第13号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
 9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および前項各号以外のもの
- ③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみ

なした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 前項において各マザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。

⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。以下本項および次項において同じ。）の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥ 前項において各マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。

(利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第32条において同じ。）、第32条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第21条、第25条、第26条、第29条および第37条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第21条、第25条、第26条、第29条および第37条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(投資する株式等の範囲)

第 19 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限)

第 20 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において各マザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。

(信用取引の指図範囲)

第 21 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図)

第 22 条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引

はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引および有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。以下同じ。）

（これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第24条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において各マザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(公社債の借入れ)

第 26 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第 1 項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第 27 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第 28 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第 29 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産と各マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④ 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第 30 条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(直物為替先渡取引の運用指図)

第31条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(信託業務の委託等)

第32条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第33条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第34条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をす

ることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第 35 条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 36 条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 37 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 38 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 39 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 40 条 この信託の計算期間は、毎年 2 月 18 日から翌年 2 月 17 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日より平成 25 年 2 月 18 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 41 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第 42 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

③ 信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用（債権回収に要する弁護士費用等を含む。）等（第 1 項に掲げる租税、諸費用および利息と合わせて以下「諸経費」といいます。）については、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 43 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 40 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 80 以内の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁し

ます。

(収益の分配方式)

第 44 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 45 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金（第 48 条第 3 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第 48 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として 6 営業日目から当該受益者に支払います。ただし、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象

国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

⑤ 前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第 46 条 受益者が、収益分配金については前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第 47 条 受託者は、収益分配金については第 45 条第 1 項に規定する支払開始日までに、償還金については第 45 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 45 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第 48 条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1 口単位もしくは 1 口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止

以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第 49 条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が 30 億口を下回った場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないません。

⑤ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 2 項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 50 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 54 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 51 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 54 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 52 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関す

る事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 53 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 54 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 54 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 55 条 この信託は、受益者が第 48 条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託

者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第49条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第56条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第56条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第57条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取扱い)

第58条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第59条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 第45条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第2条 第27条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」という。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」という。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日に

における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

② 第 27 条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいう。以下この項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいう。以下この項において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

③ 第 31 条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 24 年 2 月 28 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

(国内株式マザーファンド)

運用の基本方針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、東証株価指数(TOPIX)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行いません。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主としてわが国の株式に投資することにより、東証株価指数(TOPIX)の動きに連動する投資成果を目指します。

② 非株式割合(株式以外の資産への投資割合)は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。

③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資は行ないません。

③ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

④ 有価証券先物取引等は約款第16条の範囲で行ないます。

⑤ スワップ取引は約款第17条の範囲で行ないます。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。

⑦ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
国内株式マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第 1 条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第 2 条 委託者は、金 1,000 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金 2 兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 3 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 33 条第 1 項、第 33 条第 2 項、第 36 条第 1 項、第 37 条第 1 項および第 39 条第 2 項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第 4 条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 2 号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 4 条第 2 項第 12 号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第 5 条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第 6 条 委託者は、第 2 条第 1 項による受益権については、1,000 億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 7 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第 7 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第16条及び第17条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. （削除）

ロ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 株券、新株の引受権を表示する証券もしくは証書または新株予約権証券

2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

3. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前号の証券の性質を有するもの

4. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

5. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号の証券または証書を以下「株式」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2

条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(運用の基本方針)

第 13 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号口に規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(投資する株式の範囲)

第 14 条 委託者が投資することを指図する株式は、わが国の金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。

(信用取引の指図範囲)

第 15 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債（総称して「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第16条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所ならびに外国の金融商品取引所における邦貨建の株式、株価指数に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入貸付債権信託受益権および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第17条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純

資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 18 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、株式の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の保管)

第 19 条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第 20 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 21 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第22条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第23条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第24条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第25条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第26条 この信託の計算期間は、毎年5月11日から翌年5月10日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第27条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第28条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第29条 委託者および受託者は、この信託契約に関して信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第30条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第31条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第 32 条 委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第 33 条 委託者は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃の場合またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前 2 項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第 4 項から前項までの規定は、第 2 項の規定に基づいてこの信託を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第 34 条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第 35 条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 36 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 40 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 37 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 40 条第 4 項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 38 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 39 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 40 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第 40 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第 41 条 第 33 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 33 条第 4 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第 33 条第 3 項または前条第 2 項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第42条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第43条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第44条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第45条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成13年5月11日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者 野村信託銀行株式会社

(国内債券マザーファンド)

運用の基本方針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、NOMURA-BPI 国債指数の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主としてわが国の国債に投資することにより、NOMURA-BPI 国債指数の動きに連動する投資成果を目指します。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 外貨建資産への投資は行ないません。

② 有価証券先物取引等は約款第14条の範囲で行ないます。

③ スワップ取引は約款第15条の範囲で行ないます。

④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
国内債券マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第 1 条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第 2 条 委託者は、金 1,000 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金 1 兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、あらかじめ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 3 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 32 条第 1 項、第 32 条第 2 項、第 35 条第 1 項、第 36 条第 1 項および第 38 条第 2 項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第 4 条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 2 号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 4 条第 2 項第 12 号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第 5 条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第 6 条 委託者は、第 2 条第 1 項による受益権については、1,000 億円を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 7 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第 7 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとし、かつ、株式、出資証券、投資証券およびその他の資産でこれらの性質を有するものを除きます。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいひ、約款第14条及び第15条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. (削除)

ロ. 為替手形

ハ. (削除)

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 国債証券

2. 地方債証券

3. 特別の法律により法人の発行する債券

4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債券については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であつて当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債（総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限ります。）

5. コマーシャル・ペーパー
6. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前各号の証券の性質を有するもの
7. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ(3)に定めるものに限る)
8. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
9. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
10. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、第1号から第4号までの証券および第6号の証券のうち第1号から第4号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(前項に掲げるものを除く。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(運用の基本方針)

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行いません。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第14条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券

の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第15条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 16 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(保管業務の委任)

第 17 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第 17 条の 2 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第 18 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第 19 条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 20 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第 21 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 22 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第 23 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第 24 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 25 条 この信託の計算期間は、毎年 5 月 11 日から翌年 5 月 10 日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 3 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第 26 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第 27 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第 28 条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第 29 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第 30 条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第 31 条 委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第 32 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前 2 項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第 4 項から前項までの規定は、第 2 項の規定に基づいてこの信託を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第 33 条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第 34 条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 35 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 39 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第36条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第39条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第37条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第38条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第39条の規定にしたがい、委託者は新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第39条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第40条 第32条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第32条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第32条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第41条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第42条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第43条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第44条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成13年5月11日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号

委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号

受託者 野村信託銀行株式会社

(外国株式MSCI-KOKUSAI マザーファンド)

運用の基本方針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCI-KOKUSAI 指数 (円ベース・為替ヘッジなし) の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として外国の株式に投資することにより、MSCI-KOKUSAI 指数 (円ベース・為替ヘッジなし) の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

④ 有価証券先物取引等は約款第17条の範囲で行ないます。

⑤ スワップ取引は約款第18条の範囲で行ないます。

⑥ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑦ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

⑧ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑨ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等 (同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。) の利用は行ないません。

⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
外国株式MSCI-KOKUSAI マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金100億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金3兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第1項、第40条第2項、第43条、第44条第1項および第46条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については100億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

- ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
- ③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第17条及び第18条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. （削除）

ロ. 為替手形

ハ. （削除）

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）

6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定め

るものをいいます。)

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)

9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)

14. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)

15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)

16. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)

17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

18. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

19. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。)

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を

超えることとなる投資の指図をしません。

(運用の基本方針)

第 13 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(投資する株式等の範囲)

第 14 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、第 13 条の運用の基本方針の範囲内（新株引受権証券および新株予約権証券については、第 13 条の運用の基本方針に特別の規定がない場合、株式の範囲と同じものとする。）で、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限)

第 15 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用取引の指図範囲)

第 16 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第 17 条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の

金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第18条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第19条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社

債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第21条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第22条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

② 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第23条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(保管業務の委任)

第24条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第25条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第26条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第27条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第28条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をす

ることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第 29 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 30 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第 31 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第 32 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 33 条 この信託の計算期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は平成 14 年 2 月 22 日から平成 15 年 3 月 31 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 3 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第 34 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第 35 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第 36 条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第 37 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第 38 条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第 39 条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第 40 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前 2 項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第 4 項から前項までの規定は、第 2 項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第 41 条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、そ

の責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第42条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第44条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第45条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第47条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第 48 条 第 40 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 40 条第 4 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第 40 条第 3 項または前条第 2 項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第 49 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 13 条第 1 項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第 50 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第 51 条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 52 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 14 年 2 月 22 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

(外国債券マザーファンド)

運用の基本方針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として外国の公社債に投資することにより、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

② 有価証券先物取引等は約款第14条の範囲で行ないます。

③ スワップ取引は約款第15条の範囲で行ないます。

④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
外国債券マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第 1 条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第 2 条 委託者は、金 1,000 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金 3 兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 3 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 35 条第 1 項、第 35 条第 2 項、第 38 条、第 39 条第 1 項および第 41 条第 2 項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第 4 条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 2 号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 4 条第 2 項第 12 号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第 5 条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第 6 条 委託者は、第 2 条第 1 項による受益権については 1,000 億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 7 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第 7 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産（株式、出資証券、投資証券およびその他の資産でこれらの性質を有するものを除きます。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第14条及び第15条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. （削除）

ロ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券

2. 地方債証券

3. 特別の法律により法人の発行する債券

4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

5. コマーシャル・ペーパー

6. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの

7. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

8. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

9. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ（3）に定

めるものに限る)

10. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

11. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号から第4号までの証券および第6号の証券のうち第1号から第4号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(運用の基本方針)

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第14条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が 1 年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第 12 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第 12 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第 15 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすること

とができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 16 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第 17 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第 18 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

② 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第 19 条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(保管業務の委任)

第 20 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することが

できます。

(有価証券の保管)

第 20 条の 2 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第 21 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第 22 条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 23 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第 24 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 25 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第 26 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第 27 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式

の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 28 条 この信託の計算期間は、毎年 5 月 11 日から翌年 5 月 10 日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 3 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第 29 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第 30 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、第 16 条に規定する有価証券の貸付に係る事務の処理を第三者に委託した場合に要する費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第 31 条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第 32 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第 33 条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第 34 条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第 35 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前 2 項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第 4 項から前項までの規定は、第 2 項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第 36 条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第 37 条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 38 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 42 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 39 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 42 条第 4 項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 40 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 41 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 42 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第 42 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第 43 条 第 35 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 35 条第 4 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第 35 条第 3 項または前条第 2 項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第 44 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 13 条第 1 項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第 45 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第 46 条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 47 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 13 年 5 月 11 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

(新興国株式マザーファンド)

運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とし、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

④ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

⑤ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

⑥ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

⑦ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑧ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑨ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超える

こととなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
新興国株式マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金50億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第42条第1項、第42条第2項、第43条第1項、第44条第1項および第46条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券（第9条第4項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第5条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については50億円を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

- ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
- ③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。
- ④ 前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。
- ⑤ 前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。
- ⑥ 第4項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。
- ⑦ 委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。
- ⑧ 第5項後段の規定により提出された受益証券は、第6項の規定による記載又は記録をした時において、無効となります。
- ⑨ 第4項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第18条、第19条及び第25条に定めるものに限ります。）に係る権利
 - ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
- ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形
- ロ. 次に掲げるものをすべてみだす資産
 - ・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類

似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの

- ・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
- ・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファードセキュリティーズおよびこれらに類するもの
13. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）

18. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
22. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書、第12号、第13号ならびに第18号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号、第13号ならびに第18号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（前項に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（前項第12号に定める証券または証書を除きます。なお、前項第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および前項各号以外のもの

③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(利害関係人等との取引等)

第13条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼

営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第26条において同じ。)、第26条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第21条および第23条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第21条および第23条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(投資する株式等の範囲)

第15条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限)

第16条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用取引の指図範囲)

第17条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができます。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図)

第 18 条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）および外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引ならびに株式に係る有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 4 号ハおよびニに掲げるものをいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

④ 第 1 項の店頭オプション取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、第 1 項の店頭オプション取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(スワップ取引の運用指図)

第 19 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引および金融商品取引法第 28 条第 8 項第 4 号ホに定める有価証券店頭指数等スワップ取引（これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担

保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第 20 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 21 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50% を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50% を超えないものとします。
 - ② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第 22 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第 23 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- ④ 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第 24 条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(直物為替先渡取引の運用指図)

第 25 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

- ② 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 3 条に定める信託期

間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(信託業務の委託等)

第26条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第27条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第28条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を

明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第 29 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 30 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第 31 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 32 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 33 条 この信託の計算期間は、毎年 5 月 11 日から翌年 5 月 10 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日から平成 21 年 5 月 11 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 3 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 34 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第 35 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第 36 条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第 37 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第 38 条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第 39 条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第 40 条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託の一部解約)

第 41 条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第 42 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第 1 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第44条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第45条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第47条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除

き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあって、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第48条 この信託は、受益者が第41条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第42条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第49条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第50条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第51条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第52条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 約款第25条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額についてあらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」という。)を受渡日として行った先

物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 20 年 6 月 20 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

(新興国債券マザーファンド)

運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

新興国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 新興国の公社債を主要投資対象とし、JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。なお、一部ローンに投資する場合があります。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）を含む市況動向や、その他資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

② デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

③ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
新興国債券マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金50億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第1項、第40条第2項、第41条第1項、第42条第1項および第44条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券（第9条第4項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第5条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については50億円を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第20条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

- ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
- ③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。
- ④ 前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。
- ⑤ 前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。
- ⑥ 第4項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。
- ⑦ 委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。
- ⑧ 第5項後段の規定により提出された受益証券は、第6項の規定による記載又は記録をした時において、無効となります。
- ⑨ 第4項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第15条、第16条、第18条及び第19条に定めるものに限りません。）に係る権利
 - ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
- ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券と

みなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
5. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの
8. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
9. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
10. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ(3)に定めるものに限ります。）
11. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号から第5号までの証券および第7号の証券または証書のうち第1号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 流動性のある外国の者に対する貸付債権

(利害関係人等との取引等)

第13条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第24条において同じ。）、第24条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第20条および第22条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができ

ます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第20条および第22条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(先物取引等の運用指図)

第15条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第16条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、

法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 17 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第 18 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(直物為替先渡取引の運用指図)

第 19 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

② 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、直物為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(公社債の借入れ)

第 20 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資

産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第21条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④ 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第23条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(信託業務の委託等)

第24条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること

4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

る業務

4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第25条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第26条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第27条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第28条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第29条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第30条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第31条 この信託の計算期間は、毎年5月11日から翌年5月10日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成21年5月11日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 3 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 32 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第 33 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用（債権回収に要する弁護士費用等を含む。）等については、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第 34 条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第 35 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第 36 条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第 37 条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第 38 条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託の一部解約)

第 39 条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第40条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第41条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第42条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第43条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 44 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 45 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 45 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 46 条 この信託は、受益者が第 39 条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者

に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第47条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第48条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第49条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第50条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 約款第18条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」という。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」という。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

② 約款第18条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいう。以下この項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいう。以下この項において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

③ 約款第19条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 20 年 6 月 20 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

(新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド）

運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

現地通貨建ての新興国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 現地通貨建ての新興国の公社債を主要投資対象とし、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。なお、現地通貨建て以外の通貨建ての新興国の公社債および償還金額等が新興国の債券や債券指数の価格に連動する効果を有するリンク債等に投資する場合があります。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

② デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

③ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金30億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第1項、第40条第2項、第41条第1項、第42条第1項および第44条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券（第9条第4項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第5条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については30億円を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第20条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

- ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
- ③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。
- ④ 前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。
- ⑤ 前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。
- ⑥ 第4項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。
- ⑦ 委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。
- ⑧ 第5項後段の規定により提出された受益証券は、第6項の規定による記載又は記録をした時において、無効となります。
- ⑨ 第4項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第15条、第16条、第18条及び第19条に定めるものに限ります。）に係る権利
 - ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
- ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券と

みなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
5. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの
8. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
9. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
10. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ(3)に定めるものに限ります。）
11. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号から第5号までの証券および第7号の証券または証書のうち第1号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 流動性のある外国の者に対する貸付債権

(利害関係人等との取引等)

第13条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第24条において同じ。）、第24条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第20条および第22条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができ

ます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第20条および第22条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(先物取引等の運用指図)

第15条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第16条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、

法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 17 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第 18 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(直物為替先渡取引の運用指図)

第 19 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

② 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、直物為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(公社債の借入れ)

第 20 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資

産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第21条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④ 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第23条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(信託業務の委託等)

第24条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

る業務

4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第25条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第26条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第27条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第28条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第29条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第30条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第31条 この信託の計算期間は、毎年2月19日から翌年2月18日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成23年2月18日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 3 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 32 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第 33 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用（債権回収に要する弁護士費用等を含む。）等については、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第 34 条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第 35 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第 36 条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第 37 条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第 38 条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託の一部解約)

第 39 条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第40条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第41条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第42条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第43条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 44 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 45 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 45 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 46 条 この信託は、受益者が第 39 条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者

に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第47条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第48条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第49条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第50条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 約款第18条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」という。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」という。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

② 約款第18条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいう。以下この項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいう。以下この項において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

③ 約款第19条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 22 年 8 月 23 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

(J-REIT インデックス マザーファンド)

運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、東証 REIT 指数（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の不動産投資信託証券※（以下「J-REIT」といいます。）を主要投資対象とします。

※わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

(2) 投資態度

① J-REIT の組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への直接投資は行ないません。

③ 株式への直接投資は行ないません。

④ 不動産投信指数先物取引は約款第 14 条の 2 の範囲で行ないません。

⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の 30%以内とします。ただし、東証 REIT 指数（配当込み）における時価の構成割合が 30%を超える J-REIT がある場合には、当該 J-REIT へ東証 REIT 指数（配当込み）における構成割合の範囲で投資することができるものとします。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑦ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
J-REIT インデックス マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第 1 条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第 2 条 委託者は、金 3 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金 800 億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 3 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 31 条第 1 項、第 31 条第 2 項、第 34 条第 1 項、第 35 条第 1 項および第 37 条第 2 項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第 4 条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 2 号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 4 条第 2 項第 12 号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第 5 条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第 6 条 委託者は、第 2 条第 1 項による受益権については 3 億円を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 7 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第 7 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 15 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

- ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
- ③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
- ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第14条の2に定めるものに限ります。）に係る権利
- ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
- ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
5. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものと

します。また、第 4 号および第 5 号の証券を以下「投資信託証券」といい、投資信託証券にかかる運用の指図は、次に掲げる要件を満たす不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。以下同じ。）に限り行なうことができるものとします。

イ. 上場または店頭登録（以下「上場等」といいます。）をしているもの（上場等の前の新規募集または売出し、もしくは上場等の後の追加募集または売出しに係るものを含む。）で、常時売却可能なものであること

ロ. 価格が日々発表されるなど、時価評価が可能なものであること

ハ. 決算時点における運用状況が開示されており、当該情報の入手が可能であること

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

(運用の基本方針)

第 13 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(同一銘柄の投資信託証券への投資制限)

第 14 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、原則として信託財産の純資産総額の 100 分の 30 を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、東証 REIT 指数（配当込み）における時価の構成割合がその 100 分の 30 を超える投資信託証券がある場合には、当該投資信託証券へ東証 REIT 指数（配当込み）における構成割合の範囲で投資の指図を行なうことができるものとします。

(先物取引の運用指図・目的・範囲)

第 14 条の 2 委託者は、信託財産が運用対象とする不動産投資信託証券の市場価格と運用の基本方針において目標とする投資成果との乖離を防止するため、わが国の不動産投信指数先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものであって、不動産投信指数を対象とするものをいいます。以下同じ。）および外国の金融商品取引所におけるこれと類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする不動産投資信託証券（以下「ヘッジ対象不動産投資信託証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象不動産投資信託証券の組入可能額（組入ヘッジ対象不動産投資信託証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る利払金および償還金を

加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る利払金および償還金等（信託財産が未収分配金および未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る分配金および配当金も含まれます。）ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

(公社債の借入れ)

第15条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(保管業務の委任)

第16条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(投資信託証券等の保管)

第17条 受託者は、信託財産に属する投資信託証券を、当該信託にかかる受益証券の保護預り契約等に基づいて、当該契約の相手方に預託し保管させることができます。

② 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第18条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第19条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理すること

があります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第 20 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 21 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第 22 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 23 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 24 条 この信託の計算期間は、毎年 6 月 11 日から翌年 6 月 10 日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日から平成 18 年 6 月 12 日までとし、最終計算期間の終了日は、第 3 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第 25 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第 26 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第 27 条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第 28 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第 29 条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第 30 条 委託者は、受益者の請求があつた場合には、一部解約を行ないます。解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第 31 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前 2 項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

⑦ 第 4 項から前項までの規定は、第 2 項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第 32 条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第 33 条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 34 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 38 条の規定に

したがいいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 35 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 38 条第 4 項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 36 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 37 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 38 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第 38 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第 39 条 第 31 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 31 条第 4 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第 31 条第 3 項または前条第 2 項に規定する

公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第40条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第41条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第42条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第43条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成17年5月27日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号

委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号

受託者 野村信託銀行株式会社

(海外 REIT インデックス マザーファンド)

運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）※の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

※S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）は、S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、ドルベース）を委託会社において円換算した指数です。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本を除く世界各国の不動産投資信託証券※（以下「REIT」といいます。）を主要投資対象とします。

※海外の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

(2) 投資態度

- ① REIT の組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。
- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 株式への直接投資は行ないません。
- ④ 不動産投信指数先物取引は約款第 14 条の 2 の範囲で行ないます。
- ⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の 30%以内とします。ただし、S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）における時価の構成割合が 30%を超える REIT がある場合には、当該 REIT を S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）における構成割合の範囲で投資することができるものとします。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑦ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
海外REITインデックス マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金20億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第34条第1項、第34条第2項、第37条第1項、第38条第1項および第40条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については20億円を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第15条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

- ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
- ③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第14条の2に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

5. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

7. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。また、第4号および第5号の証券を以下「投資信託証券」といい、投資信託証券にかかる運

用の指図は、次に掲げる要件を満たす不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。以下同じ。）に限り行なうことができるものとします。

イ. 上場または店頭登録（以下「上場等」といいます。）をしているもの（上場等の前の新規募集または売出し、もしくは上場等の後の追加募集または売出しに係るものを含む。）で、常時売却可能なものであること

ロ. 価格が日々発表されるなど、時価評価が可能なものであること

ハ. 決算時点における運用状況が開示されており、当該情報の入手が可能であること

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(運用の基本方針)

第 13 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(同一銘柄の投資信託証券への投資制限)

第 14 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、原則として信託財産の純資産総額の 100 分の 30 を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）における時価の構成割合が 30%を超える REIT がある場合には、当該 REIT を S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）における構成割合の範囲で投資することができるものとします。

(先物取引の運用指図・目的・範囲)

第 14 条の 2 委託者は、信託財産が運用対象とする不動産投資信託証券の市場価格と運用の基本方針において目標とする投資成果との乖離を防止するため、わが国の不動産投信指数先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものであって、不動産投信指数を対象とするものをいいます。以下同じ。）および外国の金融商品取引所におけるこれと類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする不動産投資信託証券（以下「ヘッジ対象不動産投資信託証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象不動産投資信託証券の組入可能額（組入ヘッジ対象不動産投資信託証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る利払金および償還金等（信託財産が未収分配

金および未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る分配金および配当金も含まれます。)ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

(公社債の借入れ)

第15条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第16条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第17条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

② 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第18条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(保管業務の委任)

第19条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(投資信託証券等の保管)

第20条 受託者は、信託財産に属する投資信託証券を、当該信託にかかる受益証券の保護預り契約等に基づいて、当該契約の相手方に預託し保管させることができます。

② 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。))および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同

じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第24条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第25条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第26条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第27条 この信託の計算期間は、毎年6月11日から翌年6月10日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成18年6月12日までとし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第28条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第29条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第30条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第31条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第32条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第33条 委託者は、受益者の請求があつた場合には、一部解約を行ないません。解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第34条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第35条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第36条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第37条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第41条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第38条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第41条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第39条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第40条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第41条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第41条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

(反対者の買取請求権)

第42条 第34条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第34条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第34条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第43条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第44条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第45条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第46条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 17 年 5 月 27 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

(野村マネー マザーファンド)

運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、本邦通貨表示の公社債等に投資を行ない、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

本邦通貨表示の短期有価証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券への投資により利息等収益の確保を図り、あわせてコール・ローンなどで運用を行なうことで流動性の確保を図ります。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資は行ないません。

② 外貨建資産への投資は行ないません。

③ 有価証券先物取引等は約款第 14 条の範囲で行ないます。

④ スワップ取引は約款第 15 条の範囲で行ないます。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
野村マネー マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第 1 条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第 2 条 委託者は、金 100 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金 1 兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 3 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 34 条第 1 項、第 34 条第 2 項、第 37 条第 1 項、第 38 条第 1 項および第 40 条第 2 項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第 4 条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 2 号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 4 条第 2 項第 12 号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第 5 条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第 6 条 委託者は、第 2 条第 1 項による受益権については、100 億円を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 7 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第 7 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の追加信託または信託契約の一部解約（以下「一部解約」といいます。）の処理を行なう前の信託財産の資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 16 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得たものとし、）から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を追加信託または一部解約を行なう前の受益権口数で除した金額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(信託日時異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとし、かつ、株式、出資証券、投資証券およびその他の資産でこれらの性質を有するものを除きます。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいひ、約款第14条及び第15条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. （削除）

ロ. 為替手形

ハ. （削除）

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 国債証券

2. 地方債証券

3. 特別の法律により法人の発行する債券

4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債券については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債（総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限ります。）

5. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
6. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
7. コマーシャル・ペーパー
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの
9. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
10. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ（3）に定めるものに限る）
11. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
13. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号から第6号までの証券および第8号の証券のうち第1号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(運用の基本方針)

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第14条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第15条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、

法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(公社債の借入れ)

第 16 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第 1 項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 17 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(保管業務の委任)

第 18 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第 19 条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第 20 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第 21 条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管す

ることがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第24条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第25条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第26条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第27条 この信託の計算期間は、毎年8月20日から翌年8月19日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第28条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委

託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第 29 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第 30 条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第 31 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第 32 条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第 33 条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の一部解約または追加信託の処理を行なう前の信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を一部解約または追加信託を行なう前の受益権総口数で除した金額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(信託契約の解約)

第 34 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前 2 項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

⑦ 第 4 項から前項までの規定は、第 2 項の規定に基づいてこの信託を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第35条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第36条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第37条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第41条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第38条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第41条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第39条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第40条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第41条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第41条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第42条 第34条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第34条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第34条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第43条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第44条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第45条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第46条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 14 年 8 月 20 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社